

自己点検評価報告書



平成24年3月

公立大学法人
滋賀県立大学

第1期中期目標期間を終えて

「キャンパスは琵琶湖。テキストは人間。」をモットーに「人が育つ」大学を目指して、平成7年に滋賀県立大学として開学してから17年が経過した。この間、大学や社会を取り巻く環境は大きく変化し、平成18年4月には本学は公立大学法人となったが、開学時に定めた目標を継承して、法人化による自主性・自律性を活かした大学づくりに取り組んできた。

地方独立行政法人法では、法人は設立団体の長が定める中期目標に対して中期計画および年度計画を策定し、その達成を目指すこととなっている。本学では、法人化に際して中期目標として示された教育・研究・地域貢献・産学官連携・国際交流等の質の向上、業務運営の改善・効率化、財務内容の改善、および自己点検・評価、情報公開に関する196項目について、「本学で培ってきた教育・研究・社会貢献活動を明確にしつつ、一層発展させる」、「総花的でなく、選択と集中を意識し、県立大学の特色・強みを打ち出す」、「教育・研究をはじめとした課題の遂行を『学生が育つ』という視点で検証する」、「地域・県民・産業・他大学等との連携・交流を常に視野に入れる」という4つを基本姿勢として、それらの達成に向けて総力を挙げて取り組んできた。

この6年間の振り返ると、法人化されるまでは滋賀県が直轄で管理する唯一の高等教育機関として優遇されてきたこともあり、しばらくの間は法人の自己責任で活動することが教職員に充分浸透せず、結果が出にくかったことは否めない。そのため、初年度の年度計画については教育に関する項目を中心に「充分に実施できていない」項目が数%あって、年度業務実績評価では「概ね計画通り進んでいる」との総合評価となったが、年度と共に順調に「充分に実施できていない」項目が減り、平成22年度にはゼロとなり「計画どおり進んでいる」との総合評価を受けることができた。この結果を踏まえると、第1期中期目標については数値目標も含めほぼ達成できたと自己評価をしている。

県法人評価委員会の実施要領によれば、大学の主要業務である教育研究に関する項目は「認証機関の評価を踏まえて評価する」となっていることから、本学では平成22年度に大学評価・学位授与機構の教育に関する認証評価を受けると共に、選択的評価事項である「研究活動の状況」および「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」についても評価を受け、「評価基準を満たしている」と判断された。ここでの評価項目は必ずしも中期目標の項目とは一致しないが、本学の多くの活動が優れた取組として取りあげられていることから、本学の活発な教育・研究・地域貢献・国際交流等が認められたと受け取っている。

第1期中期目標期間の終了に先立ち、本学の将来構想“USP2020ビジョン”を策定した。その中で「人が育つ」をより具体的に示した「知と実践力をそなえた人材」が育つことを目標として、教育を重視し、学生の満足度が高い大学、社会のグローバル化や時代の変化をとらえ、地域や産業界と連携し、創造的な研究に取り組む大学を将来像として掲げていることから、次期中期目標ではこれを基本として中期計画および年度計画を策定するものと思われる。

この報告書の第1部は、これらの成果を中心とした全学自己評価に関するものであって、中期目標の達成度の確認を行った。第2部では、大学機関別認証評価の状況と、指摘事項への対応方針を記載した。第3部は、学部等の自己評価で認証評価基準に基づき実施した平成20年度学部等自己評価および外部評価に対する指摘項目への対応状況を確認することを目的としたものである。

平成24年3月

公立大学法人滋賀県立大学
理事長 曾我 直弘

総目次

第1部	全学自己評価書	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2部	認証評価機関による 大学機関別認証評価の状況	・・・・・・・・・・・・・・・・	99
第3部	学部等自己評価書	・・・・・・・・・・・・・・・・	189

第1部

全学自己評価書



平成24年3月

目 次

I	はじめに	4
1	基本情報	
2	基本的な目標	
3	沿革	
4	組織図	
5	学生の状況	
6	役員等の状況	
7	教職員の状況	
II	第1期中期目標および中期計画の期間	10
III	第1期中期目標および中期計画ごとの自己評価	10
	第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標	10
	1 教育に関する目標	10
	(1) 教育の成果に関する目標	10
	ア 教育の目的および目標	
	イ 卒業後の進路等	
	ウ 教育の成果・効果の検証	
	(2) 教育の内容等に関する目標	14
	ア 入学者受入方針	
	イ 教育課程の編成	
	ウ 授業形態、学習指導方法等	
	エ 適切な成績評価等の実施	
	(3) 教育の実施体制等に関する目標	21
	ア 適切な教職員の配置等	
	イ 教育環境の整備	
	ウ 教育活動の評価および質の改善	
	エ 授業改善に効果的なFD活動の実施	
	(4) 学生への支援に関する目標	24
	ア 学習相談や生活相談、経済的支援	
	イ 就職支援	
	ウ 社会人学生・留学生等への支援	
	2 研究に関する目標	29
	(1) 研究水準および研究の成果等に関する目標	29
	ア 目指すべき研究の方向性	
	イ 大学として重点的に取り組む領域	
	ウ 成果の社会への還元	
	エ 研究の水準・成果の検証	

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標	・・・・・・・・・・	33
ア 適切な研究者等の配置		
イ 研究資金の配分システム		
ウ 研究に必要な設備等の活用・整備		
エ 知的財産の創出、取得、管理および活用		
オ 研究活動の評価および質の向上		
カ 県内諸機関との共同研究、学内外共同研究等		
3 社会との連携、国際交流等に関する目標	・・・・・・・・・・	37
(1) 地域社会との連携・協力、社会サービス等に関する目標		
(2) 産学官連携の推進に関する目標		
(3) 地域の大学等との連携・支援に関する目標		
(4) 諸外国との教育研究交流、教育研究活動に関連した国際貢献に関する目標		
第2 業務運営の改善および効率化に関する目標	・・・・・・・・・・	43
1 運営体制の改善に関する目標		
2 教育研究組織の見直しに関する目標		
3 人事の適正化に関する目標		
4 事務の効率化・合理化に関する目標		
第3 財務内容の改善に関する目標	・・・・・・・・・・	47
1 公正で効率的な財務運用に関する目標		
2 自己収入の増加に関する目標		
3 経費の抑制に関する目標		
4 資産の運用管理の改善に関する目標		
第4 自己点検・評価および当該状況に係る情報の提供に関する目標	・・・・・・・・・・	51
1 評価の充実に関する目標		
2 情報公開等の推進に関する目標		
第5 その他業務運営に関する重要目標	・・・・・・・・・・	53
1 施設や設備の整備・活用等に関する目標		
2 安全管理に関する目標		
3 人権の啓発に関する目標		
IV 各事業年度における業務実績	・・・・・・・・・・	56
1 業務実績		
「第1期中期目標期間各事業年度（平成18～22事業年度）に係る		
業務の実績に関する報告書」を参照		
2 年度ごとの評価一覧		

I はじめに

滋賀県立大学は、滋賀県立短期大学を前身とし、琵琶湖をとりまく自然と歴史・文化を育くみ、環境と調和した産業の発展を願う県民の期待を背負って、「キャンパスは琵琶湖。テキストは人間。」をモットーに平成7年度に3学部（環境科学部、工学部、人間文化学部）を擁して開学した。その後、平成11年度に各学部を基礎とした大学院博士前期課程（修士課程）、平成13年度に大学院博士後期課程を設置するとともに、平成15年度に人間看護学部、平成19年度に人間看護学研究科（修士課程）を設置し、現在は4学部4研究科を擁する総合大学である。

また、平成18年4月には、地方独立行政法人法に基づき公立大学法人として新たなスタートを切り、平成23年度末で第1期の中期目標期間を終えた。

1 基本情報

(1) 大学名 公立大学法人滋賀県立大学

(2) 所在地 滋賀県彦根市八坂町2500

(3) 学部等の構成

・学部等：

環境科学部、工学部、人間文化学部、人間看護学部、国際教育センター

・研究科：

環境科学研究科、工学研究科、人間文化学研究科、人間看護学研究科

・関連施設：

図書情報センター、環境管理センター、地域産学連携センター、地域づくり教育研究センター、環境共生システム研究センター

環境科学部附属：圃場実験施設、湖沼環境実験施設、集水域実験施設

工学部附属：実習工場、ガラス工学研究センター

人間看護学部附属：地域交流看護実践研究センター

2 基本的な目標

滋賀県立大学は、滋賀県における学術の中心として、未来を志向した高度な学芸と、悠久の歴史や豊かな自然、風土に培われた文化を深く教授研究するとともに、新しい時代を切り拓く広い視野と豊かな創造力、先進的な知識、技術を有する有為の人材を養成することを目的としている。

また、開かれた大学として、県民の知的欲求に応える生涯学習の機会の提供や地域環境の保全、学術文化の振興、産業の発展、人間の健康など、滋賀県の持続的発展の原動力として大きく寄与することを使命としている。

この大学設置の基本理念を踏まえ、次の基本的な目標を定める。

- ・「キャンパスは琵琶湖、テキストは人間」をモットーに、滋賀の豊かな自然の中で「環境と人間」をキーワードとした教育研究を推進する。

- ・少子高齢化、国際化、情報化の進展により、今後に求められる高等教育の多様化に対応して、学部や大学院を整備充実し、優れた人材を養成する機能を拡充する。
- ・公立大学として、地域の生涯学習の拠点および地域貢献、産学連携、国際貢献等の社会貢献機能の強化を目指す。

(1) 教育研究に関する目的

上記の基本的目標をもとに、大学の中期計画では、教育力の向上のために意欲と能力に優れた学生の確保、教授能力の向上、課外活動・就職などの学生支援の取り組みを、また、研究の質の向上のために戦略的研究の推進、研究費の評価配分などの取り組みを掲げている。

その基盤となる人材の養成に関する目的、その他の教育上の目的については、公立大学法人滋賀県立大学学部規程において次のとおり定めている。

(環境科学部) 琵琶湖とその周辺地域を主なフィールドとした実践的な環境教育を重視する。これを通して自然環境の総合的理解と問題解決、環境と調和した社会システムの構築、建築を取り巻く環境と地域の課題解決ならびに循環型社会を支える生物資源の適切な制御と管理のための理論と応用力を身につけた、創造性豊かな人材の養成を目的とする。

(工学部) 工学におけるそれぞれの分野において、人と自然環境に調和した新しい科学技術の創造と豊かな社会の構築を目指すために、幅広い基礎学力と高度な専門知識を兼ね備え、我が国および地域の文化と産業の発展に寄与し得る技術者、国際的な視野を持って世界的に活躍できる技術者ならびに社会の多様な方面で高度かつ専門的な知識を必要とする業務等に従事する人材の養成を目的とする。

(人間文化学部) 具体的な人間の活動である「生活」とその生活の場である「地域」を対象とする教育研究、体系的な生活デザイン論の構築と総合的能力の育成、食の総合的スペシャリストの養成と科学的基盤の形成、個と集団の発達のダイナミックスやコミュニケーションにかかわる教育研究等の各専門教育を提供し、幅広い教養をもつ人材の養成を目的とする。

(人間看護学部) 人間の生命に対する畏敬の念をもち、その尊厳と権利を尊重する豊かな人間性を備えた看護職としての資質を培い、生活様式の多様化、医療の高度化等に伴って求められる看護の専門職としての知識・技術を習得し、看護における理論と実践を行うことができる看護職者ならびに地域の特性を理解した上で生活実態に即した看護を創造することができる人材の養成を目的とする。

また、大学院各研究科における人材の養成に関する目的、その他の教育上の目的については、公立大学法人滋賀県立大学大学院研究科規程において次のとおり定めている。

(環境科学研究科) 人類の生存と持続的発展を可能にする自然環境の保全ならびに環境と調和した地域社会の構築を目指す学際的な研究を展開し教育を行うとともに、複数の専門分野の基本的理解を基礎に、環境科学分野の専門家として高度な専門的知識と技術を有する職業人、大学や法人等の研究機関および企業の開発部門における優れた研究者ならびに行政機関や社会の多様な方面で高度に専門的な知識

を必要とする業務等に従事する人材の養成を目的とする。

(工学研究科) ものづくりにおいて、人と自然環境に調和した新しい科学技術の創造と豊かな社会の構築を目指して、基礎教育を重視し、先進的な教育研究を行うとともに、工学におけるそれぞれの分野において、幅広い基礎学力と高度な専門知識を兼ね備え、幅広い応用能力をもって我が国産業の発展に寄与し得る技術者、世界の科学技術をリードできる独創性と学際的研究ができる研究者ならびに社会の多様な方面において高度で専門的な知識を必要とする業務等に従事する人材の養成を目的とする。

(人間文化学研究科) 高齢化とグローバル化が急速に進行する21世紀の新しい時代において、豊かな地域社会と、人間的な生活文化および生活スタイルの創造に寄与する教育研究を行うとともに、前期課程においては、学部教育の到達点を継承しつつ、広い視野と豊かな人間性、積極的な行動力を身につける研究者および専門的職業人の養成を目的とする。後期課程においては、最先端の諸科学が切り開いた地平にたつて、高度で専門的な知識と技能を有し、自立して共同の研究を推進しうる能力をもつ人材の養成を目的とする。

(人間看護学研究科) 少子高齢化、医療技術の進歩、価値観の多様化の中にあつて、人命・人権の尊厳に立脚し、豊かな人間生活と地域社会を支える看護と看護学の創造に貢献する教育研究を行うとともに、大学の教育理念を基盤に、豊かな感性・人間性と高度な専門職業人としての倫理観を備え、高等化・専門化していく看護学に要求される知識や技術を的確に修得し、発展させながら、実践の科学としての看護学を探究する研究者および高い能力をもつ高度専門職者の養成を目的とする。

(2) 社会貢献に関する目的

社会貢献については、「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する」を目指した教育・研究活動を通じて社会との連携を深めるという基本的な考え方にに基づき、組織的に推進するために、次の基本方針を定めている。

- 1 本学は、教育機能を広く社会に開放することにより、あらゆる世代の教育環境づくりに寄与するとともに、地方自治体・企業等との連携を通じて、高度専門職業人の養成を図り、地域社会に貢献する人材を育成するものとする。
- 2 本学は、自由な発想に基づく基礎研究から社会の要請に応える応用研究まで、創造的な研究を行い、その研究の成果を積極的に社会に還元するものとする。
- 3 本学は、共同研究・受託研究等による産業界との持続的な連携を重視するとともに、大学の有する知的・人的資源等を地域産業の振興および地域経済の発展に積極的に活用していくものとする。
- 4 本学は、県内の学術の中心として、滋賀県および県内市町の政策立案や地域活動等に関して連携・協力をを行い、活力ある地域づくりに積極的な役割を果たすものとする。また、本学が立地する彦根市において、大学間連携および産学官連携を推進することにより、彦根市が大学の街として発展するよう取り組むものとする。
- 5 本学は、社会貢献活動に対して組織的に取り組むものとし、教職員が活動を適切

に行えるよう、教職協働体制を構築するとともに、自己点検・評価を通じてその質の向上に努めるものとする。

3 沿革

平成4年9月 滋賀県立大学基本構想策定
(1992年)

平成7年4月 滋賀県立大学開学
(1995年)

平成8年3月 滋賀県立短期大学、工業・農業・家政部各科の閉科
(1996年)

平成8年4月 滋賀県立大学看護短期大学部（併設短期大学）開学
(1996年)

平成11年4月 大学院修士課程開設
(1999年) 環境科学研究科、工学研究科、人間文化学研究科

平成13年4月 大学院博士課程開設
(2001年) 環境科学研究科、工学研究科、人間文化学研究科

平成15年4月 人間看護学部開設
(2003年)

平成17年3月 看護短期大学部閉学
(2005年)

平成18年4月 公立大学法人滋賀県立大学設立
(2006年)

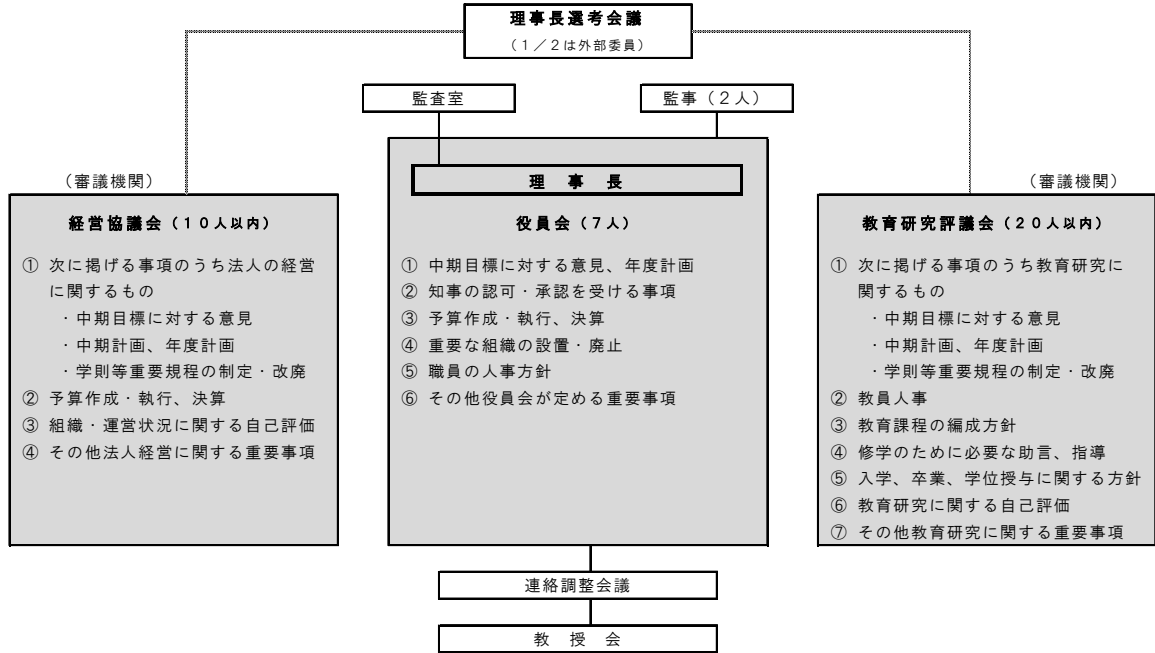
平成19年4月 大学院修士課程開設
(2007年) (人間看護学研究科)

平成20年4月 工学部に電子システム工学科を設置
(2008年) 環境科学部、人間文化学部の学科を再編

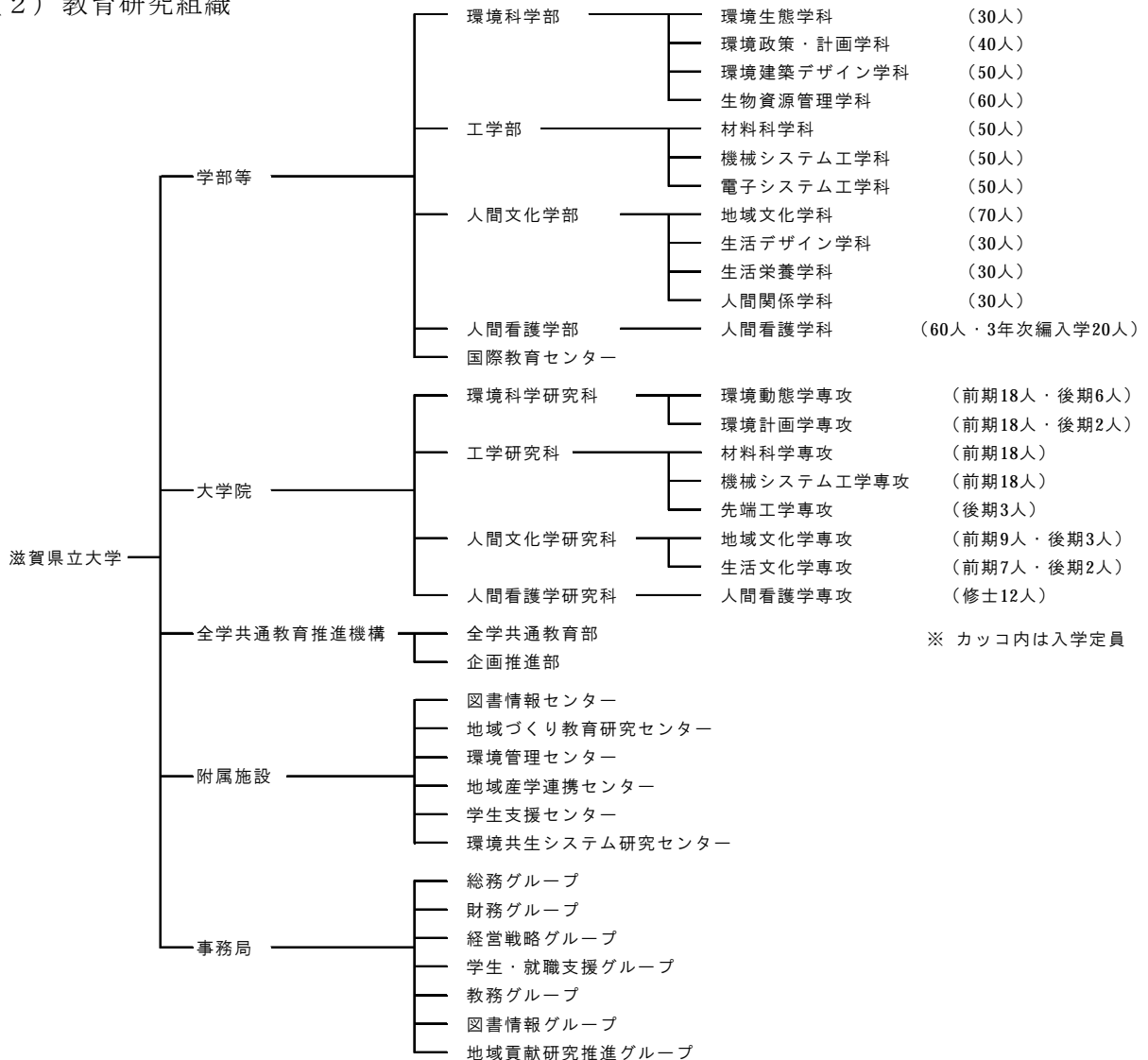
平成21年4月 大学院博士後期課程を再編
(2009年) 材料科学専攻、機械システム工学専攻を募集停止し、先端工学専攻を新設

4 組織図

(1) 運営組織



(2) 教育研究組織



5 学生の状況（平成23年5月1日現在）

所属 課程	環境科学部/ 環境科学研究科	工学部/ 工学研究科	人間文化学部/ 人間文化学研究科	人間看護学部/ 人間看護学研究科	合 計
学士課程	809人	672人	701人	273人	2,455人
博士前期課程	100人	80人	39人	22人	241人
博士後期課程	20人	6人	18人	-	44人
合 計	929人	758人	758人	295人	2,740人

6 役員等の状況

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	曾我 直弘	平成18年4月1日～ 平成24年3月31日		滋賀県立大学長
副理事長	川口 逸司	平成22年4月1日～ 平成24年3月31日	総務担当 滋賀県立大学事務局長	滋賀県総務部長
理事	大田 啓一	平成21年4月1日～ 平成24年3月31日	教育担当 滋賀県立大学副学長	滋賀県立大学 環境科学部長
理事	菊池 潮美	平成21年4月1日～ 平成24年3月31日	研究・評価担当 滋賀県立大学副学長	滋賀県立大学 工学部長
理事	仁連 孝昭	平成21年4月1日～ 平成24年3月31日	地域貢献・渉外担当 滋賀県立大学副学長	滋賀県立大学 環境科学部教授
理事 (非常勤)	井筒 雄三	平成22年7月16日～ 平成24年3月31日		日本電気硝子(株) 取締役会長
理事 (非常勤)	横山 俊夫	平成21年4月1日～ 平成24年3月31日		京都大学大学院 教授
監事 (非常勤)	荒川 葉子	平成18年4月1日～ 平成24年3月31日		弁護士
監事 (非常勤)	奥村 隆志	平成22年4月1日～ 平成24年3月31日		公認会計士

7 教職員の状況（平成23年5月1日現在）

(1) 教員

教授	准教授	講師	助教	助手	合計
77人	66人	12人	41人	7人	203人

(2) 職員

団体派遣	法人採用	合計
41人	12人	53人

Ⅱ 第1期中期目標および中期計画の期間

平成18年4月1日から平成24年3月31日

Ⅲ 第1期中期目標および中期計画ごとの自己評価

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育の成果に関する目標

ア 教育の目的および目標

(学士課程)

自然環境と人間社会の調和的・持続的発展を支える幅広く深い教養を身につけるとともに、他者のあり方を尊重しつつ、自ら考え自ら判断し行動する主体的自律的人格を養う。

また、それぞれの分野での専門教育においては、基本的な思考方法や言語運用能力などの基礎学力を向上させ、専門的素養に基づいて地域や国際社会に貢献し得る能力を養う。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

- 1) 異文化理解や国際交流に役立つ語学教育や、情報化社会に適切に対応するための情報リテラシー教育、心身の調和的発展に寄与する健康・体力教育を重視し、全学共通基礎科目として履修させる。
- 2) 学生自らが「人間」を探求し、新しい視点を発想・発見することを支援するため、環境科学、工学、人間文化学、人間看護学、国際教育の現代的・専門的視点から、環境と人間を考える人間学を開講し、学士課程を通じて履修させる。
- 3) 自らの考えをまとめ他者にわかりやすく説明する能力や、他者の考えをじっくり理解する能力を養うため、日本語や外国語の能力を高める教育を行う。さらに多様なコミュニケーション手段や自己表現活動によって、発信し、応答し、共感し、批判しあえる能力を養うための教育を行う。
- 4) 各学部学科等では、全学共通基礎科目や人間学との整合性に留意しつつ、導入教育を充実させる。そのうえで、専門分野の特性を踏まえた体系的かつ実践的なカリキュラムの編成を行い、学内での実験・実習・演習を中心とした基本的な体験学習や、地域でのフィールドワークを重視した多面的な教育を行う。
- 5) 環境と人間に関わる諸科学に携わる場合に欠かせない倫理的判断力を育成するため、各専門分野における倫理教育を重視し、さらに学部等横断的な教育プログラムの開発も行う。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

全学共通教育科目として外国語科目、情報科目、健康・体力科目、ならびに人間学科目を開講するとともに、「全学共通教育推進機構」を設けて教育体制の強化を図った。外国語教育については特に英語力の向上のために英語の全クラスを30人編成とし、1・2回

生全員にTOEIC試験を課した。留学生には、日本語科目を6科目に増やし日本語能力の向上を図った。語学力向上と国際化については、平成24年度に国際コミュニケーション学科を開設して全学を牽引することとした。健康・体力科学教育では、体力の向上に加えて、生きる力を養うライフスキル形成のプログラムを展開した。情報教育については、情報倫理を含む科目「情報リテラシー」を開講した。

人間学科目としては「環境マネジメント総論」を必修科目として開講するとともに、環境と人間を考える「人間学」を4クラスター（こころ、しくみ、しぜん、わざ）に分けて開講し、バランスのよい履修を促してきた。また「人間学」のなかに全学副専攻である「地域学副専攻」の授業科目を配置し、体系的に履修できるカリキュラムを作成した。一方「人間探求学」を1年次必修の導入教育科目として開講し、5～6名ずつを対象とする少人数教育を実施して、自己表現や対話能力の向上に取り組むとともに、学生の、聞き・考え・発表する力を養う教育ディベート等の参加型授業を進めてきた。

各学部において体験型導入教育の強化を図るとともに、学科においては基礎から専門に至る体系的な学修について履修モデルを示し、「履修の手引」に掲載するとともにオリエンテーション等で十分説明を行った。倫理教育では、全学共通科目「情報リテラシー」を配置する一方、生命倫理をテーマとした授業科目「生命・人間・倫理」を人間学科目として開講した。また、専門にかかる倫理教育も拡大させた。

以上のことから、「学士課程の教育の目的および目標」に係る中期計画は達成したと判断する。

(大学院課程)

それぞれの専門分野において幅広い教養と高度の専門知識や技術を身につけ、新しい分野に挑戦する気概と能力を持った人材を育成する。また、社会のニーズに応え得る教育研究を行い、社会人の再教育に取り組む。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

- 1) 関連分野も含めて専門分野の高度な教育を体系的に行うためのカリキュラムを整備する。
- 2) 前期課程では、幅広い基礎学力と深い専門的知識・技術を身につけるとともに、自ら課題を見だし、研究を進める能力を育成する。
- 3) 後期課程では、専門分野の創造的発展に寄与する先端的研究に取り組み、成果を国際誌その他で公表できるような教育・支援を行う。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

大学院教育の専門性を高めるとともに体系化を図るためにカリキュラムの見直しを行い、「地域再生システム特論」など博士前期課程で4科目、「環境科学特論」など博士後期課程で15科目を新規開講し、体系的教育の充実を図った。

博士前期課程では基礎から専門領域までを連続的に学習するための履修モデルを示すとともに、履修実態がこれに沿っていることを確認している。また社会人学生に対しては研究調査能力の強化のために文献検索ガイダンス等を開催した。

また、創造的・先端的な研究に大学院生を導くために、学生とのコミュニケーションを強化するとともに、大学院生の学外での研究発表を奨励するため、学会参加負担金、

旅費、ならびに国際学術誌への投稿料助成などの経済的支援を平成20年度に制度化し、実施してきた。

大学院教育の評価のために、平成22年度には博士前期課程修了生に対して修了時調査を行い、大学院生に対して満足度が高い教育が行われたことを確認した。また、大学院生の研究成果公開件数ならびに学会等の受賞件数については、年々増加傾向にある。

以上のことから、「大学院課程の教育の目的および目標」に係る中期計画は達成したと判断する。

イ 卒業後の進路等

学生・大学院生自らが、専門性や適性、社会的・学術的経験を生かした進路設計を行い、希望の進路を実現することを支援する。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

- 1) 専門を生かした職種や希望の職業への就職が可能となるよう全学で体系的なキャリア教育を行う。
- 2) 専門分野に応じた国家試験・資格試験等における合格率を上げるために、各学部等・学科・専攻における支援対策を充実させる。
- 3) 大学院進学や留学を含め多彩な進路選択の可能性を示すとともに、有益な情報を収集・提供する。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

平成21年4月にキャリア形成支援等に関する基本方針を定め、1・2回生向けには「キャリアデザインセミナー」を実施した。3回生向けには「職業研究セミナー」の開設に加えて、自己分析・適性診断、インターンシップ、ペーパー試験、エントリーシート、グループディスカッション等の対策や就職活動体験談発表など、具体的・実践的な取り組みを行ってきた。さらに4回生のための就職活動応援セミナーを開催するなど、学年進行に応じて、体系的にきめ細かな就職活動支援を行った。

資格試験のうち、管理栄養士については毎年複数回の模擬試験を実施するとともに、学生の意識を高めて合格率の向上と質の高い管理栄養士の育成を目指してきた。また看護師・保健師・助産師については、ゼミ担当教員による国家試験対策や補習等を実施するとともに、複数回の模擬試験を毎年実施し、模試結果に基づいて各ゼミ担当教員が指導を行い、合格率を高める努力を続けてきた。なお受験および免許申請手続きの説明会を年4回実施して意識の高揚を図った。

全学生に多彩な進路選択の可能性を示すために、留学を含めた進路設計と進路情報を提供するとともに、進路拡大の一環として、平成22年度に大学院人間文化科学研究科生活文化学専攻において栄養教諭専修免許の課程認定申請を、また平成24年度に開設する国際コミュニケーション学科における英語教諭の教職課程認定申請を行った。

以上のことから、「卒業後の進路等」に係る中期計画は達成したと判断する。

ウ 教育の成果・効果の検証

学部・大学院教育の成果を多角的、中・長期的な視点から検証し、生涯発達・生涯学習における意義と改善点を明らかにし、教育改善に反映する。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

- 1) 学内での教育研究活動における実績に加えて、それぞれの専門分野で対外的に通用する標準的な試験や、学外での各種プロジェクトへの貢献度等を総合的に分析する。
- 2) 卒業・修了生の動向について継続的に調査し、学部等・大学院教育の成果や効果に関して、総合的に分析する。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

管理栄養士、看護師、保健師、助産師等の専門分野に応じた国家試験、資格試験の高い合格率の維持と、それに向けた教育改善等の取り組みを進めた。英語学力については、TOEIC試験を課して到達度を評価するとともに、その結果を教員に示して授業改善に役立てた。また卒業論文や修士論文発表の公開、学会発表や各種審査会への参加等を外部評価の機会として積極的に活用した。

教育評価の一環として、平成19年度には平成16～18年度学部卒業生および大学院修了生に対してアンケート調査を実施した。このアンケート調査では、大学での学習の社会生活への貢献度について質問しており、過半数の修了生が「役に立っている」～「普通」と回答した。また、早期からキャリア形成教育が望まれていることがわかったため、1・2回生向けキャリアセミナーを開始した。

さらに平成21年度からは、学士課程4年間の成果、学士力、満足度等を把握するために卒業時アンケートを実施している。平成22年度には大学院前期修了者に対するアンケート調査も行った。これらの調査から在学中の諸活動に対する自己評価と大学が実施する諸取り組みに対する満足度、あるいは改善すべき点に関する情報を得ている。

また企業による本学学生に対する評価や、就職先での就業態度あるいは実績に対する評価も得られており、これらの評価は各種委員会等で公表し、改善に活用している。

以上のことから、「教育の成果・効果の検証」に係る中期計画は達成したと判断する。

◆英語力の向上（H19年度入学生からTOEIC受験を実施）

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
向上率	0.5%	9.5%	11.8%	20.7%
目標値	入学時の20.0%向上			

◆国家試験合格率

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
看護師	96.4%	100.0%	100.0%	98.5%	100.0%
保健師	98.6%	97.3%	100.0%	94.1%	95.9%
助産師	100.0%	100.0%	100.0%	57.1%	100.0%
管理栄養士	80.8%	81.8%	44.4%	67.6%	89.3%
目標値	合格率 100.0%				

◆卒業時アンケート（H21年度から実施）卒業に際しての満足度

	H21年度卒業	H22年度卒業
大いに満足	31.7%	33.8%
かなり満足	37.7%	34.7%
どちらかといえば満足	20.8%	22.3%
どちらともいえない	4.3%	3.5%
どちらかといえば不満足	1.7%	2.0%
不満足	0.6%	0.7%
無回答	3.2%	3.1%

(2) 教育の内容等に関する目標

ア 入学者受入方針

(学士課程)

入学者の受入方針（アドミッション・ポリシー）を明確にし、受験生・高校への広報に努めるとともに、多様な入試選抜を行い、学業成績だけでなく学問への興味を持ち真理や学問の探究に魅力を感じる学生や、行動力のある学生を確保する。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

- 1) 学部・学科ごとに入学者の受入方針（アドミッション・ポリシー）を明確にし、A O入試、公募入試等工夫を凝らした多様な選抜を行う。
- 2) 入学した学生の追跡調査を行い、入学者選抜方法の妥当性を判断する。さらに、高校推薦制度について、入学者選抜方法や定員の見直しを行う。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

入学試験の募集単位である学科・専攻ごとにアドミッション・ポリシーを策定し、11の募集単位すべてで大学ホームページなどを通じて公表した。アドミッション・ポリシーを反映させるために、実技を取り入れた特別選抜を実施しており、また工学部では職業高校からの推薦入試を別枠で実施することを決め、平成24年度入学者選抜要項に明記したうえで、募集と選抜を実行した。

入学した学生の追跡調査については、「入試区分と入学後の成績との相関関係に関する検定結果」をまとめ、入試委員会に報告した。検定結果は、推薦入学者の大部分が一般入学者と同等か、それ以上であることを示すものであった。その一方で、引き続き推薦入学者のレベルを維持するために、「試験の結果によっては、合格者数が募集人員を下回る場合がある」旨を、募集要項に明記し、これに即した選抜を行っている。

また、平成24年度入試から、1 高校各学科 2名の推薦人数を人間看護学部に限っては3名に変更するなど、入試状況に応じて対処している。

以上のことから、「学士課程の入学者受入方針」に係る中期計画は達成したと判断する。

(大学院課程)

高度な専門知識・論理的思考力・問題解決能力を身につける必要を感じ、成果を地域・社会に生かすため積極的に行動できる人材を確保する。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

1) 大学院には、キャリアアップを実現することを目的とした社会人の受け入れ、および学術・文化の国際的発展を実現するために留学生の受け入れを積極的に行う。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

大学院における高度な専門性、思考力、応用能力を目指した教育の達成には、学部からの優秀な入学者に加えて、意欲のある社会人の受け入れならびに海外協定校からの優れた留学生の受け入れが必要である。本学の大学院入学生受け入れ方針はこれを可能にするものである。

大学院生向けの「近江環人地域再生学座」においては、科目等履修生として社会人を受け入れるとともに、平成23年度からは全学共通の副専攻とすることによって、永続的な正規教育プログラムへと発展させた。さらに、社会人学生が体系的に授業を受けやすいように、科目の年次配当を改善した。キャリアアップを目的とした社会人の受け入れについては、工学研究科と人間看護学研究科で継続して実施している。

また、留学生については私費留学生を受け入れるとともに、海外大学との間に協定を締結することで意欲的な留学生の受け入れに取り組んでいる。この協定によってジャハンギルナガル大学（バングラデシュ）と海南大学（中国）からの国費留学生を各1名受け入れている。

以上のことから、「大学院課程の入学生受入方針」に係る中期計画は達成したと判断する。

◆オープンキャンパス参加者数

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
参加者数	1,598人	2,252人	2,773人	2,973人	3,158人	3,450人
目標値	H17年度（1,568）の倍増					

◆志願者数（学士課程）

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
特別推薦	226人	237人	255人	305人	263人	264人
(倍率)	2.1	2.2	2.3	2.7	2.2	2.2
一般前期	921人	818人	981人	1,060人	1,109人	1,057人
(倍率)	3.5	3.1	3.6	3.9	4.0	3.8
一般後期	1,331人	1,446人	1,266人	1,718人	1,574人	1,598人
(倍率)	8.7	9.5	7.8	10.6	10.0	10.2

◆学生数（各年度5月1日現在）

		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
学 士 課 程	環境科学部	773人	766人	766人	771人	786人	809人
	工 学 部	521人	527人	568人	605人	638人	672人
	人間文化学部	706人	700人	718人	710人	706人	701人
	人間看護学部	278人	278人	280人	283人	271人	273人
	合 計	2,278人	2,271人	2,332人	2,369人	2,401人	2,455人
前 期 課 程	環境科学	84人	87人	87人	88人	93人	100人
	工 学	89人	95人	84人	73人	79人	80人
	人間文化学	45人	44人	34人	30人	37人	39人
	人間看護学	-	13人	25人	29人	25人	22人
	合 計	218人	239人	230人	220人	234人	241人
後 期 課 程	環境科学	29人	32人	28人	24人	21人	20人
	工 学	3人	2人	4人	6人	8人	6人
	人間文化学	24人	27人	27人	2人	19人	18人
	合 計	56人	61人	59人	54人	48人	44人
総 計		2,552人	2,571人	2,621人	2,643人	2,683人	2,740人

◆大学院入学定員充足率

		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
前 期 課 程	環境科学	108.3%	127.8%	105.6%	119.4%	130.6%	125.0%
	工 学	150.0%	156.7%	120.0%	105.6%	108.3%	108.3%
	人間文化学	111.1%	105.6%	72.2%	100.0%	125.0%	93.8%
	人間看護学	-%	108.3%	100.0%	66.7%	58.3%	66.7%
後 期 課 程	環境科学	80.0%	90.0%	30.0%	12.5%	100.0%	62.5%
	工 学	16.7%	0.0%	50.0%	100.0%	66.7%	66.7%
	人間文化学	50.0%	116.7%	100.0%	60.0%	80.0%	100.0%

◆近江環人地域再生学座の受入状況

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度※
入学者	13人	12人	16人	18人	15人	15人
(うち社会人)	6人	4人	9人	7人	6人	6人
称号付与者	-	16人	14人	12人	15人	-人

※H23年度は12月末時点

イ 教育課程の編成

(学士課程)

人間学および全学共通基礎科目の内容を見直し、体系的な教養教育を充実させる。

また、各学部・学科・専攻の特色を打ち出し、専門科目への動機づけ、実験・実習フィールドワークを中心とした実践的な専門科目の履修、卒業研究といったそれぞれの段階で達成すべき目標を明確にした教育課程を編成する。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

- 1) 高校の教育課程から大学の教育課程へスムーズに移行するための導入科目を設定する。
- 2) 人間学および基礎科目と専門科目の関連を明確にし、バランスよく配置することで、現代社会に生きる人間として必要な教養を身につける科目を体系的に導入する。
- 3) 語学教育においては、異文化理解を深めさせるとともに、留学制度の有効活用や外国人留学生や在日外国人との交流等を通じ、実践的な外国語使用の機会を設ける。
- 4) 情報発信力や情報倫理を加味した情報リテラシー教育を行う。
- 5) 他学部枠、単位互換制度を有効活用し、幅広い教養あるいは専門知識を身につけさせる。
- 6) 卒業研究について、公開の場で報告できる体制を整える。
- 7) 技術系の学科は、JABEE が実施する日本技術者教育認定を取得する。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

平成19年度から初年次導入教育科目として、5～6名の学生を対象とする「人間探求学」を開講しており、授業評価アンケートにおいて高い理解度・満足度を得ている。

全学共通教育科目として人間学科目、外国語科目、情報科目、健康・体力科目を配置し「全学共通教育推進機構」が推進した。これら全学共通教育に学部基礎科目と学科専門科目を接続し、卒業研究へと導く系統的な教育を実施してきた。また、基礎と専門のバランスや内容充実の観点から、カリキュラムとシラバスの見直しを適宜行っている。

異文化理解と外国語運用能力の向上を目指して、人間学科目「異文化理解A、B(各2単位)」を設けるとともに、1年間の交換留学制度を充実させてきた。またJCMUの授業や外国人研究者による英語授業の実施など、実践的な外国語使用の機会を提供している。

一方、全学共通の情報教育については、平成22年度から「情報リテラシー」を1年次必修科目として開講し、情報発信力と併せ情報倫理も習得させている。

単位互換に係る取り組みのうち、環びわ湖大学・地域コンソーシアムの単位互換については、履修しやすい時間帯・期間での開講や、学生が興味を持てる滋賀らしい科目の開発・提供を方針としてきた。また彦根3大学(本学、滋賀大学、聖泉大学)連携単位互換では、彦根地域でのフィールドワーク等を含む科目「彦根・湖東学」を開設した。

卒業研究・制作については、客観的評価に耐えるレベルを維持するために、全学部で卒業研究発表会を公開するとともに、ホームページにおいて開催日程を公表している。

カリキュラムの質保証性が高いJABEE認定へ向けての取り組みとして、全学共通教育推進機構との連携を図った。平成23年度審査分については申請を行い、既に審査を終了した。現在平成24年度審査に向けた準備を進めている。

以上のことから、「学士課程の教育課程編成」に係る中期計画は達成したと判断する。

(大学院課程)

学士課程との連携に配慮し、さらに国際的に通用する専門性や修士論文作成の特別研究を重視した教育課程を編成し、実践的な教育を目指す。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

- 1) 学士課程における教育など大学院入学前の学習との関連づけを明確にし、取得科

目のモデルケースを提示する。

- 2) 外国人講師による特別講義や英語による専門科目の講義の機会を増やす。
- 3) 博士前期課程在学中から論文発表、作品発表など学外での第三者の評価を受けられるような活動を奨励、支援する。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

大学院教育については、学部教育との接続科目として研究科共通科目（基礎科目）を配置し、その上に専攻の専門科目を積み上げて専門性の確立を意図したカリキュラムを編成した。平成22年度からは「履修の手引」に具体的な履修モデルを掲載している。また、履修モデルと実際に履修した科目とを比較検討したところ、全学的には履修科目の91%が履修モデルに沿って履修されていることがわかり、履修モデルは実際の履修に効果的であることが示された。

院内教員による英語講義は、環境科学研究科と人間文化科学研究科においてそれぞれ1科目開講されている。定期的な外国人講師による特別講演は、毎年環境共生システム研究センターが開催するレイクスペリオル州立大学研究者との交流会の一環として開催している。また、環境科学研究科と工学研究科では海外からの研究者による英語講義・講演の機会を増やしている。

大学院生の研究レベルの客観的評価の機会を増やすために、学外での研究発表を奨励してきた。このための経済的支援として、平成20年度から学会参加負担金、旅費、国際学術誌への原稿提出料についての助成を制度化した。また、大学院生の論文一覧をホームページに掲載し公表している。大学院生へのアンケート調査からは、これらの取り組み内容と意図を大学院生は十分に理解し、積極的に対応していることが示された。

以上のことから、「大学院課程の教育課程編成」に係る中期計画は達成したと判断する。

ウ 授業形態、学習指導方法等

(学士課程)

少人数教育により学生個々の特性を把握し、その自発的学習意欲を引き出して、自らが問題意識を持ち学習や研究に取り組める「人が育つ大学」教育を進める。また、地域・社会に密着した実践的教育を推進する。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

- 1) 少人数教育の機会を増やす。
- 2) 「履修の手引」と「シラバス（授業計画書）」の位置づけを明確にしたうえで、履修の手引の内容の充実およびシラバスの各期の授業開始前の提示を行う。
- 3) ゼミナールや演習、卒業研究等多彩な授業形態を活用し、自学自習の姿勢や研究方法、論理的記述力およびプレゼンテーション能力の向上を図る。
- 4) フィールドワークや実験・実習などによる地域・社会に密着した体験的学習を教育の軸にすえ、実践的教育の拡充を図る。
- 5) インターンシップや職場見学等、実践的教育の機会を拡充する。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

平成19年度から初年次導入教育として少人数による「人間探求学」を開講した。また1・2回生とも英語の少人数クラス(30人)を実施している。

シラバスの作成・変更に関しては、平成22年8月から新学務事務管理システムの導入によって、教員はWebから講義要項を直接入力が可能となった。これにより入力分量が増加でき講義要項の充実を図れ、また、作業時間短縮によってシラバスは各期の授業開始前に提示されるようになった。学生はWeb上から、いつでもシラバスを確認し、履修状況を把握している。

自学自習の定着や論理的記述力の向上を目指して、FD活動の一環として「学生の自宅学習を促す教育プログラムモデル事業」を実施してきた。また参加型授業、双方向授業、教育ディベートなど組織的な取り組みを行って自立学習やプレゼンテーション、コミュニケーション能力の向上を図ってきた。

実践的教育の推進・拡充の一環として、地域に密着した体験的学習科目「地元学入門」を人間学の中に開設するとともに、全学での近江楽座活動の支援、各学部でのフィールドワークや、大学院での近江環地域再生学座の充実に取り組んだ。これらの取り組みは、平成23年度から全学的な副専攻として体系的に整備し、永続的な正規教育プログラムとして発展的再構築を行った。

インターンシップについては、平成19年度までは県内企業のみでの就業体験であったが、20年度より県外企業の受け入れ、21年度より正課授業として単位認定を行うようになった。それらの結果、参加者は平成18年度には18名であったが、19年度は17名、20年度は33名、21年度は62名、22年度は78名、23年度は97名と増加し、内容の充実強化も図ることができた。また、工学部において工場見学等の職場見学を実施している。

以上のことから、「学士課程の授業形態、学習指導方法等」に係る中期計画は達成したと判断する。

◆インターンシップ参加者数

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
参加者数	18人	17人	33人	62人	78人	97人

(大学院課程)

学部での教養・専門基礎教育等から大学院の高度専門教育への体系化された教育を対話や討論を通じて深化させ、優れた専門職業人・研究者を育成する。

また、学会や研究機関と交わる専門研究の機会を増やし、未知の分野に果敢に挑戦する見識や気概・能力を身につけさせる。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

- 1) 学会や外部の研究プロジェクトに大学院生を積極的に参加させ、研究視野の拡大や専門研究の深化を図る。
- 2) 修士論文は学会論文として投稿を奨励し、第三者評価に耐えうる効果的な研究指導を行う。
- 3) 諸外国との共同教育や遠隔講義も効果的に活用するなど、国際性も加えた活発な教育活動を行う。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

本学の大学院生は制度として複数教員からの指導を受けることができる。指導教員の多くは学内外共同研究プロジェクトを代表するかあるいは分担しており、このプロジェクトに大学院生が参加することを推奨している。これを受けて大学院生も実際にさまざまなプロジェクトに参加している。例えば、平成21年度の共同研究参加者は72人であり、それ以降も増加している。

また、大学院指導教員は論文投稿や作品発表を推奨しており、大学院生も積極的にこれに応じていることがアンケート調査から伺える。なお、大学院生の学外での研究発表を奨励するための経済的支援として、平成20年度から大学院生の学会参加負担金、旅費、国際学術誌への原稿提出料についての助成を制度化した。

さらに、学会あるいは各種の研究発表会等において必要とされるプレゼンテーション力の向上を目指して、環境科学研究科ではプレゼンテーション科目「環境動態学プレゼンテーションⅠ、Ⅱ」を開講している。

諸外国との共同教育として開始した「環境人材育成プログラム」では、海外3大学との連携のもとに国際性の高い教育を行っている。また遠隔授業についてもその試行を行った。

以上のことから、「大学院課程の授業形態・学修指導方法等」に係る中期計画は達成したと判断する。

エ 適切な成績評価等の実施

(学士課程)

学習成果の質的向上を図るために、授業計画や達成目標を明確に示すとともに、学習達成度に沿った的確な成績評価を行う。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

- 1) 取得単位数や成績内容に基づき、必要な勧告や表彰を行うなど、学習達成度を実感しうる制度の構築を図る。
- 2) 卒業研究を重視し、研究への取り組み姿勢や卒業論文の質に対して学科・専攻単位に一定の基準を設ける。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

平成21年度以降入学生を対象に「秀・優・良・可・不可」の成績評価に加えて、GPA制度を試行的に導入し、学生本人ならびに保護者への成績通知書にGPAスコアも併せて記載した。また、平成22年度前期以降の成績から、成績評価の根拠を担当教員に対して問い合わせることができる「教示願い出」を制度化した。さらに各学科の学科長と履修登録を指導している教員は学生の学修状況をモニターできる仕組みを作って、必要な助言・指導が行えるようにした。

履修科目の中で卒業研究・制作は特に重要であるが、その指導は個別的になりがちである。このため卒業研究の審査基準については、指導の透明性の確保の観点で全体的な見直しを進め、すべての学科で成文化した基準を「履修の手引」および大学ホームページに掲載し、学生への周知を図った。

以上のことから、「学士課程の適切な成績評価等」の実施に係る中期計画は達成したと判断する。

(大学院課程)

成績の評価や学位取得については各研究科・専攻において、大学院生の学習効果を高めるような客観的で一貫性のある基準を定め、適切な評価を行う。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

- 1) 成績評価の基準・方法を明示し、客観的かつ厳格に行う。
- 2) 学位論文の客観的で厳格な審査基準を公開明示し、研究能力を正しく評価しうる方法を確立する。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

学部 비해大学院の履修科目数が少ないため、GPA制度の成果があまり期待できない。そこで大学院の実状に合致した評価・履修登録指導方法の導入を検討し、大学院「履修の手引」の内容構成を大幅に改善し、各科目の授業計画とともに成績評価のための要素とその評価配分を明示した。また、平成22年度前期以降の成績から、成績評価の根拠について学生から担当教員に対し教示の願い出ができる制度を学部同様に運用している。

学位論文の審査基準について、審査の透明性確保の観点で全体的な見直しを進め、すべての研究科において博士前期課程（修士課程）について成文化した基準を「履修の手引」および大学ホームページに掲載し、学生への周知を図った。また、必要に応じて学位審査に外部審査委員を入れている。

以上のことから、「大学院課程の適切な成績評価等の実施」に係る中期計画は達成したと判断する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

ア 適切な教職員の配置等

教育力や研究指導力に優れた教員の確保・育成を目指すとともに、教員が教育研究に専念できる環境を作る。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

- 1) 教員は、研究面および教育面の資質についての評価を行い採用する。
- 2) 教員の選考にあたっては、選考課程の客観性・透明性を高め、教育研究の充実のために必要な優秀な人材を登用する。
- 3) 教員の構成については、女性・社会人・外国人の採用拡充について検討する。
- 4) 教育研究に伴う事務手続きの簡素化と効率化を図る。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

法人化後すみやかに策定した人事方針と人事計画に基づき、教職員の採用や人事制度の運用に際して、公募制を定着させるなど客観性・透明性を確保してきた。特に、模擬講義の実施など教育面での能力も審査の対象として優れた教員の確保に努め、女性や社会人、

外国人を積極的に採用した。

また、英語教育に専念する特任准教授の制度を整備し、全学共通教育推進機構に配置した。さらには、教員が教育研究活動にできるだけ専念できるように、研究費の執行等における事務手続きの簡素化・効率化も図った。

以上のことから、「適切な教職員の配置等」に係る中期計画は達成したと判断する。

イ 教育環境の整備

図書館の充実や学内情報ネットワークの整備など、学生が自主的学習を行える環境を整備する。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

- 1) 図書館の電子化、レファレンス業務の強化、開館時間の延長を行い、図書館機能を強化する。
- 2) シラバス(授業計画書)、教材、学習法などの電子化を図り、自主的学習を支援する。
- 3) 学内情報ネットワークを継続的に整備するとともに、学内の教育プログラムと連携して情報処理演習室、CAI 室、CALL 室、CAD 室、各学部情報処理室、講義室等の情報システムの検討整備を行う。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

図書情報センターにおいて電子ジャーナル導入、検索ツール充実など図書館の電子化を進めた。図書館活用を促進するため、新入生対象の人間学科目「人間探求学」において図書館活用ガイダンスを実施し、図書館の利用案内の徹底を図った。また、パスファインダーを作成して、レファレンス機能活用を促進するとともに、研修等により職員の専門能力向上に努めた（新入生向けガイダンス：平成22年実績28回1,196人 文献ガイダンス：平成22年実績26回134人）。

一方、図書館の土曜日開館（月1回程度）を開始し、定期試験に近い土曜日を優先的に開館した。これらにより図書館機能が総合的に強化された。

平成 22 年 8 月に新学務事務管理システムを導入し、平成 23 年度当初からのシラバスの電子化を進めた。教員は、「お知らせ機能」等を使用して、学生に課題等の連絡をすることが可能となり、自主的な学習を促し、学習指導を充実させることができた。また、「お知らせ機能」等を教員が使用することで、学生の自主学習を支援した。

学内情報ネットワークを継続的に整備するとともに、教育プログラムと連携して情報処理演習室、CAI 室、CALL 室、環境科学部 CAD/GIS 室、工学部 CAD/CAE 室、学部情報室を更新整備し、機能を向上させた。環境科学部 CAD/GIS システムでは GIS ソフトを全学で利用できる環境を構築した（情報関係利用数 平成 22 年度実績：情報処理演習室 80,598 人 LL 教室 12,844 人 CAI 教室 16,510 人 ただし人数はログイン数による）。

以上のことから、「教育環境の整備」に係る中期計画は達成したと判断する。

◆図書館の利用状況

		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度※
蔵書冊数		334,755 冊	346,066 冊	354,147 冊	361,729 冊	367,062 冊	371,245 冊
入館者数		121,392 人	117,993 人	117,124 人	112,839 人	113,851 人	89,634 人
貸出	人数	18,996 人	18,966 人	20,229 人	20,386 人	20,489 人	15,934 人
	冊数	43,136 冊	45,845 冊	48,245 冊	47,595 冊	47,889 冊	37,156 冊

※H23年度は12月末時点

ウ 教育活動の評価および質の改善

全学および学部、学科、研究科レベルで教育活動を常に点検・評価し、継続的に改善していく組織を設ける。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

- 1) 各学部・学科・研究科等レベルで教育活動を常に点検・評価し、継続的に改善するため、各教員が主体的に関わるような体制を整える。
- 2) 学生による授業評価の実施および集計、分析を行い、結果を公表するとともに授業改善に活かす。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

各教員の教育への貢献度（エフォート）は毎年行う自己評価によって点検されている。また、それぞれの教員が行っている授業外教育である「オフィスアワー」の実施状況、ならびに授業の公開状況も学内に公表周知されている。教育実践支援室が実施する教育実践例や授業方法に関する研修会においては、学部あるいは学科単位で行っている教育上の取り組みが報告されており、学部学科の教育的取り組みにおける相互点検の機会として活用されている。

学生による授業評価アンケートは継続的に実施しており、大学全体として総括的な分析を行いその結果を学内公表し、授業改善への議論に反映させてきた。同アンケート調査の結果については、ホームページで概要を公表している。

また、社会人大学院生が抱える修学上の問題点に関してはアンケート調査によって把握し、状況改善に役立てている。

以上のことから、「教育活動の評価および質の改善」に係る中期計画は達成したと判断する。

◆授業評価アンケート実施率

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度※
前期	78.6%	80.4%	80.7%	83.3%	78.6%	87.7%
後期	71.1%	73.1%	75.6%	75.3%	81.6%	85.9%

※H23年度後期は実施予定率

エ 授業改善に効果的なFD（教員組織による能力開発）活動の実施

教員の教育実践内容を改善・向上させるため、FD活動を行うとともに、教員に対して必要な支援を行う。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

- 1) 「履修の手引」の内容をより充実させるとともに、各期の授業開始前に学生にシラバスを提示する。
- 2) 教員が授業方法の改善を目的とした研究授業・研修会等を行うことを奨励し、支援体制を整える。
- 3) 教員が主体的に多様かつ豊かな教材開発を行えるよう、必要な資金的・人的援助を行う体制を整備する。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

平成22年度から新学務事務管理システムを導入し、教員はWebから講義要項を直接入力でき、入力分量の増加により講義要項の充実を図れた。学生はWeb上から、いつでもシラバスを確認し、履修状況を把握することができるようになった。

教育実践支援室は教員の授業運営スキル向上への関心に応じて、研修会「授業の方法－入門編：計6回」を連続して開催するとともに、授業見学会の開催を通じて教育力向上のための支援活動を進めた。さらに同支援室は授業研究会「人間探求学研究会」の開催など、FD活動の一環として教員の教育力向上に努めてきた。また全学的な支援策の一つとして教育補助員（大学院生・学部生）制度を整備した。

また、「フィールドワーク心得帖」、「科学的和文作文法入門」などの環境ブックレットシリーズの教材化による授業方法の改善を進めている。

以上のことから、「授業改善に効果的なFD活動の実施」に係る中期計画は達成したと判断する。

(4) 学生への支援に関する目標

ア 学習相談や生活相談、経済的支援

「人が育つ大学」を実現するため、学習活動において、自学自習が十分に行えるよう、学習支援制度を強化する。

また、充実した学生生活の基礎となる「心身ともに健康な状態」を保つため、学生相談体制を充実させる。

さらに、学生に対して柔軟、かつ、きめ細かな経済的支援体制を構築する。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

- 1) 教員が少数の学生を担当する「グループアドバイザー制度」を充実する。
- 2) 「オフィスアワー」を確保し、シラバスにも明記することで、講義に対する学生からの発問の機会を確保する。
- 3) 「学生支援センター」を設置し、あらゆる学生支援の機能を集約させる。
- 4) 学生支援センター内に「学生相談室」を設置し教職員がカウンセリングを行う。
- 5) メンタルヘルスやアカデミックハラスメント・セクシャルハラスメントなど人権問題に関わる研修会を開催し、教職員の学生相談に関する意識の向上を図る。
- 6) 学生支援センター内に「健康相談室」を設置し、学内活動における健康支援を行う。

- 7) 人間学として健康と栄養に関する科目を開講し、学生の健康な食生活に対する意識を高める。
- 8) 学生支援センターにおいて、各種奨学金情報を提供するなど相談機能を充実させる。
- 9) 成績優秀かつ経済的支援が必要な学生に対して、授業料減免制度を積極的に活用する。
- 10) 寄付金制度も活用した本学独自の奨学金制度や入学料減免制度の創設を検討する。
- 11) 学生や院生の調査・研究発表等に必要な経費の支援策を検討する。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

初年次科目「人間探求学」のクラス担当教員がグループアドバイザーの役割を果たし、入学直後の学生に対して効果的な指導を実施した。また、学年担当教員、履修相談窓口教員、就職指導担当教員等による指導・学生把握体制を整備し、学生へのきめ細かな指導・支援を行ってきた。授業に関する支援としては「オフィスアワー」の導入によって学生からの発問の機会を確保し、学内掲示板やホームページに掲載して学生の活用を促した。さらに、人間学に「若者の栄養と健康」を開講し、食生活への意識向上を図る一方、学習内容は大学生生活協同組合との協議を通して、食堂のメニューに活かした。

幅広い学生支援のために学生支援センターを設置し、学修、生活、就職等への支援を集約し、教職協働で担当した。悩みを抱える学生には、学生支援センター内施設として位置づけられた学生相談室（カウンセリング室）において臨床心理士が対応している。健康相談室（保健室）では、常駐の看護師が健康相談、保健衛生指導、定期健康診断とフォローを行っており、学生支援センターの学生健康管理機能は充実した。

人権問題については、全学委員会を設置して人権研修会を開催するとともに、各学部でも研修会を開催している。また、ハラスメント防止に関する規程や指針を整備するとともに、相談員を設置し、学生や職員の相談に対応できる体制を整備した。

各種奨学金情報については、学生支援センターが掲示板やホームページに随時提供・更新するとともに、個別相談にもきめ細かに対応している。授業料減免については、平成20年度入学生より成績を加味した制度を開始し、取扱基準の一部見直しや一部改正を経ながら、経済面での支援の一環として運用している。さらに入学料については、県内に住所を有する生活困窮世帯の学生の入学料免除制度を平成21年度入学生から導入した。本学独自の奨学金制度創設については、寄附金等の活用も考慮にいれ、留学支援奨励金として検討している。また、大学院生の学外での研究発表を奨励するための支援として、学会参加負担金・旅費・国際学術誌への原稿提出料の助成を制度化した。

以上のことから、「学習相談や生活相談、経済的支援」に係る中期計画は達成したと判断する。

◆ オフィスアワー実施率（H19年度後期から実施）

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
前期	-	88.2%	88.6%	88.7%	93.2%
後期	79.6%	89.2%	90.0%	95.1%	93.7%

◆学生支援センター窓口対応件数（H19年度設置、H20年度から集計実施）

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度※
対応件数	12,269件	10,681件	12,547件	8,035件

※H23年度は12月末時点

◆健康相談室（保健室）、学生相談室（カウンセリング室）利用件数

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度※
健康相談室	873件	909件	926件	849件	817件	776件
学生相談室	124件	122件	94件	136件	202件	125件

※H23年度は12月末時点

◆授業料減免者数

		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
前期	日本人	69人	52人	66人	70人	72人	80人
	留学生	47人	60人	54人	44人	50人	56人
後期	日本人	57人	55人	68人	60人	74人	83人
	留学生	47人	59人	51人	45人	48人	52人

イ 就職支援

学生が卒業後の進路や将来展望を構築できるよう、キャリアデザイン教育やインターンシップ制度を充実し、学生のセルフマネジメント能力の向上を図る。

また、学生の就職は、大学や教員の重要な責務であるとの認識に立ち、就職支援体制を強化し、就職率の向上を図る。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

- 1) キャリア教育を導入し、学生自らの将来設計と、その実現を支援する。
- 2) 学生支援センター内に「キャリアデザイン室」を設け、学生の意識調査と分析、講演会や就職ガイダンスの開催、学生へのアドバイスの場を充実させる。
- 3) 在学生の就職活動を支援するため、卒業生との連携を緊密に保ち、企業の生の情報を得られるようにする。
- 4) 学生が自己の職業適性を考え、職業意識を高める機会としてインターンシップ制度を強化する。
- 5) 教育研究の取り組みを広くアピールし、学生と企業とのマッチングを支援する。
- 6) 学部学科専攻等ごとに就職状況をホームページ上などに公開し、その状況に応じた就職支援ができる体制を整備する。
- 7) 公務員試験受験、各種資格取得に配慮したカリキュラム編成を検討する。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

平成21年4月にキャリア形成支援等に関する基本方針を定め、1・2回生向けキャリアデザインセミナー開催から正課としてのキャリアデザイン科目創設の準備、インターンシップの単位認定など、体系的なキャリア教育を進めている。

学生支援センター内にキャリアデザイン室を設け、各種講座・セミナーの開催、求人・就職情報の提供、個別相談対応等を実施してきた。平成21年度には、特任学長補佐の常駐、平成22年1月からは就職相談嘱託員の雇用等により相談体制を充実強化した。

在学生の就職支援のために、卒業生との交流・情報交換、就職活動体験記の発行、学内の業界企業研究会、滋賀県職員採用説明会や各学科独自の取り組み等を進めてきた。その結果、企業情報を得る機会が増え、キャリア形成や就職活動に成果があった。

インターンシップは、平成19年度までは県内企業での就業体験であったが、20年度より県外企業の受入、21年度より正課授業として単位認定を行うようになった。それらの結果、参加者は年々増加し、内容の充実強化も図ることができた。

企業向けPR誌に各学科の紹介、進路状況を掲載し、大学のホームページには卒業論文・修士論文テーマを掲載するなど教育研究の成果を広報している。また、学内での業界企業研究会では、企業情報が提供され、質疑応答が行われるなど、企業とのマッチングに寄与している。

学部学科ごとの進路状況はホームページに掲載し、また、就職指導担当教員と就職担当職員による懇談会を実施するなど、各々の学生の進路状況、就職活動指導・支援等で情報交換し、支援・対応を検討するなど、教員と職員との連携による指導体制ができた。

管理栄養士受験者に複数回の模擬試験等を実施して合格率をあげ、より質の高い管理栄養士養成を目指している。看護師・保健師・助産師については、国家試験対策、補習の実施、模擬試験と教員の指導、受験・免許申請手続き説明会等により合格率を高めている。

以上のことから、「就職支援」に係る中期計画は達成したと判断する。

◆就職内定率

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度※
学部	96.1%	97.7%	97.5%	90.3%	90.7%	75.7%
博士前期	94.9%	94.6%	94.5%	93.0%	92.6%	58.5%
目標値	就職率 100.0%					

※H23年度は12月末時点

◆大学院進学率

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度※
学部	100.0%	100.0%	89.2%	96.5%	98.2%	86.6%
目標値	進学率 100.0%					

※H23年度は12月末時点

ウ 社会人学生・留学生等への支援

社会人学生・留学生等に対して柔軟、かつ、きめ細かな支援体制を拡充する。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

- 1) 学生支援センターにおいて、社会人学生・留学生等の修学実態や満足度問題点等を調査するとともに、きめ細かな相談機能を充実させる。
- 2) 留学生の円滑な受入・派遣のための授業プログラムを充実する。

- 3) 留学生の知的資源を、授業や課外活動等に活用する仕組みをつくとともに、学生・教職員や地域住民との交流を積極的に図り、異文化共生の大学づくりを目指す。
- 4) 留学生に対する各種の住居確保支援方策を検討する。
- 5) 留学生保証人制度を見直すとともに、勉学と両立可能な良質のアルバイトの相談・紹介を行う。
- 6) 社会人が安心して就学し円滑に学習が継続できるよう、関係機関との連携を図る。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

平成20年度には社会人学生アンケートを実施し、社会人学生のため図書館の土曜日開館(月1回程度)、人間看護学研究科の夜間開講、長期履修制度導入などを進めた。また、希望があれば学生支援センターでの時間外対応も行っている。社会人学生の勤務(所属)先の理解が深められるよう、学習・研究成果を必要に応じて情報提供している。

留学生に対しては定期的に意見を聴く機会を設定し、奨学金審査基準の見直しなど修学および生活支援を充実させている。各学部学科では、留学生や社会人学生も含めた学生把握・指導體制が整備されており、関係する学部においては社会人学生が研究指導や教育を受けやすいように対応時間帯などについて配慮がなされている。

留学生受入では、チューター制の導入、「日本語」科目の拡大、彦根3大学による日本語教育等を実施してきた。住居確保の支援については、日本国際教育支援協会の留学生住宅総合補償制度を活用するとともに、本学教職員による「留学生支援会」が機関保証を行っている。また、留学生保証制度(日本人または日本在住の外国人を保証人とする)を廃止し、本国の保護者に所得証明を求めることで保証人とすることとした。その他、学内アルバイトへの優先紹介、TAへの活用などの生活支援を実施している。

海外への派遣では、「異文化理解A、B」科目による海外短期研修の実施、TOEIC試験の導入などを進めた。また、異文化交流会の開催、国内見学、地域イベントへの参加など留学生と本学学生および地域住民との交流の機会を設けている。

以上のことから、「社会人学生・留学生等への支援」に係る中期計画は達成したと判断する。

【「教育に関する目標」に係る今後の取り組みが望まれる事項】

社会のグローバル化が進行するなか、大学教育は既にユニバーサル段階に入っている。その状況下で求められる教育の質保証とは、国際通用性のある教育レベルを維持し、向上させていく仕組みを確保した上で、それを十分に機能させていくことである。そのためにも、今後は教育の質保証に係る方針、構成要素や取り組み方、必要な体制、定量的な評価方法等を明確にしていくことが求められる。

また、国際的な教育レベルの確保には、教育スペースや機器等のハード面と、優れた人材、教育能力の開発、教育原資等のソフト面との両面における包括的、総合的な基盤整備がさらに必要となる。

一方、学生支援の観点からは、より総合的で効率的な学生支援・指導を可能とするため、学生支援センター運営会議の中心である学科長に一定の権限を与え、学科の教務、履修、就職、学年担任等の担当教員と情報交換しつつ、各種取組みを推進することを目指したい

2 研究に関する目標

(1) 研究水準および研究の成果等に関する目標

ア 目指すべき研究の方向性

「地域より世界へ」という視点に立ち、地域に貢献する研究、国際的に通用する研究を行って、人類への貢献、自然との調和を目指すとともに、地域の発展に寄与する。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

- 1) 自由な研究テーマに基づき、国際社会の未来に貢献するための創造的研究を推進する。
- 2) 国際的水準にある環境・人間を主テーマとしたプロジェクト研究を発展させる。
- 3) 県内諸機関との共同プロジェクトなどを通じて、実践的、問題解決型の研究に取り組む。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

目指すべき研究の方向性に係る中期計画を実施するにあたって、平成19年4月大学として取り組む重点的研究課題等を設定するために研究戦略委員会を設置した。個々の教員が自由な研究テーマに基づく創造的研究を支援するため、特別研究助成に個人が申請できる奨励研究（1年500,000円）を設けた。また、平成20年度より科学研究費助成事業の申請時のレビューなどの支援を行い、その結果、平成22年度は新規、継続を含めて69件が採択されるとともに、新規採択分の採択率は32.6%となり、全国で21位、公立大学中ではトップとなった。さらに、平成23年度においては、申請が146件、申請率が71.6%となり、はじめて7割を超えるとともに、採択率においても30.3%となり、平成22年度、平成23年度と2年連続して30%を超えた。

国際的水準のプロジェクト研究については、平成20年度「健全な湖沼生態系を創出する生物資源利用システムの構築」のテーマを設定したが、公募プロジェクトへの申請に至らなかった。しかし、その後の海南大学との共同研究への足がかりとなった。また、平成22年度環境省環境研究総合推進費の採択を得て、大気降下物が琵琶湖とその集水域に与える影響評価等のプロジェクト研究に取り組んだ。人間をテーマとする研究においては、特に子育ての分野において重点領域研究として「子ども未来応援プロジェクト」を実施した。重点領域等の特別研究費の配分により、モンゴルをフィールドとする国際的な研究や、地域資源である鮎ずしの機能性の研究などの創造的な研究が進んだ。

平成21年度からは、4つの戦略的な研究テーマ「琵琶湖モデルの構築」、「低炭素地域社会の実現」、「人々の健康と福祉への寄与」、「国際交流拠点の形成」による学内研究拠点形成を目指すことにした。

県内諸機関との共同プロジェクトについては、平成19年度に滋賀大学およびILEC(財団法人国際湖沼環境委員会)との三者で研究協力協定を締結し、国際フォーラム、共同セミナーを開催した。平成20年6月に設置した環境共生システム研究センターにおいては、平成21年度に滋賀経済産業協会との共同で「中小企業CO₂削減支援事業」を開始するとともに、平成22年度からは、滋賀県新産業振興課からの受託事業である「CO₂半減への生産効率向上支援業務」を行った。さらに、滋賀県環境政策課および琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館との連携により琵琶湖統合研究推進会議において、これまで詳細な研究が進んでいなかった大気降下物が琵琶湖とその集水域に与える影響評価等の琵琶湖

統合研究を進めた。

以上のことから、「目指すべき研究の方向性」に係る中期計画は達成したと判断する。

◆科学研究費助成事業（科研費）採択件数・採択額・申請率

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
採択件数	44 件	43 件	46 件	54 件	78 件	87 件
採択額（文科省）	95,780 千円	123,700 千円	114,610 千円	103,811 千円	150,263 千円	143,512 千円
採択額（厚労省）	57,000 千円	53,000 千円	39,000 千円	33,100 千円	0 円	0 円
教員1人あたりの申請率	52.3%	53.5%	54.8%	62.8%	67.3%	71.6%

イ 大学として重点的に取り組む領域

滋賀県や琵琶湖を研究のフィールドや起点として、地域社会や国際社会に対す貢献度の高い研究に重点的に取り組む。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

- 1) 琵琶湖とその集水域の人と自然の共生システムの構築を目指した総合的研究に取り組む。
- 2) 地域における国際的に通用する「ものづくり」を支援する研究に取り組む。
- 3) 地域住民の健康の維持と増進を目指した研究に取り組む。
- 4) わが国と東アジア、東南アジアなどアジアを重視した地域研究に取り組む。
- 5) 上記研究領域の成果を踏まえて、国際貢献や政策提言に資することを目指す。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

大学として重点的に取り組む領域について、平成20年度に学内競争資金である特別研究の中に重点領域研究（研究期間3年：研究費1千万円）を創設し、重点領域研究および特別研究として、「自然共生流域圏の創成」（平成19年度）、「地域再生モデル創出の実証的研究」（平成20年度）、「沿岸から沖への栄養塩の水平輸送が琵琶湖の生物生産に与える影響評価」（平成22年度）の課題を採択し、琵琶湖とその集水域の人と自然の共生システムの構築を目指した研究を推進した。

国際的に通用する「ものづくり」を支援する研究については、平成19年度にガラス製造プロセスに関する研究拠点であるガラス工学研究センターを設置し、地域における国際的に通用する「ものづくり」に関する研究推進体制を整え研究を進めた。その結果、平成19年度には「先端ガラス材料の変形と破壊に関する国際討論会」を開催することができた。平成21年度には、ガラスの製造技術の研究において、21世紀記念国際交流賞（日本セラミックス協会）を受賞した。また、地域資源高島綿織物を活用した新ジャンル衣料品及び素材の開発や、地域の特産物である鮎鮎に関する研究を地元企業と共同研究を行った。

地域住民の健康の維持と増進に関する研究では、看護や食分野を中心に、彦根市内および湖南市内の自治会のサロンにおいて、サロン参加者である高齢者に対して健康教室を実施し、その効果を追跡調査した。また、県内の病院と連携し、質の高いがん看護の実務者育成プログラムの開発とその評価や、看護研究サポートのスキルアップ、子育て

についての子ども未来応援プロジェクトなどを行った。

アジアを重視した地域研究については、東アジアにおける歴史的城郭都市の起源・形成・変容・再生に関する総合的比較研究を行い、中国や韓国との共同調査を実施した。モンゴル国立大学とは、モンゴル・フブスグル湖周辺地域に関する文化人類学、民俗学、歴史学等の総合的研究を推進するための合同調査を実施した。また、韓国国民大学校との研究交流など地域研究を推進した。現在、海南大学との共同研究とアジアの環境人材育成と環境研究を行っている。

平成22年度には、琵琶湖の保全、流域森林づくり、みどりの基本計画および多文化共生等の分野で研究成果に基づき、自治体等へ提言を行った。また、琵琶湖統合研究において実施している地域住民の琵琶湖沿岸の命の脈わい総合調査や大気降下物が琵琶湖とその集水域に与える影響評価調査を通じて、琵琶湖やその周辺環境に関する政策提言へとつなげる基礎を構築した。

以上のことから、「大学として重点的に取り組む領域」に係る中期計画は達成したと判断する。

ウ 成果の社会への還元

産学官連携や地域連携、国際共同研究などによる独創的な研究成果を積極的に社会に還元する。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

- 1) 広報担当部局を設置し、多様なメディアを利用した教育研究成果の国内外への発表を促進する。
- 2) 公開講座や公開セミナーなどにおいて研究成果を地域に積極的に公開する。
- 3) 学内の研究・教育施設、研究室の学外への開放を推進する。
- 4) 大学研究者が有する基礎的・応用的シーズをより積極的に公開し、共同研究等を通して地域社会との連携を図る。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

法人化を機に事務局経営戦略グループ内に広報担当を配置するとともに、研究者情報の発信ツールとして、全教員の研究業績、活動内容をとりまとめた研究者総覧「知のリソース」を企業等関係機関に広く配布した。さらに、平成21年度には、大学情報データベースのWeb公開として教員の業績データを含む「知のリソースWeb版」を作成し、国内外に教育研究成果を「教員研究情報」として発信できる環境を整えた。また、特別研究等の成果をとりまとめ公開するとともに、研究シーズ集を再編し、研究成果やシーズをわかりやすく公開した。

研究成果を地域に積極的に公開するため、公開講座、公開講義を行うとともに、移動公開講座を開催した。また、産学連携分野での成果も積極的に公開するため、教員の研究成果を基礎として地域住民を対象にした産学連携ものづくり事例発表会などを行うとともにアンケートを実施し、参加者の要望を内容に反映した。

学内の研究・教育施設を開放するため、共通講義棟の講義室、交流センターホールや研修室などの学外への貸付を開始した。また、オープンキャンパスや保護者会において、研究室・実習室を公開している。

共同研究等を通して地域社会との連携を図るため、大学情報データベースの充実、研究シーズ集の再編、企業とのコーディネート強化を行い、地域企業や公的団体との共同研究を促進した。また、工学部支援会や新任教員のシーズ発表会などを実施した。

以上のことから、「成果の社会への還元」に係る中期計画は達成したと判断する。

◆論文発表数

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
発表数	514件	541件	565件	924件	885件
目標値	年間 600件				

◆各種研究表彰の受賞者数

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度※
教員	12人	7人	9人	10人	5人	3人
学生	2人	12人	17人	14人	28人	5人
目標値	年間 5人					

※H23年度は12月末時点

エ 研究の水準・成果の検証

学術研究水準の向上のため、信頼性の高い評価システムを整備し、研究水準や成果の持続的検証を行う。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

- 1) 外部からも理解できる評価システムを構築し、それに基づく教員評価を行う。
- 2) 評価基準の近い学問分野に属する教員による評価組織・制度を導入する。
- 3) 外部評価を定期的に受ける。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

研究費の評価配分の一環として、平成18年度に教員の研究業績を客観的に評価する評価項目を策定した。一般研究費配分については、職階区分を廃止し、研究費評価配分制度を導入した。また、評価項目の見直しを行いながら教育、研究、社会貢献、学内貢献の多面的な評価に基づく教員評価を行った。また、専門分野に応じた評価基準・方法について検討を行い、理系、文系、デザイン系の評価基準を取りまとめた。

外部評価については、地方独立行政法人法で求められている法人評価を受けるとともに、学校教育法に基づく認証評価を受審し、平成23年3月25日に、「大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、(独)大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている」との評価を受けた。また、選択的評価事項A(研究活動の状況)および、選択的評価事項B(正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況)についても、「目的の達成状況が良好である」との評価を受けている。その他、本学独自の取り組みとして、教育だけでなく研究活動についても外部委員による評価を行う評価方針を策定し、評価を実施しており、各学部においても外部委員を含めた自己評価を実施している。

以上のことから、「研究の水準・成果の検証」に係る中期計画は達成したと判断する。

◆競争的外部資金の獲得件数・獲得額

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度※
獲得件数	47件	45件	47件	56件	81件	90件
獲得額	196,446千円	236,500千円	199,530千円	186,975千円	220,433千円	194,555千円
目標値	H17年度（145,650千円）の倍増					

※H23年度は12月末時点

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

ア 適切な研究者等の配置

教員の評価制度を確立して、適切な人事管理と研究予算配分を行い、効果的な研究環境を整備し、研究の活性化を図る。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

- 1) 評価制度とリンクさせた柔軟で弾力的な雇用形態や給与体系等を導入する。
- 2) 選考基準の公開等、客観性と透明性の高い公募制による教員選考を行う。
- 3) 研究の活性化のために、教員のグループ化を促進する。
- 4) 優秀な若手教員を育成するために、優秀者には研究費だけでなく組織・ポスト面での配慮を行う。
- 5) サバティカルを導入して、教員が研究に従事できる時間を増やすことを検討する。
- 6) 客員教授・客員研究員等の制度を積極的に利用し、学外研究者との協力により研究の活性化を図る。
- 7) 外国人教員を積極的に受け入れるための環境を整備し、研究活動の国際化を促進する。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

教員選考に際しては原則として公募制とし、教育研究面での選考基準を明示した公募を行うとともに、特定プロジェクト研究員や特任准教授など新たな雇用形態により、任期制・年俸制も導入した。また、学部長等の推薦により教育研究等において成績を上げた教員を表彰する「優秀職員制度」を導入した。

特別研究の重点領域研究において学部・学科の横断的な研究を推進するとともに、学内研究拠点を整備して研究のグループ化を促進した。また、一般研究費の配分において職階による区分を完全に廃止し、また、特別研究で若手研究者の研究を奨励する枠を設けた。その結果、若手研究者の科学研究費の採択率が平成21年度に47%に達した。教員が研究に従事できる時間を増やすため、平成21年度に各学部1名のサバティカル制度を導入した。

研究活動の活性化を図るため、国内だけでなく外国人客員研究員（中国、バングラデシュ、フランスなど）を受け入れ、研究の活性化を図った。一方、外国人客員教員の任用による英語教育の充実を図ると共に、教員公募による外国人教員の採用などにより法人化後、外国人教員は、3名から5名に増加し、外国人教員との研究交流など研究活動の国際化を推進している。

以上のことから、「適切な研究者等の配置」に係る中期計画は達成したと判断する。

イ 研究資金の配分システム

研究費は、社会的ニーズを踏まえつつ、教員の研究評価とリンクさせて、公正で透明性の高い配分を行い、研究効率を高める。

また、産学官連携・地域連携などによる研究だけでなく、基礎研究分野に対する研究資金を安定的に確保する配分システムを確立する。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

- 1) 一般研究費は、教員の評価システムを確立して、総合評価に応じた配分を行う。
- 2) 特別研究費は、プロジェクト研究費および若手研究者養成のための研究費として配分する。
- 3) プロジェクト研究費は、大学の特色を出す、全学的に重点的に推進する研究へ戦略配分する。配分にあたっては、申請課題の内容評価だけでなく、教員の研究内容・実績も評価して行う。
- 4) 研究成果の公表を促進するために、必要な経費について新たな予算措置を行う。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

一般研究費の50%については、業績評価に基づく研究費配分を行うこととし、基礎配分、業績評価配分ともに完全に職階区分を廃した配分方法とした。業績評価配分においては、その評価項目・配点を見直すとともに、得点により、A、B、Cの3階級に区分して配分する方式を導入した。評価項目については、毎年、見直しを行いながら多面的な評価に基づく教員評価を行っている。

特別研究費については、「特別研究費取扱規程」により審査委員会で採用されたプロジェクトの研究費および若手研究者養成のための研究費として配分することとし、特別研究に重点領域（プロジェクト型）研究や若手奨励研究による区分を設けて配分した。なお、若手奨励研究は、一定の成果を見たことから、平成22年度から廃止した。

プロジェクト研究費については、学内における戦略的研究拠点を形成することで、重点領域研究や特別研究に関する研究テーマに積極的に配分できるようになった。また、申請時に研究業績を記入する欄を設けるとともに数年にわたるテーマについては、毎年、中間評価を行って見直しを行っている。

海外への研究成果の公表を促進するため、国際会議での発表について、渡航費や滞在費の助成制度を平成20年度に新設した。また、工学部や人間看護学部においては学部長裁量経費を利用した論文投稿支援や論文発表を前提とした研究支援を行った。

以上のことから、「研究資金の配分システム」に係る中期計画は達成したと判断する。

ウ 研究に必要な設備等の活用・整備

研究の効率化のため、研究組織と事務組織の連携を強化したシステムを構築する。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

- 1) 事務の合理化や研究支援職員の制度化により、教員の研究時間を確保する。
- 2) 研究設備、研究資材の共同利用を促進するための情報システムを構築する。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

法人化を機に事務局に地域貢献研究推進グループを設置し、外部資金により研究支援を行う3人の契約職員の新規雇用を行った。また、2人の特任教授を任用し、教員の競争的資金獲得への支援をした。特に、科学研究費助成事業においては、研究計画書のレビューを行うなど申請書作成の支援を行うとともに、学外から講師を招聘して講演会を開催した。この結果、科研費申請率、採択率は大きく増加した（平成18年度：申請率54.6%→平成23年度：申請率74.7%、平成19年度：採択率17.7%→平成23年度：採択率30.3%）。

研究設備、研究資材の共同利用を促進するため、各教職員が学内グループウェアで固定資産（大型研究用機器等）を容易に閲覧できるシステムを構築するとともに、学内での相互利用を促進するため、電子会議室内に掲示板を作成して各教職員間で有効利用できる環境を整えた。

以上のことから、「研究に必要な設備等の活用・整備」に係る中期計画は達成したと判断する。

エ 知的財産の創出、取得、管理および活用

研究成果の知的財産化とその技術移転を推進するとともに、その支援制度を確立する。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

- 1) 特許、実用新案など研究成果の知的財産権化を推進し、知的財産の管理制度を整備する。
- 2) 地域貢献を考慮した知的財産の技術移転を推進する。
- 3) 大学の知的財産所有に寄与が大きい教員にはインセンティブを与える。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

知的財産権化の推進とその管理制度の整備に関しては、大学の研究成果の知的財産権とその技術移転推進のための「知的財産ポリシー」を定め、それをWebで公開して徹底を図った。また、研究成果の知的財産化支援のための取り組み（特許相談会、特許セミナーの開催）を定着させることができた。

知的財産の技術移転に関しては、経済産業省地域イノベーション創出研究開発事業の成果として企業との共同出願を2件、企業や他大学との共同出願を3件実施し、研究成果の技術移転を進めることができた。

また、大学の知的財産化への寄与の大きい教員へのインセンティブ付与として、平成21年度以降の大学が特許等を承継する職務発明に関して奨励金制度を設けた。

以上のことから、「知的財産の創出、取得、管理および活用」に係る中期計画は達成したと判断する。

オ 研究活動の評価および質の向上

各学部・研究科および研究領域の特性に応じた研究評価を行い、研究の質の向上を図る。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

- 1) 各分野の特性に適した研究成果の指標を活用して自己点検・評価の実効性を高める。
- 2) 重点的に取り組む領域を定期的に点検し、領域の改変または継続について検討する。
- 3) 長期にわたる調査・研究にも評価を与え、支援していく制度を確立する。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

研究戦略委員会において、研究の質に関する評価の観点・基準について討議し、理系分野の基準（Scopusを用いたh-index）を設定した。また、引き続き文系および理系、文系で区分できないデザイン系の評価基準について検討を行い、文系、理系、デザイン系の評価に関する検討結果を取りまとめた。

重点的に取り組む領域については、4つのテーマによる研究拠点形成を目指すことに決定し、学内研究拠点の具体化を図るため、研究戦略委員会において、拠点代表者の決定と当該代表者を中心としたプロジェクト応募など、組織化を図った。

長期にわたる調査・研究の支援として、特別研究費の採択において、複数年にわたる研究を評価し、重点領域研究については、最長3年の研究期間の研究テーマを採択することとした。

以上のことから、「研究活動の評価および質の向上」に係る中期計画は達成したと判断する。

カ 県内諸機関との共同研究、学内外共同研究等

産学官連携や地域連携、国際共同研究などによる共同研究を推進する体制や、創造的な研究を生み出す研究体制、若手研究者の育成を図る研究体制を確立する。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

- 1) 共同研究・共同技術開発の推進を図るとともに、市民参加の調査研究の取り組みも広げる。
- 2) 大学の内外を問わず共同研究を推進する。
- 3) 組織的研究力の強化と若手研究者の育成のために、研究テーマの自由度を確保しながらも実質的なグループ制を進める。
- 4) 海外の大学・研究機関との交流を推進するとともに、学術交流協定を結んでいる大学・研究機関との共同研究の実施を検討する。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

地域産学連携センターでは、企業との共同研究推進のために、コーディネータ機能を強化するべく産学連携コーディネータによる産学連携共同研究等の体制整備を図るとともに、企業との共同研究や湖北地方、高島市等との地域と共同し過疎地への定住支援などの地域課題解決型の調査研究に取り組んだ。また、滋賀大学、ILEC（財団法人国際湖沼環境委員会）との共同研究、水産試験場等県研究機関との共同研究、琵琶湖統合研究など、企業との共同研究だけではなく、多様な機関との共同研究を進めた。さらに、戦略的研究拠点を設定し、特別研究等の配分において考慮するとともに、若手研究者の育成も念頭に置いた教員のグループ化を図り、研究を推進した。

海外の大学・研究機関との交流の推進については、中南大学、海南大学（中国）、レイクスペリオル州立大学（アメリカ）、アウクスブルク大学（ドイツ）、蔚山大学（韓国）、ジャハンギルナガル大学（バングラデシュ）等との間で、学术交流協定等の締結をはじめ、研究者交流、共同研究を進めた。また、オールボー大学（デンマーク）の大学院生との共同研究を行った。

以上のことから、「県内諸機関との共同研究、学内外共同研究等」に係る中期計画は達成したと判断する。

【「研究に関する目標」に係る今後の取り組みが望まれる事項】

本学が設定した4つの戦略的研究テーマ「琵琶湖モデルの構築」、「低炭素地域社会の実現」、「人々の健康と福祉への寄与」、「国際交流拠点の形成」による学内研究拠点の形成を一層推進するとともに、研究の質を向上させるために、研究者の育成の観点から支援体制の充実と整備が必要となってくる。

さらに、研究の質を確保するためには各教員による自己評価だけでなく、研究水準に係る客観的な評価の仕組みや体制を整備する必要がある。

また、県内の研究機関である琵琶湖環境科学研究所と琵琶湖博物館との3機関による琵琶湖統合研究を継続し、連携による成果を挙げるとともに、先端的な研究の推進とアジア地域への研究協力を推進するために、海外との研究交流を活発にしていくことが求められる。

3 社会との連携、国際交流等に関する目標

(1) 地域社会との連携・協力、社会サービス等に関する目標

地域社会との連携等を推進する体制を整備することにより、地域に開かれた大学として、学術文化の振興、環境の保全、産業の発展、保健医療福祉の充実等地域貢献の円滑な推進を図る。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

- 1) 地域貢献に関する大学の窓口を一本化し、地域貢献を組織的・総合的に推進する。
- 2) 地域のニーズ等に応じた公開講座、公開講演、サテライト講座等を実施する。
- 3) NPO、市民団体、地域住民等と協働して実践的な教育・研究活動を積極的に推進し、大学と地域社会との連携を密にするとともに地域リーダーの育成に努める。
- 4) 学生の地域活動等への参画、インターンシップへの参加を積極的に誘導・支援する。
- 5) 地方自治体等との連携を強化し、各種審議会、委員会等の委員として積極的に参画する。
- 6) 地域に根ざした調査研究活動を行う機能を設ける。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

地域貢献の組織的・総合的推進のため、社会貢献推進委員会において「社会貢献に関する基本方針」を策定し、これに基づく事業を推進するとともに、地域社会との連携を

推進する機関として「地域づくり教育研究センター」を設け、地域連携事業を推進してきた。

地域のニーズに応じた公開講座等の開催においては、講座参加者へのアンケート調査を講座ごとに実施し、その結果を反映する企画に努めてきた。また、他の機関（彦根市教育委員会、彦根商工会議所、淡海生涯カレッジ）と連携した講座も開催してきた。

大学と地域社会との連携、地域リーダーを育成するために、地域社会との連携の場で学生を育てる「近江楽座」を現代GP事業終了後も大学の独自プロジェクトとして継続実施するとともに、近江環人地域再生学座を新たに実施し、地域再生人材の育成を地域のリーダーと協力して進めてきた。この事業を通じて、修了者が地域再生のリーダーとして「環人会」を組織し、大学と地域との連携のネットワークがさらに広がった。

学生の地域活動、インターンシップへの参加に関しては、学生の地域活動を支援する「近江楽座」は毎年20以上の学生提案プロジェクトを支援するとともに、インターンシップについては平成21年度より正規の科目として開講することになり、参加学生（延べ97名）、受け入れ企業（106社）とも大幅に増えた（平成23年度）。

地方自治体等との連携については、平成22年度以降彦根市、近江八幡市等、長浜市と連携協定を締結し、総合的に連携協力する地盤づくりを強めた。また、地方自治体等の委員の就任者数も延べ200名を越えた。

地域に根差した調査研究活動を推進するため、平成21年度に「地域づくり教育研究センター」を設置し、地域づくりに関する調査研究業務を実施してきた。

以上のことから、「地域社会との連携・協力、社会サービス等」に関する目標に係る中期計画は達成したと判断する。

◆公開講座受講者数

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
春 期	1,023 人	279 人	445 人	298 人	459 人	379 人
秋 期	114 人	494 人	201 人	128 人	204 人	166 人
移 動	93 人	39 人	60 人	33 人	-	-
合 計	1,230 人	812 人	706 人	459 人	663 人	545 人

◆公開講座受講者満足度

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
満足度	84.0%	83.9%	88.0%	83.3%	84.6%	84.3%
目標値	90.0%以上					

◆公開講義科目数・受講者数

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
公開科目数	179	176	199	189	187	188
受講科目数	77	80	81	90	83	90
受講者数	145 人	141 人	141 人	131 人	141 人	145 人
延べ人数	195 人	196 人	182 人	180 人	177 人	186 人

◆地域交流看護実践センターにおける研究支援件数

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度※
支援件数	137件	161件	188件	203件	260件	276件
目標値	年間 200件					

※H23年度は12月末時点

◆国・県・市町の審議会等委員就任数

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度※
就任数	160人	173人	155人	173人	206人	210人
目標値	年間 200人					

※H23年度は12月末時点

◆「近江楽座」プロジェクト採択数

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
採択数	20	21	23	25	22	23

(2) 産学官連携の推進に関する目標

産学官連携を推進するための機能・体制を強化することにより、産業界の要請に積極的に対応し、工業県としての特徴を持つ滋賀県産業の振興と新しい産業の創出に向けて、地域産業の発展に貢献する。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

- 1) 産学官連携に関する体制を整備・強化するとともに、大学の研究成果をもとにした研究会、シンポジウム、講習会等を実施し、産学官の交流および連携・協力関係を構築する。
- 2) 大学の研究成果を具現化・権利化するとともに、県や民間企業と連携して、その成果を普及・育成・事業化する体制を整備し、技術移転や起業の促進を目指す。
- 3) 大学の知的資源と自治体、企業等とのニーズのマッチングを図り、共同研究や受託研究を積極的に推進する。
- 4) 県内の企業経営者等に対する技術相談、技術指導等をサテライトオフィス等の学外においても実施する。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

産学官連携の体制整備および産学官の連携・協力関係の構築に関しては、平成19年度に工学部支援会を発足させ、工学部と企業との密な連携・協力を強めるとともに、滋賀県産業支援プラザ、滋賀県工業技術総合センター、JSTイノベーションサテライト滋賀、滋賀経済産業協会、びわ湖環境ビジネスメッセ、滋賀県環境保全協会、彦根商工会議所異業種交流会（GAT）、滋賀銀行サタデー起業塾、滋賀中央信用金庫ビジネスマッチングフェア等と連携協力を進めてきた。

大学の研究成果を活用した技術移転と起業の促進のため、「地域資源活用型研究開発事業」、「戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン）」、「地域イノベーション創出

研究事業」、「地域イノベーション戦略支援プログラム」などの産学官連携事業を活用し、企業、工業技術総合センター等と連携した研究開発を進め、信楽焼の加工技術を利用したセラミックフィルターの開発、医療分野等で利用される分析用 μ TASチップの高精度金型と高精度成形の研究開発、バイオマス資源のひとつである籾殻を有効利用した自動車部材の開発等を進めてきた。

共同研究および受託研究の推進のため、地域産学連携センターのコーディネート機能を強化し、共同研究および受託研究の受け入れを増やす努力をした。受託研究は33件78百万円（平成18年度）から48件1億96百万円（平成23年度）に、共同研究は34件33百万円（平成18年度）から37件26百万円（平成23年度）になり、件数は増加した。

技術相談、技術指導の学外実施については、大津のコラボしが21に配置していたコーディネータを引き上げざるを得なくなったため、本学独自のシーズ発表会、研究発表会、セミナー等を通じて企業と接する機会を増やすとともに、大学の敷居を低くするように努力した。

以上のことから、「産学官連携の推進に関する目標」に係る中期計画は達成したと判断する。

◆受託研究・共同研究の受入件数・金額

		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度※
受託	受入件数	42件	42件	52件	51件	47件	53件
	受入金額	87,021千円	67,582千円	75,148千円	88,534千円	198,081千円	192,980千円
共同	受入件数	34件	44件	39件	38件	38件	37件
	受入金額	32,952千円	39,827千円	32,950千円	25,177千円	28,337千円	26,103千円
目標値		H17年度（51件）の倍増					

※H23年度は12月末時点

◆奨励寄付金の受入件数・金額

		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度※
受入件数		31件	33件	31件	33件	44件	27件
受入金額		22,090千円	18,339千円	29,294千円	30,260千円	44,643千円	15,776千円

※H23年度は12月末時点

◆研究成果の製品化・実用化累計件数

		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度※
件数		1件	2件	5件	6件	7件	7件
目標値		5件					

※H23年度は12月末時点

(3) 地域の大学等との連携・支援に関する目標

県内他大学等との連携・協力体制を強化し、大学に対する社会の期待やニーズの多様化に的確に対応するとともに教育研究の活性化を図る。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

- 1) 県内他大学、研究機関、保健医療機関等との教育研究・学生支援・地域貢献等における連携を強化する。
- 2) 「湖北地区学学連携協議会」を他地域にも拡大し、県内学学連携ネットワークを構築する。
- 3) 他大学との単位互換制度を活用し、多様な講義の開講や特殊な講義の共有化、分担を推進する。
- 4) 県内高等学校との高大連携事業を実施し、特色ある高等学校づくりの支援を行うとともに、高大教育のより円滑な連携を目指す。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

他大学との連携強化および県内学学連携ネットワークの構築に関しては、平成22年度から「環びわ湖大学・地域コンソーシアム」が一般社団法人として立ち上がり、滋賀県下13大学の連携活動が本格化することとなった。本学は幹事校として、また大学地域連携事業委員会の委員長校として、同コンソーシアム運営の重要な役割を担い、地域連携事業、学生支援事業、就職支援事業などを連携して実施してきた。彦根3大学では、「彦根3大学・大学間連携コミュニケ」に調印し、大学サテライト彦根を活用して単位互換事業、合同講演会、合同研修事業などを実施し、協力関係を深めてきた。

単位互換制度の活用については、彦根3大学および「環びわ湖大学・地域コンソーシアム」で単位互換を実施してきた。しかし、大学間の交通アクセスの不便さにより利用学生は多いとは言えない。

高大連携では、彦根東高校との連携をさらに進めるとともに、県内高等学校との連携事業を容易に行えるよう、手続きを改善した。

以上のことから、「地域の大学等との連携・支援に関する目標」に係る中期計画は達成したと判断する。

(4) 諸外国との教育研究交流、教育研究活動に関連した国際貢献に関する目標

諸外国の大学等との人的交流を推進することにより、大学の国際化を目指すとともに、諸外国の大学等との教育研究活動およびその成果の普及を通して、国際社会への貢献を図る。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

- 1) 諸外国の大学等と学術交流協定、学生交流協定等を締結して、学術交流をより活発化させるとともに、交換留学生の増加を図る。
- 2) 留学生や外国人研究者を受け入れるための全学的な教育研究支援体制および在留支援体制を整備する。
- 3) 研究教育の交流にとどまらず、滋賀の文化、歴史、生活等、地域に根ざした国際交流の推進を目指す。
- 4) アメリカミシガン州および東アジア地域、特に中国、韓国、モンゴルを中心とした諸外国の大学、研究機関等との学術交流を一層推進するとともに、国際貢献を行うための体制を整備する。

- 5) 教育研究成果を海外に積極的に発信する。
- 6) 大学院生の国際学会での発表を支援する制度を確立する。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

海外7か国の大学との大学間、学部間、学科間の交流協定を締結し、さらに平成22年度には4か国の大学との交流協定を締結し、学術交流、留学生交流を進めてきた。

本学へ受け入れた留学生に対しては、留学生支援会による住宅借入の機関保証、チューター・TAとしての採用、学内アルバイトなどの生活支援を行っている。また、教育プログラムとしては、交換留学生用科目「初習日本語」や、彦根3大学連携による実用レベルの「実用日本語」を開講している。平成22年度からは、滋賀大学で開講している日本語講座も受講できることとなった。

外国人研究者は、中国、バングラデシュ、フランス、インドネシア、デンマーク等から受け入れ、共同研究を行った。また、JCMU学生に対する科目「**Japanese Culture and Civilization**」(本学学生とともに滋賀の文化等を学ぶ)の提供、外国人留学生を対象とした国内見学旅行など日本の生活・地域へ理解を進めている。さらにレイクスペリオル州立大学等から研究者を招き講演会や研究者交流会を開催する一方、人間学「異文化理解A、B」によるアメリカや中国への短期派遣など学術交流を進めてきた。

情報発信に関しては、平成18年度に英語版ホームページを作成し、大学の基本情報とともに、学生による留生日記を定期的に更新した。また、研究者データベースについても英語で発信し、併せて、学部報などの英語による論文のアブストラクトを研究成果として掲載することで海外への情報発信の仕組みづくりを進めた。

平成20年度から、大学院生の学外での研究発表を奨励するため、経済的支援として、大学院生に対し、学会参加負担金・旅費・国際学術誌への原稿提出料についての助成を制度化した。

以上のことから、「諸外国との教育研究交流、教育研究活動に関連した国際貢献に関する目標」に係る中期計画は達成したと判断する。

◆諸外国との学術・学生交流協定数

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度※
協定数	6件	8件	9件	10件	14件	17件
目標値	H17年度(5件)の倍増					

※H23年度は12月末時点

◆外国人留学生数(各年度5月1日現在)

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
学生数	76人	84人	92人	86人	99人	99人
目標値	H17年度(63人)の倍増					

【「社会との連携、国際交流等に関する目標」に係る今後取り組みが望まれる事項】

本学の地域貢献活動を活発にするには、地域づくり教育研究センターの地域連携活動を継続発展させていくことが重要であり、そのための体制や新たな支援の仕組みを再構築することが必要である。

産学官連携による研究開発については、新産業の創出という形で社会に研究成果を還元することが求められており、平成23年度途中から取り組みの始まった「電気と熱の地産地消型スマートグリッドシステムの開発」を通じて、社会のニーズに対応した研究開発に一層力を入れて取り組んでいく。

地域の大学間の連携・協力は「環びわ湖大学・地域コンソーシアム」、「彦根3大学」という間で連携の枠組みが出来上がった。今後はこれらの体制を参画大学で支え、連携事業を推進していくことが重要である。

また、生涯学習のひとつの拠点として、これまで以上にその機会を地域に提供していくことも併せて必要である。

国際交流については、大学の国際化を推進するため「国際コミュニケーション学科」の開設を契機として留学先の開拓や国際共同研究の推進など多様な交流が一層求められる。

第2 業務運営の改善および効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

迅速な意思決定により、効果的な大学運営を行うため、学長のトップマネジメントによる運営体制を構築するとともに、学外者の積極的な登用を図り、意思決定プロセスの透明性の確保や開かれた大学運営を確立する。

また、大学としての重点項目を定め、有効に学内資源を配分するシステムを構築する。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

(1) 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

- 1) 理事長および理事で構成する「役員会」を機動的に運営し、重要事項を迅速に決定する。
- 2) 理事長を補佐するため、大学運営の重要テーマ等に応じて担当理事を配置する。
- 3) 企画・広報部門を強化し、大学のトップの体制を支援するとともに、社会に対する情報発信を積極的に行う。
- 4) 理事長および理事ならびに学部長等で構成する「連絡調整会議」を置き、学部等の意見が反映されるよう努める。

(2) 学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策

- 1) 学部長等の職務・権限の強化を図る。
- 2) 教授会の審議事項は、学部・研究科等の教育に関する事項に精選し、学部長等を中心とした迅速で機動的な学部等運営を行う。

(3) 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

1) 役員や審議機関委員への学外者の積極的な登用を図る。

(4) 内部監査機能の充実に関する具体的方策

1) 内部監査機能の強化を図るため、「監査室」を設置する。

(5) 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

1) 地域社会の発展に貢献しうるプロジェクト研究ならびに新任教員および若手教員の育成等、戦略的な観点から予算の重点配分等が実施できる学内資源配分システムを構築する。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

法人化に伴い理事長のもとに4人の理事を配置し、総務、教育、研究・評価、地域貢献・渉外を担当させる体制を整え、役員会・経営協議会・教育研究評議会のいずれにも構成員として学外委員や監事を参画させた。この体制のもとに発足初年度から月2回の役員会を定例化し、法人諸規程や中期計画・年度計画、予算執行方針などの重要事項について迅速に審議・決定するとともに、毎週定例の「役員会議」を開催して、役員会等への付議事項や重要施策の協議、情報交換を行っている。さらに、学部長等も参画する「連絡調整会議」を月2回開催することにより、法人決定事項を円滑に施行するとともに、学部等の意見を法人運営に反映する仕組みを構築した。

人事に関しては、教育・研究組織等の再編に柔軟に対応し、重要性と緊急性の高い組織に人的資源を戦略的に配分するため、教員定数の5%（11名）を学長管理枠として学長がその運用を管理する一方で、学部等の教員人事は、人事計画の範囲内で学部長等に付託するほか、学部長等の推薦に基づき学内の職を任命するなど学部長等の権限を明確にした。

財政については、トップマネジメントを生かして、戦略的研究拠点における重点領域研究等に対して特別研究費を重点的に配分している。

事務局においても、広報部門を設置して学内外への情報発信を強化するとともに、理事長直轄の「監査室」を設置して内部監査を実施し、関係者に対し必要な指導を行っている。

以上のことから、「運営体制の改善に関する目標」に係る中期計画は達成したと判断する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

効率的な教育・研究を推進するために、教育研究組織の継続的な見直しを行い、教育研究の進展や社会の要請に応じた学部・学科等の再編を行う。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

(1) 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

1) 一定数の教員定員を大学全体枠として留保し、社会の要請や教育・研究の進展に応じた研究分野および学科・専攻の柔軟な組織再編や新分野の設置を検討する。特に、博士前期課程の定員は社会の要請に応じて見直しをするとともに、博士後期課程については定員と指導担当教員を再検討し、全学的に組織等を見直す。

2) 効率的な教育・研究を推進するため、研究マネジメントを行える人材を確保する。

(2) 教育研究組織の見直しの方向性

- 1) 人間看護学部に大学院を設置する。
- 2) 工学部の組織を見直し、電気・電子・情報系学科を設置する。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

平成19年度には、大学院に「人間看護学研究科人間看護学専攻修士課程」を開設し、平成20年度には、産業界の要請も受けて工学部に「電子システム工学科」を開設した。

「電子システム工学科」については、平成24年3月に一期生が卒業を迎えることから、高度専門職業人の養成という社会ニーズにも応える形で、大学院に「工学研究科電子システム工学専攻博士前期課程」を設置することとなった。また、国際化の流れの中で、本学の将来構想「USP2020ビジョン」に基づき、人間文化学部「国際コミュニケーション学科」を平成24年4月に設置する。このため、平成22年に全学共通科目を企画・運営する「全学共通教育推進機構」を設置する一方、語学・体育の教員は人間文化学部に移籍するため、平成24年に「国際教育センター」は廃止することとした。

平成7年の大学設置以降、教育研究の発展と実績を踏まえ、ここ数年来の教育研究組織の再編は一応の目途がついたといえる。

以上のことから、「教育研究組織の見直しに関する目標」に係る中期計画は達成したと判断する。

3 人事の適正化に関する目標

柔軟で弾力的な人事制度を構築するとともに、教職員の業績に対する評価制度の導入を図り、競争的環境の中で人事の適正化を図る。

また、事務職員については、大学運営の専門職能集団としての機能が発揮できるような採用・人材養成方法を導入する。

【目標を達成するために掲げた中期計画】**(1) 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策**

- 1) 法人の自立的な管理のもとで適正な定員管理を行う。
- 2) 明確な選考基準を設け、優秀な人材を積極的に登用する。

(2) 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

- 1) 教員の採用は原則として公募制とする。
- 2) 任期制や年俸制の導入については、給与上の優遇措置を含めて検討する。

(3) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

- 1) 適正な業績・成果評価のための制度を構築し、業績・成果主義に基づく人事システムを導入する。
- 2) 教員の業績評価は教育・研究面だけでなく、地域貢献、大学運営への寄与などを多面的に行い、給与に反映させるシステムを構築する。

(4) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

- 1) 産学官連携や地域貢献活動を促進するため、兼職・兼業規制の見直しを検討する。
- 2) 教育研究に従事する職務の特殊性に鑑み、裁量労働制を導入する。
- 3) 特別研究員制度（サバティカル制度）の導入について検討する。

(5)外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

- 1) 男女共同参画の観点から女性教員の積極的な採用を行うとともに外国人教員の採用の促進に努める。

(6)事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

- 1) 当面、県からの派遣とするが、法人職員の計画的な雇用を行い、事務体制の強化を図る。
- 2) 事務職員の大学運営に係る能力開発を図るため、私立大学を含む他大学との交流等について検討する。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

法人化に伴い中長期的な観点に立った適切な人員管理を行うため、原則公募制や事務局への法人職員の採用、望まれる人材像等を明確にした人事方針・人事計画を策定し、これに基づいて公募制の定着など人事の客観性・透明性を確保するとともに、模擬講義の実施など教育面での能力も審査の対象として優れた教員の確保に努め、女性や社会人、外国人を積極的に採用した。また、教育・研究組織等の再編に柔軟に対応し、重要性和緊急性の高い組織に人的資源を戦略的に配分するため、学長管理定数を設定し自律的で戦略的な定員管理を行ってきた。

また、教員に裁量労働制を導入し、平成21年度から、継続して7年間勤務した者を対象に、6か月を限度として教員が研究に専念できるようサバティカル制度を創設するとともに、特に業績をあげた教員を優秀職員として表彰（副賞付）する優秀職員表彰制度を創設した。

事務局職員が大学運営の専門機能集団としての機能を発揮するために、滋賀県からの派遣職員を減じて法人職員を順次雇用するとともに、その能力開発を図るため外部研修を活用し、立命館大学主催の「大学幹部職員養成プログラム」にも職員を参加させている。

以上のことから、「人事の適正化に関する目標」に係る中期計画は達成したと判断できるものの、教員の業績評価を処遇に反映させる取り組みに関しては十分とは言えない状況であった。

◆専任教職員数（各年度5月1日現在）

		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
教 員	教授	78人	76人	80人	77人	75人	77人
	准教授	49人	52人	59人	58人	65人	66人
	講師	35人	34人	29人	24人	17人	12人
	助教	35人	26人	29人	32人	35人	41人
	助手		8人	7人	7人	8人	7人
	合計	197人	196人	204人	198人	200人	203人
	(女性)	53人	54人	54人	54人	52人	52人
(外国人)	3人	3人	4人	5人	5人	5人	
職 員	県派遣	52人	50人	47人	45人	43人	41人
	法人採用	4人	6人	9人	11人	12人	12人
	合計	56人	56人	56人	56人	55人	53人

4 事務の効率化・合理化に関する目標

限られた人材資源を最も効果的に運用して、活発な教育研究活動および迅速・機動的な大学運営を支える事務組織を編成する。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

(1) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

1) 常に各部門の機能および組織編成のスクラップアンドビルドを行い、簡素で効率的な組織を構築する。

(2) 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

1) 事務の集中化および効果的なアウトソーシングの実施により、効率的な事務体制を構築する。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

法人化に伴い、交流センター、地域産学連携センター、地域づくり教育研究センターを統括する事務局として、地域貢献研究推進グループを設置し、平成19年度には、学生支援機能を体系的に集約した学生支援センターを開設するなど、効率的な組織の構築に努めた。

また、新学務事務管理システム「STEP-USP」の導入により、履修登録・シラバス作成・成績評価などの作業をWEB上で入力できるようにして、学生・教員・職員の利便性の向上と事務の効率化を図った。さらなる事務改善のため職員提案制度を設け、優秀な提案については職員表彰制度により表彰している。

以上のことから、「事務の効率化・合理化に関する目標」に係る中期計画は達成したと判断する。

【「業務運営の改善および効率化に関する目標」に係る今後取り組みが望まれる事項】

公立大学法人の自律性を生かして、トップマネジメントによる経営基盤をさらに強化し、教職協働による一層の教育研究活動の活性化を図っていくことが重要である。

大学を取り巻く競争環境の激化や大学運営の複雑化に伴い、教育研究組織や事務局組織の見直しを柔軟に適時・的確に行っていくことが求められる。

あわせて、業務運営の簡素・効率化を図り、職員力量の高度化・専門化と教職協働の推進を図っていくとともに、第1期の期間中には十分な取り組みには至らなかった教員の業績を何らかの形で処遇に反映させる制度を導入し、競争的環境の下での人事の適正化を一層進展させる必要がある。

第3 財務内容の改善に関する目標

1 公正で効率的な財務運用に関する目標

限られた資源を効率的に配分し、使いやすく、無駄のない財務運用に努めるとともに、財務情報を積極的に公開し、公正な財務運用に努める。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

(1)限られた資源を効率的に配分するための措置

- 1) 財務担当役員は、限られた資源を効率的に配分するため、各学部長等と深く連携し、予算要求のとりまとめと予算案の編成にあたる。
- 2) 研究費は最大の効果が上げられるよう、期待される成果を勘案して配分する。

(2)公正な財務運用を担保するための措置

- 1) 財務情報をわかりやすく加工し、県民・学生および教職員などに対して公表する。
- 2) 研究費・実験実習費の内容を学内外に公開する。

(3)使いやすく、無駄のない財務運用を可能にするための措置

- 1) 事務手続き等の電子化、ペーパーレス化を図り、事務の効率化、経費の節減を図る。
- 2) 研究費・実験実習費を実態に合わせて使いやすくする。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

予算編成にあたっては、予算担当理事が各理事・学部長等と意見交換をしながら、厳しい状況の中でも効率的に財源配分し教育経費など必要な経費の見積もりを行った。一般研究費については、教員の教育、研究、地域・社会貢献、学内貢献の各分野における活動を客観的に多面的に評価し傾斜配分する方式を導入した。

予算の執行に関しては、財務システムの改善、研究費執行マニュアルの改正、新学務事務管理システムの導入等により、事務の効率化・経費の削減に取り組んだ。

決算等の財務情報については、経常費用、経常収入、研究費の内訳（一般研究費、外部資金による研究費等）等主な科目ごとの状況をグラフや易しい文章で解説するなど、その概要をわかりやすく加工し、学内外に公表することを通じて公正な財務運用に努めた。

以上のことから、「公正で効率的な財務運用に関する目標」に係る中期計画は達成したと判断する。

◆事業予算の推移

(単位：百万円)

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
運営費交付金	2,913	2,833	2,725	2,628	2,565	2,518
自己収入	1,713	1,715	1,746	1,789	1,839	1,813
外部資金	466	301	268	263	313	252
施設設備整備	0	0	724	140	0	0
目的積立金取崩	0	0	82	87	71	323
合計	5,092	4,849	5,545	4,907	4,788	4,906

◆教育経費の推移

(単位：百万円)

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
教育経費	482	485	509	497	505	504
学生1人あたり	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.18

2 自己収入の増加に関する目標

授業料や入学料収入の確保・増加を図るとともに、各種外部研究資金の受け入れの増加を図る。

また、収入を伴う自主事業の拡大と適切な料金の設定により自主財源の充実を図る。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

(1) 授業料・入学料収入を確保・増加するための措置

- 1) 授業料・入学料は教育の機会均等や公立大学の役割、学生の確保などを勘案して、適切な水準に定める。
- 2) 大学院の学生定員の充足に努める(特に博士後期課程)。

(2) 外部資金受け入れの増加に関する目標を達成するための措置

- 1) 科学研究費補助金、公募型プロジェクト研究等の競争的外部資金の獲得に向け、積極的な応募を奨励する。
- 2) 外部研究資金の申請や報告書作成に必要な事務手続きに関する全学的な協力体制を整備する。
- 3) 研究や活動内容をデータベース化し、外部に対して積極的な広報活動を行う等により、共同研究費、受託研究費等の受け入れを促進する。
- 4) 外部研究資金への申請、採択および獲得額の状況を、毎年度、学部等別に整理し、公表する。
- 5) 積極的に外部研究資金を導入した研究者を研究費配分の面を含めて優遇する制度をつくる。
- 6) 外部研究資金の受け入れに際しては適切な間接経費を賦課し、経理担当者や産学連携コーディネーターを配置するなど、大学全体の視点から外部資金受け入れ増加のために活用できる予算を確保する。

(3) 公開講座から収益をうるための措置

- 1) 公開講座の受講料の基準を定め、有料としうるものについては適切な講習料を徴収する。
- 2) 有料の公開講座の開講に努める。

(4) 大学施設利用を有料化するための措置

- 1) 交流センター、講義棟、体育・スポーツ施設などの有料開放の是非を検討し、可能なものから実施する。
- 2) 駐車場使用料の徴収について是非を検討し、可能であれば実施する。

(5) 広く一般から寄付を募るための措置

- 1) 一般からの寄付を受け入れる窓口を整備する。

(6) 不要品等の売却から収益をうるための措置

- 1) 不要品等のうち売却可能なものについては、なるべく売却する。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

外部研究資金の獲得に向けて、特任教授や地域産学連携センター教授による申請書レビュー、情報収集・提供活動、講習会の開催、マニュアル作成等の支援を継続的に実施した結果、科学研究費助成事業の採択数が大幅に伸び、大型プロジェクト等の外部研究

資金も獲得できた。

また、30%の管理費が交付される科学研究費など国の補助金以外の管理費のない外部資金について、大学として10%の間接経費を賦課する方針を定め、すべての外部資金に対して適用することで経費負担の公平化を期した。

大学の研究を広くわかりやすく伝えることを目的にしている公開講座は有料にして開講することとし、学内施設についても施設等の貸付規程の改正を行い、講義室に加え体育館および野球場などスポーツ施設の有料開放を開始するなど、自主財源の充実を図った。

以上のことから、「自己収入の増加に関する目標」に係る中期計画は達成したと判断する。

◆外部資金の獲得額

(単位：千円)

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度※
獲得額	378,510	392,250	366,923	424,447	491,494	433,313
目標値	H17年度(289,873,590円)の倍増					

※H23年度は12月末時点

3 経費の抑制に関する目標

管理運営業務の効率化を図り、管理的経費の削減に努める。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

- (1) 人件費を抑制するための措置
 - 1) 非常勤講師費の削減を図る。
 - 2) 派遣職員・業務委託の活用を進める。
- (2) 光熱水費を抑制するための措置
 - 1) 省エネの可能性を検討し、光熱水費の削減を図る。
- (3) 物品購入費を抑制するための措置
 - 1) 一括購入を進めるなど購買方法を見直し、購入費を抑制する。
 - 2) 所有備品、物品購入に関する情報の共有化により経費の削減を図る。
- (4) 業務委託費を抑制するための措置
 - 1) 契約方法、契約内容の見直しを積極的に行い、業務委託費を抑制する。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

非常勤講師費の削減を図るとともに、非常勤実習助手や派遣職員の見直しを行うなど職員や契約職員の適正な配置と負担の軽減を図った。また、従来の日々雇用職員を臨時雇用職員として関連規程を整備することにより、その活用を進めた。

大学としての省エネルギー方針を策定し、学生による「消し回り隊」、体育館等の照明の省エネ器具への更新、休暇時の昇降機の停止など毎年新たな取り組みを実施して光熱水費の削減に努めるとともに、さらなる取り組みを促進するため、学部ごとに電力使用量の削減額の一部を還元することとした。

また、財務システム上で管理物品や固定資産リストを作成し、学内ネットワークを利用

して共有化できる環境を整備した。

以上のことから、「経費の抑制に関する目標」に係る中期計画は達成したと判断する。

4 資産の運用管理の改善に関する目標

資産を運用し管理する体制を整備し、効果的効率的な資産活用を図る。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

- 1) 余裕金は安全を旨として運用・管理する。
- 2) 大型研究用機器等の情報を共有化し、可能な限り共同利用に努める。
- 3) 研究スペースを効率的に利用するための制度を検討する。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

資金管理規程を設けて資金計画を作成し、当面の余裕金の運用に際しては、預金利率について金融機関と交渉し有利な条件となるよう努めた。また、財務システム上で管理物品や固定資産リストを作成し、学内ネットワークを利用して共有化できる環境を整備した。

大学施設については、就職関連資料室の改修により学生支援室として充実させ、工学部電子システム工学科棟の建設にあたっては、新設面積をできるだけ増加させないよう、既存2学科の一部の実験・実習室を共用するなど施設の効率的な活用を図った。

以上のことから、「資産の運用管理の改善に関する目標」に係る中期計画は達成したと判断する。

【「財務内容の改善に関する目標」に係る今後取り組みが望まれる事項】

設立団体である滋賀県においては今後も厳しい財政状況が続くと予想され、これまで以上の運営費交付金削減も考えられることから、長期的な見通しのもと、さらに重点的・戦略的な財源配分を行うとともに、個別事業についてのスクラップアンドビルド等経費の節減を図る必要がある。併せて、科学研究費補助金等外部資金の獲得に一層努めるとともに、授業料の未納額を減らすなど自己資金を確保し、健全な財務運営を推進することが必要である。

また、業務の簡素化・効率化をさらに進め、複数年契約業務の拡大や更新時等における省エネ機器の導入など経費の抑制を図り、安全性を確保しつつ効率的な資産運用も図っていくことが求められる。

第4 自己点検・評価および当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

自己点検・評価および外部評価を厳正に実施するとともに、評価結果を教育研究および大学運営に反映させる。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

(1) 自己点検・評価の改善に関する具体的方策

- 1) 評価体制および評価支援組織の充実を図り、厳正な評価を実施する。
- 2) 教育、研究、地域貢献、大学運営等の項目について教員の業績を評価するシステムを構築し、評価結果を自己点検・評価および第三者評価、外部評価に反映させる。

(2) 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

- 1) 評価結果を学内外に公表するとともに、改善が必要な事項については各層から意見・改善提案を収集するシステムを構築する。
- 2) 評価結果は研究費等の配分、人事・給与・研修等に反映させる。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

自己点検・評価については、設置者である滋賀県に対する年度計画策定と実行、そして実績報告を行うことによる法人評価に加え、3年ごとに大学独自に行う自己評価と有識者等による外部評価も取り入れた評価システムが確立した。学校教育法に基づく「認証評価」の実施を加えると、大学運営に関する自己点検・評価の取り組みについては、3つの大きなPDCAサイクルを回すことにより、着実に実施してきた。特に平成22年度に受審した（独）大学評価・学位授与機構による認証評価においては、「大学評価基準を満たしている」との評価を得ることできた。

これら評価で受けた指摘事項については、それぞれ教育研究等に反映し改善を進め、その後の取り組みを再評価することで確認している。また、こうした評価の内容は、社会に対する説明責任を果たすために全てホームページで公表することとしている。

以上のことから、「評価の充実に関する目標」に係る中期計画は達成したと判断する。

2 情報公開等の推進に関する目標

教育研究活動状況やそれらの優れた成果、さらに大学運営等に関する情報を積極的に発信する。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

- 1) ホームページにより、シラバス等の教務学生情報および教育研究者情報等を積極的に発信する。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

法人化を機に事務局経営戦略グループ内に広報担当を配置し、教職員および学生向け「広報の手引き」を作成するなど報道機関に対するプレスリリースを積極的に展開した結果、年間の新聞等掲載件数は当初の2倍近くまで増加した。また、情報発信手段の中心となる大学ホームページについては、逐次改善をし、動画も設けてイメージを一新するなど魅力あるページ・コンテンツ作りに取り組むとともに、WEB上での電子シラバスや研究者情報の情報を掲載した。さらに教育情報の積極的な公開を進めるため、これまでバラバラに提供されていた教育情報を集約し、全体を把握できるように改めた。

この他、広報誌や学報の発行やメールマガジンの配信など新たな広報媒体の展開も進め

た。特に、広報誌「県大 jiman」の制作においては、広報活動に意欲のある学生を積極的にスタッフとして参画させ編集作業を進め、また、語学能力の高い学生に英語での留学体験記などをホームページ上で紹介するなど、学生が参画できる取り組みを進めてきた。

以上のことから、「情報公開等の推進に関する目標」に係る中期計画は達成したと判断する。

◆新聞掲載件数

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度※
掲載件数	410件	515件	616件	630件	590件	354件

※H23年度は12月末時点

【「自己点検・評価および情報の提供に関する目標」に係る今後取り組みが望まれる事項】

自己点検・評価は、大学が自らの姿勢を厳しく問い直すことによって、自己の問題点を明らかにし、新たな発展の可能性を探究する自律的な営みであり、不断の取り組みが欠かせない。着実な評価の実施とそれら結果を大学運営の改善に活かす PDCA サイクルが絶え間なく回るように、引き続き取り組むとともに、大学構成員全体に「自己点検・評価」の重要性が浸透し、醸成されていくことが必要である。

また、社会のグローバル化が進む中、世界に向けた教育研究情報の発信が重要となっており、英語版ホームページの更なる充実など、英語による情報発信が必要である。

第5 その他業務運営に関する重要目標

1 施設や設備の整備・活用等に関する目標

誰にでも優しい施設整備を目指すとともに、質の高い教育研究活動を展開するため、土地、建物、設備等を全学的観点で高度有効活用を図る。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

- 1) 土地、建物、設備等の活用状況に関する点検・評価を行い、有効活用と誰もが利用しやすい施設として整備を行い、環境と共生し調和するエコキャンパスの構築に努める。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

大学施設をユニバーサルデザインに対応できるようにするため、バリアフリー調査を実施し、その結果をもとに毎年改修し、段差解消、手摺り改修、ローカウンター等の整備を行った。

また、省エネルギー方針を策定し、学生による「消し回り隊」、体育館等照明の省エネルギー機器への更新、休暇時の昇降機の停止など毎年新たな取り組みを実施し光熱水費の削減に努め、さらには取り組みを促進するため、学部ごとに電力使用量の削減額の一部を還元する

こととした。防犯対策事業としては、街灯や防犯カメラの増設を行った。

以上のことから、「施設や設備の整備・活用等に関する目標」に係る中期計画は達成したと判断する。

2 安全管理に関する目標

安全な教育研究環境の確保および管理体制の確立を図る。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

- 1) 労働安全衛生法等に基づき、学生および教職員の安全教育や健康管理、災害防止体制の整備を行う。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

長時間勤務者に対して産業医が面接を行う制度を導入するとともに、健康講座やAED講習を開催するなど教職員の健康保持を図った。

災害等の防止体制については、危機管理規程と危機管理基本マニュアルを策定し、大学において発生する様々な事象に伴う危機に対して、迅速かつ的確に対応し得る体制を整え、危機管理に関連する諸問題について適宜情勢分析を行ってきた。

新型インフルエンザ問題においては、危機管理規程に基づいて対策本部を立ち上げ適確に対応するなど、緊急対応を行う仕組みが機能することも検証できた。さらに、彦根3大学が共同で模擬会見の研修会を実施し、緊急時のマスコミ対応の準備も行った。

以上のことから、「安全管理に関する目標」に係る中期計画は達成したと判断する。

3 人権の啓発に関する目標

教職員と学生の人権意識の向上を目指した取組を積極的に実施する。

【目標を達成するために掲げた中期計画】

- 1) 教職員や学生に対する人権啓発研修の充実を図る。

【中期計画に係る主な実績と達成度】

人権問題委員会を設置し、全学的に人権問題研修会を開催するとともに、各部局においても人権に関する研修会を開催し人権意識の向上に努めた。また、学生に対する研修会として、課外活動団体のリーダーを対象とした人権啓発学習会を実施している。

ハラスメントに関しては、その防止等に関する規程や指針を整備するとともに、ハラスメント相談員を学部等ごとに置き、学生や教職員からの相談に対応できる体制を整備し運用している。

以上のことから、「人権の啓発に関する目標」に係る中期計画は達成したと判断する。

【「その他業務運営に関する重要目標」に係る今後取り組みが望まれる事項】

環境負荷の低減やユニバーサルデザインへの対応を図りながら、今後老朽化が進んでいく施設設備の中長期的な改修計画を策定し、順次改修・整備を行っていくことが求められる。

当面は、国際コミュニケーション学科設置に伴う学生数の増加対策としての新棟建築と「同窓会館」建築と合わせて着実に進めるとともに、不足する駐輪場の全体計画を作成し、できるだけ早期に整備する必要がある。

また、安全管理については、事象別の個別マニュアルのうち、特に国際コミュニケーション学科設置など全学の国際化に対応して、海外留学時の危機管理について早急に策定する必要がある。

人権啓発への取り組みについては、引き続き、できるだけ多くの教職員・学生の参加を求めながらハラスメントの防止や人権研修に取り組むとともに、男女共同参画の推進を図り、安心して働ける職場環境づくりを進めることが求められる。

IV 各事業年度における業務実績

1 業務実績

「第1期中期目標期間各事業年度（平成18～22事業年度）に係る業務の実績に関する報告書」を参照

2 年度ごとの評価一覧

年度 区分	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度					
	自己評価 評価	項目数	自己評価 評価	項目数	自己評価 評価	項目数	自己評価 評価	項目数	自己評価 評価	項目数				
I 大学の教育 研究等の質 の向上	IV	12	B	IV	12	B	IV	18	B	IV	6	A	IV	26
	III	65		III	90		III	100		III	118		III	75
	II	8		II	9		II	4		II	2		II	0
	I	0		I	0		I	0		I	0		I	0
II 業務運営の 改善および 効率化	IV	3	B	IV	2	A	IV	1	A	IV	0	C	IV	4
	III	25		III	16		III	16		III	17		III	12
	II	1		II	0		II	0		II	2		II	0
	I	0		I	0		I	0		I	0		I	0
III 財務内容の 改善	IV	1	B	IV	1	B	IV	3	A	IV	1	A	IV	3
	III	25		III	23		III	17		III	23		III	12
	II	2		II	1		II	0		II	0		II	0
	I	0		I	0		I	0		I	0		I	0
IV 自己点検・ 評価および 情報提供	IV	1	A	IV	2	A	IV	0	A	IV	0	A	IV	1
	III	6		III	4		III	6		III	5		III	2
	II	0		II	0		II	0		II	0		II	0
	I	0		I	0		I	0		I	0		I	0
V その他業務 運営に關す る重要目標	IV	0	A	IV	0	C	IV	1	A	IV	0	A	IV	0
	III	7		III	6		III	5		III	6		III	3
	II	0		II	1		II	0		II	0		II	0
	I	0		I	0		I	0		I	0		I	0
全体評価	B		B		B		B		A					

※自己評価進行状況の基準

- IV：「年度計画を上回って実施している」
- III：「年度計画を概ね順調に実施している」
- II：「年度計画を十分に実施できていない」
- I：「年度計画を実施していない」

※法人評価委員会による評価（法人評価）の判断基準

- S：「特筆すべき進行状況にある」（評価委員会が特に認める場合）
- A：「計画どおり進んでいる」（すべてIVまたはIII）
- B：「概ね計画どおり進んでいる」（IVおよびIIIの割合が9割以上）
- C：「やや遅れている」（IVおよびIIIの割合が9割未満）
- D：「重大な改善事項がある」（評価委員会が特に認める場合）

平成18事業年度に係る業務の実績に関する報告書

平成19年6月

公立大学法人滋賀県立大学

1 大学の概要

(1) 法人名 公立大学法人滋賀県立大学

(2) 所在地 滋賀県彦根市八坂町2500番地

(3) 役員の状況

理事長(学長)	曾我 直弘
副理事長	馬場 章(総務担当)
理事	里深 信行(研究・評価担当)
理事	土屋 正春(教育担当)
理事	田邊 俊夫(地域貢献・渉外担当)
理事(非常勤)	森 哲次(日本電気硝子(株)取締役会長)
理事(非常勤)	脇田 晴子(城西国際大学客員教授)
監事(非常勤)	平居 新司郎(公認会計士)
監事(非常勤)	荒川 葉子(弁護士)

(4) 学部等の構成 ※ 人数は入学定員

【学部等】

環境科学部 (180人)	<ul style="list-style-type: none"> 環境生態学科 環境計画学科 <ul style="list-style-type: none"> 環境社会計画専攻 環境・建築デザイン専攻 生物資源管理学科
工学部 (120人)	<ul style="list-style-type: none"> 材料科学科 機械システム工学科
人間文化学部 (160人)	<ul style="list-style-type: none"> 地域文化学科 生活文化学科 <ul style="list-style-type: none"> 生活デザイン専攻 食生活専攻 人間関係専攻
人間看護学部 (60人・3年次編入20人)	人間看護学科
国際教育センター	

【大学院】

環境科学研究科 (46人)	<ul style="list-style-type: none"> 環境動態学専攻(前期・後期) 環境計画学専攻(前期・後期)
工学研究科 (36人)	<ul style="list-style-type: none"> 材料科学専攻(前期・後期) 機械システム工学専攻(前期・後期)
人間文化学研究科 (24人)	<ul style="list-style-type: none"> 地域文化学専攻(前期・後期) 生活文化学専攻(前期・後期)

【大学附属施設】

図書情報センター
交流センター
環境管理センター
地域産学連携センター
地域づくり調査研究センター

【事務局】

総務グループ
財務グループ
経営戦略グループ
学生・就職支援グループ
教務グループ
図書情報グループ
地域貢献研究推進グループ

(5) 学生数および教職員数 ※ 平成18年5月1日現在

①学生数	学部学生	2,278人	
	大学院学生	274人	
			計2,552人
②教職員数	教員	197人	
	職員	56人	
			計 253人

(6) 沿革

- 平成7年4月 開学
(環境科学部・工学部・人間文化学部)
- 平成11年4月 大学院修士課程開設
(環境科学研究所・工学研究科・人間文化学研究所)
- 平成13年4月 大学院博士課程開設
(環境科学研究所・工学研究科・人間文化学研究所)
- 平成15年4月 人間看護学部開設
- 平成18年4月 公立大学法人滋賀県立大学設立

(7) 大学の基本的な目標

滋賀県立大学は、滋賀県における学術の中心として、未来を志向した高度な学芸と、悠久の歴史や豊かな自然、風土に培われた文化を深く教授研究するとともに、新しい時代を切り拓く広い視野と豊かな創造力、先進的な知識、技術を有する有為の人材を養成することを目的としている。

また、開かれた大学として、県民の知的欲求に応える生涯学習の機会の提供や地域環境の保全、学術文化の振興、産業の発展、人間の健康など、滋賀県の持続的発展の原動力として大きく寄与することを使命としている。

この大学設置の基本理念を踏まえ、次の基本的な目標を定める。

- ・「キャンパスは琵琶湖、テキストは人間」をモットーに、滋賀の豊かな自然の中で「環境と人間」をキーワードとした教育研究を推進する。
- ・少子高齢化、国際化、情報化の進展により、今後求められる高等教育の多様化に対応して、学部や大学院を整備充実し、優れた人材を養成する機能を拡充する。
- ・公立大学として、地域の生涯学習の拠点および地域貢献、産学連携、国際貢献等の社会貢献機能の強化を目指す。

2 全体的な状況とその自己評価

I 全体的な状況

滋賀県立大学は、「キャンパスは琵琶湖、テキストは人間」をモットーに、滋賀の豊かな自然の中で「環境と人間」をキーワードとした教育研究を推進してきた。法人化にあたっては、次に掲げることを基本的な姿勢にすえ、計画の策定・遂行にあたった。

- ① これまでの成果の上に
本学で培ってきた教育・研究・社会貢献活動を明確にしつつ、一層発展させる。
- ② 重点を明確に
総花的でなく「選択と集中」を意識し、県立大学の特色・強みを打ち出す。
- ③ 「学生の立場」を視点に
教育・研究をはじめとした課題の遂行を「学生が育つ」という視点で検証する。
- ④ 社会との連携を視野に
地域・県民・産業・他大学等との連携・交流を常に視野にいれる。

1 理事長を中心とした機動的・戦略的な運営体制の確立

(1) 理事長を中心としたトップマネジメント体制の整備

- ① 法人化に伴い、地方独立行政法人法の規定に基づき運営組織を改組し、理事長を中心とした戦略的・機動的な運営体制の構築を図った。
法人の意思決定機関である役員会は、月2回の開催を定例化し、法人諸規程や中期計画、平成18年度の年度計画の策定、予算執行方針の決定、中間決算報告の承認などの重要事項について、迅速に審議・決定した。
- ② 法人運営体制の構築にあたっては、役員の一部を公募し民間企業経験者等を登用するほか、経営協議会、教育研究評議会にも学外者を積極的に登用し、社会の多様な視点を法人運営に反映させる体制を整備した。
- ③ 事務局に私学経営経験者を登用し、私学の自律的経営のノウハウを生かした経営的・戦略的な視点を取り入れるとともに、新たに経営戦略グループを設置するなど事務局組織を整備した。

- ④ 大学運営の健全性を確保するため理事長直属の監査室を設置し、内部監査体制を整備した。

(2) 理事長のトップマネジメントによる戦略的資源配分の実施

- ① 今後の教育研究組織等の再編に柔軟に対応し、かつ、重要性和緊急性の高い組織に人的資源を戦略的に配分するため、教員定数の5% (11名) を学長管理枠として確保することとした。
- ② 教員ポストの欠員補充に係る採用については、全学的な観点から教員選考規程に基づき各学部等の長からの推薦をもとに理事長が行うこととした。

(3) 中期計画の達成に向けた取組み

- ① 理事長を中心としたトップマネジメント体制を整備すると同時に、理事長、常勤役員、理事長補佐で構成する役員会議を設置し毎週開催するほか、全学的課題を検討するための学部長等との連絡調整会議や学長補佐会を設置し、大学構成員が一体となって大学運営に取り組む体制を整備した。
- ② 平成18年8月の滋賀県知事からの中期目標の指示を受け、その内容と中期計画の作成方針を共有するため、中期計画・年度計画検討特別委員会および理事担当の各課題を取り扱うワーキンググループを合計19回開催するとともに、各理事および各グループ統括によるサマリーレビューを2日間にわたり実施し、意識の共有を図った。
また、平成18年10月の中期計画の認可を受け、中期計画の達成に向けての役員の決意表明「大学改革への決意」を作成し大学構成員に配付することにより、中期計画の達成に向けた役員の決意を明確にした。
- ③ 教職員および学生の声を大学運営に活かすとともに双方方向のコミュニケーションを一層充実させるため、理事長あてメール窓口(プレゼジデントメール)を設けた。

2 特色ある教育研究の推進と教育研究の活性化

(1) 特色ある教育の推進

- ① 各学部に通ずるキーワードである人間を扱う「人間学」を全学共通科目として開講するとともに、平成19年度はこれをさらに発展させ、人間学の科目を「こころ」「しくみ」「しぜん」「わざ」の4クラスター(分類群)に構成するとともに、自己表現能力の開発を目指す科目として新たに少人数グループ形式の「人間探求学」を1年次前期の必修科目として実施することとした。

- ② 環境科学部や人間文化学部では、琵琶湖とその周辺地域の環境や文化を題材にした体験的学習である環境フィールドワークや琵琶湖文化論実習などを実施するとともに、環境科学部では開学以来の取組みと運営方法を『琵琶湖発環境フィールドワークのすすめ』として総括し、平成19年3月に出版した。
- ③ 平成18年度後期から開講した近江環地域再生生学座に社会人コースを設けるとともに、平成19年度に開設する人間看護学研究所(大学院修士課程)に修業期間が3年の長期履修制度や大学院設置基準第14条を適用した夜間開講の実施など社会人の受入体制を整備した。
- ④ 文部科学省の現代的教育ニーズ取組支援プログラムに採択(平成16年度)されている「スチューデントファーム『近江楽座』/まち・むら・ふれあい工舎」を通じて、大学と地域との連携のもと地域に学ぶ実践教育を行った。
- ⑤ 文部科学省の地域再生人材創出拠点の形成プログラムに採択(平成18年度)された「近江環地域再生生学座(大学院修士課程)」を通じて、地域再生を担うリーダーたる人材「コミュニティ・アーキテクト(近江環人)」を育成することを目指し大学・行政・地域が連携して行う教育プログラムを平成18年度後期から実施した。
- ⑥ 学生・地域・環境をコンセプトに学生が手作りで行う湖風夏祭、秋の湖風祭(大学祭)や新入生のためのサポートを在学生が企画・実施するなど「人が育つ大学」ならではの学生の取組みを支援した。

(2) 研究の活性化・高度化

- ① 教員にインセンティブを与えるとともに、研究の一層の活性化と戦略的な資源配分を目的として、一般研究費の50%を教育・研究・地域貢献・学内貢献の業績評価をもとに配分した。
- ② 産業の発展と学術の振興を推進するため、日本電気硝子株式会社とガラス工学に関する技術開発・交流、共同研究、人材育成等に関する包括協定を平成19年2月に締結した。
また、ガラス製造技術に関する総合的な研究をするための「ガラス工学研究センター」を平成19年度に工学部に設置し、このセンターにおいて包括協定に基づく共同研究等を実施することとした。
- ③ 各教員が活発な研究活動を行った結果、12件の研究表彰の受賞が、また、大学院生についても2件の受賞があった。

(3) 教育研究組織の活性化

- ① 人間看護学部の学年進行にあわせ、平成19年度に開設する人間看護学研究所(修士課程)の設置認可を受けるとともに、入学者選抜試験を行い定員(12名)を充足した。

- ② 産業の基礎である「ものづくり」のための技術者養成に必要な工学教育および地域産業界への貢献を一層充実させるため、平成20年度に工学部に電子システム工学科を新設し、あわせて既存学科の再編を行い3学科の協力・連携体制を強化することとした。
- ③ 日本電気硝子株式会社との包括協定に基づき、工学部にガラス研究者・技術者の人材育成を目的とした寄附講座「ガラス製造プロセス工学」を平成19年度から開設することとした。

3 『地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する大学』としての取り組み

(1) 地域に根ざす大学

- ① 地域づくり調査研究センターの設置
本学の建学の理念である地域貢献をより一層推進し、地域に根ざした調査研究活動、人材育成、地域づくりに関する情報発信を行うため、地域づくり調査研究センターを平成18年4月に設置した。
- ② 地域交流看護実践研究センターの取組み
人間看護学部と病院等の看護の実践現場とが双方向に交流できる窓口として、1年間で137件の相談を受け付け、看護の実践・教育・研究の連携、看護研究のサポート等を行うほか、専門講座を開催することを通じて、県内の看護職員の資質の向上に努めた。
- ③ 大学サテライト・プラザ彦根の開設
彦根市内の3大学（滋賀大学、滋賀県立大学、聖泉大学）と彦根市、彦根商工会議所、株式会社平和堂の6者により、大学を活かした地域活性化のための包括協定を平成19年3月に締結した。この包括協定に基づき、6者共同で平和堂アル・プラザ彦根6階に大学サテライト・プラザ彦根を平成19年4月に開設するとともに、本学のサテライト・オフィスを開設することとした。

(2) 地域に学ぶ大学

- ① フィールドワークの重視
環境科学部での環境フィールドワークや人間文化学部の環境琵琶湖文化論実習など、琵琶湖や近江の地域文化から学ぶフィールドワークを重視した教育を行った。
- ② 近江楽座の取組み
現代GPに採択されている近江楽座の活動（20プロジェクト）を通じて、学生・地域住民あわせて1,376名のメンバーが協働して、むらおこし、環境保全、地域文化の継承などの様々な地域課題に取り組むなど地域に学ぶ実

践教育を行うことにより、社会性を身に付けることができた。

(3) 地域に貢献する大学

- ① 地域の生涯学習の拠点としての取組み
開かれた大学として地域のニーズに応え、公開講座、公開講演、公開講義を実施し、延べ1,965人の受講者を受け入れ、地域の生涯学習の拠点としての役割を果たした。
- ② 琵琶湖塾の開催
ジャーナリストの田原総一朗氏を塾長に迎え、自然と人間がともに輝く社会を築き上げるための担い手として活躍する人材を育成することを目的に琵琶湖塾を開催した（塾生333名）。
- ③ 近江環入地域再生学座の開設
近江環入地域再生学座を平成18年度後期から開講し、湖国近江の風土、歴史、文化を継承し、環境と調和した循環型地域社会づくりのためのリーダーたる人材（コミュニティ・アーキテクト＝近江環入）の育成に努めた。
- ④ 感染看護認定看護師の養成
平成17年度から社団法人日本看護協会の認定看護師教育機関の認定を受け、感染管理認定看護師教育課程を開講した。平成18年度は25名の看護師を受け入れ、地域の看護力の向上に努めた。
- ⑤ 大学施設の開放
大学施設の学外への開放に関する規程を整備し、学内の教育・研究施設の開放を推進し、平成18年4月から共通講義棟および交流センターを有料開放した。

4 法人経営基盤の確立と業務運営の改善・効率化

(1) 法人経営のための財務基盤の確立・強化

- ① 事務局に新たに地域貢献研究推進グループを設置し外部資金の獲得に努めた結果、科学研究費補助金をはじめ154件、359,008,767円の外部資金を獲得した。
- ② 寄附金の受け入れ体制を整備するとともに、本学の教育研究の充実と地域貢献の推進等のため学術文化振興基金を設置した。
- ③ 経営の安定のため学生確保に努めた結果、学部入試（前期・後期）は昨年度を上回る志願者となり（2,252人→2,264人）、入学定員を確保できた。

(2) 業務運営の改善・効率化

- ① 一般管理費の削減に努めるほか、学生の協力による”消し回り隊”を発足するなど全学をあげて省エネルギーに取り組んだ結果、光熱水費の対前年度比マイナス8.4%を達成した。
- ② 滋賀県財政構造改革プログラムに基づく削減目標（平成18年度）である3,300万円の削減を達成した。
- ③ 財務システムや学内ネットワークシステムを構築するなど効率的な業務運営のための学内環境整備を行うとともに、これらのシステムを利用して大学の管理物品や固定資産の情報共有化し、施設の有効利用のための環境を整備した。
- ④ 優れた資質を有する人材を獲得するため、戦略的人事を除くすべての教員（13名）および事務局プロパー職員（2名）を公募により採用した。
- ⑤ 教員に対する裁量労働制の導入や兼職兼業規制の緩和を実施し、産学連携や地域貢献などに創造的能力を発揮しやすい環境を整備した。

5 自己点検・評価、情報公開および広報活動

(1) 自己点検・評価に係る取組み

- ① 自己評価、認証評価、法人評価、外部評価を踏まえた総合的な評価取組方針を策定し、平成22年度に大学評価・学位授与機構による認証評価を受けることを決定するとともに、教員の研究業績をデータベース化した。
- ② 教育、研究、地域貢献、学内貢献の各分野における活動状況を指数により自己評価するとともに、その結果を一般研究費の配分へ反映した。
- ③ 平成17年度に実施した外部評価に対する対応状況を取りまとめた。

(2) 情報公開の促進と広報活動

- ① 情報公開および個人情報に関する関係規程を整備し、大学運営情報の公開を推進するとともに個人情報の適切な取扱いに努めた。
- ② 大学構成員それぞれが大学広報者としてのマインドを持つとともに、広報担当を経営戦略グループに置くことにより戦略的な広報活動を展開した。その結果、本学を扱った新聞記事は対前年度比約27%増加した。
- ③ 平成18年7月に大学ホームページを更新し、ユーザビリティ（使いやすさ）や掲載内容の充実を努めた。更新後のホームページは、(株)日経ビービーコンサルティングによるユーザビリティ調査で国公立大学中第19位に評価された。

6 その他

- ① 淡海ユニバーサルデザイン行動指針に基づき、誰もが利用しやすいキャンパスづくりを目指し、段差解消、スロープの設置等8か所の改修を行った。
- ② 駐車場、学内通路の照明灯を照度の高いものに全面改修し、学生の安全確保に努めた。
- ③ 本学の同窓会と前身の県立短期大学の同窓会との一体化を支援し、平成18年11月に統一同窓会が発足した。
- ④ 授業の実質化を促進するなど教育の質を維持向上するため、平成19年度からの大学カレンダーを見直した。

II 全体的な計画の進行状況

滋賀県立大学は、平成18年4月から公立大学法人に移行し、10月に知事の認可を得て中期目標に基づく中期計画を策定するとともに、同月に平成18年度計画を知事に届け出て、計画の着実な実行に努めてきた。

法人化後の初年度の取組みとして、特に、新たな組織運営体制の構築に重点を置いて法人としての基盤整備に努めた。中期計画・年度計画の遂行にあたっては、本学がこれまで培ってきた成果を活かしながら、学生の視点、地域との連携を念頭に取り組んだ。こうした取組みの結果、平成18年度の年度計画156項目のうち145項目（92.9%）を概ね順調に実行し、一定の成果を達成することができたところである。

大学の教育研究等の質の向上に関する特記事項

○特色ある教育の取組み

【学部教育】

ア 近江楽座の取組み

「スチューデントファーム『近江楽座』」／まち・むら・くらしふれあい工舎」は、文部科学省の平成16年度「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」に採択され、平成18年度で3年目を迎えた教育プログラムで、次の3つを目標に掲げて地域活性化への貢献を目指して、様々な分野のプロジェクトを実施した。

(目的)

- ・滋賀県立大学と地域が共同してよりよい地域づくりにつながるシステムをつくる
- ・地域の課題に大学・学生が取り組み、地域の活性化に向けて共に活動する
- ・学生が地域の方々と一緒に活動することにより、学内だけでは学べないことを体験する

(参加者)

学生380人・地域の方々996人(計20グループ)

イ 人間探求学の開講準備

少人数導入教育として、「人間探求学」を平成19年度から1年次前期科目(月曜日1限または2限)として下記のとおり実施することとし、その実施のための準備を行った。

(目標)

- ・大学で学ぶことの意義、人生におけるその位置付けを考える機会にする
- ・高校の受け身の学習から大学の自主的な学習への円滑な移行を意識づける
- ・教員や他の学生の考え方など、他者との触れあいによる自己触発を促す
- ・各学生の創造的エネルギーの解放を図る

(実施方法)

- ・各クラス6名までとし、編成方法は学部等の特性に応じる
- ・自分で調べ、考え、まとめ、表現する一連の自主的な学習の流れを理解させる
- ・そのための基礎的なスキル、特に自己表現と対話を学ばせる
- ・教員と学生、学生と学生の交流を進め相互の絆を強化する。このため、フィールドでのクラス運営等も積極的な開発を図る。

ウ 体験型学習の重視

琵琶湖とその周辺地域や滋賀の地域文化を題材にしたフィールドワークや実験・実習を重視し、すべての学科、専攻で体験型学習を実施している。

環境科学部 学科全科目中 86科目(うち、おもに学外で実施するもの22科目)

工学部 学科全科目中 21科目

人間文化学部 学科全科目中 75科目(うち、おもに学外で実施するもの13科目)

人間看護学部 学科全科目中 30科目(うち、おもに学外で実施するもの13科目)

※ 学部に関する各学科等での延べ科目数を記載しているため、実数より多くなっている。

【大学院教育】

ア 近江環人地域再生学座の開設

平成18年度の文部科学省新規プロジェクトである「地域再生人材創出拠点の形成」に対して、本学は、湖国近江の風土、歴史、文化を継承し、環境と調和した循環型地域社会づくりのための人材を育成し、地域の要請に応えることを目的とする「近江環人地域再生学座」を申請し採択された。平成18年度後期からAコース(現役の大学院博士前期課程対象)とBコース(社会人対象)の2コースを開設し、合計13名が受講した。

なお、検定試験合格者には『コミュニティアーキテクト(近江環人)』の称号が付与される。

イ 人間看護学研究科(修士課程)の設置認可

人間看護学部の学年進行の完成にあわせ、長期履修制度(3年間)や14条適用による夜間開講を行う人間看護学研究科(修士課程)の平成19年度設置をめざし設置認可申請を行い、平成18年11月30日に設置認可された。これを受け、開設に向けた準備を行うとともに入学者選抜試験を行い13名の入学者を確保した。

ウ 教員と学生による工学部新学科棟の基本設計

平成20年度に開設予定の工学部新学科棟の基本設計について、教育研究の一貫として取組み教員・学生が自ら手がけた。

○入学志願者の確保に関する取組み

ア オープンキャンパス

高校生とその保護者等に本学の魅力を伝えるため、オープンキャンパスを実施(7月29日および30日)し、1,598名の参加があった。なお、オープンキャンパス告知ポスターについては、在校生からデザインを募集し作成した。

イ 入学志願者の確保

入学志願者の確保に努めた結果、推薦入試および一般入試ともに前年度を上回る志願者を確保した。

※ 推薦入試: 226人 → 237人
一般入試: 2,252人 → 2,264人(前後期合計)

○授業評価アンケートの実施とレスポンスペーパーの導入

授業改善に資するため平成16年度から実施している授業評価アンケートについて、3年間の総括を行うとともに、その結果を平成19年度以降の実施に反映させるためアンケート項目の見直しなど改訂作業を行った。

また、学生の授業理解度の向上、教員とのコミュニケーションの向上等を目的として、平成19年度から各授業でレスポンスペーパーを導入することとした。

○図書館機能の強化

学生の自主的な学習姿勢を育てる環境として図書館の役割を重視し、学生教育用図書コーナーを設けるなど蔵書の充実を図ったほか、電子ジャーナル、データベースのサービスを拡充した。また、ホームページに図書館ポータルサイトを設けるほか、館内ツアー(20回)、文献・蔵書検索ガイダンス(49回)を実施するなど利用者支援サービスの充実にも努めた。

○就職支援に関する取組み

業界・企業研究会(10日間。参加企業207社)や公務員志望の学生のための公務員試験対策講座(5月～1月)などを実施し、学生の就職活動を支援した。

こうした取組みの結果、平成18年度卒業生の就職状況は、工学部で100%を達成するなど全体で96.1%を確保した。

○滋賀県立大学同窓会「湖風会」の設立

滋賀県立大学同窓会と旧短期大学の同窓会(4団体)との一本化を推進し、統一同窓会として滋賀県立大学同窓会「湖風会」の設立(平成18年11月11日。会員数約2万人)を支援した。

○業績を反映した研究費配分制度の導入

研究費の配分について教員の業績を反映した制度を構築し、教育、研究、地域貢献、学内貢献の各分野に関する各教員の自己評価に基づく評価結果に応じて一般研究費の配分を行った。この制度により一般研究費の50%は評価結果に基づく配分とした。

(評価比率)	・教育	50点	
	・研究	50点	
	・地域貢献	30点	
	・学内貢献	30点	合計160点

○日本電気硝子株式会社との包括協定の締結と寄附講座の設置

滋賀県立大学と日本電気硝子株式会社との間で、ガラス工学に関する研究・教育や技術力において知的資源、人的資源の交流・活用を通して、新たな幅広い協力関係を円滑に進めるとともに産業の発展と学術の振興を推進するため、産学連携の協力推進のための包括協定を平成19年2月9日に締結した。

この包括協定に基づき、平成19年度から工学部にガラス研究者・技術者の人材育成に取り組むことを目的とした寄附講座「ガラス製造プロセス工学」(総額1億円。3年間)を開設することとなった。

※ 協定の期間は、平成22年3月31日まで(更新可能)

また、ガラス製造技術に関する総合的な研究をするための「ガラス工学研究センター」を平成19年度に工学部に設置し、このセンターにおいて包括協定に基づく共同研究等を実施することとした。

※ ガラスに関する研究センターの大学への設置は、日本では本学のみ。

<p>○公開講座等の開催 開かれた大学として地域の要望に応え、次のとおり公開講座、公開講演等を実施した。</p> <p>ア 公開講座 春季公開講座（5回シリーズ） 秋季公開講座（2回シリーズ） 受講者 1,137人（延べ）</p> <p>イ 公開講演 9月17日（日）実施 受講者 557人</p> <p>ウ 移動公開講座 12月9日（土）実施 受講者 76人</p> <p>エ 公開講義 大学の正規授業科目のうち179科目を一般に開放し、77科目・延べ195人の受講者があった。</p> <p>オ 琵琶湖塾 塾長：田原総一郎氏（ジャーナリスト） 塾生 333人 受講者 2,600人（延べ）</p> <p>○地域づくり調査研究センターの設置 建学の理念である地域貢献をより一層推進するため、平成18年4月に地域づくり調査研究センターを設置した。センターには専任の研究員を3名配置し、地域づくり等の受託事業や調査研究を行うほか、琵琶湖塾をはじめとする人材育成事業を実施した。</p> <p>○認定看護師講習の開催 職業人への高度な教育機会を提供するため、(社)日本看護協会による認定看護師機関としての認定を受け、病院等の医療施設で院内感染の防止など感染管理の実践や指導を行うことができる専門的な看護師を養成するための感染管理認定看護師教育課程を開設し、認定看護師を養成した。 受講者 25人 教育期間 平成18年10月1日～平成19年3月31日 延べ630時間</p> <p>○学生による様々な活動成果 ～人が育つ大学としての成果～ 滋賀県立大学が標榜する人が育つ大学を目指して、学生による様々な活動を支援した。とりわけ、本学のキーワードのひとつである「環境」に関しては、次に掲げるものをはじめとして学生の自主的な取組みの成果をあげることができる。</p>	<p>ア 湖風祭 水上のメインステージ設営をはじめとする準備から運営までのすべてを学生の手作りで行う大学祭「湖風祭」を3日間にわたり実施した。湖風祭は、地域の行事として定着し子どもからお年寄りまで多くの住民の参加があるほか、環境を標榜する大学ならではの取組みとして、Myはし企画、DRP（Dish Return Project）、ゴミラによるゴミ分別など環境にこだわった大学祭として地域に定着している。</p> <p>イ ベロタクシー 学生と教員等でNPO法人五環生活を設立し、「五感」・「環境」・「暮らし」をコンセプトとして、環境とのかかわりを持つさまざまなライフスタイルを楽しみながら体験するとともに、社会に定着させていく取組みを進めた。平成19年3月からは国室・彦根城築城400年祭においてベロタクシー（自転車タクシー）を運行している。</p> <p>ウ 環境省「地方公共団体のためのグリーン購入取組ガイドライン」の作成 環境省は平成18年度から地方公共団体向けのグリーン購入を促進するため「地方公共団体のためのグリーン購入取組ガイドライン」を作成し、普及のための活動を行っている。この活動には、公認サークルの滋賀県立大学グリーンコンシューマーサークルが参加しており、ガイドラインの「3. 環境配慮型製品の選び方」の原稿作成を担当した。 ※ グリーンコンシューマーサークルは、平成17年度にグリーン購入ネットワークが主催する第8回グリーン購入大賞の大賞を受賞している。なお、大学生でのグリーン購入大賞の受賞は制度創設以来初めてであった。</p> <p>エ コーピング京都（ホテル）のエコマネジメントシステム（EMS）構築支援と環境報告書作成 公認サークルの環境マネジメント事務所（EMO）は、平成18年11月からコーピング京都を運営する全国大学生協連合会から依頼を受け、コーピング京都のK E Sの認証取得を支援するとともに、環境報告書を作成した。 ※ EMOは、大学生協と連携し環境に配慮したシステムの構築を目指して結成された公認サークルで、滋賀県立大学生協同組合やJ A東びわこにおけるISO14001をツールとしたEMS（環境マネジメントシステム）の構築を実践しており、平成17年度には第3回全国大学生環境活動コンテストでグランプリ・環境大臣賞を受賞している。</p>
--	--

業務運営の改善および効率化に関する特記事項

<p>○法人運営体制の整備に関する取組みに関する特記事項</p> <p>ア 役員会議の設置 定款で規定されている役員会のほか、理事長、副理事長、理事（常勤）、理事長補佐で組織する定例の役員会議を設置し、毎週火曜日に定例的に開催（3時間程度）し、役員会等への付議事項や重要施策の協議のほか情報交換を行った。</p> <p>イ 学長補佐の設置 学長の補佐機能を充実するため学長補佐を設置するとともに、隔週水曜日に学長補佐会を実施した。</p> <p>○学外の有識者等の登用に関する特記事項</p> <p>ア 学外からの理事の登用 理事（常勤）のうち1名を公募し民間企業経営経験者を登用するとともに、学外者2名を非常勤理事として登用するなど、大学運営に外部の意見を反映させる仕組みを構築した。</p> <p>イ 経営協議会および教育研究評議会への学外委員の登用 経営協議会の委員として有識者、経済界、マスコミ関係、大学OBの各分野から5名を、教育研究評議会の委員として高校関係者、研究機関、看護関係者の各分野から3名を学外委員として登用し、大学運営に外部の意見を反映させる仕組みを構築した。</p> <p>○学長管理枠の導入 今後の教育・研究組織の再編に柔軟に対応し、かつ、重要性と緊急性の高い組織に人的資源を戦略的に配分するため教員定数の5%（11人）を学長管理枠として確保し、学長がその運用を管理することとした。 （学長管理枠の用途） ・学科、専攻の新設に伴い必要になるポスト ・学部、学科横断的な教育研究組織の設置に伴い必要になるポスト ・全学共通基礎科目の教育の充実のために必要になるポスト ・学長が大学の戦略的運営のために必要とするポスト</p>	<p>○工学部再編に向けての取組み 「ものづくり」のための技術者の養成に必要な工学教育、公立大学ならではの地域産業界への貢献をより一層果たすため、工学部に電子システム工学科を平成20年度に新設するとともに、既存の材料科学科および機械システム工学科の再編を行い、3学科の協力・連携体制を強化することとした。</p>
--	---

財務内容の改善に関する特記事項

○施設・設備の有効利用に関する取組み

施設の貸し付けに関する規程を新たに制定し、大学施設の有効利用を推進した結果、平成18年4月から共通講義棟および交流センターを有料開放し、延べ262部屋の貸出しがあり、1,230千円の貸付収入があった。

このほか、財務関係システムを整備することにより、管理物品や固定資産のリストを学内ネットワークを通じて共有することにより、設備の有効利用を促進する環境を整備した。

○外部資金の獲得

財務基盤の安定強化に向け、地域貢献研究推進グループを設置し、外部資金の獲得に努めた。その結果、資金の獲得額は平成17年度に比べ大きく増加した。

ア	科学研究費補助金	44件	143,780,000円	(平成17年度：34件 127,860,000円)
イ	受託研究	42件	87,020,767円	(平成17年度：22件 86,248,590円)
ウ	共同研究	34件	32,952,000円	(平成17年度：29件 17,935,000円)
エ	奨励寄附金	31件	22,090,000円	(平成17年度：53件 40,040,000円)
オ	寄附講座	1件	40,000,000円	
カ	文部科学省補助金	2件	33,166,000円	(平成17年度：1件 13,500,000円)
	(現代G P、近江環人)			
	合 計	154件	359,008,767円	(対前年度比73,425,177円の増加)

○寄附金の継続的獲得に向けての取組み

ア 寄附金受入体制の整備

寄附金受入体制を整備し、新たに滋賀県立大学学術文化振興基金を設置した。このうち工学部の教育研究の充実に目的として寄附されるものを「滋賀県立大学工学部振興基金」として取り扱い、企業、卒業生、保護者等に対して広く寄附を募ることとした。

イ 工学部支援会(仮称)の創設

工学部振興基金への継続的・安定的な寄附金を募るため、工学部との連携・交流事業と工学部振興基金への寄附を目的とする継続的に寄附金を募るため、工学部支援会(仮称)を平成19年度に設けることとした。

このため、平成18年度は、プレ事業として工学部企業研究会を工学部主催で開催(3日間)するとともに、参加企業(108社)と工学部教員の懇談会を開催した。

自己点検・評価および当該状況に係る情報の提供に関する特記事項

○認証評価に向けた取組み

認証評価機関による認証評価を念頭に、認証評価、自己評価、外部評価、法人評価に対応するための総合的な評価方針を策定した。これに基づき、認証評価は平成22年度に大学評価・学位授与機構の評価を受けるとともに、自己評価を3年ごとに実施することとした。

○大学ホームページの全面更新

ユーザビリティ(使いやすさ)と掲載情報の充実を図るため、大学ホームページを全面更新した。更新後のホームページは、(株)日経ビービーコンサルティングが実施した全国200の国公立大学を対象としたウェブサイトのユーザビリティ(使いやすさ)に関する調査で、総合スコアが国公立大学中19位との評価を得た。

○広報活動の強化

マスコミ関係者との情報交換会を実施するなど広報活動を強化し、戦略的に展開した結果、本学を取り扱った新聞記事は前年比27%増加した。また、法人化後1年の大学改革の成果を新聞広告(平成19年3月27日)により県内外にPRした。

その他業務運営に関する特記事項

○省エネルギーの推進

省エネルギーの推進の一貫として、公認学生サークルの環境マネジメント事務所（EMO）による「EMO消し回り隊」を発足した。「EMO消し回り隊」とは、学生による省エネ実働部隊と言えるもので、平成18年7月から学舎施設を巡回（2人1組の5班体制で週2回、1時間30分程度）して、照明の点灯状況を調査するとともに、点灯不要な照明を消灯し電気使用量の節減に努めた。7月から9か月間の取組みで、調査を行った講義棟では24%の電気量削減を達成した。

また、このほかにも省エネルギーの推進に関する取組を進めた結果、大学全体の光熱水費は前年度に比べ8.4%の削減を達成した。

○施設設備の整備等に関する取組み

ア 施設の整備・改修等

淡海ユニバーサルデザイン行動指針に基づき大学施設を点検し、体育館アプローチの段差の解消など8箇所を改修を行った。また、南駐車場、学内歩道等の照明器具を交換し照度を向上させて学内の防犯対策に努めた。

さらに、駐車場の運用ルールを変更し、来学者用駐車スペースの安定確保に努めた。

イ 設備の更新

学生の教育環境の向上のため、講義室10室についてブラウン管モニターからプラズマモニターに更新した。

○環境マネジメントに関する取組み

ISO14001の認証は法人化前の平成16年度に既に取得しているが、平成19年3月6日に登録更新した。また、平成19年度から全学共通科目（人間学）である「環境マネジメント総論」を必修科目とし、大学が定めた滋賀県立大学環境指針を全学生に説明することとした。

○UI (University Identity) の構築に向けた取組み

大学のアイデンティティを構築するためUIプロジェクトチームを設置し、「しゃべり場県大」を開催するなどUI構築に向けた提言を行った。

○OECD訪問調査団の受入れ

OECD（経済協力開発機構）の高等教育政策レビュー調査団が来日し、平成18年5月15日（月）～24日（水）までの10日間にわたり、東京大学、京都大学、慶応大学をはじめとする全国9カ所の大学・研究機関を調査した。滋賀県立大学は5月22日（月）に調査団の訪問があり、地方公立大学としての調査を受けた。

○別表（収容定員）

学科・研究科名		収容定員 a (人)	収容数 b (人)	定員充足率 b/a×100 (%)
学部	環境科学部	720	773	107.4
	工学部	480	521	108.5
	人間文化学部	640	706	110.3
	人間看護学部	280	278	99.3
研究科	環境科学研究科	102	113	110.8
	前期課程	72	84	116.7
	後期課程	30	29	96.7
	工学研究科	78	92	117.9
	前期課程	60	89	148.3
	後期課程	18	3	16.7
	人間文化科学研究科	54	69	127.8
	前期課程	36	45	125.0
	後期課程	18	24	133.3

平成19事業年度に係る業務の実績に関する報告書

平成20年6月

公立大学法人滋賀県立大学

1 大学の概要

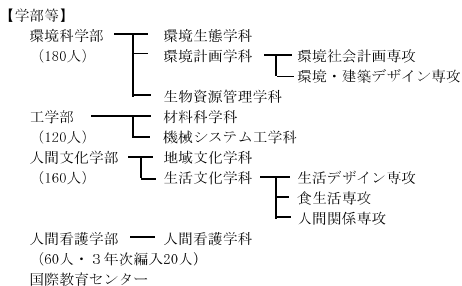
(1) 法人名 公立大学法人滋賀県立大学

(2) 所在地 滋賀県彦根市八坂町2500番地

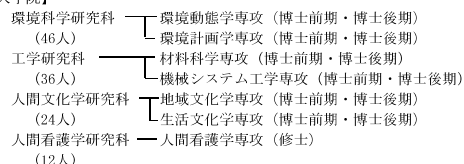
(3) 役員の状況

理事長(学長)	曾我 直弘
副理事長	馬場 章(総務担当)
理事	里深 信行(研究・評価担当)
理事	土屋 正春(教育担当)
理事	田邊 俊夫(地域貢献・渉外担当)
理事(非常勤)	森 哲次(日本電気硝子(株)取締役会長)
理事(非常勤)	脇田 晴子(城西国際大学客員教授)
監事(非常勤)	平居 新司郎(公認会計士)
監事(非常勤)	荒川 葉子(弁護士)

(4) 学部等の構成 ※ 人数は入学定員



【大学院】



【大学附属施設】

- 図書情報センター
- 交流センター
- 環境管理センター
- 地域産学連携センター
- 地域づくり調査研究センター

【事務局】

- 総務グループ
- 財務グループ
- 経営戦略グループ
- 学生・就職支援グループ
- 教務グループ
- 図書情報グループ
- 地域貢献研究推進グループ

(5) 学生数および教職員数 ※ 平成19年5月1日現在

①学生数	学部学生	2,271人	
	大学院学生	300人	計2,571人
②教職員数	教員	199人	
	職員	56人	計 255人

(6) 沿革

- 平成7年4月 開学
(環境科学部・工学部・人間文化学部)
- 平成11年4月 大学院修士課程開設
(環境科学研究科・工学研究科・人間文化科学研究科)
- 平成13年4月 大学院博士課程開設
(環境科学研究科・工学研究科・人間文化科学研究科)
- 平成15年4月 人間看護学部開設
- 平成18年4月 公立大学法人滋賀県立大学設立
- 平成19年4月 大学院修士課程開設
(人間看護学研究科)

(7) 大学の基本的な目標

滋賀県立大学は、滋賀県における学術の中心として、未来を志向した高度な学芸と、悠久の歴史や豊かな自然、風土に培われた文化を深く教授研究するとともに、新しい時代を切り拓く広い視野と豊かな創造力、先進的な知識、技術を有する有為の人材を養成することを目的としている。

また、開かれた大学として、県民の知的欲求に応える生涯学習の機会の提供や地域環境の保全、学術文化の振興、産業の発展、人間の健康など、滋賀県の持続的発展の原動力として大きく寄与することを使命としている。

この大学設置の基本理念を踏まえ、次の基本的な目標を定める。

- ・「キャンパスは琵琶湖、テキストは人間」をモットーに、滋賀の豊かな自然の中で「環境と人間」をキーワードとした教育研究を推進する。
- ・少子高齢化、国際化、情報化の進展により、今後求められる高等教育の多様化に対応して、学部や大学院を整備充実し、優れた人材を養成する機能を拡充する。
- ・公立大学として、地域の生涯学習の拠点および地域貢献、産学連携、国際貢献等の社会貢献機能の強化を目指す。

2 全体的な状況とその自己評価

I 全体的な状況

滋賀県立大学は、「キャンパスは琵琶湖、テキストは人間」をモットーに、滋賀の豊かな自然の中で「環境と人間」をキーワードとした教育研究を推進してきた。法人化にあたっては、次に掲げることを基本的な姿勢にすえ、計画の策定・遂行にあたった。

- ① これまでの成果の上に
本学で培ってきた教育・研究・社会貢献活動を明確にしつつ、一層発展させる。
- ② 重点を明確に
総合的でなく「選択と集中」を意識し、県立大学の特色・強みを打ち出す。
- ③ 「学生の立場」を視点に
教育・研究をはじめとした課題の遂行を「学生が育つ」という視点で検証する。
- ④ 社会との連携を視野に
地域・県民・産業・他大学等との連携・交流を常に視野にいれる。

法人化初年度の平成18年度は、業務を円滑かつ効果的に推進するための体制を構築しながら、教育研究活動をはじめとして各般にわたる事業を展開し、滋賀県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）から「概ね計画通り進んでいる」との評価を得た。

法人化2年度目となる平成19年度は、初年度の評価委員会の評価や意見等も踏まえて業務の実施体制を見直ししつつ、理事長のリーダーシップのもと年度計画を遂行した。

I 教育研究等の質の向上

1 教育

(1) 密度の高い教育環境の実現のために

- ① 「人間学」の充実 - 「人間探求学」の開講-
少人数導入教育科目として新たに「人間探求学」（1年次前期必修科目）を開講した。この科目では、546人の新入学生に対し1クラス5～6人程度の少人数グループごとに教員を配置し、徹底してきめ細かい教育を行った。
また、人間学科目を新たに4つ（こころ・しくみ・しぜん・わざ）のクラスター（分類群）に再構成し、教養科目としてバランスのとれた教育を推進した。
- ② 新入学生全員に対するTOEICテストを実施
新入学生全員に対してTOEICテストを実施した（TOEICテストは、全学生に対して入学時と2年次終了時に実施）。さらに、英語力の向上を目指し、e-learningをはじめとして学生の自主的学習を支援するとともに、1年次の英語クラスを小規模化（30人編成）した。
- ③ オフィスアワワーの導入
平成19年度後期より全学でオフィスアワワーを導入した。オフィスアワワーは、中期計画の数値目標では平成21年度から導入することとなっているが、学生の学習環境を整え自主的学習を支援するために計画を大幅に前倒した。
- ④ レスポンスペーパーの導入
一方通行になりがちな授業を学生参加型の双方向性を持たせることにより、学生の学習意欲を刺激し、また、教員との間に適度の緊張感を保つことを目指して、平成19年度前期から全学でレスポンスペーパーを導入した。

(2) 学生の意欲に応えるために

- ① 学生支援センターの設置
学習から生活面まで学生に対しきめ細かい支援を行うため、学生支援機能を集約させた「学生支援センター」を設置した。
- ② 学生表彰制度の創設
正課・課外活動等において優れた評価・成績をおさめ本学の名誉を高めた学生を表彰する制度を創設し、学位記授与式において表彰した。
- ③ 社会人学生の受け入れ
新設した人間看護学研究科（大学院修士課程）に修業期間が3年の長期履修制度や大学院設置基準第14条を適用した夜間開講の実施など社会人の履修

に配慮した体制を整備した。

(3) 教育力の向上のために

- ① FD活動の推進
FD委員会において、平成19年度後期から授業見学会を実施するとともに、人間探求学に関する全学研修会を実施するなど教育力向上のための取組みを進めた。
- ② 教育実践支援室の設置
FD活動をさらに発展させるため、FD委員会を発展的に改組し、新たに「教育実践支援室」を設置し、FD活動推進のための体制を整備した。

(4) 学科の新設・改組 - 4学部12学科へ-

工学分野におけるバランスのとれた教育を行うために平成20年度から工学部に「電子システム工学科」を新設するとともに、教育の専門性を明確にするために環境科学部環境計画学科の2専攻および人間文化学部生活文化学科の3専攻をそれぞれ学科へ改組することとし、文部科学省へ届出を行った。

2 研究

(1) 研究組織の活性化

- ① 人間看護学研究科の開設
平成19年度に新たに人間看護学研究科（修士課程。入学定員12人）を開設し、第1期生を受け入れた。
- ② ガラス工学研究センターの設置
ガラスの溶融・成形・加工についての製造技術の高度化のための基礎学問を打ち立てることを目的として、工学部に「ガラス工学研究センター」を設置した（ガラスに関する研究センターの大学への設置は、日本で初めて）。

(2) 研究の高度化・研究者の育成 - 研究費の戦略的配分-

- ① 若手教員に対する研究費の優遇措置
業績評価に基づく一般研究費の評価配分額について職階別傾斜配分を廃止するとともに、奨励研究費の配分、不採択になった科学研究費申請課題に対する研究費の支給など、若手教員に対して研究費の優遇措置を行った。

② 新任教員に対する研究費の優遇措置

学外からの新任教員に対して、一定額の研究費を別途配分する制度を導入し、赴任直後のスタートアップを支援し、研究活動の活性化を図った。

3 地域貢献

(1) 地域の生涯学習の拠点づくり

① 大学サテライト・プラザ彦根の開設

彦根市内の他大学（滋賀大学、聖泉大学）と彦根市、彦根商工会議所、株式会社平和堂と昨年度締結した「大学を活かした地域活性化のための包括協定」に基づき、平成19年4月に平和堂アル・プラザ彦根6階に「大学サテライト・プラザ彦根」を開設するとともに、本学のサテライト・オフィスを併設した。

② 公開講座・琵琶湖塾等の開催

開かれた大学として地域のニーズに応え、公開講座、公開講義等を実施し、延べ1,427人の受講者を受け入れ、地域の生涯学習の拠点としての役割を果たした。

また、ジャーナリストの田原総一朗氏を塾長に迎え、自然と人間がともに輝く社会を築き上げるための担い手として活躍する人材を育成することを目的に琵琶湖塾を開催した（塾生313人）。

(2) 地域リーダーの育成

① コミュニティ・アーキテクト（近江環人）の育成

文部科学省「地域再生人材創出拠点の形成」プログラムに採択（平成18年度）された「近江環人地域再生学座」において、湖国近江の風土、歴史、文化を継承し、環境と調和した循環型地域社会づくりのためのリーダーたる人材の育成に努め、計16人にコミュニティ・アーキテクト（近江環人）の称号を付与した。

② 現代GPプロジェクト（近江楽座）を独自推進

文部科学省の現代的教育ニーズ取組支援プログラムに採択（平成16年度）された学生主体の「スチューデントファーム『近江楽座』／まち・むら・ふれあい工舎」を平成19年度から大学独自プロジェクトとして位置付け、自治体からの提案を加えるなど内容を拡充して21のプロジェクトを実施した。

③ 感染管理認定看護師の養成

平成17年度から社団法人日本看護協会の認定看護師教育機関の認定を受けて感染管理認定看護師教育課程を開設し、本年度までで県内主要病院の要望に応えられる認定看護師を養成した。

(3) 産学連携の推進

① 寄附講座の設置

日本電気硝子株式会社との包括協定に基づき、工学部にガラス研究者・技術者の人材育成を目的とした寄附講座「ガラス製造プロセス工学」を開設した。

② 工学部支援会の発足

工学部の教育研究環境の充実を目的とする「滋賀県立大学工学部振興基金」の安定的な運営を支援するため、振興基金への寄附を行うとともに工学部との連携事業を行うことを目的とする「滋賀県立大学工学部支援会」が会員企業24社の参画を得て発足した。

4 業務運営の改善および効率化

(1) 運営体制・機能の強化

① 教育・研究・社会貢献の推進強化のための体制整備

教育、研究、社会貢献の各機能の強化のため、新たに全学教育構想委員会、研究戦略委員会、社会貢献推進委員会を設置し、教育、研究、社会貢献の高度化・活性化を図った。

② 教職員の人材確保

優れた資質を有する人材を獲得するため、戦略的人事を除くすべての教員（27人）および事務局法人職員（3人）を公募により採用した。また、戦略的教員選考（学内での昇任選考）には学外審査委員を登用し、厳格な審査を実施した。

(2) トップマネジメントによる戦略的資源配分

① 学長管理定数を活用した戦略的人員配置

学長管理定数（教員定数の5%）のうち、平成19年度に確保した4人を平成20年度に新設する工学部電子システム工学科に充当するなど戦略的な人事配置を行った。

② 学長裁量経費・学部長裁量経費による資源配分

学長裁量経費および学部長裁量経費を設けることにより、トップの判断による戦略的・効果的な対応を図った。

5 財務内容の改善

(1) 外部資金の獲得

外部資金の獲得に努めた結果、科学研究費補助金、受託研究、共同研究をはじめ165件、392,249,905円の外部資金を獲得した。

(2) 有料公開講座の開催

自己収入の増加を図るため、平成19年度より春期・秋期の公開講座を有料開講した。

(3) 寄附金の獲得

寄附金の獲得に努めた結果、滋賀県立大学工学部支援会をはじめ個人からも含め、大学の研究教育活動に対して1,327万円の寄附金を受けた。

6 自己点検・評価および当該状況に係る情報の提供

(1) 学部等自己評価の実施

平成22年度に大学評価・学位授与機構による認証評価を受けることを念頭に、平成19年10月から学部等の自己評価に着手した。

(2) 積極的な広報活動の展開

大学構成員それぞれが大学広報者としてのマインドを持ち、積極的な広報活動を展開した結果、本学を扱った新聞記事は前年度に比べ約26%増加した。

また、大学ホームページの使いやすさや掲載内容の充実がもたらした結果、(株)日経ビービーコンサルティングによるユーザビリティ調査で国公立100大学中第14位に評価された。

7 その他

(1) 施設設備の整備

淡海ユニバーサルデザイン行動指針に基づき、誰もが利用しやすいキャンパスづくりを目指し、段差解消、ローカウンターの設置等7か所の改修を行った。

(2) 校歌制定

開学以来、滋賀県立大学には校歌がなかったが、大学としての一体感を醸成するために滋賀県立大学校歌「點撥ねる」（作詞：梅原賢一郎 作曲：細川俊夫）を制定し、平成20年度入学式で披露することとなった。

(3) 不適正経理の再発防止

平成12年度から平成18年度までの7年間、地域産学連携センターにおける機器保守委託料の執行に関して、不適正な経理処理が行われたことが判明したことから、調査を進め早急に公表するとともに、監査室において備品の再点検や経理処理の監査を行うなど再発防止に取り組みこととした。

II 全体的な計画の進行状況

法人化2年度目となる平成19年度は、初年度の評価委員会の評価や意見等も踏まえて、機能の強化・高度化のための実施体制を整備しつつ、理事長のリーダーシップのもと年度計画の遂行に当たった。

こうした取組みの結果、平成19年度の年度計画167項目のうち156項目（93.4%）を概ね順調に実行し、一定の成果を達成することができたところである。

大学の教育研究等の質の向上に関する特記事項

○ 特色ある教育の取組み

【学部教育】

ア 人間探求学の開講

少人数導入教育として、「人間探求学」を1年次前期必修科目（月曜日1限または2限）として開講した。各教員は、次の4点をねらいとして各々が教育プログラムを工夫して授業を展開し、専門科目に偏りがちな教員からも初年次教育プログラムとして高い評価を得ることができた。

（実施方法）

- ・ 新入生546人に対し、1クラス5～6人程度ごとに教員を配置する少人数授業（ねらい）
- ・ 大学で学ぶことの意義付け、人生における位置付け等について考えさせる機会とする。
- ・ 高校の教育課程から大学の教育課程にスムーズに移行できるようにする。（受け身的な教育→自発的に学ぶ姿勢）
- ・ 教員や他の学生のものの見方、考え方に直接触れ、触発される機会を提供する。
- ・ 教育の原点である人間と人間のふれあいの機会をつくる。

○ 受講した学生の声

- ・ 視野を広く持ち、様々なことに興味を持って学ぶことが大事だと分かった。
- ・ レジュメやレポートの書き方が1回生の段階で学ぶことができたのが良かった。
- ・ 多数の課題に苦しめられたが、とても実のある授業だった。
- ・ 少人数制がとても良かった。他の人の考えも分かり、自由に討論できる雰囲気良かった。

イ 人間学の内容の充実

① 環境マネジメント総論の必修化

人間学科目の「環境マネジメント総論」を新たに必修科目とし、環境を標榜する大

学として、全学生に環境問題の全体像を把握させ、環境マネジメントの必要性を認識させた。

② クラスター化

人間学科目のうち必修科目を除く24科目を「こころ」「しくみ」「しぜん」「わざ」の4クラスター（分類群）化し、教養科目としてバランスのとれた教育を推進した。

ウ 授業評価アンケートとレスポンスペーパーの導入

授業改善等に資するため平成16年度から実施している授業評価アンケートについて、学生がより回答しやすく、より正確に学生の反応を把握できるよう内容を改善して実施した（実施科目数：全科目数の76.3%の695科目。受講者数：40,947人）。アンケート結果は、FD委員会等で検討し、授業改善に役立った。

また、学生の授業理解度の向上、教員とのコミュニケーションの向上等を目的として、新たにレスポンスペーパーを授業（実施科目数：290科目）に導入し、示唆に富む様々な反応を得た。

※ FD（ファカルティ・ディベロップメント）

教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組みの総称。その内容は多岐にわたるが、具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催など。

（教員の反応）

- ・ 学生はこちらの期待や予想を超える深い解釈、学びをしていることに驚く一方、学生の浅い学習に……といった生の世界が読み取れた。
- ・ クラスの全体の様相とグループ、個別の反応の息づかいがわかった。
- ・ 1回1回レスポンスペーパーに一人一人書き込みを入れることによって、マス教育では形成されにくい個別指導や関係性の発展が可能になった。
- ・ 1回1回の授業は生き物で、学生とのキャッチボールで展開、創造するものであるということを「レスポンスペーパー」の実施で再確認するとともに学ぶことができた。
- ・ 授業の理解度や疑問点などが把握でき、翌週には対応策がとれた。
- ・ 翌週には教員がコメントして返却することが、学生の励みややる気、「がんばろう」

という気を起こさせた。

エ 開かれた授業運営

講義科目を公開講座や大学間単位互換科目として学外に提供していることに加えて、すべての学部で卒業研究発表会を研究室外にも公開して行うとともに、一部の学科では一般市民も参加した中での研究報告を行うなど、開かれた授業運営を積極的に行った。



【大学院教育】

ア 人間看護学研究科（修士課程）の開設

人間看護学部の学年進行の完成にあわせ、人間看護学研究科（修士課程）を平成19年4月に開設した。人間看護学研究科では、職業を有する者を対象に履修期間を3年間とする長期履修制度や必要に応じて夜間開講を行うなど社会人の受講に配慮した教育カリキュラムを取り入れた。

平成19年4月入学の第1期生：13人（うち社会人10人）

イ 近江環人地域再生学座—コミュニティ・アーキテクト（近江環人）の養成—

文部科学省プロジェクト「地域再生人材創出拠点の形成」に採択（平成18年度）された近江環人地域再生学座（大学院博士前期課程）において、環境と調和した循環型地域社会づくりに貢献する人材を養成し、検定試験に合格した16人（うち社会人受講生9人）にコミュニティ・アーキテクト（近江環人）の称号を授与した。

近江環人は「環人会」を結成し、様々なネットワークを活かした地域活動に取り組んでいる。

○ 入学志願者の確保に関する取組み

ア オープンキャンパス

高校生とその保護者等に本学の魅力を伝えるため、オープンキャンパスを実施した。

平成19年度は、新たな取組みとして8月以外にも湖風祭（大学祭）の開催にあわせて11月に実施し、



高校生や保護者に県立大学の学生達の溢れるエネルギーを体感してもらう機会を設けた。

こうした取組の結果、オープンキャンパスの参加者は2,252人となり昨年度より40.9%増加した。

イ 入学志願者の確保

入学志願者の確保に努めた結果、ほぼ前年度と同じ志願者を確保した。

推薦入試： 237人 → 255人

一般入試： 2,264人 → 2,247人

（前後期合計）



○ 学科の新設・改組 —4学部12学科へ—

平成20年度から工学部に電子システム工学科（入学定員50人）を新設するとともに、環境科学部環境計画学科の2専攻（環境社会計画専攻、環境・建築デザイン専攻）および人間文化学部生活文化学科の3専攻（生活デザイン専攻、食生活専攻、人間関係専攻）をそれぞれ学科へ改組することとし、文部科学省へ届出を行った。

これにより、工学部では、既存学科を含め3学科の協力・連携による教育機能をさらに充実させるとともに、人材育成・産学連携など地元産業界の要請に応える体制を整備した。また、環境科学部および人間文化学部では、各学科の研究教育の専門性をより明確にし、各学科の専門性を活かした領域横断的な連携をめざすこととした。

○ 就職支援に関する取組み

業界・企業研究会（参加企業201社）や公務員志望の学生のための公務員試験対策講座（5月～1月）、未内定者に対するフォローアップセミナーなどを実施し、学生の就職活動を支援した。

こうした取組みの結果、平成19年度卒業生の就職内定率は、全学で97.7%と開学以来最も高くなった。なお、県内企業へは22.0%であり、ほぼ前年並みであった。

○ 留学生22名による富士登山

本学の中期計画では、教育研究だけでなく文化・歴史・生活等に根ざした国際交流の推進をめざしているが、大学近辺に制約されがちな留学生の生活意識を超え、視野を広げて欲しいとの願いから、平成19年8月16日（木）・17日（金）に外国人留学生を対象に富士登山を行った。



登山には、サポートの職員、学生（22人）を含む27人が参加し、富士山五合目から山頂での御来光を目指して夜間登山を行い、無事御来光を拝むことができた。

○ 学生表彰制度の創設

正課・課外活動等において優れた評価・成績をおさめ本学の名誉を高めた学生を表彰する学生表彰制度を創設した。第1回目の表彰式は学位記授与式に引き続いて行われ、全日本学生ボードセイリング大会（インカレ）女子個人戦で優勝した学生など計3人を表彰した。

○ 学生による様々な活動成果 ～人が育つ大学としての成果～

滋賀県立大学が標榜する「人が育つ大学」を目指して、学生による様々な活動を支援し、次に掲げるような成果を得ることができた。

ア 第6回日本環境経営大賞：価値創造部門「環境連携賞」の受賞

グリーンコンシューマーサークルが、2005年からココヨマーケティングKK、大学生協京都事業連合の3者で商品開発を進めてきた新文具「パンチつきWとじファイル」が平成19年10月1日から京都・滋賀・奈良19大学の48大学生協で販売されるようになった。この取組みは大きく評価され、第6回日本環境経営大賞：価値創造部門「環境連携賞」を受賞した。

※ グリーンコンシューマーサークルは、平成17年度に第8回グリーン購入大賞（主催：グリーン購入ネットワーク）を受賞するほか、平成18年度には環境省「小規模地方公共団体のためのグリーン購入取組ガイドライン」の策定に参加するなど、優れた活動を行っている。

イ リサイクルプランターの商品化成功

近江楽座の採択プロジェクトである「廃棄物バスターズ」が、家庭用分別廃プラスチックから製造した95%以上の廃棄物を含む「リサイクルプランター」の商品化に成功し、平成19年9月8日より県内23店舗のアヤマハイオにおいて販売された。



ウ 「Shiga Creation～滋賀の繊維力～」の開催

滋賀の繊維産業の新しい可能性を探るため滋賀県工業技術センターおよび県内関連組合と協力し、絹ちりめん、縮クレープ、麻ちぢみを使って学生が作成した衣服やデザインなどの展示会「滋賀の繊維力」を大津・彦根で開催した。大学が支援する地域ブランド商品の事例として日経グローバルにも紹介された。

エ 湖風祭

メインステージ設営をはじめとする準備から運営までのすべてを学生の手作りで行う大学祭「湖風祭」を3日間にわたり開催した。湖風祭は、地域の行事として定着し、子どもからお年寄りまで多くの住民の参加があるほか、環境を標榜する大学ならではの取り組みとして、Myはし企画、DRP（Dish Return Project）、ゴミらによるゴミ分別など環境にこだわった大学祭として地域に定着している。

オ 研究活動等に対する表彰

卒業研究などを学外のコンペ等へ積極的に応募した結果、12人の学生が受賞を受けることができた。また、課外活動においても、インカレでの優勝や国体での上位入賞などさまざまな活躍があった。

○ 活発な研究活動

人間文化学部地域文化学科、京都大学防災研究所および大阪市立大学大学院理学研究科の合同調査チームが実施した米原市朝妻筑摩沖の琵琶湖湖底遺跡「尚江千軒遺跡」の調査結果が、NHK総合放送「ニュースウォッチ9」において特集「新発見！なぜ集落は湖底に沈んだ？謎に迫る」と題して紹介されるなど活発な研究活動を行った。

個々の教員の活発な研究活動が高く評価され、数値目標を上回る7件の受賞があった。

○ 寄附講座の開催とガラス工学研究センターの設置

平成18年度に締結した滋賀県立大学と日本電気硝子株式会社との間のガラス工学に関する包括協定に基づき、工学部にガラス研究者・技術者の人材育成に取り組むことを目的とした寄附講座「ガラス製造プロセス工学」（総額1億円、3年間）を開設した。

また、ガラス製造技術に関する総合的な研究をするための「ガラス工学研究センター」を工学部附属施設として設置し、このセンターにおいて包括協定に基づく共同研究等を実施した。

※ ガラスに関する研究センターの大学への設置は、日本では本学のみ。

○ 大学サテライト・プラザ産根の開設

平成18年度に締結した本学と、彦根市内の他大学（滋賀大学、聖豊大学）、彦根市、彦根商工会議所、(株)平和堂の6者が協力して、大学を活かした地域活性化のための包括協定に基づき、平和堂アル・プラザ彦根6階に「大学サテライト・プラザ彦根」を開設し、開設記念特別講演として「百ます計算」で知られる彦山英男立命館大学教育開発・支援センター教授による特別講演を平成19年4月10日に行った。

大学サテライト・プラザ彦根では、3大学によるリレー講座「彦根再発見」を開催したほか、産学官連携サロン、3大学のサテライト正規授業などに活用した。

○ 公開講座等の開催

開かれた大学として地域の要望に応え、次のとおり公開講座、公開講演等を実施した。

- ア 公開講座
 - 春季公開講座（5回シリーズ）
 - 秋季公開講座（3回シリーズ） 受講者 773人（延べ）
- イ 移動公開講座 2月23日（土）実施（高島市） 受講者 38人
- ウ 公開講座
 - 公開科目：176科目
 - 受講者：80科目・延べ196人
- エ 琵琶湖塾
 - 塾長：田原総一郎氏（ジャーナリスト）
 - 講師：寺脇研、有森裕子、竹中平蔵、姜尚中、下村満子
 - 石丸次郎、日高敏隆、堀澤祖門
 - 塾生：313人
- オ 近江環人地域再生学座：公開特別講義 計4回 受講者420人

○ 現代GPプロジェクト「近江楽座」を独自推進

現代GPプロジェクト「スチューデントファーム『近江楽座』／まち・むら・くらしふれあい工舎」（平成16年度採択）を平成19年度からは大学独自の取組みとして位置付けるとともに、これまでの学生主体の地域活動を行うプロジェクト「Aプロジェクト」に加え、自治体や企業等から提案された課題について活動する「Bプロジェクト」を新たにスタートさせるなど内容を充実させて取り組んだ。

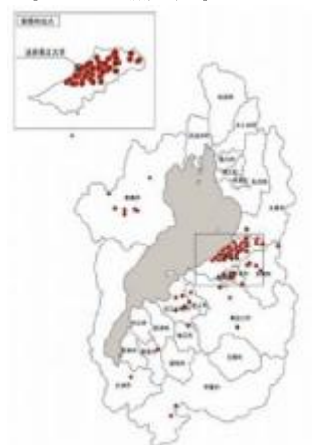
活動プロジェクト：Aプロジェクト18 Bプロジェクト3

参加者：学生428人・地域の方々415人

Aプロジェクト

- ① いかして民家？
- ② 犬上川竹林プロジェクト
- ③ エコキャンパスプロジェクト木楽部会
- ④ Oumi Food Project
- ⑤ 限界集落の村おこし 男鬼楽座
- ⑥ 再興湖東焼プロモーション事業
- ⑦ 信・楽・人-shigaraki field gallery project-
- ⑧ 市民および医療に携わる人々とのふれあいを通して志向する未来看護塾
- ⑨ 障がい児・者、自立支援・共生社会プロジェクト
- ⑩ Taga-Town-Project+
- ⑪ ツナギ創造プロジェクト
- ⑫ とよさと快歳プロジェクト
- ⑬ 菜の花エネルギー
- ⑭ 発信基地 in 朽木の森
- ⑮ 人と自然を繋げる会
- ⑯ 八日市屋台プロジェクト（プロジェクトYY）
- ⑰ Living Design Fashion Show
- ⑱ Let's 複合

[プロジェクト活動マップ]



<p>Bプロジェクト</p> <p>① 情報発信ツールの企画・制作 ②③ 地域と連携したモニター・ツアー（お試し居住）の企画、実施 （木之本・余呉）</p> <p>○ 感染管理認定看護師の養成</p> <p>平成17年度から(社)日本看護協会による認定看護師機関としての認定を受け、病院等の医療施設で院内感染の防止など感染管理の実践や指導を行うことができる感染管理認定看護師を養成してきた。これらの取組みの結果、滋賀県の感染管理認定看護師の数は全国第7位となり、本年度で県内の主要な病院にほぼ配置されることとなった。</p>	
--	--

<p>業務運営の改善および効率化に関する特記事項</p>	
<p>○ 全学的な経営戦略の確立のための体制整備</p> <p>教育・研究の高度化および活性化を図り、社会貢献施策を総合的・戦略的に推進するため、「全学教育構想委員会」「研究戦略委員会」「社会貢献推進委員会」をそれぞれ設置し、教育、研究、社会貢献に係る企画立案・推進機能を強化した。</p> <p>○ 中長期的な観点に立った戦略的人事管理</p> <p>ア 学長管理定数の活用</p> <p>法人化後、教員定数の5%（11人）を学長管理枠として順次確保することとしたが、平成19年度末に確保した4人を新設する工学部電子システム工学科等に充当するなど戦略的な活用を行った。</p> <p>イ 外部資金による教員の確保</p> <p>外部資金を積極的に獲得し、これを活用した教員採用を行った。平成19年度はガラス工学研究センターおよび近江環境地域再生学座（大学院博士前期課程）にそれぞれ2人の教員を任期付きで雇用した。</p> <p>ウ 教員選考への学外審査委員の登用</p> <p>教員採用は原則公募制で行っているが、公募制をとらない戦略的人事案件のうち内部昇任案件については学外審査委員を登用し、厳格で透明性の高い採用を行った。</p> <p>○ 事務組織の機能・編成の見直しと法人職員の採用</p> <p>学生支援機能を体系的に集約した学生支援センターを新設するとともに、社会貢献施策を総合的に推進するため社会貢献推進本部を設置した。また、大学運営の専門性を高めるため事務局法人職員の採用を計画的に進めた。</p> <p>※ 平成19年度法人プロパー職員 6人 ※ 平成20年度採用（予定）職員 3人 → 法人職員比率 約16%</p>	<p>○ 教職員始業式の実施</p> <p>平成19年度の初めての試みとして、「始業式」を平成19年4月2日（月）に実施した。始業式には、平成19年4月1日付けで発令を受けた教職員を中心に、教員、事務局職員、契約職員約200人が参加し、理事長の年度初めの訓話を聞くとともに、各理事が中期計画、平成19事業年度の年度計画の概要説明、大学改革の現状について説明を行い、滋賀県立大学の置かれている現状、課題、今後の取組方針について共通理解・認識を深めた。</p>

財務内容の改善に関する特記事項

○ 外部資金の獲得

財務基盤の安定強化に向け外部資金の獲得に努め、次のとおり外部資金を獲得した。

ア 科学研究費補助金	43件	176,700,000円	(平成18年度: 44件 152,780,000円)
イ 受託研究	42件	67,582,771円	(平成18年度: 42件 87,020,767円)
ウ 共同研究	44件	39,827,000円	(平成18年度: 34件 32,952,000円)
エ 奨励寄附金	33件	18,339,964円	(平成18年度: 31件 22,090,000円)
オ 寄附講座	1件	30,000,000円	(平成18年度: 1件 40,000,000円)
カ 文部科学省補助金 (近江寮人)	1件	44,000,170円	(平成18年度: 2件 33,166,000円)
キ 国土交通省補助金	1件	15,800,000円	(平成18年度: 1件 10,500,000円)
合計	165件	392,249,905円	(対前年度比 11件 13,741,138円の増加)

○ 工学部支援金の発足

工学部振興基金への継続的・安定的な寄附金を募るため、工学部との連携・交流事業と工学部振興基金への寄附を目的とした工学部支援会(会長:高橋政之 高橋金属株式会社代表取締役)が会員企業24社で発足した。工学部振興基金は、平成19年度末で541万円となった。

○ 財政構造改革プログラムへの対応

滋賀県の財政構造改革プログラムに基づき、平成19年度の削減計画(33,000,000円の削減)の目標を達成した。また、平成20年度からの3年間の新たな財政構造改革プログラムに基づき、平成20年度予算においても削減目標を達成した。

自己点検・評価および当該状況に係る情報の提供に関する特記事項

○ 認証評価に向けた取組み

認証評価機関による認証評価を念頭に、平成19年10月から学部等の自己評価に取りかかった。これに先立ち、大学評価に関する大学構成員の理解をより深めるため、独立行政法人大学評価・学位授与機構の荻上統一教授を招き大学評価に関する研修会を実施し、全教職員の3分の1に近い約80人の教職員が参加した。

○ 広報活動の強化

大学構成員それぞれが大学広報者としてのマインドを持ち、積極的な広報活動を展開した結果、本学を取り扱った新聞記事は515件(前年度から約26%増加)となり2年連続で非常に高い伸びを示した。

○ 大学ホームページの内容充実

大学ホームページのユーザビリティ(使いやすさ)と掲載情報の充実を図った結果、本学ホームページは、(株)日経ビービーコンサルティングが実施したウェブサイトのユーザビリティ(使いやすさ)に関する調査で、国立100大学中14位(公立大学25校中6位)と高い評価を得た。

○ 大学広報誌「県大jiman」の創刊

ステークホルダーへの定期的な広報展開と大学構成員(学生・教員・職員)の学内情報の共有を目的として、大学広報誌「県大jiman」を新たに発刊した。

この広報誌は、県立大学に係わる全ての人に県立大学の魅力、キラリと光る「jiman」などを紹介したいという思いから「県大jiman」と名付けるとともに、学生スタッフが中心となって取材・記事作成・編集などを担当した。



○ 滋賀県立大学校歌の制定

開学以来、滋賀県立大学には校歌がなかったが、大学としての一体感を醸成するために、滋賀県立大学校歌「鮎撥ねる」(作詞:梅原賢一郎 作曲:細川俊夫)を制定した。歌詞は公募により全国31都道府県から156作品の中から選定して決定した。

制定した校歌は、平成20年度入学式で披露されることとなった。

その他業務運営に関する特記事項

○ 省エネルギーの推進

省エネルギーの推進の一貫として、公認学生サークルの環境マネジメント事務所（FMO）による「EMO消し回り隊」を引き続き運用し、学舎施設を巡回して、照明の点灯状況を調査するとともに、不要な照明を消灯し電気使用量の節減に努めた。また、平成19年度から本学が「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、第二種エネルギー管理指定工場に指定されたことに伴い、エネルギー管理標準を策定した。

○ 別表（収容定員）

学科・研究科名		収容定員 a (人)	収容数 b (人)	定員充足率 b/a×100 (%)
学部	環境科学部	720	766	106.4
	工学部	480	527	109.8
	人間文化学部	640	700	109.4
	人間看護学部	280	278	99.3
研究科	環境科学研究科	102	119	116.7
	前期課程	72	87	120.8
	後期課程	30	32	106.7
	工学研究科	78	97	124.4
	前期課程	60	95	158.3
	後期課程	18	2	11.1
	人間文化学研究科	54	71	131.5
	前期課程	36	44	122.2
	後期課程	18	27	150.0
	人間看護学研究科	12	13	108.3

平成20事業年度に係る業務の実績に関する報告書

平成21年6月

公立大学法人滋賀県立大学

1 大学の概要

(1) 法人名 公立大学法人滋賀県立大学

(2) 所在地 滋賀県彦根市八坂町2500番地

(3) 役員 の 状 況

(平成18年4月1日から平成21年3月31日まで)

理事長(学長)	曾我 直弘
副理事長	馬場 章(総務担当)
理事	里深 信行(研究・評価担当)
理事	土屋 正春(教育担当)
理事	田邊 俊夫(地域貢献・渉外担当)
理事(非常勤)	森 哲次(日本電気硝子株式会社取締役会長)
理事(非常勤)	脇田 晴子(城西国際大学客員教授)
監事(非常勤)	平居 新司郎(公認会計士)
監事(非常勤)	荒川 葉子(弁護士)

(平成21年4月1日から)

理事長(学長)	曾我 直弘
副理事長	馬場 章(総務担当)
理事	大田 啓一(教育担当)
理事	菊池 潮美(研究・評価担当)
理事	仁連 孝昭(地域貢献・渉外担当)
理事(非常勤)	森 哲次(日本電気硝子株式会社取締役会長)
理事(非常勤)	脇田 晴子(石川県立歴史博物館長)
監事(非常勤)	平居 新司郎(公認会計士)
監事(非常勤)	荒川 葉子(弁護士)

(4) 学部等の構成 ※平成21年4月1日現在

【学部等】

環境科学部	環境生態学科 環境政策・計画学科 環境建築デザイン学科 生物資源管理学科
工学部	材料科学科 機械システム工学科 電子システム工学科
人間文化学部	地域文化学科 生活デザイン学科 生活栄養学科 人間関係学科
人間看護学部	人間看護学科
国際教育センター	

【大学院】

環境科学研究科	環境動態学専攻 (博士前期・博士後期) 環境計画学専攻 (博士前期・博士後期)
工学研究科	材料科学専攻 (博士前期) 機械システム工学専攻 (博士前期) 先端工学専攻 (博士後期)
人間文化学研究科	地域文化学専攻 (博士前期・博士後期) 生活文化学専攻 (博士前期・博士後期)
人間看護学研究科	人間看護学専攻 (修士)

【大学附属施設】

図書情報センター
地域づくり教育研究センター
環境管理センター
地域産学連携センター
学生支援センター
環境共生システム研究センター

【事務局】

- 総務グループ
- 財務グループ
- 経営戦略グループ
- 学生・就職支援グループ
- 教務グループ
- 図書情報グループ
- 地域貢献研究推進グループ

(5) 学生数および教職員数 ※ 平成21年5月1日現在

①学生数	学部	2,369人	計2,643人
	大学院	274人	
②教職員数	教員	202人	計 258人
	職員	56人	

(6) 沿革

- 平成7年4月 開学（環境科学部・工学部・人間文化学部）
- 平成11年4月 大学院修士課程開設
（環境科学研究科・工学研究科・人間文化研究科）
- 平成13年4月 大学院博士課程開設
（環境科学研究科・工学研究科・人間文化研究科）
- 平成15年4月 人間看護学部開設
- 平成18年4月 公立大学法人滋賀県立大学設立
- 平成19年4月 大学院修士課程開設（人間看護学研究科）
- 平成20年4月 工学部電子システム工学科開設

(7) 大学の基本的な目標

滋賀県立大学は、滋賀県における学術の中心として、未来を志向した高度な学芸と、悠久の歴史や豊かな自然、風土に培われた文化を深く教授研究するとともに、新しい時代を切り拓く広い視野と豊かな創造力、先進的な知識、技術を有する有為の人材を養成することを目的としている。

また、開かれた大学として、県民の知的欲求に応える生涯学習の機会の提供や地域環境の保全、学術文化の振興、産業の発展、人間の健康など、滋賀県の特長的発展の原動力として大きく寄与することを使命としている。

この大学設置の基本理念を踏まえ、次の基本的な目標を定める。

- ・「キャンパスは琵琶湖、テキストは人間」をモットーに、滋賀の豊かな自然の中で「環境と人間」をキーワードとした教育研究を推進する。
- ・少子高齢化、国際化、情報化の進展により、今後求められる高等教育の多様化に対応して、学部や大学院を整備充実し、優れた人材を養成する機能を拡充する。
- ・公立大学として、地域の生涯学習の拠点および地域貢献、産学連携、国際貢献等の社会貢献機能の強化を目指す。

2 全体的な状況とその自己評価

I 全体的な状況

滋賀県立大学は、「キャンパスは琵琶湖。テキストは人間。」をモットーとして、滋賀の豊かな自然の中で「環境」と「人間」をキーワードに、「人が育つ大学」を目指して教育研究を推進してきた。

法人化にあたっては、次に掲げることを基本的な姿勢にすえ、計画の策定・遂行にあたってきた。

- ① これまでの成果の上に
本学で培ってきた教育・研究・社会貢献活動を明確にしつつ、一層発展させる。
- ② 重点を明確に
総花的でなく「選択と集中」を意識し、県立大学の特色・強みを打ち出す。
- ③ 「学生の立場」を視点に
教育・研究をはじめとした課題の遂行を「学生が育つ」という視点で検証する。
- ④ 社会との連携を視野に
地域・県民・産業・他大学等との連携・交流を常に視野に在れる。

平成18年度および平成19年度は、業務を円滑かつ効果的に推進するための体制を構築しながら、教育研究活動をはじめとする事業を展開し、滋賀県公立大学法人評価委員会から「概ね計画どおり進んでいる」との評価を得た。

平成20年度は、中期計画の中間年として、これまでの施策を着実に成果に結びつけ、滋賀県立大学が目指す大学の姿「人が育つ大学」「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する大学」「進化する総合大学」を念頭に、学生と県民の期待に応え、そして、全国に誇れる大学としてさらなる飛躍を目指して、年度計画の遂行にあたった。

II 「平成19事業年度に係る業務の実績に関する評価結果」において課題となる事項として指摘された事項

- (1) 学生支援センターの開設が遅れており、十分な成果が得られていないとの指摘について
教務、学生生活、就職指導等の学生関連の機能を学生支援センターに集約する

とともに、平成20年度後期から、学生支援センター内に学生支援室を新たに設けた。これにより、学生生活のスタート、履修登録、定期試験、留学、進路・就職活動、課外活動への参加など、それぞれの時期に応じたタイムリーな情報提供や、教員、職員あるいは学生サポートスタッフによる相談対応に努めている。

- (2) 大学間アクセスの不便さ等により単位互換制度が低調な利用に留まっているとの指摘について

単位互換をはじめとする教育の充実・高度化等について大学間で連携して取り組むため、平成20年11月に滋賀大学、聖泉大学、滋賀県立大学の3大学で共同コミュニケーションを調印した。今後は、単位互換のほか、社会人向け講座、「彦根学」の創設、国際交流、学生力の活性化、大学運営の連携などに取り組むこととしている。

- (3) 地域産学連携センターで不適正な会計処理が見受けられたため、再発防止策を講じるなど適切な対応を取るよう指摘されたことについて

不適正な会計処理に係る事実に対して、監事および監査法人の指導と助言のもと、学内調査を実施した。その結果を踏まえ、教員管理の教育研究機器の保守・修繕業務について、業務の適合性を含めた作業内容の実施確認を担当教員だけでなく事務部門においても確認・検収（ダブルチェック）を行うなど会計事務処理システムを改善するとともに、研修等を通じてコンプライアンス意識の向上を図ることとした。

III 教育研究等の質の向上

1 教育

(1) 教育の充実・高度化の実現ために

- ① 人間学の充実
人間学のさらなる充実を図るため、これまでの近江楽座の取り組みを活かした「地元学入門」など平成20年度から新たに8科目を開講した（計34科目）。
- ② J A B E Eプログラムの整備
工学部の3学科（材料科学科、機械システム工学科、電子システム工学科）のキャリアラムについて、平成20年度入学生から日本技術者教育認定機構（J A B E E）の審査を受けることを前提とした技術者教育プログラムとし

て整備した。

- ③ F D活動の積極的推進
教育力の向上のため、F D研修会、授業見学会、学生の自宅学習を促す教育プログラムモデル事業など教員によるF D活動を積極的に推進した。
- ④ 近江楽座の実施
平成19年度から大学独自プロジェクトとして位置づけた「スチューデントファーム『近江楽座』／まち・むら・くらしふれあい工舎」において、443人の学生の参加のもと23プロジェクトを実施した。
- ⑤ 環境人材育成のための大学教育プログラムに採択
環境省が策定した「持続可能なアジアに向けた大学における環境人材育成ビジョン」に基づき、各人の専門性を生かしたキャリア、市民活動等を通じて持続可能な社会づくりに取り組む人材を育成するための実践的なプログラム「環境人材育成のための大学教育プログラム開発事業」に申請した（平成21年度事業として採択）。
- ⑥ インターンシップの正規科目化の決定
実際の就業体験を通して職業観・勤労観を醸成するため、平成21年度からインターンシップを正規科目化し、2コース（インターンシップA・B）を新規開講することを決定した。
- ⑦ GPA制度の試行的導入の決定
学生の修学指導や履修計画・学習計画を立てる際の参考となるように、平成21年度入学生からGPAを試行的に導入することを決定した。

(2) 学生の意欲に応えるために

- ① 学生支援室の設置
学生と教職員との面談・交流や情報提供を目的としたスペースとして、学生支援センターに「学生支援室」を平成20年度後期から設置し、教職員による学生への相談体制の充実にも努めた。
- ② 図書館の土曜日開館
学生の自主的学習を支援するため、図書館の土曜日開館（9時～17時。月1回程度）を実施した。
- ③ 留学生支援会の設立
本学の留学生を支援することを目的として、平成21年3月に滋賀県立大学留学生支援会を設立した。
- ④ 入学科免除制度の創設決定
平成21年度の新入生から、県内に住所を有する生活困窮者に対して入学科を全額免除することを決定した。

(3) 教育組織の新設・改組 —4学部12学科へ—

- ① 学科の新設・改組
工学部に新たに電子システム工学科を設置するとともに、教育の専門性をより明確にするために環境科学部環境計画学科の2専攻および人間文化学部生活文化学科の3専攻をそれぞれ学科へ改組した。
- ② 全学共通教育推進機構の新設決定
全学共通教育の質的向上と充実を図るため、これを自律的・安定的に推進する組織として平成21年度から全学共通教育推進機構を新設することを決定した。

(4) 大学が求める学生を獲得するために

- ① 入学志願者の増加
大学のアドミッションポリシーを明確にし、大学が求める学生の確保に努めた結果、一般入試において昨年度より531人（23.6%）多い2,778人の志願者（前期・後期の合計）を獲得した。
- ② オープンキャンパス参加者の増加
大学が持つ魅力を高校生とその保護者等に伝えるため、8月と11月にオープンキャンパスを実施した結果、昨年度より521人（23.1%）多い2,773人の参加者があった。

2 研究

(1) 研究の活性化

- ① 科学研究費補助金の獲得支援
科学研究費補助金の獲得のため、特任教授による研究計画書レビュー、研修会などを実施した結果、申請数は新規・継続分の合計で21件増加（合計130件）した。
- ② 特別研究費の戦略的配分
研究費を戦略的に配分し、重点領域研究2件、特別研究4件、奨励研究（若手教員による研究）13件を実施した。
- ③ 職階区分をなくした一般研究費の配分
一般研究費の配分は、基礎配分・業績配分ともに職階区分による配分をなくし、すべての教員の一般研究費は同一条件のもとで配分した。
- ④ 研究表彰
各教員が活発な研究活動を行った結果、9件の研究表彰の受賞があった。また、大学院生についても10件の受賞があった。

(2) 環境共生システム研究センターの設置

脱温暖化・環境共生社会の構築に総合的に取り組んでいくため、「産業エコロジー研究部門」「エネルギー技術研究部門」「環境機能再生研究部門」「環境共生都市研究部門」の4部門で構成する環境共生システム研究センターを平成20年6月に設置した。

(3) 海外の大学との学術交流の推進

モンゴル国立大学（モンゴル）、レイクスベリオル州立大学（アメリカ）、アウグスブルク大学（ドイツ）、海南大学（中国）、蔚山大学（韓国）など海外の大学との学術交流を積極的に推進した。

3 地域貢献

(1) 社会貢献のための基盤整備

交流センターおよび地域づくり調査研究センターを統合して、新たに地域づくり教育研究センターを設置するとともに、社会貢献推進に関する基本方針を策定するなど、社会貢献のための基盤整備を進めた。

(2) 彦根3大学・大学間連携コミュニケーションの調印

滋賀大学・聖泉大学・滋賀県立大学の3大学で、地域課題の解決、学生力の活性化、教育・研究の充実・高度化、大学運営などについて連携して取り組むため、彦根3大学・大学間連携共同コミュニケーションに調印した。

(3) 公開講座、琵琶湖塾等の開講

開かれた大学として地域のニーズに応え、公開講座、公開講義、セミナー等を実施し、地域の生涯学習の拠点としての役割を果たした。
また、ジャーナリストの田原総一朗氏を塾長に迎え、自然と人間がともに輝く社会を築き上げるための担い手として活躍する人材を育成することを目的として、琵琶湖塾を開催した（塾生342人、協賛企業等49者）。

(4) コミュニティ・アーキテクト（近江環人）の育成

文部科学省「地域再生人材創出拠点の形成」プログラムに採択（平成18年度）された「近江環人地域再生学座」（大学院修士課程）を通じて、湖国近江の風土、歴史、文化を継承し、環境と調和した循環型地域社会づくりのためのリーダーたる人材の育成に努め、計13人にコミュニティ・アーキテクト（近江環人）の称号

を授与した。

IV 業務運営の改善および効率化ならびに財務内容の改善

(1) 優れた人材の確保

優れた資質を有する人材を確保するため、戦略的人事を除くすべての教員（14人）および事務局法人職員（3人）を公募により採用するとともに、戦略的教員選考には学外審査委員を登用し、厳格な審査を実施した。
また、特定の教育研究プロジェクトに従事する人材を受け入れるための制度を整備し、平成21年度から導入することを決定した。

(2) 人材育成方針の策定

個々の職員の能力開発を行い、大学の人事計画にある「求められる事務局職員像」を実現するため、事務局職員人材育成方針および研修体系を策定し、各種研修を実施した。

(3) 外部資金の獲得

外部資金の獲得に努めた結果、科学研究費補助金、受託研究、共同研究をはじめ170件、366,922,890円の外部資金を獲得した。

(4) 学生・教員の方をを活かした工学部電子システム工学科棟の建設

平成21年3月に完成した工学部電子システム工学科棟については、学生・教員によるプロジェクトチームが基本設計を行うなど、生きた学習教材として活用するとともに経費の節約に努めて完成させた。

V 自己点検・評価および当該状況に係る情報提供

(1) 自己点検・評価の実施

平成22年度に（独）大学評価・学位授与機構による認証評価を受けることを念頭に、学部等および全学の自己評価・外部評価に取り組んだ。

(2) 積極的な広報活動の展開

教員、職員、学生の大学構成員それぞれが大学広報者としてのマインドを持ち、

積極的な広報活動を展開した結果、滋賀県立大学を扱った新聞記事は616件となり、前年度より19.6%増加した。

VI その他

(1) 施設・設備の整備

淡海ユニバーサルデザイン行動指針に基づき、誰もが利用しやすいキャンパスづくりを目指し、段差解消等5か所の改修を行った。

(2) 危機管理体制の整備

大学において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、危機管理規程および危機対策管理マニュアルを策定し、危機管理体制を整備した。

VII 全体的な計画の進行状況

平成20年度は、中期計画の中間年として、これまでの施策を着実に成果に結びつけ、滋賀県立大学が目指す大学の姿「人が育つ大学」「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する大学」「進化する総合大学」を念頭に学生と県民の期待に応え、そして、全国に誇れる大学としてさらなる飛躍を目指して、年度計画の遂行にあたった。

こうした取組みの結果、平成20年度の年度計画171項目のうち167項目(97.7%)を概ね順調に実行し、一定の成果を達成することができたところである。

大学の教育研究等の質の向上に関する特記事項

【 I 教育 】

1 特色ある教育の取組み

(1) 人間学科目の充実

滋賀県立大学のカリキュラムの特色のひとつである全学共通科目「人間学」について、次のとおり新たに8科目を開講し、4クラスター[「こころ」「しくみ」「しぜん」「わざ」の4分類群]の中から教養科目としてバランスのとれた履修ができる環境を整えた。

- ・こころ 「人間にとって環境とは何か」「環境行動論」
- ・しくみ 「若者と健康と栄養」「地元学入門」
- ・しぜん 「自然科学の視点」「空間計画論」
- ・わざ 「電子社会と人間」「比較居住論」

(2) 開かれた授業運営

講義科目を公開講義や大学間単位互換科目として学外に提供することに加えて、卒業研究発表会はすべて研究室外に公開して行うなど、開かれた授業運営を積極的に推進した。

このほか、デザイン系の学科では、卒業作品制作展を学内ホール(交流センターホワイエ)のほか、京都新風館ギャラリー(京都市)においても実施した。



(3) 近江楽座の実施

文部科学省の現代的教育ニーズ取組支援プログラムに採択(平成16年度)された「スチューデントファーム『近江楽座』/まち・むら・くらしふれあい工舎」を平成19年度から大学独自プロジェクトとして実施しているが、平成20年度においてもAプロジェクト・Bプロジェクトあわせて23プロジェクトを実施した。

- ※ Aプロジェクト: 地域活性化への貢献をテーマとする学生主体の地域活動
- ※ Bプロジェクト: 自治体や企業等から提案された課題について活動を行うもの

また、平成16年度からの4年間の取り組みの成果を「近江楽座のススメ 学生力で地域が変わる/4年間の軌跡」と題した1冊の本にまとめて出版した。

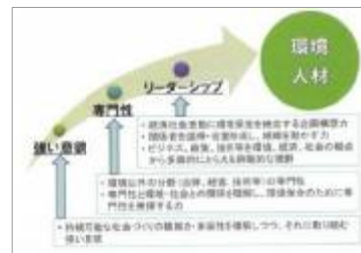
さらに、近江楽座のチームのひとつであるくつきチームによる「発信基地 in 朽木の森」プロジェクトでは、高島市が2カ年にわたって行った朽木中学校・東小学校の体育館建築にむけた地域参加型プロジェクトへの参加を中心に活動し、ワークショップの開催や記録紙「朽木ぐるぐる瓦版」の発行を通じて、幅広い世代の地域住民がさまざまな形で参加できるきっかけづくりをサポートした。

こうした活動に対して、高島市から「県立大学近江楽座の教育プログラムを活用し、情報提供を通じて、教育、森林、地域等の密接な連携を図るなど、地域活性化に対して多大なる貢献をした」と評価を受け、くつきチームの学生と本学に対して感謝状と扇子(高島市の地場産業)が贈呈された。



(4) 環境人材育成のための大学教育プログラム開発事業に申請(平成21年度採択)

環境省が策定した「持続可能なアジアに向けた大学における環境人材育成ビジョン」に基づいて、各人の専門性を生かしたキャリア、市民活動等を通じて持続可能な社会づくりに取り組む人材を育成するための実践的なプログラム「環境人材育成のための大学教育プログラム開発事業」に申請した(平成21年度事業として採択)。

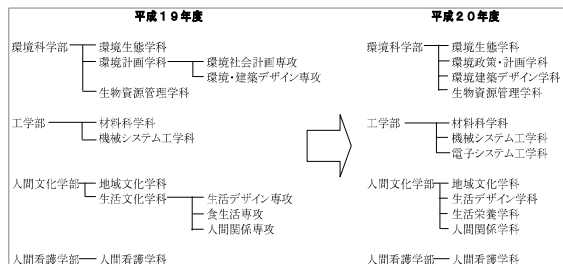


2 教育組織の再編 一学科の新設・改組一

工学分野におけるバランスのとれた教育を行うため、工学部に7つの研究分野を擁する電子システム工学科（入学定員50人）を平成20年4月に新設した。

- ・電子回路分野
- ・デバイス工学分野
- ・センシング工学分野
- ・パワーエレクトロニクス分野
- ・デジタル基礎
- ・コンピュータ工学分野
- ・情報基礎分野

また、教育の専門性をより明確にするため、環境科学部環境計画学科の2専攻および人間文化学部生活文化学科の3専攻を学科に改組したことにより、4学部12学科体制となった。



3 教育力向上のための取り組み

教育活動の継続的な改善に向けた教員の主体的な関わりを支援することにより、大学の教育力の向上を図るため、教育実践支援室が中心となり様々な取り組みを行った。

- ①研修会の実施
- ・FD研修会 「授業の方法ー入門編ー」（全6回）
 - ・人間探求学研究会
 - ・研修会「WEB版シラバスシステム等を活用した教育方法の効用について」

- ②授業見学会の実施
前期（6月）、後期（11月）に原則としてすべての授業を対象として、授業見学会を実施した。
- ③教育プログラムモデルの開発
教育補助員の利用により、学生の自宅学習を促す教育プログラムモデル事業を5科目で試行的に実施し、教育プログラムモデルの開発を図った。
また、卒業研究等を学外のコンペ等へ積極的に応募した結果、学生の受賞件数は17件（平成19年度：11件）と大幅に増加した。

4 入学志願者の確保に関する取組み

(1) オープンキャンパス参加者の増加

高校生とその保護者等に本学の魅力を余すことなく伝えるため、オープンキャンパスおよびminiオープンキャンパスを実施し、参加者は昨年度より23.1%増加した。

- ・オープンキャンパス
8月9日（土）・10日（日） 参加者 2,382人（昨年度比449人増）
- ・miniオープンキャンパス
11月8日（土）・9日（日） 参加者 391人（昨年度比72人増）



(2) 入学志願者の確保

オープンキャンパスや高校訪問などを積極的に実施して入学志願者の確保に努めた結果、推薦入試および一般入試の入学志願者は昨年度より23.6%増加した。

- ①推薦入試
- ・志願者 255人 → 305人（50人増）
 - ・志願倍率 2.3倍 → 2.7倍
- ②一般入試
- ・志願者（前後期合計） 2,247人 → 2,778人（531人増）
 - ・志願倍率（前期） 3.6倍 → 3.9倍
 - （後期） 7.8倍 → 10.6倍

5 学生支援

滋賀県立大学が標榜する「人が育つ大学」を目指して、次のとおり様々な学生支援方を講じた。

(1) 学生支援室の設置

平成19年度に設置した学生支援センター内に、平成20年度後期から新たに学生支援室を整備した。これにより、学生生活のスタート、履修登録、定期試験、留学、進路・就職活動、課外活動への参加など、それぞれの時期に応じたタイムリーな情報提供や、教員、職員あるいは学生による柔軟な相談対応が可能となった。



入口にドアがなく開放的に



テーブルや図書・資料を配置

(2) 就職支援体制

業界・企業研究会（1月。参加企業206社）や公務員志望の学生のための公務員試験対策講座（5月～2月）、就職ガイダンス・就職対策講座（5月～1月）、インターンシップガイダンス（5月）などを実施し、学生の就職支援を行った。こうした取り組みの結果、平成20年度卒業生の就職内定率は96.8%となった。

また、「週刊東洋経済」（東洋経済新報社発行・2008年10月18日号）の特集「本当に強い大学2008」における大学の就職率ランキングにおいて、工学部が理系学部ランキングで全国第4位にランクインした。さらに、近畿地区の理系学部のランキングにおいて工学部が1位、環境科学部が25位、文系学部のランキングで人間文化学部が24位にランクインした。

(3) 人間学科目「若者の健康と栄養」の開講

食を通じた学生自身による健康維持を支援するため、「若者の健康と栄養」を人間学科目として新規に開講し、103人の受講者があった。

(4) 留学生支援会の設立

滋賀県立大学の留学生を支援することを目的として、平成21年3月に滋賀県立大学留学生支援会を設立した。

留学生支援会では、留学生交流に対して本学が実施している様々な支援とあわせ、留学生支援に対する取り組みを行っていくこととしている。

(5) 課外活動の支援

平成20年8月にリーダース研修会を実施し、学生団体（クラブ、サークル）や体育会、文化会、湖風祭実行委員会のリーダーとして活動している学生を対象として、救命講習や課外活動活性化に向けてのグループワークの研修を実施した。また、平成21年2月にも人権啓発学習会および課外活動説明会を開催した。

(6) 入学科免除制度の創設決定

経済的支援を必要とする学生の就学支援のため、これまで実施している授業料減免制度に加えて、平成21年度の新入学生から、生活困窮者（県内居住者）に対する入学科免除制度を創設することを決定した。

【Ⅱ 研究】

1 環境共生システム研究センターの設置

滋賀県立大学では、脱温暖化・環境共生社会の構築に総合的に取り組んでいくため、「産業エコロジー研究部門」「エネルギー技術研究部門」「環境機能再生研究部門」「環境共生都市研究部門」の4部門で構成する環境共生システム研究センターを平成20年6月に新設した。

平成20年度は、次のようなセミナー・研究発表会を行った。

- 平成20年9月29日
環境科学部・工学部との合同セミナー
「レアメタルの持続可能な利用戦略」
- 平成20年11月4日
公開セミナー
「環境共生社会への取り組み—地域から世界へ—」
- 平成21年3月6日
研究発表会
「地域からつくる環境共生—低炭素社会をめざして—」



2 研究費の戦略的配分による活発な研究活動

一般研究費は、基礎配分・業績配分の両方において職階別の配分を廃止するとともに、本学に新たに着任した教員のスタートアップ時の研究を支援するため、着任初年度および2年目の教員には昨年度に引き続き研究費を加算して配分した。

また、「環境と人間」をキーワードとした研究を推進するため特別研究費を戦略的に配分し、重点領域研究2件、特別研究4件、奨励研究（若手教員による研究）13件を実施し、平成21年3月に研究成果報告会を行った。

- ・重点領域研究
「大学と地域との連携による『地域再生モデル創出の実証的研究』」
「滋賀県立大学子ども未来応援プロジェクト」

・特別研究

- 「自然共生流域圏の構築」
- 「マイクロバブルによる洗浄の基礎研究」
- 「天然染料によるセルロース系繊維染色のシステム化」
- 「看護学生の『ボディメカニクス活用における自己学習システム』の開発および学習支援の評価」

こうした個々の教員の活発な研究活動の結果、社団法人土木学会デザイン賞最優秀賞など9件の受賞があった。

3 海外の大学との学術交流

海外の大学との学術交流を積極的に推進し、アウグスブルグ大学（ドイツ）との間で将来の大学間学術交流を目指した覚書を締結したほか、環境科学部と蔚山大学建築学部（韓国）との間で学術交流協定を締結した。

また、平成20年9月には、モンゴル国立大学へ学長以下使節団を派遣し、学長が記念講演を行うなど学術交流を行った。



アウグスブルグ大学との覚書締結

4 科学研究費補助金等の獲得のための取り組み

科学研究費補助金等のさらなる獲得のため、平成20年度に任用した特任教授2名を中心として、応募件数等の目標設定、研究計画書レビュー、研修会等を実施し、獲得のための取り組みを強力に推進した結果、応募件数は次のとおり増加した。

区 分	平成19年度	平成20年度	増加率
科学研究費補助金	109件	130件	1.19倍
JST:平成21年度「シーズ発掘試験」※	10件	36件	3.6倍

※ JST（独立行政法人科学技術振興機構）
地域イノベーション創出総合支援事業：重点地域研究開発推進プログラム

【Ⅲ 地域貢献】

1 公開講座等の開催

開かれた大学として地域の要望に応え、地域の生涯学習の拠点としての役割を果たすため、次のとおり公開講座、公開講義等を実施した。

- ① 公開講座 春期公開講座（5回シリーズ） 受講者 445人
テーマ「県立大学で「人間学」を学ぶ」
秋期公開講座（3回シリーズ） 受講者 261人
テーマ「びわ湖は私たちに問いかけている」
- ② 移動公開講座 平成21年3月14日（土）野洲図書館 受講者 60人
テーマ「認知症の予防と早期発見」
- ③ 公開講義 提供授業科目：199科目 受講者：183人
- ④ 公開特別講義 平成20年7月11日（金） 受講者 837人
講師：安藤忠雄氏（建築家）
テーマ「夢をつくる～地域を元気に～」



超満員の聴講生（公開特別講義）

- ⑤ 琵琶湖塾 塾長：田原総一朗氏（ジャーナリスト）
（全8回） 講師：辻井喬氏（詩人・作家）、手嶋龍一氏（外交ジャーナリスト・作家）、三枝成彰氏（作曲家）ほか
塾生：342人

2 彦根3大学・大学間連携コミュニケーションの調印

滋賀大学、聖泉大学、滋賀県立大学の3大学は、地域課題の解決、学生力の活性化、教育・研究の充実・高度化、大学運営などについて連携して取り組むことをめざした共同コミュニケーションを平成20年11月12日に調印した。

このコミュニケーションは、平成19年3月に締結した「大学を活かした地域活性化のための包括協定書」の趣旨を踏まえ、3大学の教育・研究資源を有効活用することにより、彦根市の知の拠点として、教育・研究水準のさらなる高度化、個性・特色の明確化、大学運営基盤の強化を図ることとしている。

3 産学官連携に関するセミナー等の開催

産学官連携事業として、次のとおりセミナー等を開催した。

- ① 公開セミナー
平成20年12月12日（金）「モノづくりの品質確保と強みを生かす事業戦略」
- ② 知的財産権特別講義
平成20年9月29日（月）～平成20年11月17日（月）（全6回）

4 彦根東高等学校との連携に関する協定締結

環境科学部および工学部は、理系の教育・研究の様々な分野において、人的交流や知的資源等の相互活用の連携協力を図り、相互の教育のさらなる充実を目的として、平成21年3月17日に彦根東高等学校と協定を締結した。

業務運営の改善および効率化に関する特記事項

1 事務局職員人材育成方針・研修体系の策定

大学の人事計画にある「求められる事務局職員像」を実現するため、次のような事務局職員人材育成方針・研修体系を策定した。

- (1) 求められる事務局職員像
 - ①新たに発生する課題、中期計画記載事項等に的確に対応し、大学の諸課題に対して柔軟かつ迅速に対応しうる人材
 - ②大学事務のエキスパートとしての自覚を持ち、絶えず研鑽に努めることができる人材
- (2) 人材育成の展開方向
 - ①自らを高めようとする自己改革の姿勢
 - ②自己改革と人が育つ職場風土づくり
 - ③人を育てる仕事の進め方
- (3) 研修計画
 - ①新採研修
 - ②新任研修
 - ③基礎実務研修
 - ④意識啓発研修
 - ⑤階層別研修
 - ⑥スキルアップ研修
 - ⑦所属別専門研修

2 内部監査の実施

法人の業務運営等の適正を図るため、次のとおり内部監査を実施した。
 平成 20 年 10 月 3 日 科学研究費補助金に関する内部監査（通常監査）
 平成 20 年 10 月 9 日 科学研究費補助金に関する内部監査（特別監査）
 平成 20 年 10 月 16 日、17 日 財務会計関係事務処理に関する監査
 平成 20 年 12 月 24 日 定例監査

3 特任職員制度の創設

本学の教育研究に従事するほか高度の専門的な知識・経験または優れた識見を大学運営に反映させるため、新たに特任職員制度を創設し、平成 20 年 4 月から 2 人の職員を特任教授として雇用了。
 また、特定目的を持った教育研究を担う人材を受け入れるための新たな人事制度を検討し、平成 21 年度から特定プロジェクト職員制度を創設することを決定した。

財務内容に改善に関する特記事項

1 外部資金の獲得

財務基盤の安定強化に向け外部資金の獲得に努め、次のとおり外部資金を獲得した。

ア 科学研究費補助金	46 件	153,610,000 円	(平成 19 年度: 43 件 176,700,000 円)
イ 受託研究	52 件	75,148,546 円	(平成 19 年度: 42 件 67,582,771 円)
ウ 共同研究	39 件	32,950,000 円	(平成 19 年度: 44 件 39,827,000 円)
エ 奨励金附金	31 件	29,294,689 円	(平成 19 年度: 33 件 18,339,964 円)
オ 寄附講座	1 件	30,000,000 円	(平成 19 年度: 1 件 30,000,000 円)
カ 文部科学省補助金	1 件	45,919,655 円	(平成 19 年度: 1 件 44,000,170 円)
キ 国土交通省補助金	—	—	(平成 19 年度: 1 件 15,800,000 円)
合計	170 件	366,922,890 円	(対前年度比 25,327,015 円の減少)

また、外部資金のさらなる獲得のため、平成 20 年度に任用した特任教授 2 人を中心として、応募件数等の目標設定、研究計画書レビュー、研修会（平成 20 年 9 月 1 日）等を実施し、獲得のための取組みを強力に推進した。

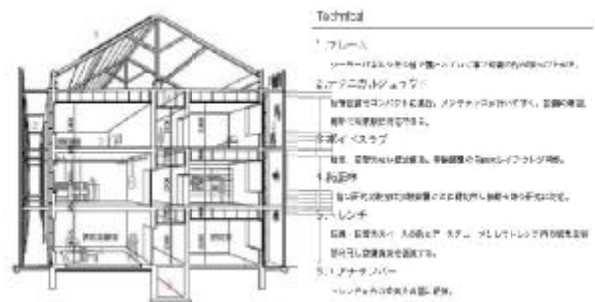
2 教員・学生の力を活かした工学部電子システム工学科棟の建設

平成 21 年 3 月に完成した工学部電子システム工学科棟の建設にあたっては、基本設計を設計業者に委託するのではなく、環境科学部環境建築デザイン学科の教員・学生からなるプロジェクトチームが生きた教材として設計を手がけた。設計にあたっては、ソーラーパネルを設置するほか、床下に外気を取り込むことにより空調負荷を軽減するなど設計に工夫を凝らし環境に配慮した建物となっている。



電子システム工学科棟の全景

○建物の特徴



自己点検・評価および当該状況に係る情報の提供に関する特記事項

1 自己評価・外部評価の実施

平成22年度に（独）大学評価・学位授与機構による認証評価を受けることを念頭に、当該機構の評価基準に基づいた評価基準を策定し、それに基づいた学部等の自己評価を実施した。また、各学部の自己評価をもとにした外部評価を実施し、教育研究活動等に対して様々な観点から貴重な助言を得た。

また、全学においても、学部等での自己評価・外部評価の結果を踏まえ、全学自己評価書を取りまとめるとともに、全学外部評価委員会を平成21年5月に実施することを決定した。

平成20年6月 学部等自己評価

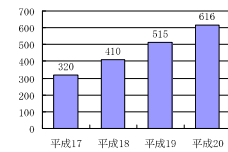
9月 学部等外部評価

12月 全学自己評価

2 広報活動の強化

大学構成員それぞれが大学広報者としてのマインドを持ち、積極的な広報活動を展開した。特に、新聞には学生活動情報が取り上げられやすいことから、学生向けに「広報の手引き」を作成し、学生活動情報の把握、PRに努めた。

平成20年度に本学に関連する新聞記事は616件（前年度から約19.6%増加）となり、3年連続で非常に高い伸び率となった。



その他業務運営に関する特記事項

1 省エネルギーの推進

省エネルギーの推進の一貫として、公認学生サークルの環境マネジメント事務所（EMO）の「EMO消し回り隊」による省エネルギーの推進を引き続き実施し、照明の点灯状況を調査するとともに、不要な照明を消灯し電気使用量の節減に努めた。

これらの平成18年度からの取り組みは高い評価を受け、経済産業省および省エネ家電普及促進フォーラムが主催する「平成20年度省エネコンテスト」の学校部門で「経済産業大臣賞」を受賞した。



東京ビッグサイトで開催された表彰式

2 カフェテリア（学生食堂）のテラス設置

工学部電子システム工学科を新たに開設したことによりカフェテリア（学生食堂）の混雑が増していることから、混雑緩和を目的として新たにテラスを設置し、席数を増やした。テラスの設置にあたっては、人間文化学部生活デザイン学科の教員・学生が設計にあたり、学生の憩いの場となるように設計に工夫を施した。

3 人権啓発に対する取り組み

人権啓発に対する取り組みとして、教職員および学生に対する研修会を実施するとともに、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程を見直し、セクシュアル・ハラスメント以外のハラスメント全般に対しても対応できるよう整備した。

○別表（収容定員）

学科・研究科名		収容定員 a (人)	収容数 b (人)	定員充足率 $b/a \times 100$ (%)
学部	環境科学部	720	766	106.4
	工学部	510	568	111.4
	人間文化学部	640	718	112.2
	人間看護学部	280	280	100.0
研究科	環境科学研究科	102	115	112.7
	前期課程	72	87	120.8
	後期課程	30	28	93.3
	工学研究科	78	88	112.8
	前期課程	60	84	140.0
	後期課程	18	4	22.2
	人間文化学研究科	54	61	113.0
	前期課程	36	34	94.4
	後期課程	18	27	150.0
	人間看護学研究科	24	25	104.2

平成21事業年度に係る業務の実績に関する報告書

平成22年6月

公立大学法人滋賀県立大学

1 大学の概要

(1) 法人名 公立大学法人滋賀県立大学

(2) 所在地 滋賀県彦根市八坂町2500番地

(3) 役員状況

(平成18年4月1日から平成21年3月31日まで)

理事長(学長)	曾我 直弘
副理事長	馬場 章(総務担当)
理事	里深 信行(研究・評価担当)
理事	土屋 正春(教育担当)
理事	田邊 俊夫(地域貢献・渉外担当)
理事(非常勤)	森 哲次(日本電気硝子株式会社取締役会長)
理事(非常勤)	脇田 晴子(城西国際大学客員教授)
監事(非常勤)	平居 新司郎(公認会計士)
監事(非常勤)	荒川 葉子(弁護士)

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

理事長(学長)	曾我 直弘
副理事長	馬場 章(総務担当)
理事	大田 啓一(教育担当)
理事	菊池 潮美(研究・評価担当)
理事	仁連 孝昭(地域貢献・渉外担当)
理事(非常勤)	森 哲次(日本電気硝子株式会社取締役会長)
理事(非常勤)	脇田 晴子(石川県立歴史博物館長)
監事(非常勤)	平居 新司郎(公認会計士)
監事(非常勤)	荒川 葉子(弁護士)

(平成22年4月1日から)

理事長(学長)	曾我 直弘
副理事長	川口 逸司(総務担当)

理事	大田 啓一(教育担当)
理事	菊池 潮美(研究・評価担当)
理事	仁連 孝昭(地域貢献・渉外担当)
理事(非常勤)	森 哲次(日本電気硝子株式会社取締役会長)
理事(非常勤)	田端 泰子(京都橘大学学長)
監事(非常勤)	荒川 葉子(弁護士)
監事(非常勤)	奥村 隆志(公認会計士)

(4) 学部等の構成 ※平成22年4月1日現在

【学部等】

環境科学部	環境生態学科 環境政策・計画学科 環境建築デザイン学科 生物資源管理学科
工学部	材料科学科 機械システム工学科 電子システム工学科
人間文化学部	地域文化学科 生活デザイン学科 生活栄養学科 人間関係学科
人間看護学部 国際教育センター	人間看護学科

【大学院】

環境科学研究科	環境動態学専攻 (博士前期・博士後期) 環境計画学専攻 (博士前期・博士後期)
工学研究科	材料科学専攻 (博士前期) 機械システム工学専攻 (博士前期) 先端工学専攻 (博士後期)
人間文化学研究科	地域文化学専攻 (博士前期・博士後期) 生活文化学専攻 (博士前期・博士後期)
人間看護学研究科	人間看護学専攻 (修士)

【大学附属施設】

- 図書情報センター
- 地域づくり教育研究センター
- 環境管理センター
- 地域産学連携センター
- 学生支援センター
- 環境共生システム研究センター

【事務局】

- 総務グループ
- 財務グループ
- 経営戦略グループ
- 学生・就職支援グループ
- 教務グループ
- 図書情報グループ
- 地域貢献研究推進グループ

(5) 学生数および教職員数 ※ 平成22年5月1日現在

①学生数	学部	2,401人	計2,683人
	大学院	282人	
②教職員数	教員	200人	計255人
	職員	55人	

(6) 沿革

- 平成7年4月 開学（環境科学部・工学部・人間文化学部）
- 平成11年4月 大学院修士課程開設
（環境科学研究科・工学研究科・人間文化学研究科）
- 平成13年4月 大学院博士課程開設
（環境科学研究科・工学研究科・人間文化学研究科）

- 平成15年4月 人間看護学部開設
- 平成18年4月 公立大学法人滋賀県立大学設立
- 平成19年4月 大学院修士課程開設（人間看護学研究科）
- 平成20年4月 工学部電子システム工学科開設

(7) 大学の基本的な目標

滋賀県立大学は、滋賀県における学術の中心として、未来を志向した高度な学芸と、悠久の歴史や豊かな自然、風土に培われた文化を深く教授研究するとともに、新しい時代を切り拓く広い視野と豊かな創造力、先進的な知識、技術を有する有為の人材を養成することを目的としている。

また、開かれた大学として、県民の知的欲求に応える生涯学習の機会の提供や地域環境の保全、学術文化の振興、産業の発展、人間の健康など、滋賀県の特長的発展の原動力として大きく寄与することを使命としている。

この大学設置の基本理念を踏まえ、次の基本的な目標を定める。

- ・「キャンパスは琵琶湖。テキストは人間。」をモットーに、滋賀の豊かな自然の中で「環境と人間」をキーワードとした教育研究を推進する。
- ・少子高齢化、国際化、情報化の進展により、今後求められる高等教育の多様化に対応して、学部や大学院を整備充実し、優れた人材を養成する機能を拡充する。
- ・公立大学として、地域の生涯学習の拠点および地域貢献、産学連携、国際貢献等の社会貢献機能の強化を目指す。

2 全体的な状況とその自己評価

I 全体的な状況

滋賀県立大学は、「キャンパスは琵琶湖。テキストは人間。」をモットーとして、滋賀の豊かな自然の中で「環境」と「人間」をキーワードに、「人が育つ大学」を目指して教育研究を推進してきた。

法人化にあたっては、次に掲げることを基本的な姿勢にすえ、計画の策定・遂行にあたってきた。

- ① これまでの成果の上に
本学で培ってきた教育・研究・社会貢献活動を明確にしつつ、一層発展させる。
- ② 重点を明確に
総花的でなく「選択と集中」を意識し、県立大学の特色・強みを打ち出す。
- ③ 「学生の立場」を視点に
教育・研究をはじめとした課題の遂行を「学生が育つ」という視点で検証する。
- ④ 社会との連携を視野に
地域・県民・産業・他大学等との連携・交流を常に視野に在れる。

平成18年度から平成20年度までは、業務を円滑かつ効果的に推進するための体制を構築しながら、教育研究活動をはじめとする事業を展開し、滋賀県公立大学法人評価委員会から「概ね計画どおり進んでいる」との評価を得た。

平成21年度は、中期計画6年の後半最初の年として、これまでの施策を着実に成果に結びつけ、滋賀県立大学が目指す大学の姿「人が育つ大学」「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する大学」「進化する総合大学」を念頭に、学生と県民の期待に応え、そして、全国に誇れる大学としてさらなる飛躍を目指して、年度計画の遂行にあたった。

II 「平成20事業年度に係る業務の実績に関する評価結果」において課題となる事項として指摘された事項

- (1) WEB版シラバスを活用しているが、その掲載科目数および内容が十分でなく、改善に向けた取り組みを始めており、その成果を期待したいとの指摘について
WEB版シラバスが充分活用されるように教員向けの研修会を開催し、学生の

自主的学習を支援するための追加情報の提供を依頼した。その結果、43科目の追加情報を登録することとなった。

- (2) 同窓会組織と連携した就職活動への支援等今後の協力を期待するとの指摘について

同窓会組織との連携による就職支援の一環として、県立短期大学工業部同窓会が実施したOB企業訪問に就職担当の職員が同行し、工場見学に併せて人事採用担当者との懇談や求人依頼を行った。

- (3) 大学の知的財産について、学術研究の成果を蓄積し、幅広く活用してもらう社会貢献の視点を持ち、可能なものは権利化、事業化に努めることが必要との指摘について

平成21年度から届出のあった職務発明に関して、特許権等を受ける権利を大学が承継したものを対象として奨励金を交付することとした。

権利化、事業化については、平成21年度に地場産業である浜ちりめん素材を使ったスカートを開発し、意匠権登録を行った。また、平成20年度に採択された「地域イノベーション創出研究事業」において、本学を研究拠点にバイオマス資源のひとつである樹殻を有効利用した自動車部材の開発等に取り組み、特許を共同出願した。

- (4) 彦根市内の3大学間での取組を強化するよう指摘されたことについて

3大学間で単位互換協定を締結し、各大学が提供する科目を履修できるようにした。授業は3大学の学生が受講しやすいようにJR彦根駅前のアル・プラザ彦根6階にある大学サテライト・プラザ彦根で実施した。

- (5) TOEIC受験を契機に意識付けをしているが、英語力の向上という結果に結びついておらず、英語教育のみならず国際化に向けた教育のより一層の工夫が求められるとの指摘について

英語力向上のため、1、2年次において少人数クラス（30人）に編成した。また、入学直後と2年時の12月に実施したTOEIC試験の結果比較からは、この間に10%の成績向上が認められ、少人数クラスの効果が現れた。国際化については、英語による授業の開講のほか、留学生やJCMU（ミシガン州立大学連合日本センター）の学生と本学の学生の交流の場を設けるなど国際化への対応を図った。また、大学の将来構想において、国際化を大きな柱として位置付けるとともに、「国際人文系」の新たな教育研究組織（学科）の具体化について、平成22年度中に検討することとした。

Ⅲ 教育研究等の質の向上

1 教育

(1) 教育の充実・高度化

- ① 全学共通教育推進機構の設置
全学共通教育の総合的実施組織として、全学共通教育推進機構を設置するとともに人間学部会など科目領域部会を設けた。機構において、科目の新設や変更、履修方法等の改善などの検討を行い、共通教育の推進を図った。
- ② 人間学の充実
人間学のさらなる充実を図るため、「生命・人間・倫理」など平成21年度から新たに3科目を開講した。
- ③ F D活動の積極的推進
F D研修会の開催とともに「学生の自宅学習を促す教育プログラムモデル事業」を引き続き実施し、教育補助員制度を活用しながら教員の教育力の向上を図った。
- ④ G P A制度の試行的導入
平成21年度入学の1年次生から、「秀・優・良・可・不可」の成績評価に加えて、G P Aによる成績評価制度を試行的に導入し、その結果を保護者に通知した。

(2) 実践的教育の充実

- ① 近江楽座の実施
平成19年度から大学独自プロジェクトとして位置づけた「スチューデントファーム『近江楽座』／まち・むら・くらしふれあい工舎」において、平成21年度は、新規プロジェクト10チーム、継続プロジェクト（ベーシックプログラム）6チーム、継続プロジェクト（ステップアッププログラム）8チーム、Bプロジェクト1チームの計25チームが活動した。
- ② アジア環境人材育成の拠点づくり
平成21年度に環境省から「環境人材育成のための大学教育プログラム開発を行うモデル大学」として採択された。産業界、行政、市民団体、他大学と連携して環境人材育成のアジアの拠点づくりを目指し、フィールドワークを中心とした人材育成プログラムの開発に取り組んだ。
- ③ インターンシップの正規科目化
インターンシップについては、正規の授業科目として開講し、参加者数は延べ62人（昨年度は33人）となった。実習後は、学内での事後報告会を実施する

など、就職に対する意識の向上に努めた。

(3) 学生支援の充実

- ① 学生支援室の充実
学生支援室内に専任の教員を配置し、学生の相談に常時対応できるよう学生支援の強化を図った。
- ② 入学科免除制度の創設
経済的支援措置として、新たに入学料減免制度を導入した。
- ③ 就職支援の充実
就職を取り巻く厳しい環境に対応し、新たに3回生向け「就職活動早わかりセミナー」（職員による講義）や4回生向け「就職活動応援セミナー」などを実施し、就職支援の強化を図った。
- ④ 障害学生等の支援体制の整備
心身等に障害のある者を受け入れ、修学等を円滑に支援するための体制を整備した。

(4) 学生の獲得

- ① オープンキャンパス参加者の増加
大学が持つ魅力を高校生とその保護者等に伝えるため、8月と11月にオープンキャンパスを実施した結果、昨年度より200人（7.2%増）多い2,973人の参加者があった。
- ② 入学志願者の確保
大学のアドミッションポリシーを明確にし、大学が求める学生の確保に努めた結果、一般人試において前年並みの2,683人の志願者（前期・後期の合計）を確保した。

2 研究

(1) 研究の活性化

- ① 科学研究費補助金の獲得支援
科学研究費補助金の獲得のため、特任教授による研究計画書レビュー、研修会などを実施した結果、申請数は新規・継続分の合計で6件増加（合計136件）した。なお、平成22年度の新規採択分の採択率が32.6%となり、全国で21位、公立大学中ではトップとなった。
- ② 特別研究費の戦略的配分
研究費を戦略的に配分し、重点領域研究3件、特別研究6件、奨励研究8件

を実施した。

- ③ 研究表彰
各教員が活発な研究活動を行った結果、10件の研究表彰の受賞があった。また、大学院生についても14件の受賞があった。

(2) 海外の大学との学術交流の推進

本学とアウクスブルク大学（ドイツバイエルン州）は、交流と協力を促進するための包括交流協定と教員、研究者及び学生の相互派遣に関する交流協定を締結した。また、学術交流協定校である中国の海南大学の研究者を招聘し、交流会を開催した。

(3) サバティカル制度の導入

平成20年度に策定されたサバティカル制度を活用し、平成21年度秋期より3人の教員に適用した。

(4) 県立3機関で統合研究を推進

本学と琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館は、琵琶湖の統合研究を進めることで基本合意した。琵琶湖研究を中心に研究者同志の連携だけでなく組織としての連携も強化し、大規模で質の高い研究を目指すこととなった。

3 地域貢献

(1) 彦根3大学の連携の推進

彦根3大学・大学間連携コミュニケに基づき、3大学リレー公開講座（7/19～8/1）、特別講演（3/6）を実施した。また、3大学間で単位互換協定を締結し、各大学が提供する科目を履修できるようにした。授業は3大学の学生が受講しやすいうちにJR彦根駅前のアル・プラザ彦根6階にある大学サテライト・プラザ彦根で実施した。

(2) 公開講座、琵琶湖塾等の開催

開かれた大学として地域のニーズに応え、公開講座、公開講義、セミナー等を実施し、地域の生涯学習の拠点としての役割を果たした。
また、ジャーナリストの田原総一朗氏を塾長に迎え、自然と人間がともに輝く社会を築き上げるための担い手として活躍する人材を育成することを目的として、琵琶湖塾を開催した（塾生357人、協賛企業等22社）。

(3) コミュニティ・アーキテクト（近江環人）の育成

文部科学省「地域再生人材創出拠点の形成」プログラムに採択（平成18年度）された「近江環人地域再生学座」（大学院修士課程）を通じて、湖国近江の風土、歴史、文化を継承し、環境と調和した循環型地域社会づくりのためのリーダーたる人材の育成に努め、計36人（平成21年度は9人）にコミュニティ・アーキテクト（近江環人）の称号を授与した。

Ⅳ 業務運営の改善および効率化ならびに財務内容の改善

(1) 優れた人材の確保

優れた資質を有する人材を確保するため、戦略的人事を除くすべての教員（23件）および事務局法人職員（2人）を公募により採用するとともに、戦略的教員選考には学外審査委員を登用し、厳格な審査を実施した。
また、特定の教育研究プロジェクトに従事する人材を受け入れるための制度を導入した。

(2) 外部資金の獲得

外部資金の獲得に努めた結果、科学研究費補助金、受託研究、共同研究をはじめ177件、424,446,406円の外部資金を獲得した。

(3) 将来構想の策定

本学の中長期的な将来の方向を明確にするとともに、次期中期目標・中期計画策定の拠り所となる滋賀県立大学将来構想の策定に取り組んだ。
大学の将来の目標像を「知と実践力をそなえた人が育つ大学」と定めるとともに、教育、研究、社会貢献、国際化、大学運営を5つの柱として位置付け、その目指すべき方向や具体的取り組み内容等についてまとめた。

V 自己点検・評価および当該状況に係る情報提供

(1) 認証評価に向けた取り組み

平成22年度に（独）大学評価・学位授与機構による認証評価を受審することから、平成21年6月に設置した認証評価実施特別委員会を設置し、それまで実施してきた学部等の自己評価および外部評価等の結果を踏まえながら、評価書の検討作業を進め、自己評価書案としてとりまとめた。

(2) 積極的な広報活動の展開

教職員向けの広報の手引きを作成し、学内の情報収集を整備し、新聞等への広報活動を積極的に行った結果、平成21年度の新開掲載件数は630件となり、前年度（616件）から約2.3%増加した。

また、英語版のホームページに日本語のホームページと同様にお知らせの機能を追加し、海外に向けて理事長のメッセージや行事の様子などの新しい情報を掲載した。

資として活用する計画を進めている。

VI その他

(1) 施設・設備の整備

淡海ユニバーサルデザイン行動指針に基づき、誰もが利用しやすいキャンパスづくりを目指し、建物内の視覚障害者誘導設備を必要性の高いところについて整備した。また、案内所に関する表示を整備したほか、地球温暖化対策として、空調制御機器の更新や太陽光発電パネルの増設を行った。

(2) 危機管理への対応

平成20年度に策定した危機管理規程および危機対策管理マニュアルに基づき、新型インフルエンザ発生時に迅速に対応した。また、彦根3大学間で危機管理に関するセミナーを実施した。

VII 全体的な計画の進行状況

平成21年度は、中期計画の中間年として、これまでの施策を着実に成果に結びつけ、滋賀県立大学が目指す大学の姿「人が育つ大学」「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する大学」「進化する総合大学」を念頭に学生と県民の期待に応え、そして、全国に誇れる大学としてさらなる飛躍を目指して、年度計画の遂行にあたった。

こうした取組みの結果、平成21年度の年度計画180項目のうち176項目（97.8%）を概ね順調に実行し、一定の成果を達成することができたところである。

一方、昨年の法人評価結果でも指摘があったように、急速に進む社会の国際化への適切な対応が必要である。本学の基本理念で掲げられている「国際社会への貢献」を実現していく上でも、「国際人文系」の新たな教育研究組織(学科)の設置に向けた教育環境の整備が不可欠である。

こうした重要課題に対応していくために目的積立金を新たな施設・設備の整備の原

大学の教育研究等の質の向上に関する特記事項

【 I 教育 】

1 特色ある教育の取組み

(1) 人間学科目の充実

滋賀県立大学のカリキュラムの特色のひとつである全学共通科目「人間学」について、次のとおり新たに3科目を開講し、4クラスター（「こころ」「しくみ」「しぜん」「わざ」の4分類群）の中から教養科目としてバランスのとれた履修ができる環境を整えた。

- ・こころ 「生命・人間・倫理」
- ・しくみ 「社会福祉論」
- ・わざ 「遺伝子と人間」

(2) 近江楽座の実施

文部科学省の現代的教育ニーズ取組支援プログラムに採択（平成16年度）された「スチューデントファーム『近江楽座』／まち・むら・くらしふれあい工舎」を平成19年度から大学独自プロジェクトとして実施している。

平成21年度は、新規プロジェクト10チーム、継続プロジェクト（ベーシックプログラム）6チーム、継続プロジェクト（ステップアッププログラム）8チーム、Bプロジェクト1チームの計25チームが近江楽座として活動している。

- ※ Aプロジェクト：地域活性化への貢献をテーマとする学生主体の地域活動
- ※ Bプロジェクト：自治体や企業等から提案された課題について活動を行うもの

また、1月15日に本学に金沢大学地域創造学類大学の教員や学生のほか行政関係者約20名が来学し、近江楽座のヒアリング、さらには金沢大学の学生と楽座プロジェクトの学生との意見交換会を行った。



(3) アジア環境人材育成の拠点づくりの推進



平成21年度に環境省から「環境人材育成のための大学教育プログラム開発を行うモデル大学」として採択され、産業界、行政、市民団体、他大学と連携して環境人材育成のアジアの拠点づくりを目指している。環境人材としては、ものごとの全体像をつかむ俯瞰力、システム思考力、問題解決に向けての構想力、倫理観、行動力とリーダーシップ、ファシリテーション力などが必要となり、これらの能力と感性を養うため、フィールドワークを中心とした人材育成プログラムを開発している。今後、国際フィールドワーク、環境人材育成インターンシップ、生活体験型課題解決学習などのプログラムを開発・実施していく予定となっている。

(4) 滋賀県立大学環境ブックレットの出版

環境科学部では、開学以来フィールドワーク（FW）の重要性に着目し、環境FWという授業を行っており、これまで培ってきた成果を環境ブックレットという形で刊行することになった。県内外の高校や大学など教育関係者だけでなく、行政やNPO、あるいは市民のみならずにも活用していただけるようまとめている。今回は、第1巻から第3巻までの刊行となり、第1巻は、「琵琶湖のゴミ」と題して琵琶湖岸に漂着する膨大なゴミを収集・分類することで見えてくる滋賀県のゴミ事情について、第2～3巻は、「フィールドワーク心得帖（上）（下）」と題して、フィールドワークの基礎と実践から、調査結果の発表の仕方まで詳しく解説した。



<p>2 教育力向上のための取り組み 教育活動の継続的な改善に向けた教員の主体的な関わりを支援することにより、大学の教育力の向上を図るため、教育実践支援室が中心となり様々な取り組みを行った。</p> <p>①研修会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業の方法 ー入門編ー ・学科カリキュラムの点検方法 ーディプロマ・ポリシーとカリキュラムマップー ・学生が集中できるBRD方式による講義 ・人間探求学研究会 ・研修会「WEB版シラバスシステム等を活用した教育方法の効用について」 <p>②教育プログラムモデルの開発</p> <p>学生の自宅学習を促す教育プログラムモデル事業を昨年に引き続き実施するとともに、教育補助員制度を活用しながら新たな教育プログラムモデルの開発を図った。</p> <p>また、卒業研究等を学外のコンペ等へ積極的に応募した結果、学生の受賞件数は14件となった。</p> <p>3 入学志願者の確保に関する取組み</p> <p>(1) オープンキャンパス参加者の増加</p> <p>高校生とその保護者等に本学の魅力を余すことなく伝えるため、オープンキャンパスおよびminiオープンキャンパスを実施し、参加者は昨年度より7.2%増加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンキャンパス 8月8日(土)・9日(日) 参加者 2,637人(昨年度比255人増) ・miniオープンキャンパス 11月7日(土)・8日(日) 参加者 336人(昨年度比55人減) <p>(2) 入学志願者の確保</p> <p>オープンキャンパスや高校訪問などを積極的に実施して入学志願者の確保に努めたが、推薦入試および一般入試の入学志願者は前年並みとなった。</p> <p>①推薦入試</p> <ul style="list-style-type: none"> ・志願者 305人 → 263人 (42人減) ・志願倍率 2.7倍 → 2.2倍 	<p>②一般入試</p> <ul style="list-style-type: none"> ・志願者(前後期合計) 2,778人 → 2,683人 (95人減) ・志願倍率(前期) 3.9倍 → 4.0倍 (後期) 10.6倍 → 10.0倍 <p>4 学生支援に関する取り組み</p> <p>(1) 学生支援センターの充実</p> <p>学生支援室内に専任の教員を配置し、学生の相談に常時対応できるよう学生支援の強化を図った。また、学生自治会、体育会、文化会、同窓会の役員を中心とする「学生サポート・スタッフ」による学生相談体制を整備し、新入生向けに履修や学生生活に関する相談を行った。</p> <p>(2) 就職活動への支援</p> <p>学生のニーズや社会の情勢に対応し、新たに3回生向け「就職活動早わかりセミナー」(職員による講義)や4回生向け「就職活動応援セミナー」を含め、セミナー・講座・企業研究会を年間21回開催した。</p> <p>インターンシップについては、平成21年度から正規の授業科目として開講し、参加者数は62名と、昨年度(33名)より大幅に増加した。短期のインターンシップA(5日以上)の就業体験実習(1単位)と長期のインターンシップB(10日以上)の就業体験実習(2単位)に分けて実施した。</p> <p>(3) 課外活動への支援</p> <p>毎年8月にリーダーズ研修会を実施し、学生団体(クラブ、サークル)や体育会、文化会、湖風祭実行委員会のリーダーとして活動している学生を対象として、救命講習や課外活動活性化に向けてのグループワークの研修を実施した。また、平成22年2月にも人権啓発学習会および課外活動説明会を開催した。</p>
--	--

<p>【Ⅱ 研究】</p> <p>1 環境共生システム研究センターの取り組み</p> <p>環境共生システム研究センターでは、脱温暖化・環境共生社会の構築に総合的に取り組んでいくため、「産業エコロジー研究部門」「エネルギー技術研究部門」「環境機能再生研究部門」「環境共生都市研究部門」の4部門で研究活動を行っている。</p> <p>平成21年度は、次のようなセミナー・研究発表会を行った。</p> <p>◇環境共生システム研究センターセミナー</p> <p>平成21年8月5日 「アメリカにおける河川の自然復元：近年の実践とケーススタディ」 講師：レイクスベリオル州立大学 Ashley Moerke 准教授</p> <p>◇公開セミナー</p> <p>平成21年11月21日 「光とエネルギー」工学部 興教授</p> <p>平成21年11月28日 「東アジアの浅水湖沼の現状」環境科学部 浜端准教授</p> <p>平成21年12月5日 「水田からのメタン発生と地球温暖化」(独)農業環境技術研究所 八木上席研究員</p> <p>◇研究発表会</p> <p>平成22年3月25日</p> <ul style="list-style-type: none"> テーマ1：気候変動に立ち向かう農業 テーマ2：森林吸収の評価と認証 テーマ3：エコハウスとCO2排出削減 <p>2 研究費の戦略的配分による活発な研究活動</p> <p>「環境と人間」をキーワードとした研究を推進するため特別研究費を戦略的に配分し、重点領域研究3件、特別研究6件、奨励研究8件を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点領域研究 「大学と地域との連携による『地域再生モデル創出の実証的研究』」 「滋賀県立大学子ども未来応援プロジェクト」 「鮎鮎の機能性に関する総合的研究」 ・特別研究 「植物栄養元素の獲得を支配する遺伝子の解明」 	<p>「ソーラー水素製造のための既存要素集積型光熱電変換セルの開発」 「押し込み試験およびファイバー曲げ試験によるガラスの永久変形構造の解明」 「滋賀県における男女共同参画社会実現プログラムの構築」 「天然染料によるセルロース系繊維染色のシステム化」 「看護学生の『ボディメカニクス活用における自己学習システム』の開発および学習支援の評価」</p> <p>こうした個々の教員の活発な研究活動の結果、10件の受賞があった。</p> <p>3 海外の大学との学術交流</p> <p>本学とアウクスブルク大学(ドイツバイエルン州)は、交流と協力を促進するための包括交流協定と教員、研究者及び学生の相互派遣に関する交流協定を締結した。今後は、学生の交流を中心に検討していくこととなった。また、学術交流協定校である中国の海南大学の研究者を招聘し、交流会を開催した。</p>  <p>4 科学研究費補助金等の獲得のための取り組み</p> <p>科学研究費補助金等のさらなる獲得のため、特任教授を中心として、応募件数等の目標設定、研究計画書レビュー、研修会等を実施し、獲得のための取組みを強力に推進した結果、応募件数は136件(平成20年度130件)と増加した。なお、平成22年度の新規採択分の採択率が32.6%となり、全国で21位、公立大学中ではトップとなった。</p> <p>5 県立の3機関で総合研究を推進</p> <p>本学と琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館は、琵琶湖の統合研究を進めることで基本合意した。琵琶湖研究を中心に研究者同志の連携だけでなく組織としての連携も強化し、大規模で質の高い研究を目指すこととなった。</p> <p>当方は、「地域住民による琵琶湖沿岸の<生命の賑わい>総合調査の方法論と具体的手法の確立」、「大気降下物が琵琶湖とその集水域に与える影響の評価」、「南湖生態系の総合的・順応的管理に関する研究」の3テーマを最優先で取り組む。</p> 
--	--

<p>【Ⅲ 地域貢献】</p> <p>1 公開講座等の開催 開かれた大学として地域の要望に応え、地域の生涯学習の拠点としての役割を果たすため、次のとおり公開講座、公開講義等を実施した。</p> <p>① 公開講座 春期公開講座（4回シリーズ） 受講者 298人 テーマ「県立大学で「人間学」を学ぶ」 秋期公開講座（3回シリーズ） 受講者 128人 統一テーマ「環境共生を考える」</p> <p>② 移動公開講座 平成21年12月12日（土）栗東市立中央公民館 受講者 33人 テーマ「近江の女性たち ～大日本婦人会と戦争協力～」</p> <p>③ 公開講義 提供授業科目：189科目 受講者：180人</p> <p>④ 琵琶湖塾 塾長：田原総一郎氏（ジャーナリスト） （全8回） 講師：佐藤優氏（作家）、鎌田實氏（医師・作家）、井村雅代氏（井村シンクロナクラブ代表）ほか 塾生：357人</p> <p>2 彦根3大学の連携の推進 彦根3大学・大学間連携コミュニケに基づき、3大学リレー公開講座（7/19～8/1）や特別講演（3/6）を実施した。また、3大学による単位互換制度を創設し、大学サテライト・プラザ彦根において授業を実施した。</p> <p>3 産学官連携に関するセミナー等の開催 産学官連携事業として、次のとおりセミナー等を開催した。</p> <p>① 公開セミナー 日時 平成21年12月4日（金） 13:30～17:00 テーマ 「地域資源を活かして未来を切り拓く」 —農工商連携による新しいビジネスの提案— 場 所 大学サテライト・プラザ彦根</p> <p>② 知的財産権特別講義 平成21年11月20日（金）～平成21年12月2日（水）（全3回）</p> <p>③ 彦根商工会議所異業種交流会との交流（全2回） 平成21年6月22日（月） 「エコでビジネスする方法 ～小舟木エコ村を事例として～」</p>	<p>平成21年11月16日（月） 「研究活動を通して、社会で通用する実践的な力をつける」</p>
---	---

<p>業務運営の改善および効率化に関する特記事項</p>	
<p>1 特定プロジェクト職員制度の創設 特定目的を持った教育研究を担う人材を受け入れるための新たな人事制度を構築し、平成21年度から特定プロジェクト職員を採用した。</p> <p>2 内部監査の実施 法人の業務運営等の適正を図るため、次のとおり内部監査を実施した。</p> <p>平成21年10月1日 科学研究費補助金に関する書面監査（科研費監査） 平成21年10月8日 科学研究費補助金に関する実地監査（科研費監査） 平成21年10月29日 財務会計関係事務処理に関する内部監査（通常監査） 平成21年12月21日 各グループからヒアリングによる実地監査（通常監査）</p>	

財務内容に改善に関する特記事項

1 外部資金の獲得

財務基盤の安定強化に向け外部資金の獲得に努め、次のとおり外部資金を獲得した。

ア 科学研究費補助金	54 件	136,911,000 円	(平成 20 年度: 46 件 153,610,000 円)
イ 受託研究	50 件	87,034,087 円	(平成 20 年度: 52 件 75,148,546 円)
ウ 共同研究	38 件	25,177,319 円	(平成 20 年度: 39 件 32,950,000 円)
エ 奨励金	33 件	30,260,000 円	(平成 20 年度: 31 件 29,294,689 円)
オ 寄附講座	1 件	100,000,000 円	(平成 20 年度: 1 件 30,000,000 円)
カ 文部科学省補助金	1 件	45,064,000 円	(平成 20 年度: 1 件 45,919,655 円)
合計	177 件	424,446,406 円	(対前年度比 57,523,516 円の増加)

また、引き続き特任教授を中心として、応募件数等の目標設定、研究計画書レビュー、研修会等を実施し、獲得のための取組みを強力に推進した。その結果、平成 22 年度の科学研究費補助金の新規採択分の採択率が 32.6%となり、全国で 21 位、公立大学中ではトップとなった。

2 地球温暖化対策事業等の実施

国の「経済危機対策」に基づき、県からの補助金により地球温暖化対策事業および防犯対策事業を実施した。

地球温暖化対策事業としては、空調制御機器の更新、太陽光発電パネルの増設、防犯対策事業としては、防犯カメラの増設を行った。

自己点検・評価および当該状況に係る情報の提供に関する特記事項

1 認証評価に向けた取り組み

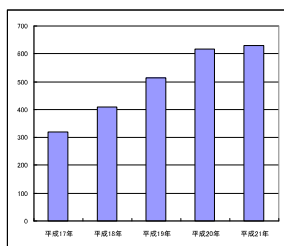
平成 20 年度に作成した自己評価書をもとに、全学の外部評価を平成 21 年 5 月 1 日に実施した。

また、平成 22 年度に（独）大学評価・学位授与機構による認証評価を受審することから、平成 21 年 6 月に認証評価実施特別委員会を設置し、それまで実施してきた学部等の自己評価および外部評価等の結果を踏まえながら、評価書の検討作業を進め、自己評価書案としてとりまとめた。

2 広報活動の強化

教職員向けの広報の手引きを作成し、学内の情報収集体制を強化するとともに、新聞等への広報活動を積極的に行った結果、平成 21 年度の新聞掲載件数は 630 件となり、前年度（616 件）より増加した。

また、英語版ホームページの更新を行い、日本語のページと同様にお知らせ機能を追加し、最新の情報を掲載できるようにした。



その他業務運営に関する特記事項

1 省エネルギーの推進

引き続き、公認学生サークルの環境マネジメント事務所（EMO）と協力して、省エネルギー推進活動を進め、平成21年度は学部棟の廊下やトイレ、交流センター、体育館等の機器調査を実施した。今後、対象範囲を広げながら、学内の消費電力の実態を集計分析していくこととしている。

EMOの取り組みは、平成21年度のCO₂ダイエットコンテストinおうみにおいて、準グランプリを獲得することとなり、年々活動が定着するとともに評価が高まっている。



2 彦根3大学による危機管理研修会の開催

平成21年5月15日（金）、大学サテライト・プラザ彦根において、本学と滋賀大学、聖泉大学の3大学共同で、「危機発生時の対処策とマスコミ対応のスキルを学ぶ―大森事件にみる大学の危機管理―」というテーマで研修会を開催した。

大学においても危機管理への関心が高まる中、模擬会見も取り入れた実践的な危機管理研修を実施し、39名の参加があった。

○別表（収容定員）

学科・研究科名		収容定員 a (人)	収容数 b (人)	定員充足率 b/a×100 (%)
学部	環境科学部	720	771	107.1
	工学部	540	605	112.0
	人間文化学部	640	710	110.9
	人間看護学部	280	283	101.1
研究科	環境科学研究科	102	112	109.8
	前期課程	72	88	122.2
	後期課程	28	24	85.7
	工学研究科	81	79	97.5
	前期課程	66	73	110.6
	後期課程	15	6	40.0
	人間文化学研究科	51	54	105.9
	前期課程	34	30	88.2
	後期課程	17	24	141.2
	人間看護学研究科	24	29	120.8

平成22事業年度に係る業務の実績に関する報告書

平成23年6月

公立大学法人滋賀県立大学

1 大学の概要

(1) 法人名 公立大学法人滋賀県立大学

(2) 所在地 滋賀県彦根市八坂町2500番地

(3) 役員状況

(平成18年4月1日から平成21年3月31日まで)

理事長(学長)	曾我 直弘
副理事長	馬場 章(総務担当)
理事	里深 信行(研究・評価担当)
理事	土屋 正春(教育担当)
理事	田邊 俊夫(地域貢献・渉外担当)
理事(非常勤)	森 哲次(日本電気硝子株式会社取締役会長)
理事(非常勤)	脇田 晴子(城西国際大学客員教授)
監事(非常勤)	平居 新司郎(公認会計士)
監事(非常勤)	荒川 葉子(弁護士)

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

理事長(学長)	曾我 直弘
副理事長	馬場 章(総務担当)
理事	大田 啓一(教育担当)
理事	菊池 潮美(研究・評価担当)
理事	仁連 孝昭(地域貢献・渉外担当)
理事(非常勤)	森 哲次(日本電気硝子株式会社取締役会長)
理事(非常勤)	脇田 晴子(石川県立歴史博物館長)
監事(非常勤)	平居 新司郎(公認会計士)
監事(非常勤)	荒川 葉子(弁護士)

(平成22年4月1日から平成22年7月15日まで)

理事長(学長)	曾我 直弘
副理事長	川口 逸司(総務担当)

理事	大田 啓一(教育担当)
理事	菊池 潮美(研究・評価担当)
理事	仁連 孝昭(地域貢献・渉外担当)
理事(非常勤)	森 哲次(日本電気硝子株式会社取締役会長)
理事(非常勤)	田端 泰子(京都橘大学学長)
監事(非常勤)	荒川 葉子(弁護士)
監事(非常勤)	奥村 隆志(公認会計士)

(平成22年7月16日から平成22年9月30日まで)

理事長(学長)	曾我 直弘
副理事長	川口 逸司(総務担当)
理事	大田 啓一(教育担当)
理事	菊池 潮美(研究・評価担当)
理事	仁連 孝昭(地域貢献・渉外担当)
理事(非常勤)	井筒 雄三(日本電気硝子株式会社取締役会長)
理事(非常勤)	田端 泰子(京都橘大学学長)
監事(非常勤)	荒川 葉子(弁護士)
監事(非常勤)	奥村 隆志(公認会計士)

(平成22年10月1日から)

理事長(学長)	曾我 直弘
副理事長	川口 逸司(総務担当)
理事	大田 啓一(教育担当)
理事	菊池 潮美(研究・評価担当)
理事	仁連 孝昭(地域貢献・渉外担当)
理事(非常勤)	井筒 雄三(日本電気硝子株式会社取締役会長)
理事(非常勤)	横山 俊夫(京都大学大学院教授)
監事(非常勤)	荒川 葉子(弁護士)
監事(非常勤)	奥村 隆志(公認会計士)

(4) 学部等の構成 ※ 平成23年4月1日現在

【学部等】

環境科学部	環境生態学科 環境政策・計画学科 環境建築デザイン学科 生物資源管理学科
工学部	材料科学科 機械システム工学科 電子システム工学科
人間文化学部	地域文化学科 生活デザイン学科 生活栄養学科 人間関係学科
人間看護学部 国際教育センター	人間看護学科

【大学院】

環境科学研究科	環境動態学専攻 (博士前期・博士後期) 環境計画学専攻 (博士前期・博士後期)
工学研究科	材料科学専攻 (博士前期) 機械システム工学専攻 (博士前期) 先端工学専攻 (博士後期)
人間文化学研究科	地域文化学専攻 (博士前期・博士後期) 生活文化学専攻 (博士前期・博士後期)
人間看護学研究科	人間看護学専攻 (修士)

【大学附属施設】

- 図書情報センター
- 地域づくり教育研究センター
- 環境管理センター
- 地域産学連携センター
- 学生支援センター
- 環境共生システム研究センター

【事務局】

- 総務グループ
- 財務グループ
- 経営戦略グループ
- 学生・就職支援グループ
- 教務グループ
- 図書情報グループ
- 地域貢献研究推進グループ

(5) 学生数および教職員数 ※ 平成23年5月1日現在

①学生数	学部	2,455人	
	大学院	285人	計2,740人
②教職員数	教員	203人	
	職員	53人	計 256人

(6) 沿革

- 平成 7年4月 開学 (環境科学部・工学部・人間文化学部)
- 平成11年4月 大学院修士課程開設
(環境科学研究科・工学研究科・人間文化学研究科)
- 平成13年4月 大学院博士課程開設
(環境科学研究科・工学研究科・人間文化学研究科)
- 平成15年4月 人間看護学部開設
- 平成18年4月 公立大学法人滋賀県立大学設立
- 平成19年4月 大学院修士課程開設 (人間看護学研究科)
- 平成20年4月 工学部電子システム工学科開設

(7) 大学の基本的な目標

滋賀県立大学は、滋賀県における学術の中心として、未来を志向した高度な学芸と、悠久の歴史や豊かな自然、風土に培われた文化を深く教授研究するとともに、新しい時代を切り拓く広い視野と豊かな創造力、先進的な知識、技術を有する有為の人材を養成することを目的としている。

また、開かれた大学として、県民の知的欲求に応える生涯学習の機会の提供や地域環境の保全、学術文化の振興、産業の発展、人間の健康など、滋賀県の持続的発展の原動力として大きく寄与することを使命としている。

この大学設置の基本理念を踏まえ、次の基本的な目標を定める。

- ・「キャンパスは琵琶湖。テキストは人間。」をモットーに、滋賀の豊かな自然の中で「環境と人間」をキーワードとした教育研究を推進する。
- ・少子高齢化、国際化、情報化の進展により、今後求められる高等教育の多様化に対応して、学部や大学院を整備充実し、優れた人材を養成する機能を拡充する。
- ・公立大学として、地域の生涯学習の拠点および地域貢献、産学連携、国際貢献等の社会貢献機能の強化を目指す。

2 全体的な状況とその自己評価

I 全体的な状況

滋賀県立大学は、「キャンパスは琵琶湖。テキストは人間。」をモットーとして、滋賀の豊かな自然の中で「環境」と「人間」をキーワードに、「人が育つ大学」を目指して教育研究を推進してきた。

法人化にあたっては、次に掲げることを基本的な姿勢にすえ、計画の策定・遂行にあたってきた。

- ① これまでの成果の上に
本学で培ってきた教育・研究・社会貢献活動を明確にしつつ、一層発展させる。
- ② 重点を明確に
総合的でなく「選択と集中」を意識し、県立大学の特色・強みを打ち出す。
- ③ 「学生の立場」を視点に
教育・研究をはじめとした課題の遂行を「学生が育つ」という視点で検証する。
- ④ 社会との連携を視野に
地域・県民・産業・他大学等との連携・交流を常に視野に在れる。

平成18年度から平成21年度までは、業務を円滑かつ効果的に推進するための体制を構築しながら、教育研究活動をはじめとする事業を展開し、滋賀県公立大学法人評価委員会から「概ね計画どおり進んでいる」との評価を得た。

平成22年度は、中期計画6年間の締めくくりに向けて、これまでの施策を着実に成果に結びつけ、滋賀県立大学が目指す大学の姿「人が育つ大学」「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する大学」「進化する総合大学」を念頭に、学生と県民の期待に応え、そして、全国に誇れる大学としてさらなる飛躍を目指して、年度計画の遂行にあたった。

II 「平成21事業年度に係る業務の実績に関する評価結果」において課題となる事項として指摘された事項

▼課題となる事項

- (1) 学生の履修登録や教員のシラバス作成等の電子化および、教務事務手続きの簡素・効率化を図るため、学務事務管理システムの導入が計画されていた

したが、年度内には入札の準備までしか行われなかった。その後は、順調に導入が進められているようであるが、このシステムが、単に学生や教職員の各種の事務手続きの負担を軽減するだけではなく、学生への教育の質の向上につながることを期待したい。

→ 新学務事務管理システム「STEP-USP」の構築作業（データ移行、マスタ整備等）を進め、後期から運用を開始し、履修登録、シラバス作成、成績評価はWEBによる入力が可能となり、学生・教員・職員の利用性が向上するとともに、事務の効率化が図れた。

また、新システムのポータル機能の提供を始め、教職員から学生に直接連絡事項を伝えることができるようになり、連絡事務の効率化も図れた。

シラバスの作成については、WEBにより教員が直接入力することにより内容が充実した。

- (2) 学生の進路設計支援については、就職だけではなく大学院進学や留学についても視野に入れているが、学年ごとのセミナー実施やインターンシップの単位化などを実施している就職支援に対し、大学院進学や留学についての支援が十分に行われているとは言えない。今後ますます多様化、国際化する地域社会において活躍できる人材の育成のためには、より一層の工夫が求められる。

→ 本年度に作成した滋賀県立大学将来構想「USP2020 ビジョン」において、大学院教育の充実について方向を定めるとともに、大学全体の国際化について取り組みの方向を示した。

また、国際化に対応した新たな組織として、多様化、国際化する社会で活躍できる人材の育成を目的として「国際コミュニケーション学科」設置に向けての準備を行った。

- (3) 行政、企業、NPOなどそれぞれの立場で地域再生のリーダーとなる資質を有した人材として「コミュニティ・アーキテクト（近江圏人）」を育成しており、またその人材は各地域で活躍されているが、今後さらに地域から求められる人材となるためには、「コミュニティ・アーキテクト（近江圏人）」がひとつの資格として、社会的な認証システムの中に位置づけられ

るような取組が必要である。

- 近江圏人地域再生学座として、新たに「副専攻制度」を創設し、これまで以上に、永続的な正規教育プログラムとして、再構築を行った。

平成23年度より全学共通教育推進機構で実施することとし、組織体制および実施体制の構築を図った。

III 教育研究等の質の向上

1 教育

(1) 教育課程の充実

① 教育方法を中心とするFD活動の展開

FD研修会として、学生の聞き・考え・発表する力を養う上で効果的な「教育ディベート」をテーマとした「人間探求学研究会」や他府県大学教員の参加も含めた新任教員向け、全6回の「授業の基本」を開催し、教員の教育力の向上を図った。

なお、両研修会ともDVDに記録し、編集して教材化を行った。

② 英語教育の改善と進展

全学の英語力向上のために、TOEIC受験を1～2年次の2年間で2回実施していたところを、本年度より3回受験することとした。

また、外国語教育充実のために、語学教育については平成24年度から、通年制から Semester 制に切り替えるとともに、同じく平成24年度から「国際コミュニケーション学科」を設置し、英語を中心とした語学能力と国際的視野を身につけた学生の育成に向けての準備を進めている。

③ 授業内容の教材化の進展

環境についての授業内容をまとめた「滋賀県立大学環境ブックレットシリーズ4「環境と人間」、同シリーズ5「科学的和文作文法入門」を出版した。

(2) 国際交流と国際共同教育の充実

① 海外の大学との交流の拡大

ジャハンギルナガル大学（バングラデシュ）に加えて、ダナン大学（ベトナム）、海南大学（中国）、セビーリヤ大学（スペイン）との間で大学間協定を締結した。また湖南師範大学および湖南農業大学とは、平成24年度の協定更改に向けた予備交渉を開始した。

② 国際的共同教育の展開

平成21年度から環境省の受託事業として実施している「環境人材育成のための大学教育プログラム開発事業」について、産業界、行政、市民団体、他大学とも連携して海外大学（中国、ベトナム、バングラデシュ）の学生等を招いた短期研修を滋賀県内で実施した。

また、蔚山大学およびセビーリヤ大学のそれぞれと、学生の建築デザインに関する共同セミナーを実施した。

(3) 学生支援の充実

① キャリア教育の充実

1・2年生向けには、「キャリアデザインセミナー」を昨年度より1回増やして4回のコースとして内容を充実した。3年生向けには、前期に新規開講の「職業研究セミナー」を含め、自己分析、適性診断などのガイダンスやインターンシップ等を行い、後期には一般常識試験、SPI、エントリーシート、グループディスカッション等の対策や就職活動体験発表会など、より具体的・実践的なセミナーを開催した。4年生向けには未内定の学生のための就職活動応援セミナーを開催するなど、学年進行に応じて、体系的に各種講座・セミナーを開催し、きめ細かな就職活動支援を行った。

あわせて、各学科の就職指導担当教員との協議を個別に行い、学科としての支援を要請した。また、引き続き学生支援室内に専任の教員を配置し、学生の相談に常時対応できるよう学生支援の強化を図った。

② 留学生の支援の充実

チューター制度を継続実施することで、日本人学生による授業や生活への助言、指導を図った。（平成22年度27人）

また、平成22年度より交換留学生用科目として「初習日本語」を開講し、日本語教育の充実を図った。併せて、平成23年度から「初習日本語Ⅱ」及び彦根3大学連携による「実用日本語」を開講するための準備を進めた。さらに、本学で実施する日本語科目を曜日に分けて分離開講し、留学生が受講しやすくなった。

2 研究

(1) 研究の活性化

① 研究のグループ化の推進

平成21年度に決定した重点研究テーマに関する学内研究拠点を整備して重点領域研究、特別研究費を配分することにより、学部を超えた教員のグループ化を促進した。

- ② 科学研究費補助金等の公募プログラムへの積極的応募
科学研究費補助金について、科学研究費補助金の応募を支援するために配置した特任教授を中心として、獲得状況の分析、不採択課題への再レビュー、申請時のレビューなどの支援を行った結果、科研費の申請件数が継続分を含め、146件（前年度135件）と増加した。
また、新規採択率が平成22年度は平成21年度に比べて10%増加するとともに、平成22年度、23年度と2年連続で30%を超えた。

(2) 重点研究テーマの推進

- ① 琵琶湖をテーマとした総合的な研究の推進
琵琶湖総合研究推進会議において、県琵琶湖環境部との情報交換を行っており、当該会議において、琵琶湖総合研究中の大気降下物が琵琶湖に与える影響についての成果報告を行った。
また、琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館および県が参画する琵琶湖総合研究推進会議の調整のもと3機関との琵琶湖総合研究を連携して進めた。
② 持続可能な低炭素社会の構築に向けた研究の推進
県からの委託を受け、環境共生システム研究センターにおいて「CO2半減への生産効率向上支援調査業務」を行った。

3 地域貢献

(1) 地域とのつながりの強化

- ① 環びわ湖大学・地域コンソーシアムによる大学間連携の強化
平成22年度から組織再編された環びわ湖大学・地域コンソーシアムにおいては、地域と大学の共同の取り組みを促進するため、新たに大学・地域連携事業委員会を設置し、本学はその委員長校として、本学を会場に「環びわ湖大学地域交流フェスタ2010」を開催し、学生、自治体、地域住民等との交流を図った。（約250人が参加）
② 近江環人地域再生学座の新たな展開
近江環人地域再生学座については、新たに「副専攻制度」を創設し、これまで以上に、永続的な正規教育プログラムとして、再構築を行った。平成23年度から全学共通教育推進機構で実施することとし、組織体制および実施体制の構築を図った。

(2) 産業界とのつながり強化

- ① 大学からの研究成果の発信を強化し、産学連携を推進
本学の研究シーズ集を見やすく改編し、関係企業・団体に配布するとともに、新着任教員等のシーズを全体的に広めることを目的に、天津市において研究シーズ発表会を開催した。
また、経済産業省の大型競争的資金である「戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン）」を獲得し、管理法人として企業との共同研究のプロジェクト管理を行った。
② コーディネート機能の強化による産学連携の推進
地域産学連携センターにコーディネータを採用するとともに、地域産学連携センター活性化のために学内教員によるアドバイザー制度を創設した。また、県の地域結集型共同研究施設を有効活用するため関係機関と調整を行い、平成23年度から「環境共生システム研究センター」として活用することとなった。

IV 業務運営の改善および効率化ならびに財務内容の改善

(1) 法人の自律的な管理の下での適切な人事管理

- ① 法人職員の雇用の促進及び配置の適正化
法人職員を計画的に採用し、県派遣職員と入れ替えるとともに、事務局内の業務量を勘案し、教務グループに1名を増員するなど職員および契約職員の適正な配置を行った。
② 人権意識を高める啓発や研修会の実施
全学の構成員を対象とした人権問題研修会を2月に開催するとともに、各学部および国際教育センターにおいても人権問題研修会を開催し、人権尊重に対する一層の理解を深めた。

(2) 財務改善

- ① 外部資金の獲得
外部資金の獲得に努めた結果、科学研究費補助金、受託研究、共同研究をはじめ211件、491,494,568 円の外部資金を獲得した。
（前年度 179件、 430,946,406円）
② 学内におけるカーボンマネジメントの促進
設備関係（照明、空調）の機器更新によるCO2削減量の試算を行い、省エネ法に基づく中長期計画に反映させた。また、実習工場の水銀灯を省エネタイプに更新した。
電気使用量調査については、まず工学部実験系回路について電力計測器を

設置した。

V 自己点検・評価および当該状況に係る情報提供

(1) 認証評価機関による認証評価の受審

（独）大学評価・学位授与機構による認証評価を受け、大学機関別認証評価については「大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている」との評価を受けた。
また、選択的評価事項A（研究活動の状況）および選択的評価事項B（正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況）についても、「目的の達成状況が良好である」との評価を受けた。

(2) 学士力の評価の実施

平成21年度以降の入学生を対象に試行導入したGPA制度を継続して実施し、平成22年度成績について、対象者にGPA得点を記載した成績通知書を郵送した。
また、平成22年度前期以降の成績から、成績評価の根拠の説明を担当教員に求める「教示願い出」を制度化した。平成22年度前期成績の教示願い出は、3件あった。

VI その他

(1) 施設・設備の整備

学舎のバリアフリー調査を実施し、調査結果をもとに、まず改善の重要度が高い、5箇所の手すりの設置や出入り口段差の解消などについて整備を行った。

VII 全体的な計画の進行状況

平成22年度は、中期計画のしめくりに向けて、これまでの施策を着実に成果に結びつけ、滋賀県立大学が目指す大学の姿「人が育つ大学」「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する大学」「進化する総合大学」を念頭に学生と県民の期待に応え、そして、全国に誇れる大学としてさらなる飛躍を目指して、年度計画の遂行にあたった。

大学の教育研究等の質の向上に関する特記事項

【 I 教育 】

1 海外との新たな交流や交流拠点の拡充

平成 22 年度は新たに、ジャハンギルナガル大学（バングラデシュ）、ダナン大学（ベトナム）、海南大学（中国）、セビーリャ大学（スペイン）との間で大学間協定を締結した。

また、蔚山大学、セビーリャ大学とそれぞれと学生の建築デザインに関する共同セミナーを実施、レイクスベリオル州立大学から研究者を招いて講演会を開催、本学で受け入れた外国人客員研究員による大学院生を対象とした英語での講義を行った。

また湖南師範大学および湖南農業大学とは、平成 24 年度の協定改定に向けた予備交渉を開始した。



[セビーリャ大学（スペイン）と学術交流協定]

2 新学務事務管理システムの導入

新学務事務管理システム「STEP-USP」の構築作業（データ移行、マスタ整備等）を進め、後期から運用を開始した。履修登録、シラバス作成、成績評価は WEB による入力が可能となり、学生・教員・職員の利便性を向上させるとともに、事務の効率化を図った。

新システムのポータル機能の提供を始め、教職員から学生に直接連絡事項を伝えることができるようになり、連絡事務の効率化も図れた。

○ 新学務事務管理システム「STEP-USP」

- ・ポータルサイト スケジュール・お知らせ・休講情報・教室変更
(学生利用) 履修登録
シラバス閲覧
就職情報
住所変更、メルアド登録・変更

3 全学的な副専攻の設置に向けて

文部科学省の「平成 22 年度大学教育・学生支援推進事業大学教育推進プログラム（大学改革推進等補助金）」に採択され、平成 23 年度から全学的な副専攻を設置するため、対象科目として一部の人間学科目を位置づけ、学士課程を通じて体系的に履修できるカリキュラムを作成した。

地域に学ぶ副専攻科目として

- 地域探求学（平成 23 年度開講）
- 地域実践学実習Ⅰ・Ⅱ（平成 24 年度開講）
- 地域診断法（ # ）
- 地域行動論（平成 25 年度開講）

を準備し、副専攻が指定する人間学科目や各学部学科の専門科目と、組み合わせて履修することで、コミュニティ・ネットワーク（近江薬士（おのみがくし））の称号を与えることとしている。

これに併せて、近江環人についても新たに「副専攻制度」を創設し、永続的な正規教育プログラムとして再構築を行った。

4 滋賀県立大学環境ブックレットの出版

環境科学部では、開学以来フィールドワーク（FW）の重要性に着目し、環境 FW という授業を行っており、これまで培ってきた成果を環境ブックレットという形で刊行している。県内外の高校や大学など教育関係者だけでなく、行政や NPO、あるいは市民のみならずにも活用していただけるようまとめている。今回は、第 4 巻と第 5 巻の刊行となり、第 4 巻は、「環境と人間」と題して現代の生活行為にふさわしい新たな生活景を発見し、創造するための基本的な論点について、第 5 巻は、「環境科学を学ぶ学生のための科学的和作文法入門」と題して、論文の書き方の初歩の初歩を学ぶためのビギナー向け入門書として出版し、教材として利用できるようにした。



[滋賀県立大学環境ブックレット 第 4 巻・第 5 巻]

5 体系的なキャリア教育とキャリア形成支援科目の開講

1・2 回生向けには、「キャリアデザインセミナー」を 4 回のコースとして内容を充実し、3 回生向けには、前期に新規開講の「職業研究セミナー」、自己分析、適性診断などのガイダンス、インターンシップ等を行い、後期には一般常識試験、SPI、エントリーシート、グループディスカッション等の対策や就職活動体験談発表などセミナーを開催。4 回生向けには未定内の学生のための就職活動応援セミナーを開催するなど、学年進行に応じて、体系的に各種講座・セミナーを開催し、きめ細かな就職活動支援を行った。

また、キャリア形成科目として「キャリアデザイン論」を平成 23 年度から開講することとした。



[就職活動応援セミナー]



【 II 研究 】

1 研究の公開と情報発信

研究者情報をリアルタイムに提供するため、冊子版の「知のリソース」を廃止し、大学情報データベースの研究者情報を外部公開することとし、web 版「知のリソース」の公開を開始した。（5 月）また、各自治体・公民館等の公共機関に対しても、周知を図った。

2 科学研究費補助金等の外部研究資金の獲得増

科学研究費補助金については、特任教授による申請書レビューをはじめとする獲得支援により、平成 22 年度は研究機関別新規採択率が 32.6% となり、全国で 21 位、公立大学でトップとなった。

平成 22 年度 105,710 千円（69 件）
平成 23 年度 110,140 千円（87 件）

また、環境省の大型研究費である「環境研究総合推進費」を獲得し、「山岳を視測タワールとした大気中水銀の長距離越境輸送に関わる計測。動態・制御に関する研究」を実施した。

3 海外との共同研究の推進

- バングラデシュやフランスから外国人特別研究員を招聘して研究を行った。(環境科学部・工学部)
- 海南大学の教員との環境問題に関する共同研究 (環境科学部)
- ジャハンギルナガル大学との大気・地下水汚染に関する予備的共同研究などの実績に基づいて学術交流協定を締結
- デンマークのオールボー大学の大学院生との共同研究 (ガラス工学研究センター)
- 日仏ポリオールシンポジウムを本学で開催 (フランスパリ第7大学の研究者等とナノ粒子合成技術開発に関する技術情報交換) (工学部)

【Ⅲ 地域貢献】

1 研究シーズの公開と情報発信

1件1葉方式で簡潔に整理した研究シーズ集を発行(4月)するとともに、新任教員および若手教員を中心としたシーズ発表会・交流会を滋賀銀行の協力を得て、12月1日大津で実施した。

また、平成22年5月より、地域産学連携センターに新たにコーディネータを採用し、企業との共同研究等のコーディネート業務を充実させた。

2 産学共同研究の推進

経済産業省の大型競争的資金である「戦略的基盤技術高度化支援事業(サポイン)」(約1億円)を獲得し、管理法人として企業との共同研究のプロジェクト管理を行った。

- ・期間:平成22年度~平成24年度(3カ年)
- ・テーマ:「セラミックコーティングとレーザー熱処理の複合化による機械要素の高度化」
- ・研究実施機関:富士高周波工業(株)
大阪府立産業技術総合研究所

3 環びわ湖大学・地域コンソーシアムにおける新展開

本学は、環びわ湖大学・地域コンソーシアムの大学地域連携事業委員会の委員長校として、県内自治体等との密接な連携のもと、継続的な実施に関する基礎的枠組みを構築した。それを踏まえて地域と大学の連携事業に関する発表会・交流会である「環びわ湖大学地域交流フェスタ2010」を12月11日に本学で開催し、県内大学、自治体、地域から約250人の参加を得た。



[環びわ湖大学地域交流フェスタ2010]

業務運営の改善および効率化に関する特記事項

1 開学15周年特別記念対談及び文化勲章受章記念講演会の開催

開学15周年の広報誌特別企画として、学長と文化勲章を受章した脇田晴子名誉教授が最大の歩みとこれからという内容で対談を行い、学内外に情報発信を図った。

また、人間文化セミナーとして、「脇田晴子先生文化勲章受賞記念講演会」を開催し、多くの一般参加を含め、約200名の参加者があった。



[学長と脇田晴子名誉教授の対談]



[脇田晴子先生文化勲章受賞記念講演会]

2 職員提案制度の創設

事務改善を行うことで、事務の効率化・合理化を図るため、「職員提案制度」を創設した。本年度は48件の提案があり、優秀な提案については職員表彰制度による表彰を行った。

財務内容に改善に関する特記事項

1 外部資金の獲得

財務基盤の安定強化に向け外部資金の獲得に努め、次のとおり外部資金を獲得した。

ア 科学研究費補助金	78件	150,263,000円	(平成21年度:54件 136,911,000円)
イ 受託研究	47件	198,081,010円	(平成21年度:51件 88,534,087円)
ウ 共同研究	38件	28,337,255円	(平成21年度:38件 25,177,319円)
エ 奨励金	45件	44,642,804円	(平成21年度:33件 30,260,000円)
オ 寄附講座	1件	100,000,000円	(平成21年度:1件 100,000,000円)
カ 文部科学省補助金	2件	65,170,499円	(平成21年度:1件 45,064,000円)
キ 環境省補助金	1件	5,000,000円	(平成21年度:1件 5,000,000円)
合計	211件	491,494,568円	(対前年度比60,548,162円の増加)

また、引き続き特任教授を中心として、応募件数等の目標設定、研究計画書レビュー、研修会等を実施し、獲得のための取組みを強力に推進した。その結果、平成22年度の科学研究費補助金の新規採択分の採択率が32.6%となり、全国で21位、公立大学中ではトップとなった。

2 地球温暖化対策事業等の実施

設備関係(照明、空調)の機器更新によるCO₂削減量の試算を行い、省エネ法に基づく中長期計画に反映させた。また、この取り組みの一環として、まず実習工場の水銀灯を省エネタイプに入れ替えた。

電気使用量調査については、まず工学部実験系回路について電力計測器を設置した。

また、四半期毎の学部単位の光熱水使用料を、学内会議に報告するとともに、グラフ化して各学部等に掲示した。

自己点検・評価および当該状況に係る情報の提供に関する特記事項

1 (独) 大学評価・学位授与機構による認証評価の受審

本学は、大学評価・学位授与機構の平成22年度実施大学機関別認証評価を受審し、平成23年3月25日に「同機構が定める大学評価基準を満たしている」との評価を受けた。

この評価により、本学における教育研究活動等の質が保証され、高等教育機関として十分な水準にあることが認められた。

併せて、選択的評価事項に係る評価A(研究活動の状況)および選択的評価事項に係る評価B(正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況)についても評価を受け、いずれも「目的の達成状況が良好である」との評価を受けた。

2 広報活動の強化

ホームページのトップページのデザインをリニューアルするとともに、学部・学科やお問い合わせのページ等の更新を行い、見やすさや情報の新しさを踏まえたホームページづくりを進めた。

また、東日本大震災が発生した際、緊急時に重要なお知らせを表示できるよう改良を図った。

その他業務運営に関する特記事項

1 学舎のバリアフリーの推進

学舎のバリアフリー調査を実施し、調査結果をもとにまず、改善の重要度が高い、5箇所の手すりの設置や出入り口段差の解消などについて整備を行った。



[手すりの設置]



[段差の解消]

○ 別表（収容定員）

学科・研究科名		収容定員 a (人)	収容数 b (人)	定員充足率 b/a×100 (%)
学部	環境科学部	720	786	109.2
	工学部	570	638	111.9
	人間文化学部	640	706	110.3
	人間看護学部	280	271	96.8
研究科	環境科学研究科	98	114	116.3
	前期課程	72	93	129.2
	後期課程	26	21	80.8
	工学研究科	84	87	103.6
	前期課程	72	79	109.7
	後期課程	12	8	66.7
	人間文化学研究科	48	56	116.7
	前期課程	32	37	115.6
	後期課程	16	19	118.8
	人間看護学研究科	24	25	104.2

第2部

認証評価機関による 大学機関別認証評価の状況



平成23年7月

目 次

I 評価実施体制	101
1 実施時期の検討	
2 評価機関の選定	
3 対応組織	
4 スケジュール	
II 基準ごとの自己評価（自己評価書から抜粋）	102
1 大学機関別認証評価	
基準1 大学の目的	
基準2 教育研究組織（実施体制）	
基準3 教員及び教育支援者	
基準4 学生の受入	
基準5 教育内容及び方法	
基準6 教育の成果	
基準7 学生支援等	
基準8 施設・設備	
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	
基準10 財務	
基準11 管理運営	
2 選択的評価事項A「研究活動の状況」	
3 選択的評価事項B「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」	
III 評価結果	180
1 大学機関別認証評価	
2 選択的評価事項A「研究活動の状況」	
3 選択的評価事項B「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」	
IV 評価結果に係る今後の対応について	182
1 今後の対応について	
2 指摘事項とその対応方針	

I 評価実施体制

1 受審時期の検討

大学は学校教育法（109条第2項）において、「7年以内ごとに1回」認証評価を実施することとされているが、公立大学法人化している本学は、6年間の中期目標・中期計画に基づき業務を実施し、その業務実績の評価にあたっては認証評価機関の教育および研究の状況についての評価を踏まえることとされている（地独法第79条）。

これらのことを踏まえ、大学としての評価方針を自己評価委員会にて検討した結果、中期目標期間の5年目にあたる年度（第1期：平成22年度、第2期：平成28年度……と6年ごと）に認証評価を受審し、その結果を中期目標・中期計画の業務実績の評価に活用することとした。

2 評価機関の選定

大学に係る文部科学大臣の認証を受けた評価機関は、独立行政法人大学評価・学位授与機構、財団法人大学基準協会、財団法人日本高等教育評価機構の3つ（平成22年度現在）あり、これらの評価機関のうち、本学では、すべての国立大学と公立大学の一定数が評価を受審している独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）の評価を受審することとした。

3 対応組織

評価の実施を円滑に進めるため、新たな組織として理事長を委員長とする「認証評価実施特別委員会（以下「委員会」という。）」を組織規程に基づき設置し、役員、学部長等を委員に加え、トップマネジメントを活かして準備にあたることとした。さらに、平成20年度に自己評価委員であった教員を理事長の指名委員として任命し、学部等自己評価委員の経験を活用することとした。

4 スケジュール

平成21年	6月	委員会で認証評価の概要説明、大まかなスケジュール確認
	7月	大まかな作業方針の確認
	8月	基準・論点ごとの関係委員・理事ミーティングの実施
	9月	原案の作成（主担当教員）、機構へ認証評価申込み申請
	11月	自己評価書（素案）を取りまとめ、委員会内で検討・修正
平成22年	3月	自己評価書（案）を取りまとめ、学内公開、検討・修正
	5月	自己評価書（案）について委員会で確認・合意
	6月	自己評価書（案）について役員会等に提出 承認を受け機構に提出
	11月	機構による訪問調査
平成23年	3月	評価結果の通知

Ⅱ 基準ごとの自己評価（自己評価書から抜粋：図表、資料は省略）

1 大学機関別認証評価

基準1 大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点1-1-①：大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点到に係る状況】

滋賀県立大学は、その設置に当たり、「①高度化、総合化をめざす教育研究」、「②柔軟で多様性に富む教育研究」、「③地域社会への貢献」、「④国際社会への貢献」の4つの視点を基本理念として、平成7年4月に開学した。

大学の目的および大学の基本的な目標は、学校教育法第83条および建学の際の基本理念を踏まえて学則および中期目標として定められている。大学の基本的な目標に定める「『環境と人間』をキーワードとした教育研究」は、「①高度化、総合化をめざす教育研究」、「②柔軟で多様性に富む教育研究」という基本理念を現したものである。

さらに、基本理念の「③地域社会への貢献」、「④国際社会への貢献」を踏まえて、本学では、「我が国の高等教育の将来像（平成17年1月答申）」で示された大学の7つの機能のうち、高度専門職業人の養成に加え、地域の生涯学習機会の拠点、社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）を目指すこととしている。

また、各学部および学科においては、大学の目的と基本的な目標を踏まえ、人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定めている。

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的は、開学の基本理念に基づき定められており、その内容は学校教育法第83条に規定された大学一般に求められる目的に沿った内容となっている。さらに、大学の基本的な目標には、基本理念を踏まえた本学独自の目標を定めている。また、各学部および学科においても、大学の目的や基本的な目標との整合性を保ちながら、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を明確にしている。

以上のことから、大学の目的が明確に定められており、その目的が学校教育法第83条に規定された大学一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

観点1-1-②：大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点に係る状況】

滋賀県立大学大学院の目的は、大学院学則に定めているほか、各研究科および専攻において、それぞれの人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定めている。

【分析結果とその根拠理由】

本学大学院の目的は、大学院学則に明確に定められ、学校教育法第 99 条に規定された大学院一般に求められる目的に沿った内容となっている。また、各研究科および専攻においても、大学院の目的や中期目標との整合性を保ちながら、各々の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を明確にしている。

以上のことから、大学院の目的が明確に定められており、その目的が学校教育法第 99 条に規定された「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与する」という学校教育法第 99 条に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

観点 1-2-①： 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

【観点に係る状況】

学生に対しては、入学時に学生便覧を配付したり、ガイダンスを実施したりして、本学の目的を周知している。また、入学式の学長訓辞においても、学長からのメッセージとして大学の理念を伝える取り組みが行われている。さらに、本学における環境マネジメントの取り組みを入学式で全新生に説明するほか、教育カリキュラムに全学共通科目に人間学という科目群を設けて、「人間探求学」および「環境マネジメント総論」の 2 科目を 1 年次前期の必修科目として位置付け、「環境と人間」をキーワードとした本学の目的の理解を深める教育を推進し、「環境」と「人間」とを結びつける努力をしている。

教職員に対しては、毎年 4 月 1 日に辞令交付対象者を中心にした始業式において、理事長から大学の目標等についての訓辞があるほか、全教職員に毎月 1 回発行する学報などを通じて、大学の目的の周知に努めている。

また、受験生に対しては、大学ホームページや入学者選抜要項、キャンパスガイド等を通じて、本学の目的の周知に努めている。とりわけ本学では、大学の目的が誰にでもわかりやすいものとなるように、「キャンパスは琵琶湖。テキストは人間。」「人が育つ大学」「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する」というキャッチフレーズを作り、大学ホームページや各種印刷物を通じて社会一般に対しても広く周知・公表している。

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的等については、大学ホームページ、各種印刷物に掲載しており、学内教職員はもとより広く社会に対して公表・周知している。とりわけ社会に対しては誰にでもわかりやすいキャッチフレーズを用いるとともに、学生に対しては大学の目的のキーワードに関する必修科目を設けており、その公表・周知に努めている。

以上のことから、本学の目的は、大学の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 滋賀県立大学では、大学の目的が大学構成員のみならず誰にでもわかりやすいものとなるように、「キャンパスは琵琶湖。テキストは人間。」「人が育つ大学」「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する」というキャッチフレーズを作り、社会一般に対して広く周知・公表に努めている。
- ・ 大学の基本的な目標である「環境と人間」をキーワードとした教育研究を推進するため、教育カリキュラムに全学共通科目に人間学という科目群を設けて、「人間探求学」および「環境マネジメント総論」の2科目を1年次前期の必修科目として位置付け、本学の目的の理解を深める教育を展開している。

【改善を要する点】

- ・ 開学以来、環境と人間をキーワードに本学の目的に沿った教育研究を展開してきたが、総合的に「環境」と「人間」とをつなげる取り組みをさらに深めるとともに、これを大学の構成員および社会が実感できる具体的な成果に結びつけていくため、今後、より一層の組織的な取り組みが求められる。

(3) 基準1の自己評価の概要

滋賀県立大学は、「①高度化、総合化をめざす教育研究」、「②柔軟で多様性に富む教育研究」、「③地域社会への貢献」、「④国際社会への貢献」の4つの視点を基本理念に据え、「環境と人間」を本学が推進する教育研究のキーワードとして、平成7年4月に開学した。この基本理念等を念頭に、学校教育法の規定を踏まえて、学則、中期目標等において具体的な大学の目的、大学の基本的な目標等を定め、大学ホームページ、各種印刷物等を通じて公表している。

また、本学では、大学の目的が誰にでもわかりやすいものとなるように努め、「キャンパスは琵琶湖。テキストは人間。」「人が育つ大学」「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する」というキャッチフレーズを作り、機会があるたびに社会一般に対しても広くわかりやすく周知・公表している。

さらに、本学のキーワードである「環境と人間」に沿った教育研究を推進していくために、全学共通科目として人間学という科目群を置くとともに、「人間探求学」および「環境マネジメント総論」を1年次前期必修科目として履修させ、学生の理解を深めさせている。

以上のことから、大学の目的等が明確に定められ周知・公表されていると判断する。

基準2 教育研究組織（実施体制）

(1) 観点ごとの分析

観点 2-1-①： 学部およびその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

学士課程の教育組織は、大学の目的を達成するため4学部12学科1センターによって構成し、各学部は、その教育目的に応じて、環境科学部4、工学部3、人間文化学部4、人間看護学部1の学科で構成している。また、外国語教育と健康・体力科学教育を担当する国際教育センターを設置している。

本学では、法人化に際して、教育研究の進展や社会の要請に迅速かつ柔軟に対応して教育研究組織の改編を行うため教育研究組織再編委員会を設置し、教育研究組織の改組、新設を行ってきた（平成21年度に教育研究組織再編委員会を廃止し、教育研究組織の再編については将来構想委員会に移行）。その結果、平成20年度に教育研究の充実と地域社会への貢献を強化するために工学部に電子システム工学科を新設するとともに、環境科学部環境計画学科の2専攻（環境社会計画専攻、環境・建築デザイン専攻）および人間文化学部生活文化学科の3専攻（生活デザイン専攻、食生活専攻、人間関係専攻）をそれぞれ学科に改組した。

各学部および学科は、大学の理念および教育研究の目的を達成するために、それぞれの目的を定め、教育研究活動を行っている。

このほか、外国語教育および健康・体力科学教育を担当する教員組織として国際教育センターを、全学共通教育を推進するため全学共通教育推進機構を設置している。

【分析結果とその根拠理由】

本学の基本理念で定めている教育研究の目的に沿って4学部12学科は各専門分野においてそれぞれの教育研究と人材育成の目的を設定し、実践している。

以上のことから、本学の学部、学科の構成は、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

観点 2-1-②： 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

【観点到係る状況】

本学の教養教育は、大学の目的である高度化・総合化および柔軟性・多様性を実現するために、開学以来、「全学共通科目」を設置し、外国語（英語、第2外国語）、健康・体力科学、情報処理の3科目群からなる「全学共通基礎科目」と「人間学」から構成されている。

「人間学」は人間と社会を深く見詰め、新しい視点を探ろうとする科目であり、少人数のグループで学ぶ「人間探求学」、環境問題の全体像を把握させ環境マネジメントの必要性を認識させることを目標とした「環境マネジメント総論」の2科目を必修科目とするほか、「こころ」、「しぜん」、「しくみ」、「わざ」の4クラスター36科目を選択必修科目として開講している。

これらの教養教育の担当主体については、平成20年度までは外国語と健康・体力科学が国

際教育センター、情報処理が工学部、人間学が各学部からの担当教員というかたちに分かれており、全学的に教養教育を取り扱う組織が存在しなかった。そこで、この全学共通科目を一元的に取扱う組織として、平成 21 年度から全学共通教育推進機構を設置し、助教以上の全教員が教養教育に携わる体制を整備した。

全学共通教育推進機構には、外国語教育部会、保健体育教育部会、情報教育部会、人間学部会等を置き、全教員がいずれかの部会に籍を置き、機構長が全学共通教育を統括し、助教以上の全教員が責任を持って実施している。また、各部会に審議委員を置き、各教科の教育目標、教育内容、教育方法など審議し、全学共通教育について各学部の意見を聞きながら、全学共通教育のカリキュラムの検討等を行っている。平成 21 年度は、全学共通教育運営会議を 4 回開催し、各部会の検討結果をもとに全学共通科目のカリキュラム改編（人間学科目の新設・廃止、交換留学生用科目「初習日本語」の新設など）、非常勤講師の選定、単位互換提供科目の選定等を行った。

また、大学の目的の一つである国際社会への貢献で重要視している英語教育については、国際教育センターにネイティブスピーカーの客員教員を配置するとともに TOEIC 試験を課すなどの努力をしている。

【分析結果とその根拠理由】

本学の教養教育は全学共通教育推進機構に全教員が参加する体制が整い、機構長（教育担当理事・副学長）の統括のもと全学的に運営・実施されている。

以上のことから、教養教育の体制は適切に整備され、機能していると判断する。

観点 2-1-③： 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到に係る状況】

本学の大学院教育の目的は、高度な研究能力と専門知識を持つ人材の養成をめざすとともに、社会人の再教育機関として、独創性、広い視野を合わせもつ次世代の有為な人材を養成することにある。

博士前期（修士）課程は、環境科学研究科（環境動態学専攻、環境計画学専攻）、工学研究科（材料科学専攻、機械システム工学専攻）、人間文化科学研究科（地域文化学専攻、生活文化学専攻）、人間看護学研究科（人間看護学専攻）の 4 研究科 7 専攻で構成されている。

博士後期課程は、平成 20 年度までは 3 研究科 6 専攻であったが、平成 21 年度に工学研究科において専門領域の複合化と入学定員の適切化をめざして 2 専攻から 1 専攻に改組を行い、3 研究科 5 専攻となった。

なお、人間看護学研究科は修士課程のみであり、社会人学生のために履修期間が 3 年の長期履修制度を適用している。

各研究科、専攻は、大学院学則に定める目的、人材養成目標など教育研究の目的達成のため教育研究活動を実施している。

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、それぞれの研究科・専攻の構成は、滋賀県立大学大学院研究科規程に定められている教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

観点 2-1-④： 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

(該当なし)

観点 2-1-⑤： 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

【観点に係る状況】

本学の教育研究活動に必要な全学的なセンターとして、図書情報センター、地域産学連携センター、地域づくり教育研究センター、環境共生システム研究センターを設置している。また、学部附属施設としては、環境科学部に湖沼環境実験施設、圃場実験施設、工学部に実習工場、ガラス工学研究センター、人間看護学部地域交流看護実践研究センターを設置している。それぞれのセンターの教育研究等における機能は規程等で明確にされている。

【分析結果とその根拠理由】

本学に設置されている全学附属施設の4センター、学部附属の5施設の機能は、すべて本学の教育研究の目的に沿うように設置されたものであり、大学の理念である高度化、総合化をめざす教育研究、柔軟で多様性に富む教育研究に適するものである。

以上のことから、各センター等の施設は、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

観点 2-2-①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

本学の教育活動に関する審議組織は、全学的組織としては教育研究評議会、教務委員会等がある。また、各学部、国際教育センターには教育活動に関する事項を審議する教授会があり、各研究科には研究科会議がある。これらの会議体は学則および教授会規程の定めるところにより運営されている。

教育研究評議会、教授会は、原則として月1回開催し、教育研究評議会は大学全体の教育研究に関する重要事項を審議し、各学部等の教授会は学則に定めるところに基づき学部における教育研究に関する重要事項を審議している。また、研究科会議は、原則として月1回開催され、大学院における教育研究の事項を審議している。

【分析結果とその根拠理由】

大学全体の教育活動に関する重要事項は教育研究評議会（毎月1回開催）で審議し、各学

部、国際教育センターにおいては月1回の教授会を開催し、学則に定める事項を審議している。また、月1回開催される各研究科会議は大学院における教育研究活動に関する事項を審議している。

以上のことから、教授会等が教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているとは判断する。

観点2-2-②： 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

【観点に係る状況】

大学全体の教務に関する事項は教務委員会で審議するとともに、全学共通教育の教育課程や教育方法などを検討する組織として全学共通教育推進機構、各学部内の教務事項を扱う組織として学部教務委員会が設置されている。

教務委員会は、教育担当理事（副学長）を委員長とし、各学部代表委員等から構成されており、教務委員会の内部には、大学連携事業関連の第1専門委員会、高大連携事業関連の第2専門委員会、時間割・シラバス編成専門委員会を設置し、課題別の審議体制を整えている。関係する会議を総合すると月1.5回の開催頻度になっている。

また、各学部においても学部教務委員会が適時開催され、学部独自の教育活動についての事項を適切に審議している。

【分析結果とその根拠理由】

本学では教務委員会は教育担当理事（副学長）が委員長として統括し、教育課程や教育方法についての委員会組織が相互に連携して、機能している。また、それぞれの委員会が本来の趣旨を完遂するために十分な開催頻度を維持しており、実質的な検討が行われている。

以上のことから、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が適切な構成となっているとともに、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 法人化に際して、教育研究の進展や社会の要請に迅速かつ柔軟に対応して教育研究組織の改編を行うため教育研究組織再編委員会を設置し、前記のような教育研究組織の改組、新設を行ってきた。平成21年度には教育研究組織再編委員会を廃止し、新たに将来の大学のあり方を検討する将来構想委員会を設置し、長期にわたる将来を見据えた教育研究組織の改編を検討し、役員会に答申する体制を整えている。
- ・ 平成21年度に全教員が参加する全学共通教育推進機構を設置し、教養教育に位置づけられる全学共通科目を全学で一元的に実施する責任体制ができている。

【改善を要する点】

- ・ 全学共通教育推進機構が発足して、教養科目の全学一元的に運営・実施することが可能に

なったが、教育目的を達成するために必要な全学共通科目の設定・運営にはさらに努力が必要である。

(3) 基準 2 の自己評価の概要

本学は、教育研究の目的を達成するために、学士課程には環境科学部、工学部、人間文化学部、人間看護学部の 4 学部を設置している。各学部はそれぞれの専門分野の特性に応じた教育研究の目的と人材育成の目標を設定し、それを実現するために必要な学科を設置している。

学士課程で必要な教養教育は全学共通科目として位置付け、その「全学共通科目」を全学で一元的に実施する責任組織として、助教以上の全教員が参加する全学共通教育推進機構を設置している。そのうち外国語および健康・体力科学を担当する教員組織として、国際教育センターを設置している。

大学院における研究科は、本学大学院の教育研究の目的に沿って環境科学研究科、工学研究科、人間文化学研究科、人間看護学研究科の 4 研究科を設置し、専攻はそれぞれの専門性の人材育成に応じた 7 専攻（博士後期課程は 3 研究科 5 専攻）となっている。

その他、全学の教育研究活動に関わる全学的なセンターとして、図書情報センター、地域産学連携センター、地域づくり教育研究センターおよび環境共生システム研究センター等を設置している。これらの学部、大学院、センター等は、その設置の趣旨、活動内容から本学の教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

本学の教育活動に関する審議組織は、全学的組織として教育研究評議会、全学教育構想委員会、教務委員会等があり、これに加えて部局ごとに分かれて教育課程等に関する事項を審議する学部等の教授会がある。これらの会議体は学則および教授会規程等の定めるところにより、必要な活動を適切に行っている。

以上のことから、教育研究組織（実施体制）が適切に整備され、機能していると判断する。

基準 3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点 3-1-①： 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点到る状況】

本学の教員組織は、学則および大学院学則によって定められ、学士課程については学部学科を、大学院課程については研究科専攻を基本に編成されている。研究科においては専攻を研究部門に細分化しており、また、学部においても学科に部門等を設けている場合があり、これを組織規程で定めている。しかし、教育遂行の責任は学科および専攻が負っており、学科長および専攻長は、学部長（研究科長を兼務）とともに学長からの任命辞令を受けて、組織を統括している。

一方、全学に共通的な科目の教育については、助手を除く全教員が参加する全学共通教育

推進機構がその責任を負っている。全学共通教育推進機構は、企画推進部が主体となって運営し、機構長がその運営を統括している。

【分析結果とその根拠理由】

教員組織編制のための明確な方針を持っており、これに基づいて学部および大学院の教員組織は教育研究目的を達成するにふさわしいものとなっている。また、全学に共通の教育科目の実施に適切な組織を有し、全学の教員が組織されており、いずれの教員組織においても責任の所在が明確にされている。

以上のことから、教員組織編制のための基本方針に基づいて、適切な役割分担と責任の所在が明確にされた教員組織の編制がなされていると判断する。

観点 3-1-②： 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点到に係る状況】

学士課程における各学部学科の専任教員の配置状況および大学設置基準に定める必要な専任教員数は、専任教員の配置数は大学設置基準を大きく超えている。また、教授の数は、大学設置基準で求められている必要教員数の過半数を確保している。この教員数が、本学が目指す少人数教育、特に1年次の必修科目である「人間探求学」（1グループ5～6人の少人数導入教育科目）および外国語（英語）科目（1クラス30人）を実施するのに効果的に作用している。

教育上の重要性から必修に指定した科目については、原則として専任の教授または准教授を配置している。

【分析結果とその根拠理由】

専任教員の配置は大学設置基準に適合するものであり、教育課程を遂行するのに十分な教員数が確保されている。また、教育上の重要性から必修とした授業科目は原則として教授または准教授が担当しており、教育責任を果たしている。

以上のことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保され、教育上主要と認める授業科目には専任の教授または准教授を配置していると判断する。

観点 3-1-③： 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

【観点到に係る状況】

大学院課程における研究科専攻ごとの研究指導教員数および研究指導補助教員数については、教員の配置数は大学院設置基準を超えており、また、教授の数は、大学院設置基準で求められている必要教員数の過半数を確保している。

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、すべての研究科専攻において、研究指導教員数および研究指導補助教員数は大学院設置基準に適合するものとなっており、大学院課程に必要な研究指導教員および研究指導補助教員が確保されていると判断する。

観点 3-1-④： 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

（該当なし）

観点 3-1-⑤： 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点到に係る状況】

本学では、各学部の専任教員数の定数のうち5%（11人）を学長管理下に移し、重要性・緊急性の高い組織の新設または既存組織の再編に対して人的資源を配分することを目的する学長管理枠制度を平成19年度から導入している。地域から設置の要望や社会的ニーズが高いことを背景に平成20年度に新設した工学部電子システム工学科は、この学長管理枠制度を有効に活用して設置した。

また、本学では、平成21年度から専任教員に対してサバティカル研修制度を導入している。この制度は、本学に採用されてから7年間継続して勤務した教員が、6ヶ月間を限度として教育および学内委員等の職務を離れて自己研鑽に専念することを可能にするもので、平成21年度は3人の教員がこの制度を利用して研修を行った。

教員の任期制については、おもに大学附属施設の教員を中心に導入し、弾力的な組織運営に役立てている。

教員の採用は、原則公募制により行うことにより、幅広く優秀な人材を確保するとともに教員組織の活性化に努めている。現在、専任教員のうち女性教員は54人であり、全教員の27.0%を占めている。しかし、その分布は学部による偏りが大きく、環境科学部では4人、工学部では0人である。

教員の年齢構成は、特定の年代に偏ることなく30歳代から60歳代までバランスよく分布している。また、外国人の専任教員は5人であり、全教員の約2.5%である。

【分析結果とその根拠理由】

戦略的な人的資源再配分を可能にする学長管理枠制度、教員の集中的な自己研鑽を可能とするサバティカル研修制度、弾力的な組織運営のための任期付き教員の採用など、教員組織の活動を活性化するための様々な措置を積極的に活用している。

以上のことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断するが、女性教員の増員は引き続き努力すべき課題である。

観点 3-2-①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大

学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

教員の採用は、人事方針に基づいて行っている。人事方針では、教員の採用選考は原則として公募制によって行うことを明記している。採用は人事計画に沿って行い、手続きは本学の教員選考規程および各学部で定める選考内規によって進められる。

教員募集要領には、教員が具備すべき資格とともに教育・研究の両面にわたる能力を審査することを明記し、選考過程では模擬授業を行うことが多い。また、選考経過とその結果は教授会議事録に記録し、理事長はこれを確認することができる体制を取っている。大学院課程の教育研究に必要とされる指導能力については、各研究科において基準を定め、これに基づき審査を行っている。

なお、公募制によらない戦略的人事については、教員選考委員会に外部委員として他大学の専門家を加えて、透明性の高い厳正な審査を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

教員の採用基準は明確に定められており、審査は教員選考規程、各学部が定める手続きによって厳正に進められている。学士課程における教育上の指導能力および大学院課程における教育研究上の指導能力についても、厳正な審査が行われている。また、教員の採用は原則公募制によって行われているが、公募制によらない戦略的人事においても、外部委員を選考委員に加えるなどの透明性・公正性の確保に関する配慮がなされている。

以上のことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

観点3-2-②： 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点に係る状況】

教員の教育活動については、研究活動、地域・社会および学内貢献とともに、教員が自らの教育活動を自己点検する機会を毎年度全学的に設けており、その結果を一般研究費の配分に活用している。

具体的には、各教員が評価した自己評価表（教育活動 30 点満点、研究活動 30 点満点、地域・社会貢献活動 20 点満点、学内貢献活動 10 点満点で区分別に評価。満点限度額を超えた分は最大 10 点まで加算でき、満点は 100 点を各学部等に設置する一般研究費配分評価委員会で精査し、その結果をもとに理事長は評価区分（A・B・Cの3区分）を決定している。一般研究費は、その評価区分に基づき配分額が決定されることとなっている。

【結果とその根拠理由】

以上のとおり、教員の教育活動は、教員の自己評価表により毎年度評価され、その評価結果は一般研究費の配分に活用されており、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われ、適切な取組がなされていると判断する。

観点 3-3-①： 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

【観点到係る状況】

教育の目的を達成するために、教員はそれぞれが担当する授業と関係する研究を行っており、その成果を教育内容にフィードバックすることで教育の質を確保している。研究分野と担当科目との相互の関連については、滋賀県立大学知のリソース（研究者総覧）として大学ホームページで公開している。

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、大学ホームページの研究者総覧に掲載されているように各教員は担当科目の教育内容と関連する研究活動を行っており、教育の目的を達成する上での基礎を成していると判断する。

観点 3-4-①： 大学において編成された教育課程を遂行するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点到係る状況】

本学の教員以外の職員の配置状況は、事務局各グループ、各学部配置されている。

また、優秀な学生が教育的配慮の下に教育補助業務に従事することによって、大学教育の充実を図るとともに当該学生に対して指導者としてのトレーニングの機会を提供することを目的として、ティーチング・アシスタント（TA）を配置している。TAの配置にあたっては、公立大学法人滋賀県立大学ティーチング・アシスタント取扱要綱を定め、安全配慮や業務指導を義務化している。

このほか、必要に応じ非常勤実習助手を配置し、教育の充実に努めている。

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、本学の教育課程を遂行するに必要な事務職員、技術職員等を適切に配置するとともに、TAの配置にあたっては取扱要綱を定めて教育的効果にも配慮するなどしており、教育支援者および教育補助者は適切に配置され活用されていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 教員の採用については、原則公募制で採用するとともに、戦略的人事についても外部委員を教員審査委員に登用し、透明性の高い厳正な審査を行っている。
- ・ 教育・研究組織等の再編に柔軟に対応でき、かつ、重要性和緊急性の高い組織に人的資源を戦略的に配分するため、教職員定数の一定割合を「学長管理枠」として確保している。

【改善を要する点】

- ・ 女性教員の増員には、引き続き努力が必要である。

(3) 基準3の自己評価の概要

学部および大学院は、教育の目的に対応した編成を取り、設置基準で必要とされている数を上回る教員を適切に配置しており、これを活かした少人数教育を展開している。

教員採用にあたっては、人事方針および人事計画に基づき原則公募制で行うとともに、大学の将来構想に沿った戦略的人事を必要に応じて行い、優秀な教員の確保に努めている。また、学長のリーダーシップによる戦略的な人事配置を可能にするための学長管理枠制度の導入をはじめ、サバティカル研修制度、任期付き教員の登用など、全学的な教員組織の活性化に向けての措置も適切に講じている。

教員の採用、昇任の資格審査基準については、学士課程においては教育上の指導能力、大学院課程においては教育研究指導能力を中心とした基準が学部ごとに適切に定められており、これに基づいた採用、昇任が行われている。特に、戦略的人事においては、外部委員を教員選考委員に登用することにより優秀な教員の確保に努めている。

教員の教育活動に係る定期的な評価については、研究活動、地域・社会および学内貢献とともに、教員が自らの教育活動を自己点検する機会を毎年度全学的に設けており、その結果を一般研究費の配分に活用している。また、TAや非常勤実習助手等の教育支援者についても必要に応じ適切に配置されている。

以上のことから、教員および教育支援者は適切に配置され、機能していると判断する。

基準4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点4-1-①： 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

【観点到係る状況】

大学全体としては「地域に根ざし、地域に学ぶ」実践教育を目標とするとともに、「今後の社会の中で生きていく人間として必要な高い教養を持ち、思考力と判断力に富む人材の育成に努める」ことを目標として謳い、このためにも「自主的に学び、互いに力を合わせ、競い合い、高めていこうという意欲を持った学生」を求めるとする学生像が示されている。

同様に、4学部12学科、4研究科7専攻のすべてでアドミッション・ポリシーが明確に定められている。この内容は、本学から高等学校や受験生に直接配布される入学者選抜要項にはすべて掲載するとともに、大学のホームページを通じても広く社会にその周知を図っている。同時に、毎年8月と11月に開催されるオープンキャンパスにおいても、学部・学科別の説明会で改めてその内容をできるだけ平易に説明し、受験生に周知している。オープンキャンパスの来場者は年々増加傾向にあり、来場者を対象に行ったアンケート調査では、本学の

教育・研究内容に関する理解度の設問に対して「あまりわからなかった」「全くわからなかった」とする回答は3.7%程度であった。

また、大学から高校を訪問しての年間に数十回開催している出張講座の機会でも分かりやすく説明することに留意している。

【分析結果とその根拠理由】

全学および各学部・学科、各研究科・専攻ごとに定めているアドミッション・ポリシーは、大学ホームページ、入学者選抜要項等で広く公表・周知しており、これに沿う形で入学者選抜を行っている。アドミッション・ポリシーの内容は、高校生に分かりやすいものとなるように留意しており、オープンキャンパス参加者に対するアンケート調査結果から概ね高校生に理解されていることが確認できる。

以上のことから、教育の目的に沿って、アドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

観点4-2-①： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

【観点到に係る状況】

学士課程の入学者選抜は、一般選抜入試（前期日程・後期日程）および特別選抜入試（推薦入学選抜、帰国子女特別選抜、中国引揚者等子女特別選抜、私費外国人留学生特別選抜）が行われている。

一般選抜入試では、大学入試センター試験と学科ごとの個別学力検査等の成績等を総合的に判断しており、前者は志願者の高等学校等における学習の達成の程度を、後者は学科ごとに試験科目、内容を設定して志願者の潜在能力、応用力等が求める人材像に適合しているかどうかを主眼に見ることにより本学の教育を受けるにふさわしい能力・適性を判定している。問題作成にあたっては、思考力・応用力・総合力等受験者の能力を総合的に評価できるよう工夫し、単に記憶力のみに基づく知識だけを検査することのないよう配慮することを基本的な考え方としている。これらに基づき、各学科は、教科科目だけでなく、小論文、面接、実技、総合問題等を取り入れ、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入を行っている。

また、特別選抜入試においても、総合問題のほか面接を行い、志願者のアドミッション・ポリシーへの適合性を確認している。

大学院課程の入学者選抜は、博士前期（修士）課程では社会人特別選抜などの特別選抜を行うほか、実技、総合問題、小論文、口述試験など各専攻の特性およびアドミッション・ポリシーに応じた選抜を実施している。

【分析結果とその根拠理由】

求める学生像に沿った学生を受け入れるため、上記のとおり出題内容、配点、試験方法の組み合わせ等をした本学独自に実施する試験を基本として、一般選抜では大学入試センター試験を組み合わせた受入方法が採用されている。

以上のことから、アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されて

おり、実質的に機能していると判断する。

観点 4-2-②： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

【観点に係る状況】

推薦入学選抜、帰国子女特別選抜、私費外国人留学生特別選抜については、学生募集要項において、大学としての「本学が求める学生像」を各学部・学科のものに加えて明示した上で応募者に対する試験を実施している。本学で、定員を設けて編入学試験を行っているのは人間看護学部のみであり、そこでは教育目標を明示し、それに沿う選抜での対応を講じている。

大学院博士前期（修士）課程においても、すべての研究科において社会人特別選抜を実施しており、筆記試験、面接および出願書類の内容により総合的に可否の判定を行っている。人間看護学研究科では、職業を有している等の事情により、標準修業年限での教育課程の履修が困難な学生に対しては、標準修業年限（2年間）を越えて計画的に履修し、教育課程を修了することにより、学位を取得することができるよう長期履修制度を適用している。

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、留学生、社会人、編入学生の受入に当たっては、各学部、各研究科の入学者受入方針に従って適切な入学者の選抜方法を講じて学生の受け入れを行っており、学生募集要項に示した教育の目的に沿って適切な対応を講じていると判断する。

観点 4-2-③： 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点に係る状況】

本学の学部入試（特別入学選抜、一般選抜（前期・後期））は、副学長（教育担当理事）を委員長とする入学試験委員会が所掌し、試験当日は、学長を本部長とする入学試験実施本部を設置して実施している。入学試験実施本部体制は、試験日ごとに設定され、規模、体制人員に差異はあるが、おおよそ共通である。編入学試験は、学部ごとに実施されており、実施体制の規模は小さいが上記に準じて実施されている。入学試験委員会には各専門組織を置き、それぞれに審議事項が付託されている。試験問題出題委員・採点委員名は、本学の一般教職員には秘匿事項としている。さらに、答案の受験者名、受験番号には整理番号を付して採点を行うなど、公正の確保に配慮している。

最終的な合格者決定手続きは、学科会議、学部教授会など一連の適切な合議を経て行われている。

また、大学院課程では、学士課程に相応して、研究科専攻ごとに「大学院入学試験実施要領」等を作成し、研究科長を責任者とする実施体制の下、入学試験問題の作成、入学試験の実施および入学者の選考を行っている。

なお、入学者選抜の透明性の確保の観点から、年度ごとに志願者・受験者・合格者・入学者数、合格者得点結果（最高・最低・平均）等を大学ホームページで公開するとともに、デ

ザイン系の学科では参考解答集等もホームページに掲載している。

【分析結果とその根拠理由】

現在の実施体制は、問題作成の基本的考え方に示されるように出題のあり方から厳密な公正さを旨とし、試験実施の実務体制から最終的な合否判定まで、明確な責任体制の下にあり、偏りがあるものではなく、公正を期して選抜を実施するのに格別の問題は認識されていない。

以上のことから、入学者選抜は適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

観点 4-2-④： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に
行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者
選抜の改善に役立てているか。

【観点到に係る状況】

本学では入試業務が一段落した毎年5月の入学試験委員会において「入学試験の総括」を議題とする審議を行っている。ここで前年度の委員会議事内容とともに当該年度の入学試験実施に係る申し合わせ事項等の確認が行われるとともに、引き続き検討すべき事項を確認し、具体的な検討を入学試験委員会の下に置かれる入試改革専門委員会において行っている。この一連の確認作業を通じて、入学試験が本学の受け入れ方針に沿って行われたかどうかを検証されると同時に、入学試験委員会から各学科（募集単位ごと）に対して募集区分と定員、試験科目・配点の見直しを依頼し、これらの検討を行っている。さらに、出題委員会においても出題内容自体についての確認と反省点の整理を行うなど、高校からの課題の指摘とあわせて次年度以降の入学試験のための検討を行っている。

また、毎年実施している入学者に対するアンケートなどを通じて、その学科に対する適性を持った学生を選抜しているかどうかを常に検証しており、これらをもとに各学部・研究科において入学試験の現状分析と今後のあり方について定期的に議論を行っている。

これらの検証の結果から、より選抜の趣旨に合う受験生の確保をするために、見直しを行っている。これらはいずれも受入方針の具体化をより忠実に果たすための取り組み結果としての改善である。

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、入学試験の結果については、入学試験委員会を中心にアドミッション・ポリシーに沿った学生の受入を実際に行っているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

観点 4-3-①： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になって
いないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入
学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点到に係る状況】

入学定員、実入学者数、充足率のおよび過去5年間（平成18年度～平成22年度）の充足率

は、学士課程においては、実入学者数が入学定員を大幅に超える、または大幅に下回るような状況は生じていないが、博士前期（修士）課程および博士後期課程においては実入学者数が入学定員を下回る専攻がいくつかある。

特に博士後期課程における定員充足状況が芳しくないため、その対策として組織の見直し、入学試験の複数回実施などの対策を講じている。具体的には、工学研究科において、平成21年度には2専攻（材料科学専攻および機械システム工学専攻）を1専攻（先端工学専攻）に再編することにより、入学定員を充足することができた。環境科学研究科および人間文化科学研究科においても入学定員の変更を行った。

また、本学大学院に受け入れた学生の研究支援のため、学会参加負担金および旅費、論文投稿料の支援制度を整備している。

【分析結果とその根拠理由】

学部課程においては適正な充足状況となっているが、大学院課程の複数の専攻において実入学者が入学定員を下回る結果となっている。その対策として、入学者選抜試験の複数回実施するほか、工学研究科博士後期課程では専攻の統合を行うなど入学定員と実入学者の関係の適正化の努力を図っているが、完全には適正化が図られていない。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 大学全体、学部学科、研究科専攻のそれぞれの段階でアドミッション・ポリシーが確立され、教育目標や特性に応じた多様な入学者選抜方法が取られている。
- ・ 入学者選抜試験の実施にあたっては、公立大学法人滋賀県立大学入学試験委員会規程に基づき全学的に適切な体制の下で行われている。
- ・ 入試情報については、過去の試験実施状況や参考解答集（一部学科のみ）を大学ホームページに掲載し透明性の確保を図っている。

【改善を要する点】

- ・ 大学院課程においては、一部の専攻を除いて実入学者が入学定員を下回る傾向が続いている。大学院博士後期課程をより魅力あるものにするための努力はもとより、昨今の社会情勢の変化を念頭に置きながら、入学定員の見直し、大学として博士後期課程進学者・在籍者に対するさらなる支援が可能となるように、各種制度の整備、改善を図っていく必要がある。

(3) 基準4の自己評価の概要

本学においては、学士課程および大学院課程での学生の受入にあたり、大学の目的に沿った各学部・各研究科の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を明確に定め、大学ホームページ、オープンキャンパス、入学者選抜要項の配布等を通じて、受験生はもとより広く社会に周知するよう努めている。このアドミッション・ポリシーに沿って、学士課程（一般選抜入試および特別選抜入試）および大学院課程の入学者の選抜が実施されている。

選抜過程については、教育担当理事を委員長とする入学試験委員会がこれに係わるすべての事項を掌握し、年間を通して業務の進行を点検するとともに、出題、採点、問題点検、制度改善のための組織を編成、運用するなどの責任体制が確保されている。入試当日は、学長を本部長とする入試実施本部を設置して、指揮系統と責任の所在を明確にしている。また、入試終了後には、入学試験委員会でアドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が行われているかの検証が行われ、次年度の入学者選抜に反映されている。

以上のことから、学生の受け入れはアドミッション・ポリシーに沿って適切に行われていると判断する。ただし、入学定員と入学者数との関係については、学士課程と大学院博士前期（修士）課程においては概ね適切であるものの、大学院課程博士後期課程では入学者数が入学定員を下回っている研究科が多い。その対策として、専攻の再編、定員の見直しなどを行ってきたが、今後は、内外の大学や関係機関および社会人に対する働きかけ等の取り組みの強化を図っていく必要がある。

基準 5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

< 学士課程 >

観点 5-1-①： 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点到係る状況】

本学の教育課程は、すべての学科を通じて全学共通科目、専門基礎科目（学部共通科目）そして各学科の専門科目の3層で構成されている。各学科の教育目的や特性に応じて、専門基礎科目と専門科目のバランス、必修科目と選択必修科目および選択科目のバランスがそれぞれ定められている。

このうち、「全学共通科目」は、「全学共通基礎科目」と本学独自の科目群である「人間学」とで構成されている。「全学共通基礎科目」は、国際化時代にふさわしい人間性と能力を備えた世界市民として育つための教育を目指し言語による国際的コミュニケーションのための外国語、国際的な情報伝達に欠かせない情報処理、健康に対する知識と体力を養うための健康・体力科学の3分野から構成されている。

「人間学」は、従来の一般教養とは異なる本学独自の科目群で、主体的に学び、考える学生を育てることを意図して、「人間」という存在について具体的、現実的な問題を通して考え、新しい問題を発見する能力、新しい視点から発想する能力を身につけることを目標に掲げて38科目を設けている。

このうち、環境問題の全体像を把握させ、環境マネジメントの必要性を認識させることを主眼とする全学部教員によるオムニバス形式の「環境マネジメント総論」、学生自らが「人間」を探求し、新しい視点を発想・発見することを支援する少人数グループ形式の「人間探

求学」の2科目は、1年次前期の必修科目となっている。これは本学の教育研究のキーワードである「環境と人間」を踏まえて、まず初めに本学で学ぶべきものとして配置したものである。

このほかの「人間学」36科目は、「こころ (Ethics)」、「しくみ (Social Studies)」、「しぜん (Natural Sciences)」、「わざ (Technology)」の4クラスターに分類され、各クラスターからバランスよく選択することが推奨されている。

各学科の専門科目の編成に関しては、専門基礎科目（学部共通科目）、複数学科共通科目、学科専門科目といった構成およびその配当年次によって、基礎的科目から発展（応用）的科目への学習の流れが作られている。

【分析結果とその根拠理由】

卒業に必要な単位を各学科の専門科目と全学共通科目の比で見ると、各学部とも100単位：30単位（人間看護学部のみ99単位：30単位）であり、全学共通科目、専門基礎科目（学部共通科目）、各学科の専門科目が各分野の教育目的に沿うかたちで配置されており、教育課程が概ね体系的に編成されていると判断できる。

ただし、人間文化学部では、平成20年度に生活文化学科の3専攻（生活デザイン専攻、食生活専攻、人間関係専攻）がそれぞれ学科に改組されたが、当該学科の必修単位数など教育カリキュラムが旧専攻時のままであるため、早急な見直しが必要である。

観点5-1-②： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点到に係る状況】

学生の多様な興味関心に配慮して、学則に基づき、他学部・他学科開講科目の履修を各学部ともに一定の限度を定めて認めている。具体的には、各学部で、全学共通科目で所定の30単位を超えた分の科目および他学部他学科開講科目を10単位まで（工学部は6単位まで）を限度に、専門科目の単位として卒業単位の認定している（ただし、人間看護学部だけは卒業要件には算入していない。）。また、地域が抱えるさまざまな課題を解決する上で必要とされる人材の養成は地域社会からの要請であり、これに応じて実践的な科目である「地元学入門」を全学共通科目（人間学）として開講している。

研究成果の授業への反映に関しては、全学の教員を紹介する「滋賀県立大学知のリソース（研究者総覧）」によって、それぞれの担当授業科目と研究成果との明確な対応を確認することができる。

また、国際化の進展をにらみ、平成19年度入学生から全学生にTOEICを受験させる制度を導入している。この制度の下で、全学生は入学時と2年次終了時にTOEIC試験を受け、2年間の英語学習の成果を学生各人が確認できることとなっている。

情報化社会の進展に応じた対応として、平成22年度から新科目「情報リテラシー（情報倫理を含む。）」を全学共通の必修科目として設けた。これはそれまで実施してきた情報関連科目「情報処理演習」の内容に新たに情報倫理を加え、社会からの要請に応えようとしたものである。さらに、近年の厳しい雇用情勢に対応し、望ましい職業観・勤労観を醸成するた

め、平成 21 年度からインターンシップを単位認定科目として開講している。

また、工学部においては、平成 20 年度から日本技術者教育認定機構（JABEE）の認定審査を前提とした技術者教育プログラムとして教育課程を整備している（認定審査は平成 23 年度の予定）。

なお、課外教育プログラムであるが、平成 16 年度に現代的教育ニーズ取組支援プログラムに採択された「スチューデントファーム『近江楽座』一まち・むら・くらしふれあい工舎一」は、本学の特色のひとつである地域と学生とのつながりを重視しているもので、採択期間終了後は大学独自のプログラムとして定着している。

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、教育課程の編成、授業科目の内容については、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しつつ、継続的な見直しが行なわれているものと判断する。

観点 5－1－③： 単位の実質化への配慮が行なわれているか。

【観点に係る状況】

授業回数は、講義科目、実習・演習科目を含むすべての科目において 15 回を確保しており、その後に試験を実施している。各授業については、小テスト、レポートの出題、レスポンスペーパー等を活用する（レスポンスペーパーの実施率は 78.4 パーセント：平成 21 年 7 月の教員アンケート結果より）とともに、学生の主体的な学習を促す工夫（例：BRD方式（Brief Report of the Day：当日レポート方式）。）が行なわれている。

また、すべての授業科目のシラバスは大学ホームページに公開されており、授業のねらいと内容（概要、到達目標、キーワード）、授業計画、成績評価、テキストなどが明示され、学生の自主学習に活用できるようにしている。

大学での学習の集大成となる卒業研究に関しては、学科ごとにその評価基準（審査基準）を明確化し、シラバスに公表している。また、卒業研究に充てることができる時間の確保のために、学科によっては卒業研究履修・着手要件として既修得単位数による制限を設けている（例えば、環境科学部環境生態学科および環境政策・計画学科ならびに人間文化学部生活デザイン学科では、卒業単位 110 単位以上の修得が必要とされている。）。

それぞれの学生が履修した科目の学習への注力を促すための方策として、平成 21 年度入学生から GPA 制度を試行的に導入している。GPA の結果については、学生本人のスコアを所属学科のスコア分布とともに、本人および保護者に送付し、学科内における成績状況の確認ができるようにしている。

一方、CAP 制は本学では導入しておらず、GPA 制度の確実な実施に伴って学生自身による自習時間の確保や適切な履修計画が見込まれることから、その適切な運用に努めているところである。

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、すべての科目で授業回数は 15 回を確保するとともに、学生の主体的な学

習を促し、十分な学習時間を確保するための様々な取り組みがされており、単位の実質化への配慮がされていると判断する。

観点5-2-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

【観点に係る状況】

各学部学科の授業は、講義のほかに、教育内容の理解を深め応用能力を高めるために演習・実験・実習科目を組み合わせて実施している。これら授業形態の構成は、学部学科それぞれの教育目的に沿うかたちとなっており、かなりの相違をみせている。例えば、看護職の養成をめざす人間看護学部では、実習・演習系科目が時間数で計1,600時間超、授業科目全体に占める割合の約33%に及んでいる。

また、教育目標として「環境と人間」をキーワードとする本学の基本的な目標に沿って、フィールドワークを重視した教育を全学で進めている。例えば、環境科学部の「環境フィールドワークⅠ・Ⅱ」、人間文化学部の「琵琶湖文化論実習」は、それぞれの学部の初年次からの必修科目としている。

本学の授業や卒業研究のなかには、琵琶湖の環境に関する調査・観察・実験が多く取り入れられており、この目的のために湖沼環境実験施設と実習調査船が備えられている。これらを使って得られたデータや資料は、演習・実験科目において特色のある内容を構成する上で役立っている。

新しい学習指導法は、本学が1年次の必修科目としている「人間探求学」で多く試みられている。この授業では全学生を5～6人のグループに分け、それぞれに担当教員を配置して少人数教育を実施している。多くのグループでは、与えられたテーマについての自学自習と結論の論理構成を学習させ、加えてプレゼンテーション力の向上に取り組んでいる。また、環境科学部環境生態学科では、この科目にディベート形式の授業法を取り入れ、学生の共同学習、コミュニケーションとディスカッション技能の向上を図っている。

卒業研究指導においても少人数授業を行うとともに、卒業研究の最終発表会は原則として公開で行っており、プレゼンテーションやディスカッションなどの教育的効果を高めている。卒業作品の発表や展示を公開で行うことにより、学生の向上心を引き出すことに効果をあげている。

【分析結果とその根拠理由】

実習やフィールドワークの重視、卒業研究発表会の公開など、全学および各学部の教育目的に沿った多様な授業形態が取り入れられるとともに、人間探求学などの少人数教育科目においては教育内容に応じた学習指導の工夫が行われている。

以上のことから、教育目的に照らして授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

観点5-2-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

シラバス（講義概要）は毎年更新され、科目履修の手引き、資格取得の手引きとともに製本化された最新版が全学生に配布されている（卒業要件等は入学年次のものが適用される。）。また、同内容のものが大学ホームページにも掲載され学生への周知が図られている。

シラバスの記載内容は、授業ごとに、授業科目名、英文授業科目名、担当教員名、単位数、開講時期、講義概要、到達目標、キーワード、授業計画（15回各回ごとのテーマ）、成績評価方法（各試験や提出物の成績への寄与率を含む。）、テキスト・指定図書・参考書、宿題および小試験（回数や頻度）、前提学力、履修資格（前もって履修が必要な関連科目名や登録可能な学年等）、その他である。ホームページ版ではさらに追加情報（講義を受講する際の注意点、レポート作成時のヒント、参考文献リストその他の関連資料など）を掲載して学生の利用に供している。

学生による授業評価アンケート（平成21年度前期・後期）の結果によると、全授業の受講者の90%以上が、授業内容とシラバスの不一致はなかったと回答している（設問：「この授業は履修の手引きと内容が一致していましたか」に対して、「あまりそう思わない」前期：2.8% 後期2.5%、「全く思わない」前期：0.9% 後期：0.9%）。

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、必要な情報が掲載されたシラバスを作成し、これを製本したものを学生に配布するとともに大学ホームページにも掲載されていることから、教育課程編成の趣旨に沿った適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

観点5-2-③： 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

学生の自主学習の基盤として、大学で学ぶことの意義を考えさせると同時に、大学の学習で必要とされる基本的スキルを身につけさせることを目的に、1年次前期に少人数の導入授業「人間探求学」を必修科目として全学で実施している。この科目は教員1人あたり学生5～6人程度の少人数編成のクラスとしており、学生の満足度も非常に高い。

全学生の英語力向上のための支援策として、TOEIC テストの導入だけでなく、学内パソコンからアクセスできる e-learning システムによる自主学習を推奨している。英語力レベル診断のほか、スタンダードコース（リスニング強化、リーディング強化、TOEIC 演習）と初級コースプラス（リスニング、リーディング、TOEIC 強化、TOEIC パート演習、中間・修了テスト）の2コースが利用できる。

その他の自主学習支援策としては、学生の質問や相談に答えるための全学的なオフィスアワーの制度化、図書館の土曜日開館（平成20年度から）、自習スペースの確保等がある。

学生の単位履修状況の把握については、各学科において定期的に行われている。特に卒業研究の履修要件を設けている学科では、3年次終了時に各学生の取得単位数等の確認が行われており、これ以前の段階での明らかな単位不足の学生に対しては、各学科で指導担当教員が個々に助言・指導を行うようにしている。

基礎学力不足の学生に配慮した科目としては、第一外国語（英語）でのクラス指定の科目のほかに英語の基礎学力が不足している学生向けの科目、英語を習ったことのない学生向けの「初習英語」、さらに交換留学生向けの「初習日本語」を開講している。また、専門科目についても、基礎学力に差がある学生の存在を前提として基礎的内容を含んだ基礎科目（学部共通基礎科目、学科基礎科目）を、各学部学科とも初年度を中心に担当している。

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、入学初年度での導入授業や英語の自主学習支援などをはじめとして、自主学習を支援・促進するための配慮がなされていると判断するが、基礎学力不足の学生に対する配慮については、さらに組織的な取り組みが必要である。

観点5-2-④： 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

（該当なし）

観点5-2-⑤： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

（該当なし）

観点5-3-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

【観点到に係る状況】

本学の成績評価は100点を満点とし、従来は優（80点以上）、良（70点以上）、可（60点以上）、不可（60点未満）の4段階の評価基準であったが、より正確な評価のため平成21年度入学生からこれに秀（90点以上）を加えた5段階評価とした。各科目での成績評価方法は、小テスト、レポート、期末試験などを総合するものが多く、それぞれの授業科目の評価方法と成績への寄与率（点数配分）は、「履修の手引」に細かく示すとともに、大学ホームページにも掲載している。

卒業認定基準は学則に明示されているほか、卒業要件単位数、卒業研究審査基準は「履修の手引」や大学ホームページに掲載するとともに、学年ごとのオリエンテーションで説明するなどして学生へ周知している。これらの基準に基づき、卒業研究審査判定は各学科教員会議において、卒業認定は各学部教授会において実施している。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準および卒業判定基準は組織的に策定され、機会あるごとに学生に提示されて

周知されている。また、成績評価、単位認定、卒業認定はこれらの公開されている基準に基づいて行われている。

以上のことから、成績評価基準や卒業認定基準が策定され、これらに従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

観点5-3-②： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

工学部では JABEE プログラム認定に向けての準備を進めてきており、これに係る教育科目については厳密で公正な成績評価が求められることが全学において広く認識されるようになった。このような状況の中で、本学で実施される授業はすべて15回実施、成績評価基準の明確化と学生への周知が実行されるとともに、さらに厳密な成績評価へ向けての取り組みが行われている。

成績評価の正確さを担保するための措置としては、これまでは評価判定に疑義のある学生が担当教員に説明を求め、結果的に評価の修正が必要と判断された場合、成績評価変更の届出により修正することとしていた。しかし、この方式では学生が直接個人的に当該教員に説明を求めることになり限界があったため、平成22年度から成績評価に関する異議申し立てを受ける制度を導入した。これは成績評価後の一定期間、学生支援センターに窓口を設けて異議申し立てを受け付け、第三者の教員が中に入って担当教員に打診し、必要な場合は評価の修正を行うというものである。制度としてはまだ始まったばかりであるが、「履修の手引」の解説や大学ホームページへの掲載によって学生への周知を図っている。

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、工学部の JABEE プログラム認定の取り組みから、厳密で公正な成績評価が求められることについての認識が全学に広まるとともに、昨年度まで制度化されていなかった成績に対する異議申し立ての仕組みができたことにより、成績評価の正確さはいっそう担保されるようになったと判断する。

<大学院課程>

観点5-4-①： 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点に係る状況】

各研究科の人材養成・教育目的は公立大学法人滋賀県立大学大学院研究科規程で明確に規定しており、各研究科・専攻においてはそれを達成するための教育体系を構築し、これを修めた者に相応しい学位を授与している。

博士前期（修士）課程の授業科目は、各研究科ともに研究科共通科目と分野・部門ごとの専門科目との2つの階層によって編成されている。各研究科では、教育課程の最終的成果と

しての学位論文（修士論文）に直結する科目（分野ごとの「特別演習」、「特別研究」、工学研究科の「特別実験」）を必修科目としている。これに加えて、人間看護研究科を除く3研究科共通講座として開設している「近江環人地域再生学座」の科目群があり、これらの科目はこの学座に所属する学生にとっては必修科目に、所属しない学生にとっては選択科目になる。

博士後期課程では、3研究科ともに研究科共通科目として4単位を履修させている。これは個々の専門分野を超えて隣接分野を含めた学際的視野のもとに改めて自らの研究を進めさせるためである。

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、大学院の教育課程は、授与する学位、目標とする人材の育成に対応しており、研究科の特性に応じた多様な授業科目が階層性を持って提供されていることから、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

観点5-4-②： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点到に係る状況】

研究者総覧および各学部報等での毎年の研究業績報告に見るように、各教員の研究分野・研究業績と担当する授業科目とは緊密に対応しており、それぞれの研究成果や学術の発展動向が大学院授業科目へ反映されるよう科目編成されている。

平成18年度文部科学省地域再生人材送出拠点の形成プログラムに採択された「近江環人地域再生学座」は、地域のニーズに応え、行政、企業、NPOなどそれぞれの立場で地域再生のリーダーとなる人材の養成を目的としており、検定試験に合格した36人に対しては、新たな職能として「近江環人＝コミュニティ・アーキテクト」の称号を付与している。なお、近江環人地域再生学座の開講科目は、学座に所属しない大学院生も履修が可能であり、取得した単位は修了要件を満たす単位として認められている（人間看護学研究科および人間文化研究科生活文化学専攻健康栄養部門を除く。）。

また、平成21年度に環境省の環境人材育成のための大学教育プログラム開発事業に採択された「『水よし、地域よし、未来よし』地域との連携による環境“三方よし”人材育成プログラムの開発」では、バングラデシュ、中国など本学が連携する大学との合同フィールドワークプログラムの開発を進めている。

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、教員の研究成果は授業内容に反映するとともに、地域ニーズに応えた教育課程を新設するなど、教育課程の編成は社会の要請、学生のニーズに配慮していると判断する。

観点5-4-③： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

各研究科専攻のすべての授業回数は、試験を除いて 15 回の実施が確保されており、シラバスおよび学年暦に明示されている。

また、単位の実質化への配慮として、各指導教員が学生の履修科目の選択について指導し、学位論文に向けた学生の自主的な学習をサポートする体制となっている。さらに、専用の学習スペースが、所属研究室内または大学院生室として各研究科・専攻ごとに確保されている。学位論文の指導においても、提出までに数次の中間報告を課すことで研究時間の確保、研究水準の向上を促している。

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、授業回数は 15 回の実施が確保されており、また、研究・学習スペースの確保、履修科目選択の指導、学位論文の指導等を通して、単位の実質化が配慮されていると判断する。

観点 5-5-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

【観点に係る状況】

各研究科がそれぞれ独自の教育目標を達成するために講義、演習、実験・実習等を適切に組み合わせることによって指導を実践している。講義科目の多くは履修人数が 10 人未満であり、目的に応じた多様な指導方法が可能な少人数教育として実施されている。

「近江環人地域再生学座」は、講義、教室での討論演習、地域社会での聞き取り調査、各種データ解析、計画策定演習などが、すべて社会人学生を含んだクラス編制で実施されており、4つの基幹科目（「地域再生学特論」「コミュニティ・マネジメント特論」「エコ・テクノロジー特論」「地域診断法特論」）と2つの実習科目（「コミュニティ・プロジェクト実習Ⅰ・Ⅱ」）は、いずれも本学教員と学外専門家（非常勤講師）との共同指導による実践的な内容となっている。

平成 21 年度から新しい科目として開講した環境科学研究科の「環境動態学プレゼンテーションⅠ・Ⅱ」は、研究者・技術者にとっての必須の技能として、プレゼンテーションおよび学術的議論の方法を学ばせるための科目で、必修科目に指定している。また、人間文化研究科博士後期課程の「研究方法特論」と「リサーチ・ワークショップ」は、従来は3年の修了期限内での提出が低調だった博士論文作成を促進するための方策として、必修科目としたものである。

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、多様な講義科目、演習科目、実験実習科目が研究科ごとの教育目的に応じて組み合わせられて、教育内容に応じた学習指導法の工夫がなされていると判断する。

観点 5-5-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

各研究科の全科目のシラバスが作成され、学生に配布されているほか、大学ホームページ上にも掲載されている。科目ごとの講義概要の記載内容は、授業科目名、担当教員名、概要、15回の授業計画、成績評価、テキスト・指定図書・参考書、その他である。シラバスには各科目の講義概要以外に、研究科ごとに（環境科学研究科、工学研究科および人間文化科学研究科は専攻ごとに）修了要件、年次別配当表、学位論文審査基準が明示されている。博士後期課程のシラバスでは、履修方法、年次別配当表（修了要件を含む。）、講義等の内容（概要）が示されている。

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、研究科・専攻ごとに必要十分な情報の記載されたシラバスが作成されており、学生に配布あるいは大学ホームページ上に掲載されていることから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

観点5-5-③： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

人間看護学研究科では、専門性の高い看護職者を育成するという研究科の教育目的に基づき、在職者を積極的に受け入れる必要があることから、大学院設置基準第14条特例を適用して有職者にとって勤務への支障が少ない18時以降の夜間に開講するほか、2年間の標準修業年限を1年延長して3年間で計画的に履修できる長期履修制度を取り入れ、修学における時間的制約ができるだけ少なくなるように配慮している。

時間割を例にあげると、前期が17科目中12科目、後期は18科目中14科目を18時以降に開講している（集中講義を除く。）。また、同研究科での長期履修制度の利用状況は、平成19年度入学者は13人中9人、平成20年度入学者は12人中9人、平成21年度入学者は8人中4人、平成22年度は7人中3人となっている。

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、人間看護学研究科では有職者の履修に配慮した夜間開講や長期履修制度を適用しており、適切な指導を可能にしていると判断する。

観点5-5-④： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

（該当なし）

観点 5-6-①： 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

【観点に係る状況】

本学大学院における教育は、大学院学則に定められているとおりに、授業科目の授業および学位論文の作成等に対する指導により行われている（大学院学則第19条）。授業科目上では、各専攻／部門ごとの「特別演習」と「特別研究」（工学研究科は「特別実験」と「特別演習」）の2科目が研究指導に該当する。

研究指導は、学生ごとに決められた担当指導教員が、科目履修の指導、研究テーマの設定指導などを中心的に行うが、研究の進行に応じて、あるいは研究テーマに応じて、他の教員からの指導・助言を受けることもできる体制となっている。例えば、環境科学研究科では、学生が入学時に選択した研究領域に属する主指導教員1人と複数の副指導教員による指導体制（コミティ制）によって研究指導を行っている。このコミティ制の副指導教員には、他研究領域の教員だけでなく、他専攻または他研究科の教員等にも委嘱することができ、専攻または研究部門ごとに教員の指導資格の審査基準を定めている。他の研究科でも適切に指導教員が選任され、複数指導が可能な体制がとられている。

論文の指導については、上記の指導体制のもと、研究テーマの選択、中間報告、論文審査、公聴会（最終発表会）などの段階を経て計画的に行われている。

博士後期課程における研究指導の方法についてはシラバス（「履修の手引（大学院）」）にも明記されて学生に周知されている。

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、分野ごとの教育課程の趣旨に沿った科目履修および個別的研究指導のための体制があり、研究テーマ選定から指導教員の決定、論文作成指導、最終審査に至るまでの段階的な指導が計画的に行われていることから、博士前期（修士）課程および博士後期課程ともに、研究指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断する。

観点 5-6-②： 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

【観点に係る状況】

各研究科では、それぞれの教育課程の趣旨に沿った研究指導の取り組みがなされている。お多くの研究科において複数指導が可能な体制が作られており、中間発表会などの機会を活用してさらに多様な分野の教員からの指導や助言が得られるように工夫されている。研究テーマの決定、指導教員の選任においては、学生の自主性が尊重されるよう配慮されている。

また、教員の指導のもとで学生が教育補助業務に従事することにより自らの能力の向上を図れるようにTA制度を設けている。

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、すべての研究科においてそれぞれの特性に沿った指導体制、指導計画が整備されており、研究指導、学位論文指導に係る適切な取組が行われていると判断する。

観点5-7-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績評価基準は大学院履修規程に定められており、優（80点以上）、良（70点以上80点未満）、可（60点以上70点未満）、不可（60点未満）の4段階で評価される。評点によらない科目については合格または不合格の評価を行っている。

修了認定基準（修了要件）は大学院学則に定められ、博士前期（修士）課程、博士後期課程ともに必要な単位数の取得、論文審査および最終試験の合格等が明示されている。大学院履修規程および学位規程は、大学院「履修の手引（大学院）」に掲載されて周知徹底が図られている。

【分析結果とその根拠理由】

大学院課程における成績評価、単位認定は履修規程に定められた基準に沿って行われている。修了認定は大学院学則に定められた基準に沿って最終的に研究科会議において承認されている。

以上のことから、成績評価、単位認定、修了認定は適切に実施されていると判断する。

観点5-7-②： 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

博士前期課程における学位の審査基準および学位論文の評価基準は、各研究科の研究部門（専攻）ごとに定められ、大学ホームページおよび「履修の手引（大学院）」に掲載することにより学生に周知されている。修士学位論文評価の基準は、各研究科によって微妙な表現の差異はあるものの、その要点は「各研究分野における新たな知見を含み、学位に相当する水準にあると判断される」こと（環境科学研究科）であり、各研究分野に応じて、例えば、「材料科学の分野において新規な知見を含み、その内容は全国規模または国際的な学術集会において発表できる学問的な水準にあると判断されること」（工学研究科材料科学専攻）、「工学系の学術論文としての体裁を整えていること。重大な誤りがないこと」（工学研究科機械システム工学専攻）、「40,000字を基本とし、学史をふまえ、独創的な内容をもつこと。各部門における学術論文としての体裁を整えていること」（人間文化学研究科地域文化学専攻）、「生活文化学の新規な知見を含み、その内容が学術的な価値を有すると判断されること」（人間文化学研究科生活文化学専攻）のように定められている。博士後期課程の学位（博士）論文の評価基準については、各研究科において基準を定めており、研究指導の中で学生に示している。

学位論文の審査にあたっては、学則および学位規程で、論文の提出、審査（審査委員会の設置）、最終試験、学力の確認、審査期間、審査結果の報告、審査結果の議決、学長への報告、学位授与などについて規定されている。審査体制の中心となる審査委員会については、

審査委員は当該研究科の教授3人以上によるが、必要であれば2人までを准教授・助教で代わられること、場合により学外の教員等を加えることができることが規定されている。博士論文の審査においては、外部専門家が審査委員に加わって実施されることが多く、審査の質が客観的に担保されている。

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、博士前期課程および博士後期課程における学位論文の評価基準および学位の審査基準は、組織として策定・周知されており、適切な審査体制が整備されていると判断する。

観点5-7-③： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

学士課程と同様に、成績評価等に対する学生の疑義を受け付けるために、平成22年度から期間を定めて異議申し立てを受け付ける窓口を設け、制度としての対応を開始している。

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、個々の学生が指導教員以外の複数の教員との接点を持っていることに加えて、異議申し立てが制度化されたことによって、成績評価等の正確さを担保する措置が講じられていると判断する。

<専門職学位課程>

(該当なし)

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 本学は「環境と人間」をキーワードにした教育を各学部・研究科で行っているが、1年次前期に「人間探求学」および「環境マネジメント総論」を必修科目として履修させており、本学の教育研究のキーワード「環境と人間」についての基礎的な知識および能力を習得させている。
- ・ もう一つのキーワードである「地域」についても、学部課程においては授業にフィールドワーク等を取り入れ積極的に地域に出かけるとともに、大学院課程では「近江環人地域再生学座」を設けコミュニティ・アーキテクト（近江環人）の育成に努めている。課外活動においても、県下全域にわたって「近江楽座」を展開して「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する」大学としての目標に対する教育活動が展開されている。

【改善を要する点】

- ・ 教育課程の編成については概ね体系的に編成されているが、人間文化学部での学科改組に伴う教育カリキュラムの見直しが遅れており、早急に対応する必要がある。

- ・ これまで未整備であった成績評価に対する異議申し立てについて平成 22 年度によりやく制度化されたが、今後は円滑な制度の運営に努める必要がある。

(3) 基準 5 の自己評価の概要

本学の学士課程および大学院課程の教育課程は、教育の目標、学位の種類に応じて体系的に編成されており、授業内容は教育課程の趣旨に沿って各教員の研究の成果を反映したものとなっている。

学士課程においては、「全学共通科目」、「専門基礎科目（学部共通科目）」、そして各学科の「専門科目」の 3 層構造で構成されており、各学科の教育目的に応じて、必修科目、選択必修科目および選択科目がバランスよく配置されている。教養教育に相当する全学共通科目は、外国語、情報処理、保健体育からなる「全学共通基礎科目」と本学独自の科目群「人間学」に区分されており、これらを通じて「環境と人間」をキーワードとした教育が進められている。授業では、フィールドワークを重視するとともに、比較的少人数での教育が可能であることから、レスポンスペーパーやオフィスアワーなど学生と教育の距離が近い教育が行われている。また、シラバスの充実、成績評価基準や卒業認定基準の明確化を図るとともに、平成 21 年度からは成績評価を 4 段階から 5 段階に改め GPA 制度を導入するなど単位の実質化についての配慮もなされている。

大学院課程においても、大学院研究科規程において人材養成目的を明確にし、これに基づいた教育体系を構築し、学問分野の特色や動向などに配慮した各授業や研究指導が行われ、学位が授与されている。

また、本学のもう一つの特色である「地域」に関連した教育カリキュラムとして、平成 16 年度に現代的教育ニーズ取組支援プログラムに採択された「スチューデントファーム『近江楽座』—まち・むら・くらしふれあい工舎—」を足掛かりとして、人間学科目での「地元学入門」の開講、大学独自事業としての「近江楽座」の継続展開、大学院課程での近江環人地域再生学座の設置など、「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する」大学としての教育を展開している。

以上のことから、適切な教育内容および方法が取られていると判断する。

基準 6 教育の成果

(1) 観点ごとの分析

観点 6 - 1 - ①： 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

【観点到に係る状況】

各学部および研究科において、それぞれが養成する人材像が定められており、学生募集要項、キャンパスガイド、大学ホームページ等により公表・周知している。

これらの達成状況を検証・評価するために、卒業生に対するアンケートを行うとともに、平成 21 年度からは卒業時アンケートを実施し、卒業時点での達成度を評価する試みも行われている。

る。これらの調査は、学生部委員会を実施主体として行っており、その結果については、教務委員会等の関係組織へ報告が行われている。また、平成 21 年度入学生からは GPA 制度を試行的に導入し、学業成果の把握に努めている。

国家試験を合格して資格を得ることを目指している学科（人間文化学部生活栄養学科：管理栄養士、人間看護学部人間看護学科：保健師・助産師・看護師）では、国家試験合格率を調査している。また、英語力の向上も大学の目標として掲げており、学生には入学時と 2 年次終了時に TOEIC 試験を受験させることにより英語力を調査している。

このほか、全学の人材養成目的を達成するためには、各学部・研究科の正課の課程のみならず、学生が正課外活動等により自ら成長した効果の検証も行う必要があるため、本学では平成 19 年度に「学生表彰制度」を導入し、学術研究活動等の成果だけでなく各種課外活動（スポーツや地域での活動など）で優れた評価を受け大学の名誉を高めた学生を対象として表彰している。

また、学生が地域に出て活動する取組を支援する「スチューデントファーム『近江楽座』まち・むら・くらしふれあい工舎」（平成 16 年度に現代的教育ニーズ取組支援プログラムに採択）の取組も活発であり、その達成度については近江楽座運営委員会で検証されているとともに、成果は印刷物等で公表されている。

【分析結果とその根拠理由】

大学としての人材養成目的を受けて、各学部・研究科の人材養成目的を明らかにし、さらにそれらをよりわかりやすいものとするため、各学部・学科あるいは各研究科・専攻の人材養成目的を明示するなど改善の努力がなされている。それらを検証する体制として、卒業生アンケート、GPA 制度、TOEIC 試験等が実施されている。また、学生が地域に出て行う課外活動の「近江楽座」の効果を検証するための体制も整っている。

以上のことから、全学的に検証・評価体制が構築され、適切な取り組みが行われていると判断する。

観点 6-1-②： 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

本学では進級制度を採用していないため、各学年での進級状況から教育の成果・効果を検証することはできない。ただし、学生のドロップアウトを防止する等の観点から、各学部・学科において個々の学生の単位取得状況をチェックするとともに、履修単位不足学生に対する個別指導を学年担任・グループアドバイザー教員あるいはゼミ担当教員が行っている。また、学生が履修目標を定めやすいように各学部学科で標準履修単位を設定したり履修モデルを提示したりしている。

一方、各学部・学科ともに卒業研究が必修となっており、卒業研究に着手するための条件（卒業研究着手までに取得すべき単位数等の条件）が各学部学科で定められている。これに

より、学生は一定の水準に達しなければ必修である卒業研究に着手できず、この条件をクリアしないかぎり卒業はできないシステムになっている。また、卒業研究は、各研究室における指導のみならず、学科単位で開催される公開最終発表会とそこにおける質疑応答を経る必要がある。学科によっては数次の中間発表会を行い、そこでの質疑応答を課しているところもある。そのうえで、各学生の卒業要件単位修得状況および卒業研究の可否を各学部教授会で審議のうえ卒業判定を行っている。

また、英語力の向上を大学の目標のひとつとして掲げており、学生には入学時（4月）と2年次終了時（12月）にTOEIC試験を受験させることにより英語力を調査している。平成21年度に実施した試験結果によると、TOEICスコアは入学時から約9.5%アップしており、英語力の向上が図られていることを確認することができる（調査対象：平成20年度入学生）。学科によっては特定の専門職養成を行っており、看護師等の国家試験合格率が連続して100%を達成するなど総じて高い合格率を維持している。

大学院博士前期（修士）課程においては、各研究科の専攻あるいは研究部門単位で修士論文の公開最終発表会が行われており、ここで修士論文が修士の学位に相当することのチェックを受けている。また、それまでの過程で中間発表会を課している専攻あるいは研究部門も多い。博士後期課程においても、それまでの研究業績と博士論文の審査を経て博士の学位を授与することになっており、特に博士論文審査は最終発表会を公開で行っている研究科が多い。

【分析結果とその根拠理由】

学部課程では、卒業研究が必修化されており、しかも卒業研究着手条件を満たすだけの成績を得ていないものは卒業研究を行えない。さらに卒業要件を満たす単位を取得して卒業研究に合格したことを各学部教授会でチェックしている。大学院においても、修士論文および博士論文ともに審査により論文の質を担保している。また、国家試験合格率の状況も総じて高い水準を維持している。

以上のことから、それぞれの学部、研究科において、卒業・終了時において学生が身につける学力や資質・能力について審査を受けて合格した者のみが卒業・修了しており、教育の成果や効果があがっていると判断する。

観点6-1-③： 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点到に係る状況】

本学では学部の各授業を対象に学生による授業評価アンケートを実施している。

このアンケート結果は、各科目の担当教員に個別データとして返却され、個々の教員が授業改善に活かすことができるようになっている。また、大学全体および学部全体の傾向については自己評価委員会で分析・検討しており、この結果も教員に返却されている。

全体的な傾向としては、授業内容への興味および理解、授業の満足ならびにさらに深く学びたくなったかという各設問に対し、否定的な回答（「あまり思わない」、「全く思わない」）はいずれも低く、概ね10%程度である。他の項目との相関を見ると、授業の満足度に対する評価は教員の教え方に関する評価と相関を示している。

また、教育実践支援室では、学生が十分な自宅学習を行うような授業を開発すべく、「学生の自宅学習を促す教育プログラムモデル事業」を平成 20 年度後期から行っている。この事業に参加した 4 科目について授業評価アンケート結果を比較すると、事業を行わなかった平成 19 年度に対し、事業を行った平成 20 年度では、学生の自習時間は有意に上昇している。満足度については、科目によっては大きく上昇したものの有意差のみられない科目や、満足度が有意に減少した科目もあり、自宅学習の行わせ方に関する研究も必要であることが判明した。しかし、授業評価アンケート結果をこのような解析に供することが可能であることは、学生による授業評価アンケートが教育効果の点検に有効であることを示している。

ただし、学生による授業評価アンケートの結果について、全学あるいは学部別の平均値についての解析検討は自己評価委員会で行っているが、個別の科目について、特にその授業方法等に応じた解析などを組織として行えていないのが現状である。また、講義科目・演習科目・実験実習科目とも、同一形式でのアンケート調査を行っており、科目によっては現状のフォームでは実質的な検証ができていない問題もある。

なお、大学院課程においては、平成 21 年度から学生の学習目標に対する達成状況をアンケートにより把握する取り組みを始めている。

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、すべての学部で学生による授業評価アンケートを実施しており、しかもその結果から全学的には授業に対する学生の理解度および満足度はおおむね良好な水準にあり、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

ただし、個別の科目について、その授業方法等に応じたアンケート結果解析を組織的には行っていないこと、授業種別に応じたアンケート調査方法が未開発であることなどは、早急に改善すべきである。

観点 6-1-④： 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

本学の進路状況は、学部生で就職が 6 割強、進学が 3 割、その他が 1 割、また研究科博士前期課程では、進学が約 5 %、就職が約 95 % である。

各学科の人材養成目的からみて、環境科学部環境建築デザイン学科、工学部各学科、人間文化学部生活栄養学科、人間看護学部人間看護学科は職業直結型の学科であり、これらの各学科では想定される就職先が明解であり、実際にその方面の職種への就職が多い。すなわち、環境科学部環境建築デザイン学科は建設業や不動産業、工学部各学科は製造業、人間文化学部生活栄養学科は食品関係の製造業や卸・小売業あるいは医療・福祉業、人間看護学部人間看護学科は医療・福祉業への就職が多い。

上述した以外の学科は、その人材養成目的に直結する業種があまり存在しないため、卒業生アンケートを通じて各学科の人材養成の目的が社会でどの程度活かされているかの検証が難しい状況にある。ただし、その目的に沿って「自ら学ぶ力」を得た卒業生は、各種業界

に就職している。これらの傾向は、大学院博士前期課程修了者の就職先についても同様である。

【分析結果とその根拠理由】

職業直結型の学科専攻においては、その人材養成目的から想定される業種への就職者が多い。それ以外の学科では、それぞれの人材養成目的に沿って「自ら学ぶ力」を獲得し、多岐にわたる業界に就職している。

以上のことから、人材養成目的と卒業・修了後の進路実績等から見て、教育の成果や効果があがっていると判断する。

観点6-1-⑤： 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点到に係る状況】

本学では「卒業生アンケート」を定期的実施しており、平成19年度に実施したアンケート集計結果を見ると、「学部での勉学が人間形成に役立っているか」「卒業研究が人間形成に役立っているか」との設問に対して、否定的な回答はいずれも15%程度にすぎない。特に職業直結型の学科専攻では、取得資格についての評価が高い。

また、毎年実施している業界・企業研究会に参加する企業に対しての意見聴取も行っている。この結果によると、本学卒業生が勤めている企業の約90パーセントから「よく頑張っている」との評価を得ている。

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、卒業生や就職先等から意見聴取した結果、いずれも否定的な回答は少なく評価する声が多いことから、卒業生・修了生への意見聴取の結果から判断して教育の成果・効果が上がっていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 従来から実施している学部課程の授業科目に対する学生による授業評価アンケートに加えて、卒業時アンケート、卒業生アンケート、企業アンケートを行っており、人材養成目的の達成度を測るための体制はできあがりつつある。
- ・ 学生表彰制度を設けるとともに、課外活動のひとつである近江楽座についてもその成果の検証を行い、これを公表している。
- ・ 授業評価アンケートについて、個別の科目での指導方法に対しての効果検証を試行する取り組みが行われている。

【改善を要する点】

- ・ 職業直結型でない学科および各専攻の人材養成目的の達成度を検証することは今後の大

きな課題である。また、各種アンケート結果を関連づけ組織的に分析する体制を確立する必要がある。

(3) 基準 6 の自己評価の概要

大学としての人材養成目的が明示されるとともに、各学部、学科および各研究科、専攻の人材養成目的も明確に定められ、大学ホームページをはじめとして、多様な媒体を通じて広く公表されている。

学生の単位修得状況からは、学生が必要な能力を身に付けて卒業・修了していると言え、特に本学で学んだことがその後の人間形成を中心に役立っているということが卒業生アンケートの結果からも明らかになっている。また、学生による授業評価アンケートも全学的に実施されており、全学および各学部の平均的状況のみならず、個別科目での教育方法に応じた解析も試みられている。そして、その結果からは、本学での教育効果が上がっていることがわかる。

学生の進路については、職業直結型学科からはその特質に応じた企業へ就職する者が多く、それ以外の学科からは多様な企業へ就職しており、卒業生の進路からも教育効果が上がっていると判断できる。また、就職先の企業に対する調査でも本学学生への評価は高い。

以上のことから、教育の成果や効果は上がっていると判断する。しかしながら、職業直結型でない学科、専攻の人材養成目的の達成度の検証方法の確立、卒業時アンケート、企業アンケートなど各種アンケート調査の実施体系や分析・解析を効果的に行う体制づくりが今後の課題である。

基準 7 学生支援等

(1) 観点ごとの分析

観点 7-1-①： 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点到に係る状況】

新入学生に対しては、入学直後に全学、学部および学科別のガイダンスを行うとともに、2年生以上の学部学生および大学院生についても毎学年はじめに学科および研究科ごとにガイダンスを行っている。

個別・具体的な授業科目の履修登録に関しては、事務局教務グループで相談に応じているほか、各学科および学年ごとに履修登録に関する相談窓口教員を配置しており、学生の履修計画を立てるにあたっての個別・具体の相談に対応している。また、学生支援室においても、上級生の学生サポート・スタッフが入学間もない新入学生の履修等についての相談・助言に対応している。

【分析結果とその根拠理由】

新入生向けガイダンスのほか、2年生以上に対しても学科別のガイダンスを実施するとともに、履修登録に関する相談にあたる教員を学科ごとに配置し、より細かな指導が行われている。また、上級生によるピア・サポートも行われている。

以上のことから、授業科目等の選択の際のガイダンスは適切に行われていると判断する。

観点 7-1-②： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

【観点到係る状況】

各学部、学科においては、各学年ごとに学年担当教員を配置（学生に配布する「学生便覧」にも記載。）し、教員と学生との密な接触による学習支援を含め学生生活全般への支援およびそのニーズの把握を行っている。このほか、各教員はオフィスアワーを設定しており、学生からの相談を受け付けている。

本学では、学習支援のほか学生生活全般に関することを支援するため、大学附属施設として学生支援センターを設置している。学生支援センターでは、学生からの相談に対するワンストップサービスの窓口対応を行うとともに、特任教授を常駐させ、学生への指導・助言を行っている。

このほか、「新入生学生生活アンケート調査」、学生団体（運動部、文化系サークル、自治会など）との毎月の定例会議、留学生との定期的な意見交換会なども実施し、学生のニーズ把握に努めている。

【分析結果とその根拠理由】

学生支援センターによる組織的対応とオフィスアワーの設定や学年担任制の配置による教員対応により、学生への支援等は適切に行われていると判断するが、学生実態調査は未実施であり、継続的な学生実態の把握のための取り組みがやや弱い。

観点 7-1-③： 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

（該当なし）

観点 7-1-④： 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点到係る状況】

本学では、留学生に対する学習支援としてチューター制度を設けており、チューターとなる学生は、図書館の利用方法やレポートの書き方など様々な学習支援を行っている。

また、授業に対応できる日本語能力を身につけるため、外国人留学生向けの授業科目「日本語Ⅰ～Ⅳ」や、英語や日本語を学んだことがない留学生を対象とした授業科目「初習英語Ⅰ・Ⅱ」および「初習日本語」を開講している。さらに、彦根3大学（滋賀大学・聖泉大学・滋賀県立大学）連携講座として、大学での学習、論文作成および就職活動に役立つ日本語を学ぶ「学術日本語の基礎」を留学生向けに開講している。

社会人学生に対しては、アンケートを実施して実態把握を行っている。これらのアンケート結果を踏まえ、平成20年度からは図書館の土曜開館を実施し、社会人学生がより学びやす

い環境整備に努めている。平成 19 年度に開設した人間看護学研究科の社会人学生に対しては、長期履修制度を設けるとともに大学院設置基準第 14 条特例を適用して夜間に授業を行っている。また、心身に障害のある学生に対しては、必要な支援を行えるよう体制を整備している。

【分析結果とその根拠理由】

留学生に対する学習支援は、チューター制度、日本語や英語に関する特別講義などを通して概ね適切に行われている。社会人学生に対しても図書館開館日の拡大や履修期間・授業開講時間を柔軟に対応するなどの対応を取っている。また、障害のある学生に対しても必要な支援が行える体制を整備している。

以上のことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援は概ね適切に行うことのできる状況にあると判断する。ただし、留学生向けの日本語担当教員が非常勤講師 1 人であることについては、改善の必要がある。

観点 7-2-①： 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点到に係る状況】

本学の附属施設である図書情報センター（図書館部門）には、一般閲覧席に加えて個人閲覧室（10 室）、グループ閲覧室（2 室）を備えているほか、学生からの強い要望を受け、平成 20 年度からは土曜日も開館している（月 1 回程度）。また、通常のレファレンスサービスのほか、図書館ホームページには、レポート作成、フィールドワーク、デザイン制作など各分野での自主的学習を進める上での図書館の効果的な使い方についてのサイトや外国語に関するリンク集（学内限定）を設けて学生の自主的学習のサポートを行っている。

一方、図書情報センター（情報センター部門）には、設備が備えられており、学生は授業に利用されていないときは自由に利用することができる。また、Web を使って英語の自己学習を支援する e-learning システムが導入されており、学生に周知している。

また、各学部においても学部情報室や学生自習室の設置や演習室の開放を行うほか、各研究科では大学院研究室が設けられるなど自主的学習環境の整備が図られている。

【分析結果とその根拠理由】

図書情報センターでは、個人閲覧室、グループ閲覧室、情報処理演習室、LL 教室（e-learning システムを含む。）など個人の学習環境のみならず、グループによる利用が可能なスペースも整備されている。また、各学部・研究科にも必要な自習室等が設けられている。

以上のことから、学生の自主的学習環境は適切に整備されていると判断する。

観点 7-2-②： 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点到に係る状況】

課外団体としては、体育会、体育系サークル、文化系サークル、大学祭実行委員会があるほか、学生自治会が存在している。これらの団体による活動以外に、本学独自の学生活動と

して「スチューデントファーム『近江楽座』まち・むら・くらしふれあい工舎」があり、多くの学生が自主的な活動プログラムに参加している。

各活動が円滑に行われるために、活動資金の助成は後援会が、クラブ棟（体育系部室1棟20室、文化系部室2棟9室）やヨット艇庫、ボート・カヌー艇庫などの施設整備や体育館、グラウンド等の活動場所の提供およびリーダーズ研修会等の実施は大学が行っている。

特に、「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する」を大学のキャッチフレーズとする本学の代表的な活動である「近江楽座」については、文部科学省の平成16年度「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」に採択された実績をもとに、大学独自事業として地域とのつながりなどをさらに継承、発展させていけるよう支援を行っている。

なお、課外活動において優れた成績を修めたなどの顕著な功績のあった個人または団体を表彰する「学生表彰制度」を制定している。

【分析結果とその根拠理由】

学生のクラブ・サークル活動への支援としては、活動資金面は後援会が支え、クラブ棟、練習場所等の施設設備の提供等は大学が行っており、各分野において学生は活発に活動している。また、優れた成績を修めた団体・個人に対しては表彰制度を設けている。

以上のことから、学生の課外活動に対する支援は適切に行われていると判断する。

観点7-3-①：生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

【観点に係る状況】

生活支援等全般を一元的に扱えるように、学生支援センターに学生相談室、健康相談室、キャリアデザイン室、学生支援室を設けて、生活全般、健康、進路・就職における相談に対応している。

学生相談室では、週に3日、半日（予約制）ではあるが、専任教員2人・臨床心理士1人が交替で学生の相談に当たっているほか、毎年5月に1年生を対象に「新入生学生生活に関するアンケート」を実施している。

各種のハラスメントへの対応については、ハラスメントに関する関連規程・指針が制定され、ハラスメント被害の相談はすべての学科に配置された相談員（相談員は、大学のホームページ、学生便覧に掲載）が対応することになっている。

健康相談室では、看護師1人が体調を崩したときやケガの応急処置を行ったり、健康全般に関する相談に応じたりしている。

キャリアデザイン室では、進路・就職に関する相談対応のほか、就職ガイダンス・各種対策講座、業界・企業研究会の実施、各種就職情報の提供、インターシップガイダンス等の幅広い支援を行っている。さらに、各学科には就職指導担当教員を配置し、様々な相談に応じている。

また、学生支援室には特任教授を常駐させ、進路や学習など学生生活全般の相談・助言を行うほか、就職活動を本格的に始める3年生を対象に上級生のピア・サポートによる支援が行われている。

【分析結果とその根拠理由】

学生支援センターに学生相談室、健康相談室、キャリアデザイン室、学生支援室を設けて、学生の生活、健康、進路・就職等の相談に一元的に応じている。また、ハラスメントの相談については、関係諸規程等が整備され、各学科に配置された相談員が対応する体制が確立している。

以上のことから、学生の様々な生活支援等についての相談・助言体制は整備され、適切に行われていると判断する。

観点7-3-②： 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点に係る状況】

留学生については、学生支援センターに留学生室を設置するほか、日本人学生によるチューターの協力を得ながら、生活指導・生活相談等を行っている。就職支援としては、外国人留学生のための就職支援セミナーを行い、日本企業への就職希望者の支援を行っている。留学生用の宿舎は、大学で8戸16室分を備え、日常生活に必要な備品も整備している。

また、大学とは別に留学生支援会を設立しており、民間アパート等の入居時にあたっての支援や生活用品の斡旋や自転車の貸し出しを行っている。

このほか、留学生が日本文化をより深く理解できるよう見学旅行（富士登山など）を実施したり、地元の地域行事に積極的に参加できるよう案内している。また、課外活動サークルInter Co(インタコ)では、留学生との交流活動を積極的に行っている。

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、留学生室の設置、学生チューターの配置、宿舎の提供、アパート等の入居保証人、生活用品等の斡旋、就職支援セミナーの実施、学生サークルによる交流活動が行われており、概ね留学生への支援は適切に行われていると判断するが、留学生向けの宿舎の一層の充実などに努める必要がある。

観点7-3-③： 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

学生への経済面の援助としては、奨学金制度と授業料等減免制度がある。これらについての情報は、大学ホームページや学生便覧等に載せることにより学生への周知を図っている。

奨学金制度については、本学独自の制度がないため、日本学生支援機構等の各種奨学金制度の活用を奨励し、多くの学生が援助を受けている。授業料等減免制度については、経済的な困窮度と学業成績を加味して授業料の減免を行っており、概ね申請者の半数以上の学生がその適用を受けている。また、入学料については、県内在住者で生活保護受給家庭の学生を対象に免除している。

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、授業料減免・入学金免除の状況、奨学金授与状況等から、学生の経済面の援助は適切に行われていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 学生の履修選択にあたっては、ガイダンスが各学科、学年別にきめ細かく実施されているとともに、履修登録に関する相談窓口教員が配置されている。
- ・ 新入学生の履修等の相談、3年生の就職活動に対しては、上級生のピア・サポートによる支援が行われている。

【改善を要する点】

- ・ 留学生の日本語能力レベルが一律でない現状のなかで、日本語教育担当教員が非常勤講師1人だけであるのは、授業運用の面でも改善の余地がある。

(3) 基準7の自己評価の概要

学習を進める上での履修指導については、新入学生に対する全学、学部および学科別のガイダンスおよび2年生以上の学部学生および大学院生に対する学科、研究科ごとのガイダンスを行っているほか、各学科および学年ごとに履修登録に関する相談窓口教員を配置して、きめ細かい対応が行われている。

また、オフィスアワーの設定や各学科ごとの学年担当教員、ハラスメント相談教員の配置などを行っており、各学科・学年においてきめ細かい学習および生活支援が可能な体制が取られている。そのほか、大学附属施設として学生支援センターを設置し、学習、健康、生活、進路等学生支援を一元的に実施する部門を設置して、学生支援を行う体制がとられている。経済的に支援が必要な学生に対しては、授業料減免および入学料免除により経済的な支援を行っている。

課外活動の支援にあたっては、後援会の支援も得て、学生の円滑な活動の支援に努めている。特に本学の特徴的な活動である「スチューデントファーム『近江楽座』まち・むら・くらしふれあい工舎」（平成16年度現代的教育ニーズ取組支援プログラムに採択。平成19年度からは大学独自事業として実施）に対して積極的な支援を行うほか、優れた成績を修めるなどの顕著な功績のあった個人または団体を表彰する学生表彰制度を制定している。

また、留学生支援についても、留学生支援会が発足するなど徐々に充実してきている。

以上のことから、学生に対する支援は概ね適切に行われていると判断する。

基準8 施設・設備

(1) 観点ごとの分析

観点8-1-①： 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわ

しい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

[土地・校舎面積]

本学の校地面積（職員宿舎を除く。）は 298,013 m²であり、大学設置基準第 37 条の規定により算出される必要な面積 22,100 m²（収容定員学生数 2,210 名×10 m²）を大きく上回っている。また、校舎面積についても 65,223 m²（附属施設、職員宿舎を除く。）であり、大学設置基準第 37 条の 2 で規定されている必要な面積 25,121 m²を大きく上回っている。学生一人当たりの校舎面積は 25.4 m²と他大学に比べてかなり広く、地域に根ざした少人数教育により「学生が育つ」大学としての教育が行われている。

[講義室]

講義棟（A 1 棟全 6 室）、学生ホール（A 2 棟全 2 室）、共通講義棟（A 3、A 4 棟全 36 室、うち 1 室は視聴覚教室、3 室は実験室）、図書情報センター（A 5 棟全 6 室。1 室は CAI 教室、2 室は LL 教室、3 室は情報処理演習室）、人間看護学部棟（E 5、E 7 棟全 4 室）に講義室が設けられ、学部・大学院の学習・教育が行われている。講義室は総室数 54、総座席数 4,116 席、講義室建物面積は 10,226 m²となり、学生 1 人当たりの面積は 3.9 m²、座席数は 1.57 席／人である。また、講義室には、プロジェクター、DVD などの AV 設備、空調設備、無線 LAN などの ICT 設備を整備している。

[研究室、演習室、実験・実習室]

各学部棟に研究室、演習室および実験・実習室を整備するとともに、先端技術（計測・加工）教育研修施設として「実習工場」、木工デザイン技術等教育研修施設として「もくれん」、琵琶湖生態系の環境動態に関する教育研究のための施設として「湖沼環境実験施設」、産学官連携による共同研究推進の拠点として「地域産学連携センター」等が設置されている。

[その他]

体育に関する施設として、体育館、柔剣道場、陸上競技場兼サッカー場、テニスコート、野球場があり、授業や課外活動を実施する上で十分な設備が設置されている。

[バリアフリー化への配慮]

バリアフリー化対策については、開学時に障害者トイレや点字ブロック等の整備をしたが、その後、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」による「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」に基づき、再度、施設点検を行い、スロープの設置、段差解消、受付カウンターのローカウンター化、手摺りの設置などバリアフリー化への対応を順次行っている。

【分析結果とその根拠理由】

本学の校地面積は 298,013 m²であり、大学設置基準第 37 条の規定により算出される必要面積 22,100 m²を（収容定員学生数 2,210 名×10 m²）を大幅に上回っている。また、校舎面積は 65,223 m²であり、大学設置基準第 37 条の 2 で規定されている必要面積 25,121 m²を大幅に上回っている。

講義棟においては、プロジェクター等 AV 機器の最新機器への更新、LAN の設置などの改善、さらに実験室、演習室、体育関連施設、湖沼等の実験施設などの整備を進めて教育効果の向

上と有効活用を図っている。

また、バリアフリー化対策についても「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」による「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」に基づきバリアフリー化への対応に努めている。

以上のことから、本学の基本理念、教育目標に照らして、必要と考えられる施設・設備が整備されているとともに、有効に活用できる状況にあると判断する。

観点 8-1-②： 大学において編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

【観点到係る状況】

本学のネットワークは、滋賀県立大学情報ネットワーク（The University of Shiga Prefecture Information Network System。略称「SPINS」。）といい、図書情報センターの情報センター部門で管理している。SPINS の幹線となる部分は L3 スイッチを用いたギガビットイーサネット構成されており、支線となる部分は、L3 スイッチから L2 スイッチまではギガビットの通信が、L2 スイッチから各部屋までは 100Mbps の通信が確保されている。

外部インターネット接続経路には、SINET (Science Information Network) と商用インターネットの 2 つがある。SINET ノード（京都大学）へは、びわ湖情報ハイウェイおよびアステム回線（100Mbps）により接続している。商用インターネットには専用回線（10Mbps）で接続している。その他の情報ネットワークサービスとして、講義棟の一部や、図書情報センター、学生ホールならびに交流センター（ホワイエ）に無線 LAN 設備が整備されている。

また、セキュリティ対策として、各対外接続用ルータの配下にファイアウォールを設置して外部からの不正侵入を防止するとともに、内部から外部へのアクセスも制限している。

情報処理端末の設備状況については、情報処理演習室 3 室（計 168 席）、LL 室 2 室（計 100 席）、CAI 教室（64 席）計 332 台整備するほか、各学部にも学部情報室（計 106 席）を設置して端末を整備している。情報機器については、5 年間のリース契約方式をとっているため、定期的に情報機器の更新がされている。

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、情報ネットワークの整備状況については、情報機器のインフラ整備が 5 年間のリース契約方式をとっているため、定期的に情報機器の更新がされており、教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワーク機器が適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

観点 8-1-③： 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点到係る状況】

各施設・設備については、利用規程・運用方針を定めるとともに大学ホームページや学内グループウェアシステムに掲載しており、教職員はいつでも閲覧することができる。学生に

対しては、入学時のオリエンテーションにおいて学生便覧を配布するとともに、ガイダンス等を通じて施設概要・利用方法の周知を図っている。また、新任の教職員に対しても施設利用に関する規程、要綱、取扱通知などを配布して周知を行っている。

ネットワーク利用については、滋賀県立大学情報ネットワーク（SPINS）利用規程や図書情報センター規程を定めるとともに、その他のネットワーク利用の遵守事項やネチケット（コンピュータネットワーク上で必要とされるエチケットやマナーのことをいう。以下同様）等について別途定めて、ホームページなどを通じて遵守事項の周知徹底を図っている。

本学は、環境をキーワードの一つとして掲げており、平成 16 年度に県拡大審査により ISO14001 を取得（登録期間：平成 22 年 3 月まで）して EMS（Environmental Management System：環境マネジメントシステム）に取り組んでいる。また、学生サークルの協力を得て省エネルギー活動や太陽光発電などエコキャンパスの構築に努めている。

【分析結果とその根拠理由】

新入生に対する周知について、入学時のオリエンテーションにおいて学生便覧を配布・説明し、施設の利用について周知を図っており、ウェブサイトにも規程集等を掲載している。ネットワーク利用については、利用者に対しネットワーク利用の遵守事項やネチケット等についてホームページに掲載している。

以上のことから、施設・設備の運用に関する方針は明確に規定され、大学構成員に周知されていると判断する。

観点 8-2-①： 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

図書情報センター（図書館部門）には、平成 22 年 3 月 31 日現在で、総蔵書数 361,729 冊、総購読雑誌数 1,814 冊が所蔵されている。視聴覚資料としては、マイクロフィルム（9,041 タイトル）、カセットテープ（267 タイトル）、ビデオテープ（3,659 タイトル）、CD・LD・DVD（561 タイトル）などを分類して配架するとともに、学内蔵書検索 OPAC での検索が可能である。また、電子ジャーナルは、79 種（大学購入分に限る。）である。さらに、情報検索ツール一覧をホームページ上に整備し、情報検索の一元化的なアクセスが可能である。

また、図書館に一般閲覧スペース（277 席）に加えてグループ閲覧室（2 室）、個人閲覧席（10 室）、視聴覚コーナー（15 席）を設けるほか、図書館所蔵資料の検索情報端末 8 台、インターネット接続の文献検索用情報端末 3 台が設置するなど、インターネットによる情報収集の環境整備を図っている。

蔵書の整備にあたっては、シラバスに記載されているテキストや参考図書は優先的に購入するとともに、学生用基本図書は各学部・国際教育センターの推薦に基づき購入・整備している。また、蔵書数、ネットワークなどサービスの向上や施設・設備の一層の充実に関しては、図書情報センター運営委員会を中心に検討し、継続的改善が図れる体制を構築している。

なお、図書情報センター（図書館部門）の開館時間は、図書情報センター開設当初は 17 時までであったが、現在は 20 時まで延長するとともに月 1 回程度の土曜日開館を実施するなど、

順次サービスの充実を図っている。

【分析結果とその根拠理由】

図書情報センターでは、シラバスに記載されているテキストや参考図書を優先的に購入し、学生用基本図書については、各学部・センターの推薦に基づき購入・整備している。施設・設備面では、一般閲覧スペースに加え、グループ閲覧室、個人閲覧席、視聴覚コーナー等を設け学生の利用に供するとともに、特に情報端末を整備しインターネットによる情報収集の環境整備を図っている。

以上のことから、教育研究組織および教育課程に応じて図書等の資料が系統的に整備されるとともに、有効に活用されていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 環境をキーワードとする大学として、平成 16 年度に県拡大審査により ISO14001 を取得（登録期間：平成 22 年 3 月まで）して EMS（Environmental Management System：環境マネジメントシステム）に取り組んでいる。
- ・ 学生サークルの協力を得た省エネルギー活動や太陽光発電の活用などエコキャンパスの構築に努めている。
- ・ 図書情報センター 2 階、3 階の閲覧コーナーは、図書の閲覧とあわせて、インターネット接続できる無線 LAN を利用して文献検索やデータベースへのアクセスが可能な高度な調査研究環境が整備されている。

【改善を要する点】

特になし

(3) 基準 8 の自己評価の概要

本学においては、校地、校舎とも教育、研究活動を行う上で十分な面積を有しており、また、講義棟、自習室、実験室、演習室、図書館、体育関連施設、情報関連施設、農場・湖沼等の実験施設などの整備を進めて教育効果の改善と有効活用を図るとともに施設のユニバーサルデザインへの対応に努めている。

情報処理演習室の利用環境については、情報処理教育の専門課程等についても対応可能なアプリケーションソフトと処理機能の高い情報処理端末が配備され、機能している。

ネットワーク利用者については、情報セキュリティ等に関する遵守事項やネチケット等について、ホームページを通じての周知徹底を図っている。これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営および教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備されるとともに有効に活用され、教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備されていると判断する。

なお、図書情報センターについては、引き続き学術雑誌の電子ジャーナル化など ICT を活用しながら、蔵書や情報処理教育システムなどの一層の充実が望まれる。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

(1) 観点ごとの分析

観点 9-1-①： 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

【観点到に係る状況】

本学における教育活動に係るデータや資料は、基本的に公文書として扱われている。本学は、滋賀県情報公開条例で規定する実施機関としての適用を受けており、教育活動に係るデータや資料も公立大学法人滋賀県立大学文書管理細則で定める文書等の管理方法、保存期間等に基づき管理されている。

教務活動の実態を示す基本資料である時間割表、講義概要、学生の単位取得状況、学生の成績などについては、教務グループが一元的に管理・蓄積している。各年度末には、各学科長に学科所属学生の単位取得状況および成績一覧が配布され、それぞれの学科での学生指導に役立てる体制がとられているが、データ解析の体制は十分には整備されていない。

また、学生の試験答案、学部卒業論文、研究科学位論文（修士論文、博士論文）などについては、各教員が管理・蓄積しているほか、博士論文については図書情報センターでも保管・蓄積している。特に工学部においては、JABEE 対象科目の答案や提出物（紙ベースあるいは電子化したもの）を JABEE 事務室で一元的に管理し、5年間保管することになっている。

個々の教員の教育活動の実態調査は、各教員の自己評価に関連して行われ、この点検結果は学科長を通して学部長に提出され、保管・蓄積されている。

本学では、特に環境科学部および人間文化学部においてフィールドでの教育が活発であり、これらでは毎年度に授業実施後に報告書がまとめられており、これが各学科および本学図書館等に収集・蓄積されている。

また、全学共通科目全体に対する企画・運営の責任体制を確立するため、平成 21 年度に全学共通教育推進機構を設置し、全学共通科目に関する各種データを収集・蓄積するとともに各学部、学科へフィードバックしている。

【分析結果とその根拠理由】

学生の成績や単位取得状況などが教務で一元管理されていること、学生の答案等は各担当教員が保管していること（特に工学部では、JABEE 対象科目の答案等を一元管理保管していること。）、各教員の教育活動状況を自己点検評価に絡めてチェックしていること、フィールドでの教育活動の成果を印刷物として公表してこれを蓄積保管している。

以上のことから、教育活動の実態を示す資料と適切に収集し、蓄積していると判断する。ただし、教務データをもとに各種解析を行う体制の整備は、今後の課題である。

観点 9-1-②： 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

自己評価委員会が行っている学生による授業評価アンケートについては、履修登録者が少人数の科目の場合に実施していない学部もあるが、毎学期、全学で約7～8割の科目で実施されている。この集計結果は各教員に返却するとともに、各学部で開講した科目個々の集計結果をまとめたファイルを各学部長室で閲覧に供しており、各学部の教員はこれを閲覧できる体制がとられている。

また、自己評価委員会では、この授業評価アンケート内容等に関して教員への意見聴取も実施している（平成21年7月調査）。その結果、回答のあった教員のうち87.6%の教員が「授業評価アンケート結果を授業改善の参考にしている」と回答していることから、教員は授業評価アンケートを授業改善に活用していることが確認できる。

毎回の授業では、授業の双方向性を高めること等を目的として、各教員はレスポンスペーパーを実施することが原則になっており、これにより毎回の授業における学生の質問や意見などが教員に伝わり、教員はこれを授業にフィードバックできる体制になっている。前述の授業評価アンケート内容等に関しての教員への意見聴取の結果によると、回答のあった教員のうち78.4%がレスポンスペーパー等を実施しており、この取り組みが全学的に定着してきていることがわかる。

職員は学内の各種委員会に委員として出席して意見を述べており、それらは教育の質の向上・改善に役立てられている。

【分析結果とその根拠理由】

学生による授業評価アンケートが定期的に行われていること、毎回の授業でレスポンスペーパー等を用いることが原則とされていること等、教職員および学生に対する意見の聴取が行われ、教育の質の向上・改善に向けて具体的・継続的かつ適切な形で活かされていると判断する。

観点9-1-③： 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

学校教育法に基づく自己評価を踏まえた外部評価を定期的に行う（平成17年度、平成20年度）するほか、平成18年度に本学が公立大学法人化したことに伴い、役員会、経営協議会および教育研究評議会の構成員に学外者（役員会2人、経営協議会5人、教育研究評議会3人）を登用しており、本学の教育の現状について定期的に外部からの意見が反映される体制になっている。

このほか、観点6-1-⑤で前述したとおり卒業生アンケートの実施や、毎年実施している学生の就職支援のための「企業研究会」における企業関係者に対するアンケート調査など、卒業生や就職先の企業等の意見も聴取している。

また、学部ごとに特色ある取り組みも行われており、特に工学部においては、JABEEプログラムの企画・計画策定にあたって6名の外部委員を委嘱し、その意見を取り入れている。さ

らに、工学部支援会（工学部の支援を目的にして、約 30 の企業を構成員とする組織）の活動を通して、工学部の教育内容についての意見を聴取するほか、保護者会を開催して保護者のニーズを把握する取組みも行っている。

これらの意見を踏まえ、学外関係者の意見を取り入れた改善を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

教育研究評議会等に学外者を積極的に登用するほか、学部レベルでも学外からの意見の聴取に努めており、これらの意見を踏まえた改善に向けた取組みも行われている。

以上のことから、学外関係者の意見が教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

観点 9-1-④： 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

【観点到に係る状況】

毎学期末に行われる授業評価アンケートの集計結果は、各担当教員に通知され、個々の授業改善に資することができるようになっている。また、毎回の授業終了時に行われるレスポンスペーパー等の記載内容から、個々の教員は次回以降の授業にそれを活かすことができるようになっている。特にレスポンスペーパー等の取組により、学生と教師の双方向性が強まっている。これら個々の教員の努力は、教育方法・内容面の改善事項として、研究、地域貢献等とともに教員の自己評価表に記述され、大学としてこれを評価している。

また、授業評価アンケート集計結果は各学部長室で公開されていることから、平成 21 年度には、特に授業改善が必要と考えられる教員を学部長がアンケート集計結果等をもとにピックアップし、その教員の授業改善を各学科所属の教育実践支援室員とともに行うことを試行している。

【分析結果とその根拠理由】

授業評価アンケートやレスポンスペーパー等をもとに、各教員が自らの授業改善点を知ることができる体制になっている。また、教育実践支援室が中心となって行っている F D 活動についても、授業評価アンケートの結果や教員からの要望に応じたものが実施されている。

以上のことから、個々の教員は、自らの授業を改善したいと考えるならば、その評価結果に基づいて授業の継続的改善を行える具体的環境が整っていると判断するが、授業改善に消極的な教員をこのような環境へ誘導することが今後の課題である。

観点 9-2-①： ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点到に係る状況】

本学では、平成 18 年度までは各学部独自の F D 活動が実施されていたが、平成 19 年度にこれらを統合する形で全学組織としての教育実践支援室が発足した。教育実践支援室では、

学内のすべての学科から最低1人の教員が室員として活動しており、3つの柱（①教員の要望に応じた研修会、②授業コンサルティング、③教育方法の開発と教員へのフィードバック）を立てて活動を行っている。

研修会の内容について、導入教育科目の「人間探求学」に関しては、優れた授業方法や効果的指導方法を共有するため「人間探求学研究会」を開催し、文献検索法、ノートの取り方、レポートの書き方、プレゼンテーションやディスカッション法などの実践例と教育的効果について情報を共有している。研修会の様子はDVDに録画しており、何らかの都合で参加できなかった教員にこれを貸し出す体制がとられている。これらの研修会の実施後には、参加教員に対するアンケート調査が行われ、その研修内容の有効性がチェックされている。このアンケートでは個々の教員が授業で改善したい点の調査も行われており、その要望に応じた研修会を開催することで、個々教員の授業改善に資することが可能になっている。

また、授業評価アンケート等の結果から、教員自らが自身の授業改善を希望する場合、教育実践支援室員による授業コンサルティングを受けることができる。コンサルティングでは、教育実践支援室長が教員の授業を5～10回継続して見学して改善点と改善方法を示し、改善状況を次の授業で確認している。平成21年度までに9人の教員が受け、授業改善の効果をあげている。

また、各学期中に約1か月の授業見学期間（6月、11月）を設けており、ほとんどの授業が自由に見学でき、見学した教員は授業担当教員にコメントを渡すこととしている。特に教育実践支援室員は積極的に授業見学を行っており、必要に応じて授業コンサルティングへの誘導等を行っている。また、TAやES（エデュケーション・サポーター：教育補助員 ※）の活用法とその効果の検証も行っている。

このほか、多数の教員が参加する科目、例えば、環境科学部の「環境フィールドワークⅠ・Ⅱ・Ⅲ」や人間文化学部の「環琵琶湖文化論実習」は、担当者による委員会・会議によって運営されており、当該委員会・会議で定期的に授業の進捗や問題点・改善点についてチェックを行い、担当者はその結果を学んで授業改善に生かしている。

【分析結果とその根拠理由】

教育実践支援室を中心として、個々の教員の希望に応じた授業改善に資することができる取組が組織として行われている。特にその内容が、授業改善に直結する極めて実践的内容であることが特徴的である。また、多数の教員が担当する科目については、授業運営を目的とした委員会が機能している。

以上のことから、FD活動が適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業改善に結びついていると判断する。

観点9-2-②： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【観点到に係る状況】

本学では、TAは本学が定めるティーチング・アシスタント取扱要綱にしたがって採用され、教育補助業務に従事している。TAの業務の内容については担当教員による指導がなさ

れているとともに、TAには毎月の報告が義務づけられており、これらにより一定の質保証がなされている。

実験実習助手について、環境科学部では、管轄の委員会がその業務要領・業務内容等に対する規定を定めており、定期的開催される該当委員会で教員と実験実習助手と意見交換を行うことで業務内容の改善を図っている。工学部では、実験実習助手について実験実習担当教員の監督の下で業務を行っている。人間文化学部ではその科目を担当する教員による業務指示および指導に任せている。人間看護学部では、各領域が業務内容に対する定めをもっており、実験実習助手に対する指導も領域ごとに行われている。

事務局職員に対しては、研修体系が整備されており、職階や職務にあわせて各種研修が行われている。

【分析結果とその根拠理由】

TAに対する取り扱い要綱が定められ、月例の報告がなされていること、実習助手の職務に関してこれをマネージする組織が学部によっては構築されていること、事務職員に対する研修体系が整備されていることから、教育支援者等に対する質向上を図るための取組がなされていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 個々の教員の教育活動状況が、各教員の自己評価に関連して行われており、その結果は学部長等に報告されている。
- ・ 授業評価アンケートやレスポンスペーパー等が定期的・継続的に実施されており、個々の教員はこれをもとに自らの授業を反省し、その改善に資することができるとともに、教員が希望すれば極めて実践的な授業改善・教育技術改善を教育実践支援室の援助のもとで受けられる体制がとられている。
- ・ 教育実践支援室主導で行われている各種プログラムは、授業改善のために極めて実践的なものであり、高い効果を得ている。

【改善を要する点】

- ・ 教務データは一元的に収集・管理されているが、データ解析体制について今後さらに強化していく必要がある。また、授業評価アンケート結果等をもとに、学部長が授業改善を必要とする教員をピックアップし、具体的な教育改善プログラムへつなげる取り組みは平成21年度から始まったところであり、今後はこれをさらに押し進めていく必要がある。

(3) 基準9の自己評価の概要

学生の成績などの教育活動の状況を示すデータについては、規定に基づき教務グループにおいて一元管理しており、毎年度末に各学科所属学生の成績状況が各学部学科に知らされ、学生個々の指導に供されている。

学外者の意見については、自己評価に基づく外部評価を定期的実施するとともに、平成18

年度からの公立大学法人化により役員会、経営協議会、教育研究評議会等に学外者を積極的に登用し、そこで得られた学外関係者の意見を積極的に取り入れ、教育の質の向上、改善に向けての取り組みを行っている。このほか学部レベルにおいても、企業、保護者等の意見の聴取に努めている。

学生からの意見聴取は、各科目で授業評価アンケートを行うとともに、授業の双方向性を高めるために授業にレスポンスペーパー等を全学的に導入しており、個々の教員はこれをもとに授業改善を行うことができる。

また、全学的にFDを組織的に行うために教育実践支援室が設置されている。教育実践支援室では、教員の要望に応じた研修会の実施や教員へのコンサルティングなど、極めて実践的な授業改善のためのプログラムが組み立てられており、効果をあげている。この他にも、教員グループによる授業運営委員会・会議も授業改善に効果的に働いている。

以上のことから、教育の質の向上と改善のためのシステムや取り組みは有効に機能していると判断する。

基準 10 財務

(1) 観点ごとの分析

観点 10-1-①： 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。
また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

本学は、大学運営に必要な土地・建物等すべての資産について、平成 18 年度の公立大学法人化の移行時に滋賀県から出資または承継している。本学の平成 22 年 3 月 31 日現在の資産は 20,913,044 千円で土地や建物等の固定資産が 19,386,292 千円と約 93%を占め、土地 323,013 m²、建物 76,750 m²を有している。一方、負債は固定負債および流動負債を合わせ 4,638,920 千円で、このうち資産見返負債が約 66%を占めている。

【分析結果とその根拠理由】

本学は、大学運営に必要な土地・建物等すべての資産について、法人化移行時に滋賀県から出資または承継しており、負債についても借入金はなく、資産見返負債など大部分が返済を要しない負債である。

以上のことから、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有していると判断する。

観点 10-1-②： 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点到係る状況】

本学の経常的収入は、県からの運営費交付金、学生納付金等の自己収入および外部資金で

構成されている。このうち外部資金については、本学PR用パンフレットを作成し、企業訪問等を実施してその確保に努め、学生納付金についてもオープンキャンパス等における体験実習、高校訪問、高大連携講座の実施等により、志願者・入学者の確保に努めている。

なお、運営費交付金の減少分は、外部資金の確保により教育研究活動を低下させないように努めている。

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、学生納付金については、適正な学生数の確保に努め安定的な収入を確保している。また、外部資金についても社会情勢等に影響されやすい状況の中、収入額が増加していることから、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

観点 10-2-①： 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

収支に係る計画は、予算、収支計画および資金計画として、中期計画および年度計画において定めている。中期計画においては平成 18 年度から平成 23 年度までの、年度計画においては当該年度についての予算、収支計画および資金計画を定めている。これらの計画については、役員会、経営協議会等の審議を経て決定され、中期計画については滋賀県知事の認可を受けるとともに、年度計画については各年度ごとに滋賀県知事へ届け出ている。また、これらの計画は大学ホームページにも掲載し、広く公表している。

これらの計画を踏まえた上で、毎年度予算編成方針を定め、この方針の下に予算編成を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

大学の予算、収支計画および資金計画は、学内諸会議の議を経て理事長が決定し、中期計画に係るものについては県知事に申請し、認可を受けている。また、各年度に係る予算、収支計画および資金計画は経営協議会、役員会の議を経て理事長が決定しており、これらは大学ホームページに掲載している。

以上のことから、適切な収支に係る計画が策定され、関係者に明示されていると判断する。

観点 10-2-②： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

本学の平成 21 年度の収支状況は、経常費用が 4,418,393 千円、経常収益は 4,605,666 千円となっており、臨時損失、臨時収益および目的積立金取崩額を加味した当期総利益は 242,772 千円を計上している。

また、中期計画で定められている短期借入金の借入限度額は 7 億円となっているが、借入れは行っていない。

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、本法人における過去4年間の収支はいずれも黒字であり、平成21年度の収支の状況は、242,772千円の当期総利益を計上しており、また、短期借入金も有していないことから、支出超過とはなっていないと判断する。

観点 10-2-③： 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点到に係る状況】

本法人における学内の予算配分は、事前に予算編成方針を策定・周知し、事業計画について各部局からの詳細な聴取を行った後、予算案を策定し、経営協議会および役員会の議を経て決定している。

教育研究活動に必要な経費として、平成22年度は665,925千円を配分している。一般研究費の配分については、基礎配分と業績評価配分とに分けて配分している。基礎配分は、若手教員の研究活動を活性化させるために職階別傾斜配分を撤廃し、職階にかかわらず一定額を配分している。業績評価配分は、教育活動、研究活動、地域・社会貢献および学内貢献の4区分で教員が行った自己評価に基づき、A・B・Cの3区分に評価し、これに基づいて配分している。さらに、研究を一層活性化させるため、学内の競争的研究費として特別研究費（重点領域研究・特別研究の2区分）17,000千円を確保し、研究計画の審査を行って配分している。

また、外部資金、競争的資金のさらなる獲得のインセンティブを働かせるため、間接経費の一部を所属する学部等に還元し、研究環境の整備を図っている。

【分析結果とその根拠理由】

教育研究活動に要する経費については、運営費交付金が減額される中で毎年度同額程度を確保し、事業経費や競争的経費を配分する際には、教育・研究の重点化、活性化を図り、本学の発展に寄与する教育研究活動に対して効率的に配分している。

以上のことから、適切な資源配分がなされていると判断する。

観点 10-3-①： 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

【観点到に係る状況】

本学の財務諸表等については、地方独立行政法人法の規定に基づき、滋賀県知事の承認を受けた後、滋賀県公報に公示し、かつ、財務諸表、事業報告書、決算報告書ならびに財務諸表、決算報告書に関する監事および会計監査人の意見を付した書面を閲覧に供している。また、これらの書類とともに本学の財務状況に関して図表化して分かりやすく示した決算概要を作成し、大学ホームページに掲載している。

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、本学の財務諸表等は、法令に基づき財務諸表を滋賀県公報に公示し、かつ、

財務諸表等を閲覧に供するとともに大学ホームページに掲載していることから、法人の財務諸表等は適切な形で公表されていると判断する。

観点 10-3-②： 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

【観点到に係る状況】

財務の会計監査については、内部監査、監事監査、会計監査人による監査を実施している。内部監査は、公立大学法人滋賀県立大学内部監査規程に基づき監査計画を策定し、この計画に基づき法人独自の監査を執行している。監査終了後は、監査報告書を作成し、理事長に提出している。

監事監査は、滋賀県から選任された監事が公立大学法人滋賀県立大学監事監査規程に基づき監査計画を策定し、法人業務および財務会計の監査を実施している。監査終了後は、監査報告書を作成し、理事長に提出している。

会計監査人の監査は、滋賀県から選任された会計監査人による財務諸表、事業報告書（会計部分のみ）、決算報告書についての監査を受けている。

また、年数回程度、監事、会計監査人、内部監査担当者による連絡会を開催している。

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、財務については、内部監査および監事監査については法人の規程に基づき、会計監査人の監査は法令に基づきそれぞれ監査が実施されており、いずれも適正である旨の監査報告書が提出されていることから、財務に対する会計監査等は適正に行われているもの判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 一般研究費の配分において職階別傾斜配分を撤廃して業績評価に基づく配分を導入したり、学内競争的研究費の確保・配分を行うことにより、競争的環境を醸成し研究活動の活性化を図っている。
- ・ 外部資金、競争的資金の獲得額は年々増加している状況にあり、さらに獲得のインセンティブを働かせるため間接経費の一部を所属する学部等に還元し、研究環境を整えている。

【改善を要する点】

該当なし

(3) 基準 10 の自己評価の概要

本学の資産は、大学運営に必要な土地・建物等すべてを法人化移行時に滋賀県から出資または承継しているとともに、財源についてもこれまでどおり継続的に措置されていることから、安定した教育研究活動の遂行が可能である。学生納付金についても適正な学生数により継続的

な収入を確保しており、外部資金についても右肩上がりの継続的な収入を確保している。

また、教育・研究レベルの確保に必要な基盤的経費および競争的経費を配分する際には、教育・研究の活性化および重点化を図るなど、適切な資源配分がなされている。

財務諸表等については、滋賀県知事の承認後、滋賀県公報に掲載し、監事および会計監査人の意見とともに閲覧に供し、大学ホームページに掲載するなど適切な形で公表している。また、財務に対する監査として、法令等に基づき内部監査、監事監査および会計監査人監査が実施され、いずれも適正である旨の報告書が提出されている。

以上のことから、大学の教育研究活動を適切かつ安定して遂行できるだけの財務状況にあると判断する。

基準 11 管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点 11-1-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点到係る状況】

法人化後、本学は、迅速な意思決定により効果的な大学運営を行うため、理事長、副理事長および理事で構成する「役員会」を置くとともに、学長を補佐するため大学運営の重要課題等に応じて担当理事を配置した。また、組織を活性化させるため学外の有識者、専門家を役員や審議機関委員に配置したほか、法人と大学の一体運営を推進するため、常勤理事が副学長を兼務している。さらに、法人決定事項を円滑に推進し、学部等の意見を法人運営に反映させるため、常勤役員と学部長等で構成する「連絡調整会議」を設置している。事務組織は、事務局を置き、事務局長のもとに7グループを配置している。管理運営事務については、定期的（週1回）に調整協議する「局内会議」を設置している。

また、危機管理等の体制については、平成20年10月に危機管理規程を整備して危機管理体制の組織、業務および権限を規定するとともに、危機管理対策基本マニュアルも策定して対応策などの基本的枠組みを明確にした。

【分析結果とその根拠理由】

管理運営組織は、法令に基づき理事長選考会議、役員会、経営協議会、教育研究評議会、教授会を設置するとともに、学長のトップマネジメントによる機動的、戦略的な大学運営を推進するための体制および学長を補佐する体制等が整備されている。また、役員や審議機関委員への学外者の積極的な登用が図られている。

事務組織は、法人に事務局を置き、副理事長が兼務する事務局長が事務を掌理し、7グループからなる事務局の総括、調整を行っている。各グループは、管理運営・教育研究を支援するとともに、大学運営にも参画している。

以上のことから、管理運営のための組織および事務組織は、大学の目的の達成に向けて支

援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っており、危機管理等に係る体制も整備されていると判断する。

観点 11-1-②： 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点に係る状況】

審議事項については、該当する会議の審議を踏まえた上で、理事長・学長が意思決定を行っている。また、役員会等の付議事項や重要施策の協議、役員間の密な情報交換を行うため、毎週火曜日には常勤役員による「役員会議」を開催し、学長のリーダーシップを支える体制を取っている。法人と大学および大学の部局間に係る重要事項については、連絡調整会議で調整を行っている。

教授会の審議事項は、学部・研究科等の教育研究に関する事項に精選し、学部長等を中心とした迅速で機動的な学部運営を行っている。また、学部横断的な事項を審議するため、法令に定めるもののほか、大学附属施設の運営に関わる委員会、教育研究に関わる常設委員会等を設置し、委員長に理事を充てている。

【分析結果とその根拠理由】

管理運営に関する事項は、必要に応じて経営協議会、教育研究評議会で審議され、役員会の議を経て、理事長・学長が意思決定をしている。また、理事長・学長を補佐するため、大学運営の重要テーマ等に応じて担当理事を配置し、事務局各グループの所管業務に対応させている。各委員会の長には、学長を補佐する担当理事を充て、具体的な事業実施の判断を委ねることにより、機動的な業務遂行を確保している。

以上のことから、責任体制、意思決定のプロセスは明確であり、かつ組織間の連携も図られており、大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

観点 11-1-③： 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

役員会、経営協議会および教育研究評議会には外部の有識者が加わっており、それにより学外のニーズに対する適切な対応を行っている。また、学内構成員のニーズは連絡調整会議等を通じて把握しており、これら学内外関係者のニーズを管理運営に反映させている。

学生については、自己評価委員会による授業評価アンケートを実施しているほか、学年担任・グループアドバイザー制など各学科、学年ごとに様々な学生支援体制を整えており、こうした日常の取り組みから学生のニーズを把握し、学生支援センターで一元的に集約している。

事務局職員については、事務局長、事務局次長、グループ統括および学部等調整担当の職員で構成する「局内会議」を設置し、定期的に事務局内の意思疎通および連絡調整を図って

いる。

【分析結果とその根拠理由】

役員会、経営協議会および教育研究評議会に学外の有識者を加えることにより、学外関係者のニーズを把握し、審議を通じて管理運営に反映させている。学生については、授業評価アンケート等を実施するほか、様々な学生支援体制を通じて学生のニーズを把握している。事務局職員については、局内会議を毎週月曜日に開催することにより意思疎通および連絡調整を行っている。

以上のことから、学内外関係者によるニーズを把握し、管理運営に適切に反映できる体制を整備していると判断する。

観点 11-1-④： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点到に係る状況】

本学では、監事 2 人（非常勤）を置いている。監事は、公立大学法人滋賀県立大学監事監査規程に基づき各年度ごとに監査計画を策定し、それに基づき監査（法人の業務と財務会計についての定期監査および必要に応じて実施する臨時監査）を実施している。

監事は、毎月 2 回、役員会に出席するとともに、随時、業務の実施状況、重要文書、諸会議の実施状況などの調査・確認を行っている。年度終了後には監査計画に掲げる監査の重点事項を中心に、内部監査や会計監査人監査と連携し、会計年次監査結果をとりまとめ、理事長に監査結果を報告している。

【分析結果とその根拠理由】

監事は、地方独立法人法および本学で定めた監査規程、監事が定めた監査計画等により、業務監査を適切に実施するとともに、会計監査については、会計監査人の報告を受け、財務諸表、決算報告書の監査を行っている。また、必要に応じて役員会などの重要会議に出席する他、業務およびその実施状況の調査・確認を行っている。

以上のことから、監事として適切な役割を果たしていると判断する。

観点 11-1-⑤： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点到に係る状況】

事務局職員の管理運営に関する資質の向上を図るため、公立大学法人滋賀県立大学事務局職員人材育成方針を策定して、大学の新たな課題に対して柔軟かつ迅速に対応できる人材や、大学の事務のエキスパートとしての自覚を持ち絶えず研鑽に努める人材の育成を目指して、管理運営に関わる職員研修を進めている。

この人材育成方針に基づき、新規採用職員や新任職員に対する職務に関する基礎的な知識の習得や、企業会計など実務の基礎知識を習得する財務会計研修など職務の遂行に必要な研

修はもちろん、大学職員として経営意識や人権意識を高める意識啓発研修も実施して自己改革の姿勢を高める研修を行っているほか、設置団体である滋賀県が実施する階層別研修および新規採用職員研修等に参加させている。

また、公立大学協会が開催するセミナー等に職員（毎年5人程度）を参加させるとともに、立命館大学が主催する「大学幹部職員養成プログラム」に中堅職員を派遣（毎年1人・通年）してスキルアップを図っている。

【分析結果とその根拠理由】

管理運営に関わる職員の研修等については、公立大学法人滋賀県立大学事務局職員人材育成方針に基づき、職務に必要な知識や技術等を習得する研修を計画的に進めるとともに、今後の大学経営の幹部となる職員を養成するため、高度で専門的なセミナーにも職員を派遣している。

以上のことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

観点 11-2-①： 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点到に係る状況】

管理運営に関する基本方針として、本学の中期目標において、「迅速な意思決定により、効果的な大学運営を行うため、学長のトップマネジメントによる運営体制を構築するとともに学外者の積極的な登用を図り、意思決定プロセスの透明性の確保や開かれた大学運営を確立する。」を掲げている。

その方針を踏まえ、理事長については理事長の選考および解任等に関する規程が整備され、役職員については組織規程や大学に置く職およびその選考に関する規程、事務局に置く職の設置に関する規程などにより、それぞれの選考、責務および権限が定められている。

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、管理運営に関する方針は、中期目標として明確に定められ、それを踏まえる形で管理運営に関する諸規程が整備され、管理運営に関わる役員等の選考、責務、権限等も規程等として制定され明確に示されていると判断する。

観点 11-2-②： 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

【観点到に係る状況】

大学の活動状況は、教員の基本的な情報をデータベースとして蓄積するとともに、大学のホームページに積極的に掲載し、学内教職員のみならず外部にも公表して、学内の教職員と学外関係者の情報の共有を図っている。

学内教職員向けには、大学の基本的な情報としての定款をはじめとする規程類や学内者向けの情報などは、学内グループウェアや大学データベースシステムに掲載して大学の構成員が活用できるようにしている。また、毎月「滋賀県立大学学報」を発行して大学の主な活動状況を周知するとともに、各学部・研究科・センターも定期的に発行する年報に活動状況を取りまとめ、学内外の関係者に配布している。

【分析結果とその根拠理由】

大学の構成員が適切な判断を行うために必要な情報については、必要な時にアクセス可能なようにホームページや学内グループウェア、大学データベースシステムで提供できている。

また、大学の主な活動は学報に集約され、後年への記録として蓄積されている。さらに各学部・研究科・センターの専門的な分野の活動については、定期的な年報にとりまとめられ、経年的に提供されている。

以上のことから、大学の教職員は必要な時に、必要な情報を入手することができる仕組みが構築され、日常業務に活用できていると判断する。

観点 11-3-①： 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

【観点到に係る状況】

本学では、平成7年4月の開学以来、自己評価委員会を設置し、大学の総合的な活動について、自己点検・評価に取り組んできた。平成11年3月に最初の自己点検・評価を実施し、報告書を刊行した。第2回目は、法人化を控えた平成17年度に自己評価・点検を行い、平成18年3月に報告書を刊行・公表した。

法人化後は、大学全般の評価関係を所掌する研究・評価担当理事の下に自己評価委員会を置き、平成19～20年度に各学部等を対象とした自己点検・評価を、平成20年度に全学を対象に自己点検・評価を行い、報告書として取りまとめている。これらの結果は、いずれも大学ホームページ上で公表している。

また、本学は平成18年度から公立大学法人化していることから、毎年度の年度計画の業務実施状況について自己評価を行い、業務実績報告書として取りまとめて公表している。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、開学以来、自己評価委員会を設置し、大学の総合的な活動について、自己点検・評価に取り組んできており、その結果は大学ホームページで広く公表している。また、平成18年度からは公立大学法人として、毎年度の年度計画の業務実績状況についての自己評価を行い、その結果を公表している。

以上のことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

観点 11-3-②： 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

【観点に係る状況】

平成 17 年に実施した第 2 回目の自己評価・点検について外部委員による評価を実施し、その結果を平成 18 年 3 月に公表している。次いで、平成 19～20 年度に実施した全学および各学部等を対象とした自己点検・評価について、平成 20 年 9 月（各学部等）および平成 21 年 5 月（全学）に外部委員による評価を実施し、その結果を大学ホームページ上で公表している。

また、毎年度の年度計画に対する業務の実績に関する自己評価報告書についても、滋賀県公立大学法人評価委員会の評価を受けており、その評価結果を大学ホームページで公表している。

なお、本学は、平成 22 年度に大学評価・学位授与機構による認証評価を受けることとしている。

【分析結果とその根拠理由】

平成 17 年に行った第 2 回目の自己評価・点検および平成 19～20 年度に行った第 3 回目の自己点検・評価に対して、いずれも外部委員による外部評価を実施し、その結果を大学ホームページで公表している。また、法人化後は、年度計画に係る業務の実績について滋賀県公立大学法人評価委員会の評価を受け、その結果を大学ホームページで公表している。

以上のことから、本学では自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が十分に実施されていると判断する。

観点 11-3-③： 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

自己評価・外部評価の結果は、ホームページ等を通じて広く公表し、改善が必要な事項については各層からの意見・改善提案に努めるとともに、自己評価委員会において指摘事項に対する各学部等の対応状況を把握し、改善に反映させる取り組みを行っている。

また、毎年度の年度計画に対する法人評価の評価結果が低かったものについては改善のための取組みを定め、次年度の法人評価委員会でその結果を報告している。

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、本学では、自己評価委員会、連絡調整会議等を通して評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

観点 11-3-④： 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

【観点に係る状況】

大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信するため、法人化に際して企画広報を所掌する経営戦略グループを新設することにより、企画広報部門を強化した。大学ホームページについては、平成18年7月に全面改訂し、教員の研究成果への外部からのアクセスの利便性を高めるとともに、在学者向けメニューを新設し、講義概要等プログラム、キャンパスライフ、就職情報等の内容を整理充実して掲載した。広報活動の強化に関しては、広報委員会において広報の手引き（学生向け・教職員向け）を作成するなどその機能を強化するとともに、学報の発行、大学広報誌「県大 jiman」、英語版大学概要の更新等、学内外への情報発信を積極的に行っている。

また、新聞掲載実績による提供のあり方の分析や新入生への広報媒体の有効度調査により広報効果の分析を行い、広報戦略の見直しや改善を図っている。その結果、本学が新聞に掲載された件数は、法人化前の平成17年度と比較すると、平成21年度は約96.9%も増加している（平成17年度：320件→平成21年度：630件）。

【分析結果とその根拠理由】

法人化に際して、大学における教育研究活動の状況やその活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信するため、企画広報を所掌する経営戦略グループを新設することにより、企画広報部門を強化している。

以上のことから、本学は、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 理事長・学長のトップマネジメントによる大学運営を行うとともに、時代に即した学外のニーズを把握するため、非常勤役員に企業経験者を起用するとともに、経営協議会は構成員の半数（5名）、教育研究評議会は3名の外部有識者を委員として任用するなど、学外者の積極的な登用を図っている。
- ・ 広報機能の強化を図る取り組みを積極的に推進しており、新聞への掲載件数は大幅に増加している。

【改善を要する点】

該当なし

(3) 基準11の自己評価の概要

管理運営組織は、法令に基づく「理事長選考会議」、「役員会」、「経営協議会」、「教育研究評議会」、「教授会」を設置するとともに、理事長・学長のトップマネジメントによる機動的、戦略的な大学運営を推進するための体制および理事長・学長を補佐する体制等が整備されている。また、役員や審議機関委員への学外者の積極的な登用が図られている。

事務組織は、法人に7グループからなる事務局を置き、管理運営・教育研究を支援するとと

もに、大学運営にも参画している。管理運営のための組織および事務組織は、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っている。

管理運営に関する事項は、必要に応じて経営協議会、教育研究評議会で審議され、役員会の議を経て、理事長・学長が意思決定をしている。また、理事長・学長を補佐するため、大学運営の重要テーマ等に応じて担当理事を配置し、事務局各グループの所管業務に対応させている。

学内委員会の長には、理事長・学長を補佐する担当理事を充て、具体的な事業実施の判断を委ねることにより、機動的な業務遂行を確保している。責任体制、意思決定のプロセスは明確であり、かつ組織間の連携も図られており、大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっている。

「役員会」、「経営協議会」および「教育研究評議会」に学外の有識者を加えることにより、学外関係者のニーズを把握し、審議を通じて管理運営に反映させている。

学生については、授業評価アンケート等を実施するなど、大学への一般的ニーズに関する意見聴取を行っている。また、事務局職員については「局内会議」を定期的を開催することにより意思疎通および連絡調整を行っており、学内外関係者によるニーズを把握し、管理運営に適切に反映できる体制を整備している。

監事は、地方独立行政法人法および本法人で定めた監査規程、監事が定めた監査計画等により、業務監査を適切に実施するとともに、会計監査については、会計監査人の報告を受け、財務諸表、決算報告書の監査を行っている。また、必要に応じて役員会などの重要会議に出席する他、業務及びその実施状況の調査・確認を行っており、監事として適切な役割を果たしている。

管理運営に関わる職員の研修等については、マネジメント研修を中心に、他機関が企画する研修に参加させている。また、教職員・学生を対象とした人権問題研修会等が実施されており、職員の資質の向上のための取組が組織的に行われている。

管理運営に関する方針は、中期目標として明確に定められ、それを踏まえる形で管理運営に関する諸規程が整備され、管理運営に関わる役員等の選考、責務、権限等も規程等として制定され明確に示されている。

以上のことから、管理運営の状況については適切であると判断する。

2 選択的評価事項 A 「研究活動の状況」

(1) 観点ごとの分析

観点 A-1-①： 研究の実施体制及び支援・推進体制が適切に整備され、機能しているか。

【観点到に係る状況】

本学では、中期目標等に掲げた研究に関する目標を達成するために、研究・評価担当理事（副学長）の統括下に大学としての研究への戦略的取組みの企画、推進を行う研究戦略委員会を設置し、また、中期目標および中期計画においても目指すべき研究の方向性、大学として重点的に取り組む研究領域を明示し、年度計画に従って研究活動を展開している。

これら研究活動を推進する教育研究組織として、環境科学、工学、人間文化学、人間看護学の4学部・4研究科を設置するほか、教育研究機能を備えたセンターとして国際教育センターを設置し、研究者等を適切に配置するとともに、研究を支援する事務体制を組織している。

また、研究施設、教育研究支援施設として、地域産学連携センター、地域づくり教育研究センター、環境共生システム研究センター、図書情報センターを設置している。各部局においても、学術研究を推進するため附属研究センター・施設として、湖沼環境実験施設、圃場実験施設、ガラス工学研究センター、地域交流看護実践研究センターを設置している。

このような研究実施体制および支援・推進体制の状況、研究成果については、大学ホームページ、研究シーズ集、学部報、学部の研究報告書・研究紀要、専門誌などの様々な方法で公表されている。

【分析結果とその根拠理由】

中期目標等に掲げた研究に関する目標を達成するため、環境科学、工学、人間文化学、人間看護学の4学部・研究科と国際教育センターが設置され、必要な研究者の配置が行われるとともに、研究の推進に必要な附属施設も整備されている。また、研究の企画・立案のための組織として研究戦略委員会が組織されている。

また、研究成果等についても大学ホームページや研究者データベース、学部報等の様々な方法で発信できる体制が整備されている。

以上のことから、研究の実施体制および支援・推進体制が適切に整備され、機能していると判断する。

観点A-1-②： 研究活動に関する施策が適切に定められ、実施されているか。

【観点到に係る状況】

本学では、研究活動に関する施策は、中期目標、中期計画、研究の戦略的目標および研究拠点を定めているほか、研究費配分に関するものから研究活性化策や研究上の不正行為、生命倫理・動物実験に関するもの、さらに知的財産管理に関するものなどを定めている。

科学研究費補助金に代表される競争的資金については積極的な応募を勧め、これを支援するため平成20年度から特任教授を任用して申請書の作成等の指導を行い、申請率および採択率の向上を目指している。

学内の研究資金については、一般研究費のほか学内競争的資金として特別研究費（重点領域研究、特別研究）の配分を行い、大学の目的に沿った研究を推進している。特に、重点領域研究経費は、本学の高度な基礎研究、独創的な研究、学際的研究等における優れた研究グループに対して重点的に研究費の配分を行うものである。さらに、平成19年度からは、科学研究費補助金に申請したものの不採択になった課題の中から比較的评价の高かった課題に対して、次年度の再申請の準備のための経費を支給するほか、本学に新規に着任した教員に対しても研究のスタートアップを支援するため別途研究費を措置している。また、自己研鑽に専念し、教員の教育研究能力の向上を図るために、サバティカル研修制度（期間：6ヶ月間）を導入している。

国内外の共同研究についても各部局において活発に取り組んでおり、これを支援するために、長期および短期の在外研修制度を設けているほか、海外での国際会議における講演を支援する制度も設けている。さらに、研究上の不正行為の防止や生命倫理、環境・安全等などに関しても、各種委員会が設置されている。

その他、外部資金獲得のために地域産学連携センター教職員による積極的な情報提供や産学官連携コーディネートをを行っている。本学における知的財産の取扱いについては、知的財産ポリシーおよび発明委員会規程に依っている。なお、発明委員会等において、審査請求の可否など、知的財産の維持・管理および活用について検討を行い、知的財産の有効活用を図っている。

【分析結果とその根拠理由】

本学の理念・目標を踏まえた中期目標・中期計画に加えて研究の戦略的目標を策定し、研究推進に必要な資金の配分や施策、知的財産、技術移転、研究環境整備および安全等に関する規則などそれぞれを適切に定め、実施されている。

以上のことから、研究活動に関する施策が適切に定められ、実施されていると判断する。

観点 A-1-③： 研究活動の質の向上のために研究活動の状況を検証し、問題点等を改善するための取組が行われているか。

【観点到に係る状況】

教員の教育研究活動および社会連携活動などを多様な側面から評価し、その評価に基づいて一般研究費を傾斜配分する制度を導入している。具体的には、教員の業績を研究、教育、社会貢献および学内貢献の4区分に分け、それぞれ評価項目を定め、配点に従って個々の教員から提出された自己評価表により点数化している。一般研究費は、基礎配分と評価配分に二分し、基礎配分は職階別の配分をなくし一律に配分するとともに、評価配分は、教員評価の結果をもとに3段階に傾斜配分している。

この評価を行う組織としては、大学全般の評価関係を所掌する研究・評価担当の理事の所掌下の研究戦略委員会および事務局地域貢献研究推進グループがあり、基本的にはこれらの組織が研究活動の状況を点検・評価し、問題点等の改善を行っている。

また、研究活動のみならず教育研究活動を検証し、問題点を改善するため、全学の自己評価委員会および学部等ごとに自己評価委員会が設けられている。平成20年度には、各学部等を対象とした自己点検・評価および外部評価を実施し、その結果を大学ホームページで公表するとともに、研究者情報データベースを整備・公表している。

【分析結果とその根拠理由】

研究活動を評価し改善するための組織体制として、公立大学法人化以降は、研究・評価担当の理事が全学の評価関係の統括者として設置され、教員の教育研究活動を評価し、その結果に基づき研究費を評価配分する制度を導入してきた。また、その所掌下に研究戦略委員会、自己評価委員会が置かれ、各学部等では、学部長等を中心として、研究戦略企画員、自己評価委員会委員を含む各種委員会などが自己点検・評価の体制を構築し、自己点検・評価活動を

実施し、それに基づく自己点検・評価報告書を作成している。

以上のことから、研究活動の質の向上のために研究活動の状況を検証し、問題点を改善するための取組が行われていると判断される。

観点 A-2-①： 研究活動の実施状況から判断して、研究活動が活発に行われているか。

【観点に係る状況】

各学部・研究科等において各分野の特色を生かした研究を行うとともに、科学研究費補助金の積極的な応募に努めており、申請件数は毎年増加している。また、著書・論文発表数も年々増加し、平成 21 年度は飛躍的な増加をしている。

このほか、学部・研究科横断的な研究を推進するために、特別研究費（重点領域研究、特別研究）を配分して研究を実施している。本学の研究目標のひとつである琵琶湖を中心とした研究について、県立研究機関である琵琶湖博物館と琵琶湖環境科学研究センターとの間で琵琶湖の総合研究を進めることの基本合意をし、平成 22 年度から機関連携と部局横断型の研究を開始している。

各学部・研究科等の研究活動の実施状況は、以下のとおりである。

〔環境科学部・環境科学研究科〕

環境科学部・環境科学研究科では、環境生態、環境政策・計画、環境建築デザイン、生物資源管理の各分野において、環境と調和した循環型社会の実現に寄与するための研究活動を行ってきた。研究活動の状況（件数はいずれも平成 20 年度実績）は、著書・論文（175 件）、作品・報告書（155 件）、学会発表・講演会（323 件）である。科学研究費補助金の申請件数は毎年度 40 件程度あり、受託研究・共同研究、奨励寄付金の総件数および獲得金額もここ数年で大きく増加し、活発な研究が行われている（平成 18 年度実績：18 件、26,309 千円→平成 21 年度実績：30 件、58,111 千円）。

また、グローバル COE へ申請を目的とした研究共同体制づくり、環境共生システム研究センターとの共同研究、県内研究機関（琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館等）との共同研究など研究の活性化、高度化への取り組みを活発に行っている。

更なる取り組みとして、研究戦略委員会の方針のもとに「琵琶湖モデル構築に関する研究」を学部・研究科の基本研究テーマとして位置づけ、研究目標の設定、研究課題の抽出、研究手法の開発について学科横断的な検討を進めている。

〔工学部・工学研究科〕

工学部・工学研究科では、材料科学、機械システム工学において、環境に配慮したバイオ燃料の研究、琵琶湖の深層水のマイクロバブルによる浄化の研究、自然界に存在する水系植物からの有機材料の抽出の研究、廃プラスチック再生法の研究、環境調和型製品設計の研究、健康福祉にも配慮した障害者支援機器システムの研究、有機および無機材料を使用した太陽電池や水素蓄積技術の基礎研究、ナノレベルの生産システムの開発、人とシステムとの融合に関する研究などが活発に行われている。さらに、平成20年度に設立された電子システム工学科において、既存の研究分野との融合を図りながら電子回路、通信システム、パワーエレクトロニクス、センシングおよび情報における研究をスタートさせた。

また、著書・論文数が平成20年度から平成21年度にかけて大きく増加するとともに、科学研究費補助金の申請件数も年々増加し平成22年度は44件となっている。受託研究、共同研究および奨励寄付金もあわせて毎年度60件程度実施しており、活発な研究が行われている。

[人間文化学部・人間文化学研究科]

人間文化学部・人間文化学研究科では、地域文化学、生活デザイン学、生活栄養学、人間関係学の各分野において、多様な研究活動が行われている。平成19年度から平成21年度までの3カ年の研究実施状況を示すものとして、著書・論文数が118件、128件、178件と年々増加するとともに、科学研究費補助金の申請件数も28件、29件、35件と増加している。受託研究、共同研究および奨励寄付金の外部資金についても3年間で計63件、52,419千円を獲得し、活発な研究を行っている。また、平成21年度における本学特別研究費による研究プロジェクトも5件行っている。

他大学・研究機関の研究者との共同研究も活発で、学部教員が中心となって学術的シンポジウムの開催等も行われている。

[人間看護学部・人間看護学研究科]

人間看護学部・人間看護学研究科は看護、医学、福祉に関わる様々な分野において健康増進や疾病予防に寄与する研究活動を行ってきた。研究組織としては、ウイルス研究などの基礎的研究、あるいは気管支喘息や骨代謝に特化した臨床研究などを行っている専門基礎グループ、県内市立病院や本学工学部と共同で看護職の腰痛対策を研究している基礎看護と成人看護のグループ、母性・助産に関わる研究を行っているグループ、地域における高齢者の認知症予防や安全な立ち上がりを検討している地域・老年グループ、代替療法のうち、特にリンパドレナージの効果判定やその普及に関する検討を行っている成人看護のグループ、さらに、本学部看護実践研究センターを通して、県内の各施設職員とのさまざまな共同研究などが盛んに行われている。また、他大学や研究機関との共同研究や企業の研究開発も行われている。

これらの研究を通して、平成17年度から平成21年度までに本学部の教員が発表した研究業績の総数は、著書54件、学術論文141件、学会発表268件である。また、科学研究費補助金に対しては毎年度15件程度申請してするとともに、受託研究、共同研究、奨励寄附金の外部資金による研究や地域交流看護実践研究センターを通じての地域の看護職・福祉職との研究補助活動、共同研究も行われている。

[国際教育センター]

国際教育センターでは、英語学、イギリス文学、宗教学、英語教授法、中国語史、言語学、フランス文学、ドイツ語学、運動生理学の各分野において、それぞれの専門分野の研究だけでなく、「外国語」、「健康・体力科学」といった基礎教育へ寄与する研究活動を行ってきた。当センター所属の教員は毎年論文1篇を『国際教育センター研究紀要』に掲載する義務を負っている。それ以外に学会誌をはじめとする査読付きの学術雑誌への掲載、学術図書の出版も多い。国際学会等への研究発表は、本学の在外研修費や国際学会等研究発表助成費等の交付を受け、多数の派遣が見られ（平成17年度以降、アメリカ、カナダ、ドイツ、イギリス、フランス、スウェーデン、中国、タイ、計13件）、積極的に国際的に活動している。研

研究資金への応募状況は本学の特別研究費、科学研究費補助金等の競争的研究資金への応募も年々増加してきている。また、学内のプロジェクト研究、他大学や企業との共同研究は健康・体力科学系列において増加を示している。

【分析結果とその根拠理由】

以上のような研究活動の実施状況から見て、各学部・研究科等においてそれぞれの研究活動の活性度に相違が見られるが、大学全体としてみると著書・論文発表数、学会発表数、招待講演数は多く、また、科学研究費補助金に申請する教員は全教員の7割程度であるが、申請件数は年々増加している。さらに、学部・研究科横断的な研究に意識的に取り組むなど、研究活動への取り組みは積極的に行われている。

以上のことから、研究活動の実施状況から判断して、本学の研究活動が活発に行われていると判断できる。

観点A-2-②： 研究活動の成果の質を示す実績から判断して、研究の質が確保されているか。

【観点到に係る状況】

科学研究費補助金の採択については、採択件数の増加を目標に掲げて努力した結果、採択件数は年々増加する傾向にある。とりわけ、平成22年度分として新規申請したものの採択率は大きく上昇し、研究機関別では全国第21位、公立大学では最上位となった。また、最近では若手教員を対象とする研究種目に係る採択率が非常に高くなっている（若手研究（B）の新規採択率：平成21年度は52.9%、平成22年度は53.8%）。

受託研究・共同研究においても、国、県等の共同開発プロジェクトなどの地域貢献型の研究を含む質の高い研究を行っており、外部資金獲得額は年度による大きな変化はないが、成果を上げている。奨励寄付金については、獲得件数にはあまり変化はないが獲得額は増加傾向にある。研究成果における学会等受賞件数についても、法人後4年間で56件獲得している。

各学部・研究科等における研究活動の成果は、以下のとおりである。

〔環境科学部・環境科学研究科〕

自然科学系の分野に関する研究の成果は、国内外の査読付学術誌に掲載されており、研究の質について客観的評価を得ている。社会科学系の分野に関する研究の成果は、著書や論文として公表するとともにNPO活動やワークショップを通して社会に還元するなど、研究の質についての評価を得ている。建築デザイン系分野に関する研究では、学術論文に加えて、建築設計や調査計画に中心的立場で関与して得た成果を建築ジャーナル等で公表し、研究の質について客観的評価を得ている。これら研究成果に対して、日本作物学会論文賞（平成14年）、農業土木学会学術賞（平成16年）、日本陸水学会学会賞（平成18年）、日本都市計画学会賞（平成18年）、日本建築学会賞（平成20年）等を受賞している。平成19年度から平成21年度までの3カ年で学会および団体等から17件の賞を受賞している。

また、研究分野における国際交流の観点から、国際湖沼環境委員会（ILEC）への参画や湖南農業大学、海南大学（中国）、アウクスブルク大学（ドイツ）、蔚山大学（韓国）との大学・学部間協定の締結を通して、共同研究の実施や研究成果を共有するなど、研究の質の向

上に努めている。

[工学部・工学研究科]

工学部・工学研究科では、切削工具へのコーティング技術の開発、バイオディーゼル燃料とエンジンシステムの基礎研究、ガラスの物性論レベルの研究および破壊のメカニズムの解明、ナノファイバーの技術開発、マイクロマシン技術開発にかかわる生物流体力学の解明、水系からの金イオン捕集プロセスなど、工学の基礎から応用および実践技術の研究に対して多くの学会賞および国際会議における賞を得ている。また、熱音響冷却システムの実用化に向けた研究で文部科学大臣表彰若手科学者賞を受賞した。フィールズ賞論文が掲載された論文誌への発表もある。研究論文に対して英国物理学会（IOP）のインタビューを受け、IOPのホームページに写真入りで紹介された。国際的学術雑誌の編集長も務めている。国際会議の主催者や学会の役員として活躍し、また多数の招待講演や基調講演を行った。

学会や国際会議においては、日本セラミックス協会倉田元治賞、日本機械学会のパイオニア賞、貢献賞、優秀講演など、日本ゴム協会の第15回ゴム科学技術奨励金賞、および国際会議におけるThe Best Paper AwardやBest Presentation Awardを獲得している。

科学研究費補助金の採択状況は、平成18年度は採択件数5件、採択金額5,600千円であったが、平成22年度は採択件数25件、採択金額63,250千円と飛躍的に増加している。

[人間文化学部・人間文化学研究科]

人間文化学部・人間文化学研究科の研究成果としては、学会誌、学術専門誌、著書、調査報告書等に発表される研究業績が多い。自然科学系の分野の研究成果は、国内外の査読付学術誌に掲載され、研究の質についての評価を得ている。人文・社会科学系の研究成果は、書評・論文評・新聞・一般書での引用・紹介記事等において評価されている。また、デザイン系の研究成果では、その作品が各種デザイン賞を受賞し、専門雑誌に掲載されるなどの評価を得ている。

これらの研究成果について、平成18年度から平成21年度にかけて学会や各種団体から15件の賞を受賞（学会賞3件、作品賞等12件）している。また、研究成果の質が評価されて、多くの招待講演も行われており、学術論文誌の編集長、編集委員、査読委員を務めている教員も多い。

[人間看護学部・人間看護学研究科]

設置8年目となる本学部の研究成果は、国内外の査読付き学術雑誌や紀要に発表されており、一応の評価を得ているが、更なる査読付き学会誌への掲載を目指している。教員の研究成果は、NP0活動やフォーラム、各医療施設の看護職者の研究指導などを通して社会に還元されており、研究の質に対する評価を得ている。

教員の質としては、日本看護研究学会、日本看護教育学会、日本看護診断学会などの評議員、査読委員、学術雑誌のアドバイザーなどを努めている。また、学会発表優秀賞を受賞している者もいる。看護学系での主たる研究形態は共同研究であり、個人研究は少なく臨床研究が多い。

〔国際教育センター〕

平成 20 年度に実施した外部評価において、研究活動を実施するための体制は整備され、専門分野に応じて研究活動が活発に行われ、研究成果があがっていると評価を受けた。学術賞の受賞は、平成 19 年度に滋賀県公衆衛生学会奨励賞、平成 20 年度に大学英語教育学会実践賞、日本ウォーキング学術賞、平成 21 年に日本臨床生理学会優秀論文賞がある。

競争的研究資金の獲得状況としては、科学研究費補助金（分担者を含む。）が平成 17 年度 1 件、平成 18 年度 1 件、平成 19 年度 2 件、平成 20 年度 2 件、平成 21 年度 3 件、平成 22 年度 5 件、企業との共同研究が平成 18 年度 1 件それぞれ採択されている。

研究成果が評価され、国際ベルナノス学会（フランス）や国内の学会等への招待講演、さらに学術雑誌の論文査読や編集なども多数行っている。

【分析結果とその根拠理由】

各学部・研究科等で科学研究費補助金の採択件数は増加傾向にあり、特に平成 22 年度分の新規採択件数は全国第 21 位、公立大学では最上位となった。また、国、県のプロジェクトへの採択を含む共同研究・受託研究、奨励寄付金などについても多くの獲得の実績があるとともに、研究成果についての相当の受賞実績もある。

以上のことから、研究活動の成果の質を示す実績から判断して、研究の質が確保されていると判断する。

観点 A-2-③： 社会・経済・文化の領域における研究成果の活用状況や関連組織・団体からの評価等から判断して、社会・経済・文化の発展に資する研究が行われているか。

【観点に係る状況】

本学の基本的な目標のひとつである「公立大学として、地域の生涯学習機会の拠点および地域貢献、産学連携、国際貢献等の社会貢献機能の強化」に対して、各学部・研究科等は研究成果を活用して地域に対する社会・経済・文化的な貢献を積極的に行っている。

各学部・研究科等における社会・経済・文化の領域における研究成果の活用状況や関連組織・団体からの評価等については、以下のとおりである。

〔環境科学部・環境科学研究科〕

環境科学分野の研究成果に基づく専門的知見を、国および地方自治体の審議会、委員会、協議会などにおいて提供し、琵琶湖環境の保全、持続循環型社会の構築、環境施策の立案、環境技術の開発など行政や企業が直面する課題の解決に積極的に関与してきた。平成 20 年度に国・県・市・団体などへ委員等で就任した実績は、199 件（委員長等 49 件、委員等 150 件）となっている。

また、滋賀県の農林水産業の分野では、土壌、濁水、低農薬、病虫害、品種改良、水産資源、森林保育、地産地消など、環境と調和した技術の普及や流通システムなどについての多方面の研究成果が活かされている。

さらに、研究活動を通して滋賀県固有の地域課題の所在を明らかにするとともに、環境活

動、エコ村プロジェクト、まちづくり活動など実践が求められる取り組みに対しては、NPO 団体を設立し、行政、企業、市民と協働して責任ある立場で関わるなど、研究成果の社会化を図ってきた。平成 20 年度に学部教員が責任ある立場で参画している NPO 団体等は、18 団体（理事長等 6 件、理事等 12 件）あり、研究成果を活かしたこれらの活動を通して社会的市民の育成に寄与してきた。

[工学部・工学研究科]

社会・経済・文化への貢献の観点からは、工学部の研究は多岐にわたる。平成19年度に主として滋賀県内の企業からなる工学部支援会を創設し、大学の教員との交流、研究や技術支援、卒業生の就職などで産学の連携を深めてきている。高大連携では、滋賀県内の高校生に対して実験を伴う講座や、出前授業、受験相談などきめ細かい取り組みをし、平成21年度の受講生徒数は約350人、本学部教員による高校訪問は26校にのぼっている。また、滋賀県教育委員会とも連携して、生徒のみならず教員に対しての理科や工学の実習も行っている。

このほか、国土交通省の審議会委員、経済産業省の評価委員、中小企業基盤整備機構のアドバイザー、科学技術交流財団の評価委員等の国、自治体、各種独立法人等の委員等も多数兼務しており、平成21年度は63件に及んでいる。また、本学は公開講義として大学の講義を一般の方々も受講できるようにしているが、工学部においても35科目（平成21年度）を公開講義として開講した。

[人間文化学部・人間文化学研究科]

人間文化学部では、滋賀県内を中心とする地域との連携・共同研究が多い。平成 18 年度から平成 21 年度までの 4 年間の受託研究・共同研究は計 70 件である。また、受託研究という形では現れないが、県内自治体の歴史、文化、景観に関する編纂等に多くの教員がかかわっている。

特に地域文化学科では、郷土史共同研究・編纂、多文化共生、男女共同参画、公文書保存活用等に関する社会・文化面で地域との共同研究が行われ、生活デザイン学科では、製品デザイン、服飾デザイン、建築設計などで地域・企業との実際の連携があり、人間関係学科では、教育・子育て関連の実践的研究で地域と連携し、生活栄養学科では、食育・医療・福祉関係、新薬開発、健康食品開発などで地域・企業との連携が行われている。

また、研究成果を生かした社会貢献として、県・市町村の各種審議会や委員会委員を多くの教員が務めている（平成 20 年度、延べ 95 件）。

[人間看護学部・人間看護学研究科]

本学部における社会貢献としては、医学ならびに看護学の研究成果に基づいた専門的知識を地方自治体の審議会、委員会などに提供し、医療情勢の改善や健康増進、疾病予防などに寄与している。地方自治体や各種団体、医療施設などの理事、委員長、委員等に就任したのは、平成 21 年度で 78 件にのぼる。

また、本学部では平成 16 年度に地域交流看護実践研究センターを開設し、地域における看護職ならびに福祉職を対象とした研究補助活動を活発に行っており、平成 17 年度から平成 21 年度までの間における研究相談は約 250 件、共同研究の採択数（審査付き）は 38 件であ

る。さらに、主に看護職を対象とした看護研究スキルアップ研修を平成 17 年度から毎年度実施しており、5 年間の延べ参加者は 588 人にのぼっている。また、平成 17 年度から平成 21 年度までに地域の看護職や福祉職、地域住民を対象とした講演会、シンポジウム、専門講座（テーマ：スピリチュアリティ、虐待防止、療養環境、院内感染、代替療法、看護理論、介護予防など）を 17 回開催し、延べ参加人数は 1,710 人であった。

このように、本学部は地域に根ざした大学としての活動を行っており、さまざまな研究が地域貢献に寄与していると考えられる。

〔国際教育センター〕

平成 20 年度に実施した外部評価において、国際教育センター教員は地域における委員会活動、講演、マスコミへの情報提供等、地域に太い根を下ろしていると高く評価された。研究成果を生かした社会貢献として、滋賀県や県内市町の各種委員会・審議会の委員・委員長、日本英語検定協会や日本中国語検定協会の委員・評議員を務めている。また、滋賀県や県内・外市町主催の講演会やセミナー等の研修・研究事業へも研究成果に基づき貢献を行っている。外国語系列の英語教員は県内小学校の教員を主たる対象とした「コミュニケーション英語教育セミナー」をこれまで 8 回主催し、小学校教員の英語コミュニケーション能力向上の支援を行っている。なお、専門性から見て、当センターと企業との関連性は密とは言えないが、地元の企業の委託研究を活発に行っている教員もいる（健康・体力教育系列）。

【分析結果とその根拠理由】

多くの教員がそれぞれの専門分野の学識を活かして、国および地方自治体の各種審議会委員として政策課題の推進に貢献しているとともに、まちづくりなどの地域の課題解決のための受託研究や調査研究を実施している。これらについては、定期的に各種講座等を通じて研究成果を地域社会の文化、人々の暮らしと健康に貢献している。

また、地域産学連携センターを中心として産業界、研究機関と連携し、共同研究、受託研究を実施し、研究成果を地域産業の発展に活用しているほか、教育委員会と連携し、地域の高校生の理科実習の支援、教員の理科教育、英語教育などへの支援を行っている。

以上のことから、社会・経済・文化の領域における研究成果の活用状況や外部評価、関連組織・団体からの評価から判断して、社会・経済・文化の発展に資する研究が行われており、公立大学としての使命を果たしていると判断する。

(2) 目的の達成状況の判断

研究活動を実施するための体制整備、専門分野の枠を越えた横断的な研究の推進、研究活動の活発な現状と研究成果の活用状況から見て、目的の達成状況は良好であると判断する。

(3) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 科学研究費補助金の採択件数の増加を目標に努力した結果、申請件数および採択件数ともに増加している。特に、平成 22 年度分の新規採択率は全国第 21 位、公立大学で最上位

となった。また、若手教員を対象とする研究種目に係る採択率も高くなっている。

- ・ 本学の基本的な目標である「環境と人間」をキーワードとした教育研究を推進するため環境共生システム研究センターを設置し、持続可能な社会の実現にむけて、環境共生型地域の創出に関する学際的研究を学部横断的に行い、地域社会の発展に貢献している。
- ・ 工学部に日本で唯一のガラス工学研究センターを設置し、地元企業の寄附による寄附講座等を通じて先端的なガラス研究を行っている。
- ・ 地域づくり教育研究センターを中心として環境科学部、人間文化学部の教員による地域づくりに関する調査研究を行い、その成果を滋賀県および県内市町村のまちづくりに貢献している。
- ・ 各種の公開講座による地域住民への生涯学習、産学連携による共同研究、子育て関連の実践研究、食育研究、地域看護職や福祉職への教育研究支援、地域の高校との連携、英語教員への支援など幅広い地域貢献を行っている。また、多数の教員が学識経験者として、地方自治体等の審議会等参加し、地域の政策課題の解決に寄与している。

【改善を要する点】

- ・ 科学研究費補助金の獲得件数は年々増加しているが申請率は全教員の7割程度であるため、今後はさらに申請率を上げるとともに獲得件数と獲得額を増加させる必要がある。
- ・ 研究成果の論文発表数は年々増加しているが、さらに増加を図るとともに、研究の質の向上をめざす必要がある。

(4) 選択的評価事項Aの自己評価の概要

本学では、中期目標等に掲げた研究に関する目標を達成するために、戦略的取組みの企画、推進を行う研究戦略委員会を設置し、教員の自由な発想に基づく研究活動以外に、大学として重点的に取り組む研究領域を明示し、年度計画に従って研究活動を展開している。

これら研究活動を推進する教育研究組織として、学部、研究科、国際教育センター以外に、学術研究を推進するため、地域産学連携センター、地域づくり教育研究センター、環境共生システム研究センター、図書情報センター、湖沼環境実験施設、圃場実験施設、ガラス工学研究センター、地域交流看護実践研究センターを設置し、部局横断型の幅の広い研究活動体制を構築し、研究成果を活用して地域社会に貢献する体制を整えている。

科学研究費補助金など競争的資金の獲得については、積極的な応募を勧め、これを支援するため特任教授を任用して申請書の作成等の指導を行い申請率、採択率の向上を目指している。その結果、科学研究費補助金の申請件数および採択件数は年々増加しており、特に平成22年度分の新規採択率は全国第21位、公立大学では最上位になるなどの成果が上がっている。

また、外部資金の獲得のために地域産学連携センター教職員による積極的な情報提供や産学官連携コーディネートを行っており、プロジェクト研究の採択数、共同研究と受託研究などを含めた外部資金も順調に獲得している。

学内の研究資金については、一般研究費のほか学内競争的資金として特別研究費（重点領域研究、特別研究）の配分を行い、大学の目的に即した研究推進および研究者育成を行っている。特に、科学研究費補助金に申請し不採択になった課題の中から比較的評価の高かった課題に対し、次年度の再申請の準備のための経費を支給するほか、新規に着任した教員に対しても研究

のスタートアップを支援するため別途研究費を措置している。一般研究費は、職階別による配分をなくし、教員の業績を研究、教育、社会貢献および学内貢献の4区分に分け評価し、業績配分する制度を導入している。また、自己研鑽に専念し、教員の教育研究能力の向上を図るため、サバティカル研修制度を導入している。

研究活動のみならず教育研究活動を検証し、問題点を改善するため、全学の自己評価委員会および学部等ごとに自己評価委員会が設けられおり、自己点検・評価および外部評価を実施し、研究活動の状況を点検・評価し、問題点等の改善を行っている。また、その結果を大学ホームページ上で公表するとともに、研究者情報データベースを整備している。

各学部・研究科等において専門分野の特色を生かした研究を行い、その成果の公表について、著書・論文発表数、学会発表数、招待講演数は、法人後、年々増加し、研究活動は活性化されている。これらの研究成果について学会等の受賞件数も毎年10件程度ある。

本学の基本目標のひとつである、「公立大学として、地域の生涯学習機会の拠点および地域貢献、産学連携、国際貢献等の社会貢献機能の強化」に対して各学部・研究科等は研究成果を活用して、地域に対する社会・経済・文化的な貢献を積極的に行っている。また、多数の教員が学識経験者として、地方自治体等の審議会等参加し、地域の政策課題の解決に寄与している。

3 選択的評価事項B「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」

(1) 観点ごとの分析

観点B-1-①： 大学の教育サービスの目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が周知されているか。

【観点到に係る状況】

本学は、開かれた大学として、社会貢献活動の一環として「正規課程の学生以外に対する教育サービス」の推進を位置づけている。これを推進するため、大学の理念に沿った中期目標を定めるとともに、これに基づいた具体的方策を中期計画および年度計画として策定しており、これらは大学ホームページで公開している。具体的なサービスの企画・実施は社会貢献推進委員会等の担当組織で行うとともに、大学ホームページやポスター・チラシの配布、報道機関や自治体広報への資料提供等により一般への周知を図っている。

また、社会貢献に関する大学の方針については、社会貢献推進委員会、教育研究評議会等での審議を経て、全学的な理解と周知を得て「社会貢献推進に関する基本方針」として定めるとともに大学ホームページに掲載し、広く学内外に公表・周知している。

【分析結果とその根拠理由】

正規課程の学生以外に対する教育サービスについては、大学の理念・目標に沿って、中期計画および年度計画が策定されている。これらは具体的なサービス内容とともに大学ホーム

ページ等に掲載され、広く公開・周知されている。

以上のことから、大学の教育サービスの目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められており、これらの目的や計画が周知されていると判断する。

観点B-1-②： 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

大学の附属機関である地域づくり教育研究センターでは、大学の教育研究資源を活かした教育サービスを社会に開放するとともに、地域づくりに関する教育研究を通じて地域に貢献する人材育成をその主たる事業としており、観点 B-1-①で策定した計画、方針に基づいて、次のような活動に取り組んでいる。

1) 教育サービスの開放

「教育サービスの開放」事業として、公開講座、移動公開講座の開催のほか、公開講義として正規課程の学生向けの講義を一般に公開するなど様々な取り組みを行っている。

公開講座は、地域の社会人を対象に毎年春期と秋期に連続講座を開催するものである。春期公開講座は、本学の全学共通教育科目群である「人間学」を社会人向けに編成した内容で開講し、秋期公開講座は、専門的なテーマによる講座を開講している。移動公開講座は、大学キャンパスでの講座ではなく、会場を県内各地に移して実施し、県民の身近な場所で本学の教育研究内容に関する講座を開講している。

公開講義は、大学の授業を広く開放し、学生と一緒に大学の講義を受講できる機会を一般市民にも提供するものであり、公開科目数は増加するとともに受講者数も安定している。

このほか、大学卒業生、大学院修了者または官公庁、学校その他の機関の職員に研究・研修等ができる機会を提供できるように、科目等履修生、研究生、研修員および特別聴講学生の受入制度を整えている。また、図書館も学外者に開放しており、多くの県民に利用されている。

さらに、本学が他の機関と協働して実施している社会人向けの教育サービスとして、滋賀県教育委員会とともに実行委員会を作り運営している「淡海生涯カレッジ」があり、毎年本学から8名程度の教員が講師として参加している。また、平成19年度からは、新たに滋賀大学および聖泉大学と連携して「彦根3大学公開リレー講座」を交通至便な彦根駅前の大学サテライト・プラザ彦根で開催している。

2) 地域に貢献する人材育成事業

地域に貢献する人材育成事業として、①地域づくり人材育成事業「近江環人地域再生学座」、②琵琶湖塾、③感染管理認定看護師教育課程の取り組みがある。

① 地域づくり人材育成事業「近江環人地域再生学座」

近江環人地域再生学座は、平成18年度に文部科学省が創設した「地域再生人材創出拠点形成プログラム」として採択され、平成22年度までの5年間にわたり地域が必要とする人材を本学と滋賀県が共同して育成するものである。

本学座には、本学の博士前期課程に在籍する学生を対象とするAコースに加え、社会人を対象とするBコースがある。このBコースは、正規課程の学生以外に対する教育サービスの

新たな形として導入されたものである。Bコースの学生は、科目等履修生として近江環人地域再生学座に1年間在籍し、金曜日の午後と土曜日に開講される講義および実習を履修し、地域再生リーダーとしての能力を磨くことになる。また、社会人が履修しやすいように、授業の時間帯を社会人にあわせるだけでなく、履修の開始時期を4月と10月の2回としている。

所定の単位を修得し、検定試験に合格した者には、コミュニティ・アーキテクト（近江環人）の称号を付与し、地域再生リーダーとしての質を保証している。

② 琵琶湖塾

琵琶湖塾は、広く県民に対する人材育成事業のひとつとして、地元彦根市出身の田原総一郎氏（評論家・ジャーナリスト）を塾長に招き、政治、経済、スポーツ、ジャーナリストなど各界の第一線で活躍している有名講師を招聘して、「生きる」をテーマにして人生哲学を学ぶ講座を開催している。会場は大津市をおもな開催場所としているが、本学の学生の参加も考慮して年2回は本学キャンパスでも開催している。

③ 感染管理認定看護師教育課程

本教育課程は、滋賀県看護協会、病院協会等の強い要請を受け、人間看護学部の附属施設である地域交流看護実践研究センターにおいて、社会人の看護職を対象に平成17年度から平成19年度までの3年間にわたり開講した。本講座は、感染管理分野において熟練した看護技術と知識を用いて水準の高い看護実践ができる感染管理認定看護師を育成し、看護専門職の質の向上に資することを目的として実施し、受講生は長野県から鹿児島県まで広範囲にわたり、3年間で76名の受講があった。

【分析結果とその根拠理由】

正規課程の学生以外に対する教育サービスについては、大学ホームページ、報道機関への資料提供、関係機関へのチラシ等の配布など必要な広報を行い、計画どおり着実に実施されている。また、実施結果についても、社会貢献推進委員会等の担当組織で報告されてきている。

以上のことから、正規課程の学生以外に対する教育サービスは、計画に基づいて適切に実施されていると判断する。

観点B-1-③： 活動の結果及び成果として、活動への参加者が十分に確保されているか。
また、活動の実施担当者やサービス享受者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

【観点到る状況】

1) 教育サービスの開放

公開講座および移動公開講座は、本学教員（公開講座の一部は他大学の教員）を講師として開学翌年度の平成8年度から毎年開催している。これらの受講者数は年度により変動はあるものの、概ね1,000名前後で推移してきた（平成21年度は新型インフルエンザの影響で受講者数が減少している。）。公開講義についても平成8年度から実施しており、概ね180科目前後に200名弱の受講生がある。

また、公開講座、移動公開講座および公開講義に関しては、受講者に対して詳細なアン

ケートを実施しており、参加者の満足度や感想を把握するとともに今後の要望、問題点について詳細な分析を行っている。アンケート結果によると、公開講義（春期・秋期）および移動公開講座の満足度が 60 点未満とする回答はごくわずかしかなく、満足度 90 点以上とする回答が過半数を大きく超えている。また、満足度平均点も概ね 80～90 点と非常に高い。公開講義についても同様に満足度はかなり高い結果となっている。

2) 地域に貢献する人材育成事業

① 地域づくり人材育成事業「近江環人地域再生学座」

近江環人地域再生学座（Bコース：社会人対象）への社会人入学実績は、平成 18 年度から平成 21 年度までの 4 年間で 26 人となっており、開設当初に目標としていた 12 人（開設当初の 3 年間での目標数値）を上回っている。

このうち、所定の単位を取得し、検定試験に合格して「コミュニティ・アーキテクト（近江環人）」の称号を付与された者は、36 名（平成 21 年度末現在）である。コミュニティ・アーキテクト（近江環人）の称号を得た修了生は、それぞれの所属や職能を活かした地域再生に取り組むとともに、「環人会」と称するネットワークを結成し、各人が活躍する地域での活動事例を紹介し、相互の研修を継続しており、大学はその活動を支援している。

② 琵琶湖塾

琵琶湖塾については、毎年多くの参加者を得ており、受講者も公開講座等に比べ、比較的若い世代の受講者が多く分布しており 50 代までの受講者で約 60%を占めている。また、リピーターが 40%に近く、受講者の満足度も高い。

③ 感染管理認定看護師教育課程

平成 17 年度から平成 19 年度までの 3 年間で合計 76 人の修了生を輩出しており、このうち 74 人が認定看護師の認定審査に合格している（平成 22 年 1 月末現在）。滋賀県内の感染管理認定看護師も 26 人となり、県内で必要とされる感染管理認定看護師を概ね充足できることとなった。

【分析結果とその根拠理由】

教育サービスの開放として実施している公開講座、公開講義等は、平成 19 年度に有料化したことにより一時受講者数が減少したが、毎年度一定の受講者があり、また、受講者の満足度も非常に高い。

地域に貢献する人材育成事業として実施しているもののうち、近江環人地域再生学座にあつては開設当初の目標であった 12 人を大きく上回る受講生を受け入れ、コミュニティ・アーキテクト（近江環人）を養成しているほか、修了後も「環人会」ネットワークを組織して地域再生のリーダーとして活躍している。琵琶湖塾についてはリピーター率が徐々に高くなってきているが、比較的若い世代の受講も多く、高い満足度を維持している。感染管理認定看護師教育課程では県内にとどまらず広範囲から受講生があるとともに、県内で必要とされる感染管理認定看護師を概ね充足できることとなった。

以上のことから、正規課程の学生以外に対する教育サービスは参加者が十分に確保されており、参加者の満足度も高く活動の成果が上がっていると判断する。

観点B-1-④： 改善のための取組が行われているか。

【観点到に係る状況】

1) 教育サービスの開放

公開講座、公開講義等では、受講者にアンケートを取って意見、要望を徴取している。アンケートでは、「公開講義の対象科目を増やしてほしい」、「ゼミ形式のディスカッションも取り入れてほしい」等の要望が出ている。これらのアンケート結果を踏まえ、対象科目数を徐々に増加させるとともに、担当教員にも結果を周知して個々の科目での改善にも取り組んでいる。

また、受講者からは「もっと多様な公開講座を受講したい」との希望もあり、これに対しては地元の他大学（滋賀大学、聖泉大学）と連携し、交通至便な彦根駅前の大学サテライト・プラザ彦根において、本学では提供できない分野での公開講座のメニューを提供している。

2) 地域に貢献する人材育成事業

近江環人地域再生学座については、平成20年度に行われた文部科学省による中間評価の結果を踏まえ、平成23年度までの事業期間で、特に育成した人材の活用、大学および県としての支援策なども含めて教育内容の充実を図るとともに、事業期間終了後も見据えた人材養成の在り方についての検討を進めている。

また、琵琶湖塾については、受講生の要望を踏まえ、平成21年度から開演時間を15分早め（18時45分）、講演終了後の約1時間を使った講師、塾長、副塾長を交えた車座懇談会を開催するなど、受講者満足度のさらなる向上に取り組んでいる。

感染管理認定看護師教育課程については、滋賀県内における感染管理認定看護師数が必要な水準に達したとの評価がなされたため、平成20年度から休講し、以降もフォローアップにあたることとした。

【分析結果とその根拠理由】

教育サービスの開放として実施している公開講座、公開講義等は、十分な受講者があり受講者満足度も高いが、さらに、受講者アンケートの結果を踏まえ、改善への取り組みがなされている。

また、地域に貢献する人材育成事業として実施している近江環人地域再生学座、琵琶湖塾においても、上記のとおり改善のための取り組みが行われている。

以上のことから、正規課程の学生以外の教育サービスについての改善のための取り組みが行われていると判断する。

(2) 目的の達成状況の判断

以上のような観点到に鑑みて、目的の達成状況は良好であると判断できる。

滋賀県立大学の基本理念の一つに、「開かれた大学として、県民の知的欲求に応える生涯学習の機会の提供や地域環境の保全、学術文化の振興、産業の発展、人間の健康など、滋賀県の持続的発展の原動力として大きく貢献する」としており、これらの目的を達成するために必要な教育プログラムを提供してきた。

(3) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 教育サービスの開放として実施している公開講座、移動公開講座、公開講義は、テーマ設定、会場選定等それぞれの特色を生かして実施されており、受講者の満足度も非常に高い。
- ・ 地域づくり人材育成事業として実施している事業のうち、近江環人地域再生学座では、開設当初の目標数を上回る受講生を受け入れ、コミュニティ・アーキテクト（近江環人）を地域に送り出すとともに、修了後も修了生は環人会を組織してネットワークの構築に努めており、大学もこれを支援している。
- ・ 琵琶湖塾は、比較的若い年齢層の参加者が多く、また、受講料が比較的高額（一般：18,000円）であるにもかかわらずリピーター率も高く、受講者の満足度も高い。

【改善を要する点】

- ・ 公開講座において、テーマの内容により受講者数が大きく増減すること、また、春期講座と秋期講座との間で受講者満足度分布にも差が出ており、今後の課題となっている。
- ・ 近江環人地域再生学座については、平成22年度をもって科学技術振興調整費の補助期間が終了することから、平成23年度からは大学の独自財源で継続できる体制の整備が課題となっている。

(4) 選択的評価事項Bの自己評価の概要

正規課程の学生以外に対する教育サービスについては、中期目標、中期計画等に基づき、目的を達成するための具体的計画を策定するとともに、大学として社会貢献推進に関する基本方針を定めている。これらの計画や方針は大学ホームページ等を通じて公表周知している。

具体的なサービスの提供は、地域づくり教育研究センターを中心として行っており、教育サービスの社会への開放と地域に貢献する人材育成を主たる事業としている。

教育サービスの開放として実施している公開講座、移動公開講座、公開講義は本学教員が講師を務め、本学が有する知的資源を社会に還元している。毎年多くの受講生があり、受講生に対して実施しているアンケート結果でも満足度が非常に高くなっている。

地域に貢献する人材育成に関する事業としては、大きく3つの事業を行っている。近江環人地域再生学座では、地域再生のリーダーとなる資質を有した人材「コミュニティ・アーキテクト（近江環人）」を育成しており、修了生は修了後も環人会というネットワークを構築し、地域再生のための活動を行っている。また、琵琶湖塾は、各界の第一線で活躍している著名人を講師に招いて人生哲学を学ぶ講座として開講しており、リピーターや比較的若い年代の受講生も多く、受講者の満足度も高い。さらに、看護分野では、感染管理認定看護師教育課程を開設し、熟練した看護技術と知識を持つ認定看護師の養成を行い、滋賀県内のニーズをほぼ満たすことができた。

以上のことから、本学の目的に照らして、正規課程の学生以外に対する教育サービスが適切に行われ、成果をあげていると判断する。

Ⅲ 評価結果

1 大学機関別認証評価

滋賀県立大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 「環境と人間」をキーワードに、自然環境の保全と環境に調和した社会の実現を目指す教育に効果を上げている。
- 地域のニーズにこたえ、地域再生のリーダーとなる人材の養成を目的とした「近江環人地域再生学座」が平成18年度文部科学省「地域再生人材創出拠点の形成プログラム」に採択され、地域に根ざす大学として、「近江環人＝コミュニティ・アーキテクト」の育成に努めている。
- 文部科学省現代GPにおいて、平成16年度に「スチューデントファーム「近江楽座」一まち・むら・くらしふれあい工舎」が採択され、支援期間終了後も地域と学生とのつながりを重視した大学独自の取組として一層の充実を図り、6年間で延べ139のプロジェクトが活動を展開している。
- 文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」において、平成22年度に「地域学副専攻化による学士力向上プログラム」が採択されている。
- 「授業コンサルティング」、「当日ブリーフレポート」、「レスポンスペーパー」等の全学的取組、環境科学部における「環境フィールドワーク」の設置、ファカルティ・ディベロプメントの一環として優れた授業方法や効果的指導法を共有するための「人間探求学研究会」等、教員の授業改善に向けた積極的な取組が実施されている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院課程の一つの研究科においては、入学定員充足率が低い。

上記のほか、更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 「学生の自宅学習を促す教育プログラムモデル事業」は有効な取組であるが、さらに多くの授業科目に対して実施することと、分析の結果を授業内容・方法に活かすことが期待される。

2 選択的評価事項A「研究活動の状況」

滋賀県立大学は、「選択的評価事項A 研究活動の状況」において、目的の達成状況が好である。

当該選択的評価事項Aにおける主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 科学研究費補助金の獲得に努め、平成22年度の新規申請分の採択率は研究機関別では全国第21位、公立大学では第1位であった。

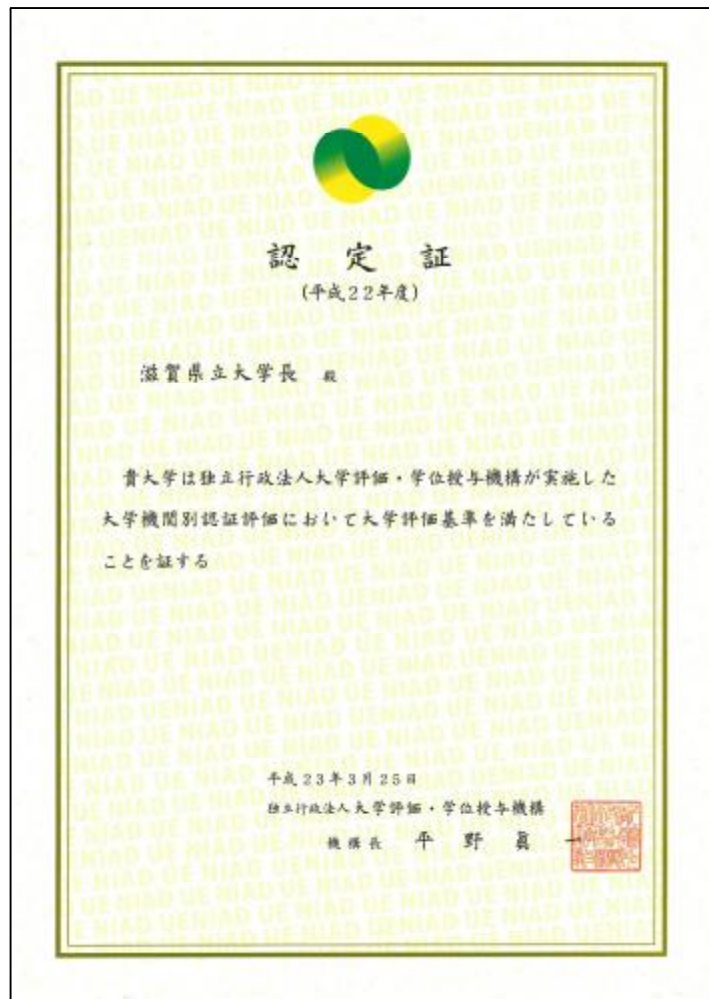
- 「キャンパスは琵琶湖。テキストは人間。」をモットーに、「環境と人間」をキーワードとした教育研究を推進するため、「環境共生システム研究センター」を設置し、環境共生型地域の創出に向けた学際的研究を学部横断的に行っている。
- 寄附講座「ガラス製造プロセス工学講座」では、ガラス製造に関する基盤技術の総合的な研究と人材育成に取り組んでいる。

3 選択的評価事項B「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」

滋賀県立大学は、「選択的評価事項B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」において、目的の達成状況が良好である。

当該選択的評価事項Bにおける主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 「近江環人地域再生学座」の社会人対象のBコースにおいて、「コミュニティ・アーキテクト（近江環人）」の称号を付与された者が17人あり、称号を得た修了生は、「環人会」と称するネットワークを結成して相互の研修を継続しており、大学はその活動を支援している。
- 琵琶湖塾は、毎年多くの参加者を得ており、受講者も比較的若い世代が多く、満足度も高い。



IV 評価結果に係る今後の対応について

1 今後の対応について

評価結果については「大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている」と評価を得たが、評価を通じて、「改善を要する点」が示されるなど、今後も大学として取り組んでいく必要がある点についても明らかとなった。

これを受け、平成23年度第1回自己評価委員会において、指摘事項ごとに対応方針を取りまとめ、次回認証評価に反映できるよう改善にむけた取組を実施していくこととした。

2 指摘事項とその対応方針

(1) 評価結果で「改善を要する点」とされたもの

【指摘事項】

大学院課程の一つの研究科においては、入学定員の充足率が低い。

【対応方針】

大学院課程の定員充足率をあげるために、各研究科における専門分野の充実と明確化、社会人入学者の受入れ、標準年限内の学位授与などにより定員の適正化に努めていきたい。特に定員割れが続いている環境科学研究科環境動態学専攻博士後期課程および人間看護学研究科人間看護学専攻修士課程については、適正な指導ができるように入学者数を削減する検討を開始した。また、博士後期課程の充実には、社会人入学生を増やすことが重要であり、そのために、学業・研究活動と仕事、家庭との両立が可能な支援体制について検討していく。

(2) 訪問調査時に評価員から意見があったもの

【指摘事項】

人間看護学部の3年次編入に係る既修得単位の認定が厳しい。

【対応方針】

編入生に対する単位認定は、受入れ学部・学科の人材養成目標ならびに現行カリキュラムとの等価性を考慮しながら行っており、人間看護学部が特別に厳しいわけではない。人間看護学部の3年次編入生は、入学までに看護師養成所指定規則が規定する専門科目・専門基礎科目81単位を取得しているが、これまでは、そのなかの60単位だけを既修得単位として一括認定してきた。今後、この認定単位数を増やす方向で検討する。

【指摘事項】

専門の必修科目と語学科目との間に時間割の重なりがあるので、調査の上対応する必要がある。

【対応方針】

専門の必修科目と語学科目との時間割の重なりについては、確認の結果、カリキュラム上は認められなかった。ただし、1、2年次に履修する英語または第2外国語の不合格により、翌年度に再履修しなければならない場合は、こうした問題が発生している。これらの

対策については、学生の自学自習を支援するによって、不合格者が減るように指導していくことで、解決していきたい。

【指摘事項】

看護師国家試験については手厚い対策がされているが、管理栄養士などその他の資格取得を目指す学生へも支援の充実が望まれる。

【対応方針】

平成20・21年度と合格率の低かった管理栄養士試験については、学生の意識を喚起するとともに3回の模擬試験を実施し、その結果をもとにした指導の強化と、本学教員作成の直前模擬試験を行うなど、支援の強化に努めた結果、平成22年度は、全国平均を上回る合格率となった。その他の本学における取得可能な免許・資格についても、当該学部・学科の指導体制と全学的な取組みによってこれを支援していく。

【指摘事項】

学生支援センターの窓口について、手続きと相談とを分けるなどの工夫が望まれる。

【対応方針】

本学の学生支援センターは、学生支援のワンストップサービスを目指している。学生支援センターを訪れる学生の用件には、相談と手続きが不可分のものが多く、ワンストップサービスの観点から、手続きと相談との窓口を分けることの利点は必ずしも大きくないと考える。個別相談が求められる学生相談（カウンセリング）および就職相談については、すでに固有の窓口を設置しており、わかりやすい利用の周知に努めたい。

【指摘事項】

留年原因が調査されていないが、留年が休学等につながっていくのではないか。

【対応方針】

学生の休学・退学の手続きの際には理由を把握しているが、留年（在学期間延長者）については、卒業・修了できない理由、つまり単位不足となった原因の調査をこれまで行っていない。平成22年度に導入した新学務事務管理システム「STEP-USP」により学生の履修および単位取得状況が各学科においてモニター可能となったので、学生支援センター運営委員会を中心に成績不良者を早く把握して適切な指導ができる体制を検討していく。

【指摘事項】

授業評価アンケートについて、改善の余地がある（100%でない実施率、記名式アンケートの未実施、評価結果の公表・活用、処遇への反映など）。

【対応方針】

授業評価アンケートの実施率については、100%となるように自己評価委員会で方針を決定した。併せてアンケート結果については、その概要を大学ホームページを通じて外部公表することを決定した。記名式アンケートについては今後も検討を重ね、長所と短所、無記名式との有意差等を十分議論し、全学的な合意の下に実施をする。また、アンケート結果を各教員が授業の改善に活用することはもちろん、希望する教員については教育実践支

援室員が授業カウンセリングを行うことで授業改善の取り組みを推進する。処遇への反映については、次期中期計画において教員の業績評価を給与に反映させるシステムを構築する予定であり、授業評価アンケートも対象項目の一つとして検討していくこととする。

【指摘事項】

電子ジャーナルのタイトル数が少ない。大学全体の課題として取り組む必要がある。

【対応方針】

図書情報センターでは、学術雑誌の冊子体での収集と併せて、電子ジャーナルの導入を段階的に行ってきたが、予算削減で電子ジャーナルのタイトル数は大学図書館としては非常に少ない現状である（タイトル数は平成21年度79、平成22年度67、平成23年度68）。教員の研究支援として電子ジャーナルのタイトル数の増加を図る必要があるが、経費面の問題があり、今後は間接経費の利用も含めて検討していく。

【指摘事項】

研究費の業績評価配分は研究の質の向上につながっているか。

【対応方針】

業績評価配分後、科学研究費補助金申請数と獲得数は大きく増加している。特に、新規採択率について平成22・23年度は30%を超えており、この事実を考えると間接的には研究の質の向上につながっていると考えられる。今後も競争的外部資金への応募の支援体制を継続し外部資金獲得額の増加を図り、研究費を充実させることで一層の質の向上を目指す。

【指摘事項】

学生生活における不便さがある（建物の配置がわかりにくい、電車・バスの便が悪い、日没後の大学構内が真っ暗で危ない、学生食堂が狭い）。

【対応方針】

平成22年度末には、滋賀県立大学後援会の寄附により、学内照明の増設（5か所）、照度の高い電球への交換（1か所）を行った。厳しい予算の中ではあるが、今後も学内施設については、環境整備安全委員会を中心に安全や便利さを重点に必要な整備を進めたい。また、大学までの通学にかかる問題は、関係交通機関に要望活動を行うこととする。

【指摘事項】

過去に教務系職員が人事異動で大幅に入れ替わったことがあったが、学生サービスを低下させないためにも慎重な対応が望まれる。

【対応方針】

学生の入替わり（入学・卒業）と職員の人事異動は時期が重なることから、特に窓口利用の多い4・5月に学生サービスが低下することのないよう、今後一層の慎重な人事異動に努める。

【指摘事項】

優れた職員を育てることが大学の活性化につながるので、SDをさらに推進してほしい。

【対応方針】

次期中期計画に「SD研修の体系的な実施」を定め、特に法人職員の自主的な研修を支援するなど、一層の活性化と専門化を目指すこととする。

【指摘事項】

職員と教員との距離がやや遠いように感じたので、教職員が自由に意見交換できる機会・場面を持つとともに、教職協働を積極的に推進してほしい。

【対応方針】

次期中期計画に「教職協働の推進」を定め、特に学生支援の面で学内委員会への職員参画など教員との連携を一層図る予定である。

(3) 認証評価機関に提出した自己評価書で「改善を要する点」としたもの

【指摘事項】

開学以来、環境と人間をキーワードに本学の目的に沿った教育研究を展開してきたが、総合的に「環境」と「人間」とをつなげる取り組みをさらに深めるとともに、これを大学の構成員および社会が実感できる具体的な成果に結びつけていくため、今後、より一層の組織的な取り組みが求められる。

【対応方針】

本学の「地域」活動の多くが「環境」と「人間」活動に関わることから、これまでの「近江楽座」および「近江環人」プログラムを体系化し、学部・研究科横断型の「地域学副専攻」として平成23年度から開始することとした。全学的な地域学副専攻の設置によって、学部学生や院生が「環境」と「人間」を個別の座学ではなく実践的・総合的に学ぶことが出来ると共に、その実地での活動によって大学および社会が実感できる具体的な成果が期待できる。

【指摘事項】

全学共通教育推進機構が発足して、教養科目の全学一元的に運営・実施することが可能になったが、教育目的を達成するために必要な全学共通科目の設定・運営にはさらに努力が必要である。

【対応方針】

全学共通教育の推進のために、人間学科目の増設、外国語教育の強化、情報教育科目の整備、副専攻の円滑な運営など、解決すべき課題が多く残されている。全学共通教育推進機構を中心にして、これらの解決に向けての努力を続けていきたい。

【指摘事項】

女性教員の増員には、引き続き努力が必要である。

【対応方針】

すでに女性教員比率は国立大学平均を大きく上回っているが、今後とも増員に努力していきたい。また、女性が働きやすい職場づくりのためにも一般事業主行動計画を順次推進していくこととする。

【指摘事項】

大学院課程においては、一部の専攻を除いて実入学者が入学定員を下回る傾向が続いている。大学院博士後期課程をより魅力あるものにするための努力はもとより、昨今の社会情勢の変化を念頭に置きながら、入学定員の見直し、大学として博士後期課程進学者・在籍者に対するさらなる支援が可能となるように、各種制度の整備、改善を図っていく必要がある。

【対応方針】

大学院課程の定員充足率をあげるために、各研究科における専門分野の充実と明確化、社会人入学者の受入れ、標準年限内の学位授与などにより定員の適正化に努めていきたい。特に定員割れが続いている環境科学研究科環境導体学専攻博士後期課程および人間看護学研究科人間看護学専攻修士課程については、適正な指導ができるように入学者定員を削減する検討を開始した。また、博士後期課程の充実には、社会人入学者を増やすことが重要であり、そのために、学業・研究活動と仕事、家庭との両立が可能な支援体制について検討していく。

【指摘事項】

教育課程の編成については概ね体系的に編成されているが、人間文化学部での学科改組に伴う教育カリキュラムの見直しが遅れており、早急に対応する必要がある。

【対応方針】

人間文化学部において学科改組した生活文化系3学科（生活デザイン学科・生活栄養学科・人間関係学科）で、それぞれ必修科目の見直しを行ない、平成23年度より実施した。

【指摘事項】

これまで未整備であった成績評価に対する異議申し立てについて平成22年度によりやく制度化されたが、今後は円滑な制度の運営に努める必要がある。

【対応方針】

平成22年度前期以降の成績から、成績評価の根拠の説明を担当教員に求める「教示願い出」を制度化したが、書面によって願い出をする場合は、成績が通知された日から原則として3週間以内に学生支援センター長（学生支援センター教務担当）を通じて担当教員へ願い出ることとしている（平成22年度実績3件）。学生への周知を一層図っていくとともに、遅滞のない運用に努めていきたい。

【指摘事項】

職業直結型でない学科および各専攻の人材養成目的の達成度を検証することは今後の大きな課題である。また、各種アンケート結果を関連づけ組織的に分析する体制を確立する必要がある。

【対応方針】

職業直結型であるなしに関わらず、学科・専攻における人材養成目標の達成度を評価することは極めて重要なことである。したがって次期中期計画の中では、学部学科の人材養

成目標を明確にし、目標への達成度の評価法ならびに学位授与の基準を定めて、学位の質を保証することに取り組みたい。また、各種アンケートの結果を情報解析する部門または専門職員の配置等によって客観的データに基づく評価ができる体制を検討する。

【指摘事項】

留学生の日本語能力レベルが一様でない現状のなかで、日本語教育担当教員が非常勤講師1人だけであるのは、授業運用の面でも改善の余地がある。

【対応方針】

従来から開講している「日本語Ⅰ～Ⅳ」と「初習日本語Ⅰ」に加えて、平成23年度から新たに、「初習日本語Ⅱ」を追加し、あわせて非常勤講師1名を増やすことで日本語教育の充実に対応した。さらに、これら6科目の日本語講義を3科目ずつ、火曜日と金曜日に分離開講し、留学生が受講しやすくした。

【指摘事項】

教務データは一元的に収集・管理されているが、データ解析体制について今後さらに強化していく必要がある。また、授業評価アンケート結果等をもとに、学部長が授業改善を必要とする教員をピックアップし、具体的な教育改善プログラムへつなげる取り組みは平成21年度から始まったところであり、今後はこれをさらに押し進めていく必要がある。

【対応方針】

教務データの的確な解析、各種アンケートによる情報収集、ならびにこれらの総合化と活用は、教育力の向上および学生支援のうえで今後ますます重要になっていく。これに向けての取組みの強化と、各種データの情報解析する部門または専門職員の配置等によって客観的データに基づく評価ができる体制を検討する。また授業評価アンケートの結果については、各教員が授業の改善に活用することはもちろん、希望する教員については教育実践支援室員が授業カウンセリングを行うことで授業改善に取り組む教育改善プログラムは引き続き推進していく。

【指摘事項】

科学研究費補助金の獲得件数は年々増加しているが申請率は全教員の7割程度であるため、今後はさらに申請率を上げるとともに獲得件数と獲得額を増加させる必要がある。

【対応方針】

運営費交付金が減少する中、一般研究費も減額せざるを得ない状況を大学構成員が自覚し、競争的外部資金の獲得の重要性を強く要請することで、科学研究費補助金の申請率を100%に近づける。また、申請書のレビュー等による応募の支援体制を継続することで採択率の向上を図る。特に、研究の質を向上させることにより、基盤研究（B）以上の獲得件数と獲得額の増加を目指す。

【指摘事項】

研究成果の論文発表数は年々増加しているが、さらに増加を図るとともに、研究の質の向上をめざす必要がある。

【対応方針】

研究成果の査読付き論文による公表を推進し、この場合投稿費を支援する制度によりサポートする。また、研究戦略委員会で定めた研究の質の評価基準に適合した論文発表を行うことで質の担保を図る。特に科学研究費補助金の採択数の増加が、研究成果の発表数の増加と質の向上へ寄与するものと考えており、今後も、研究の基盤となる科学研究費補助金の獲得に向けた取り組みを着実に続けていく。

【指摘事項】

公開講座において、テーマの内容により受講者数が大きく増減すること、また、春期講座と秋期講座との間で受講者満足度分布にも差が出ており、今後の課題となっている。

【対応方針】

春季講座は人間学をテーマとし、秋季講座は大きなテーマの連続講座を実施している。とくに秋季講座において学術的で固いテーマにすると、受講者数が少なくなる傾向があったので、親しみやすいテーマ設定に心がけるようにしている。また、一方でまんべんなく多くの教員に講座を引き受けてもらうことも重要であり、このことも配慮しながら公開講座を実施していく。

【指摘事項】

近江環人地域再生学座については、平成22年度をもって科学技術振興調整費の補助期間が終了することから、平成23年度からは大学の独自財源で継続できる体制の整備が課題となっている。

【対応方針】

近江環人地域再生学座については、平成23年度から大学院副専攻として実施することとし、研究科横断的な大学院副専攻について全学共通教育推進機構が担えるよう体制の整備を進め、永続的な正規教育プログラムとして再構築を行った。

(4) 評価結果で「更なる向上が期待できる点」とされたもの

【指摘事項】

「学生の自宅学習を促す教育プログラムモデル事業」は有効な取組であるが、さらに多くの授業科目に対して実施することと、分析の結果を授業内容・方法に活かすことが期待される。

【対応方針】

教育実践支援室が行う「学生の自宅学習を促す教育プログラムモデル事業」の有効性はこれまでに十分確認されてきた。このプログラムの要点は、教育補助員としての学生による宿題やレポートの添削の実施にあるが、教育補助員の確保が大きな課題となっている。この課題を克服しながら、より多くの科目において実施していくことを目指す。

第3部

学部等自己評価書



平成23年6月

目 次

I 環 境 科 学 部	・ ・ ・ ・ ・	191
II 工 学 部	・ ・ ・ ・ ・	217
III 人 間 文 化 学 部	・ ・ ・ ・ ・	237
IV 人 間 看 護 学 部	・ ・ ・ ・ ・	257
V 国 際 教 育 セ ン タ ー	・ ・ ・ ・ ・	271

環境科学部自己評価書

平成23年6月

目 次

I	学部等の概要	193
II	基準ごとの自己評価	
	基準区分 1 学部等の目的	194
	基準区分 2 教育研究組織（実施体制）	196
	基準区分 3 教員および教育支援者	198
	基準区分 4 学生の受入	199
	基準区分 5 教育内容および方法	202
	基準区分 6 教育の成果	205
	基準区分 7 学生支援等	207
	基準区分 8 施設・設備	208
	基準区分 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	209
	基準区分 10 研究活動の状況	211
	基準区分 11 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況	214

I 学部等の概要

1 学部等の名称

環境科学部

2 学科等の名称

学 科：環境生態学科、環境政策・計画学科、環境建築デザイン学科、
生物資源管理学科

研究科：環境科学研究科（環境動態学専攻、環境計画学専攻）

3 学生・教員数等（平成23年5月1日）

学生数：学部809人、大学院120人

教員数：57人（教授22人、准教授19人、講師3人、助教13人）

4 学部等の理念・目標・目的

（環境科学部）

環境科学部は、琵琶湖とその周辺地域を主なフィールドとした実践的な環境教育を重視する。これを通して自然環境の総合的理解と問題解決、環境と調和した社会システムの構築、建築を取り巻く環境と地域の課題解決ならびに循環型社会を支える生物資源の適切な制御と管理のための理論と応用力を身につけた、創造性豊かな人材の養成を目的とする。

（環境科学研究科）

人類の生存と持続的発展を可能にする自然環境の保全ならびに環境と調和した地域社会の構築を目指す学際的な研究を展開し教育を行うとともに、複数の専門分野の基本的理解を基礎に、環境科学分野の専門家として高度な専門的知識と技術を有する職業人、大学や法人等の研究機関および企業の開発部門における優れた研究者ならびに行政機関や社会の多様な方面で高度に専門的知識を必要とする業務等に従事する人材の養成を目的とする。

Ⅱ 基準ごとの自己評価

基準区分1 学部等の目的

基準1-1 大学、学部等の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【これまでの外部評価等の結果】

(1) 学部および大学院の目的を達成し、人材の養成および教育研究の質的向上に対する社会の要請に応えるために、これまでも以下のような視点に立って組織的取り組みを展開してきた。本学部および大学院の目的が明確であるか否かの検証は、この取り組みが継続して行われ、かつ、それが社会に受け入れられていることを通してはじめて具体的に行われるものである。すなわち、本学部および研究科にとっては、今後も以下の取り組みを継続して行っていくことこそが課題である。

- ・それぞれの学科の専門性を深めるとともに、多くの事象が関係する環境科学分野の特性に対応した総合的、学際的な教育研究を推進する。
- ・持続可能な滋賀社会の創造を目指す滋賀県にあって、環境分野に係る人材育成および教育研究の拠点としての本学部の使命を達成するために、行政機関や県内企業との連携など教育研究の高度化に必要な取り組みを展開する。

(20年度自己評価)

【結果に対する対応】

(1) 「知と実践力をそなえた人が育つ大学」をスローガンに、1. 教育を重視し、学生の満足度が高い大学、2. 社会のグローバル化や時代の変化をとらえた大学、3. 地域や産業界と連携し、創造的な研究に取り組む大学の3点を10年後の本学の姿とする「滋賀県立大学将来構想—USP2020 ビジョン—」(2010年5月)に基づき、環境科学部では、「自然の叡智に学び、環境社会の未来を拓く、環境科学部」をスローガンに、①教育、②研究、③社会貢献、④国際化について、以下を目標とすることとした。

① 教育

「学士力（社会人基礎力）」を養うために、「地域に学ぶ」環境フィールドワークを核とする実践的教育、臨地教育を積極的に展開する。きめ細かい学生教育のために少人数教育の充実を図る。このために、学科組織の再編や学生・教員定員の見直しの議論を行い、教員配置とカリキュラムについて、学部横断的な見直しを行う。また、卒業後の進路に対応し、専門職業人としての知識が習得できる履修モデルを学科ごとに作成する。さらに、FDを活用した教育方法の改善、講義教材の開発などを学部、学科として取り組む。

「環境科学」の基盤構築のために、大学院教育の充実をはかる。「近江環人地域再生学座」を中核として、学部教育との連携を図るとともに、地域貢献のさらなる充実を目指す。また、「環境科学」「環境学」に関わる高度専門職業人の養成のために、国際レベルの教育の展開をめざす。

② 研究

「滋賀県」「琵琶湖」の自然、環境、風土を対象とする研究をベースに、先進的かつ創造的研究の展開を目指す。そのために、地域社会、地域の自治体、産業界、試験研究機関などとの緊密な連携を大きなベースとする。そして、「地域から世界へ」をスローガンとし、研究の国際化の推進のために、国外の大学や研究機関などとの積極的な国際研究交流を促進させ、国際共同研究の充実を図る。さらに、環境問題の解明からその解決まで、環境学の体系化をめざす。そのために、他学部や、他大学、他研究機関との共同研究を積極的に展開する拠点となることを目指す。

③ 社会貢献

地域に開かれた大学として、大学と行政、大学と企業、大学と市民など様々なチャンネルを強化し、地域的な問題の解決を目指す。教育・研究・地域貢献をそれぞれ切り離すことなく、公立大学としての総合的機能を発揮するなかで、地域社会の信頼、評価を高める努力をおこなう。具体的には、環境生態、環境政策、資源管理、建築計画などの分野を擁する環境科学部の特徴を活かして、分野横断的な企業間ネットワークを構築することで産学連携を推進する。また、地域産学連携センター、環境共生システム研究センターとの学内連携を図る一方、地方自治体、企業、NPO等とも連携をとりながら持続可能な社会実現に向けて地域課題解決に取り組む。さらに、「近江楽座」「近江環人地域再生学座」を核として、学生力を活かした地域貢献活動を推進する。

④ 国際化

世界規模で環境問題に取り組む優秀な学生を育てるべく、国際的に活躍するに相応しい環境創造の知識やコミュニケーションの素養、異文化への理解力、研究プレゼンスを持った人材育成に努める。具体的には、国際通用性を備えた環境科学者の育成をめざして、各学科において演習課題や合同ワークショップなどを通じて、外国語（主に英語）によるプレゼンテーション、ディスカッションの機会を設ける。また、環境科学研究や環境共生技術等に秀でた協定校等との積極的な交流を推進し、海外研究交流を行う。本学を目指して留学・渡航してくる学生をスムーズに受入れるための体制の整備を行う。例えば国際招聘研究者、講演者等の短期滞在のケースに適切に対処すべく、国際交流支援型ゲストハウスの整備を検討する。

基準 1-2 目的が、その構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- (1) 本学の環境科学部は、平成7年度に「環境」が付された唯一の学部としてスタートしたが、環境が21世紀の最重要課題として注視されるなかで、全国の大学の組織再編が進み、平成19年度末の文部科学省資料によると、「環境」の名のつく学部を持つ大学は合計43大学に達していることが明らかとなった。すなわち、本学部が他学の環境系学部と競い、より優れた教育研究成果をあげるためには、他学と異なる特色を示し、それをアドミッション・ポリシーに明示しなくてはならない現状にあることを、構成員全員が自覚し、研鑽を重ねることが今後の最重要課題であると考え（20年度自己評価）。
- (2) 学部等の目的について必要な事項については整備されているが、学生、教員で共有するわかりやすく明快なアドミッション・ポリシーづくりや学生への周知の仕方について学部、学科として取り組む必要がある（20年度外部評価）。

【結果に対する対応】

- (1) (2) 以上は、構成員の意見をまとめるかたちで決定されており、その過程において周知がなされている。また、大学のホームページ等に掲載され、社会に対して一定の公表は行われている。日常的な教育、研究、社会貢献の国際的な展開によって、さらなる社会的評価を受けるべく努力しつつある。

基準区分2 教育研究組織（実施体制）

基準2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部およびその学科、研究科およびその専攻、その他の組織ならびに教養教育の実施体制）が、大学、学部等の目的に照らして適切なものであること。

【これまでの外部評価等の結果】

- (1) 学部の学科再編については、3年間の検討を踏まえて実現したものであり、今日性を備えた構成となっている。今後は、4学科がそれぞれの特色を発揮しつつ学科相互の連担性を深め、学部レベルの環境科学教育を充実させていくことが課題である。懸案課題のひとつとして環境生態学科と生物資源管理学科に係る学科再編についての検討がある（20年度自己評価）。
- (2) 研究科については、研究科の目的である個別分野における専門性と学際性とを高いレベルで調和させるために、現行の教育研究組織をベースとしながら専攻間および研究部門間の連携を深める努力が必要である。また、滋賀県琵琶湖環境科学研究センターや琵琶湖博物館など学外研究機関との連携による教育研究の質的な向上への取り組みなどが今後の課題である（20年度自己評価）。
- (3) 性格の異なる4学科が一つの学部を構成することについて、その利点が十分発揮できるよう教育研究に係る学科間の連携をより緊密なものとする努力が求められる。また、学部の学科と大学院の専攻・研究部門との組織対応関係については、現状のメリットやデメリットについて検証した上で、今後のあるべき形を追求する必要がある（20年度外部評価）。

【結果に対する対応】

- (1) 環境生態学科は平成22年度に大幅なカリキュラム改訂を実施した。また、生物資源管理学科では3コースからなる履修モデルを設定した。これらを踏まえ、当分の間、それぞれの学科での教育内容の充実に努めることとした。
- (2) 平成22年3月、滋賀県琵琶湖環境科学研究センター、滋賀県立琵琶湖博物館、及び本学は連携して統合研究を推進することに関し合意した。この合意に基づき、平成22年度から環境生態学科の永淵教授を代表者とする共同研究「大気降下物が琵琶湖とその集水域に与える影響の評価」が始まっている。参加者は本学部2名、琵琶湖環境科学研究センター3名である。
- (3) 本研究科は学部所属の全教員（のみ）によって組織されている。4学科が2専攻5研究部門を構成しているが、学科と研究部門は完全には対応していない。すなわち、環境計画学専攻はおおむね環境政策・計画学科と環境建築デザイン学科の教員によって2研究部門が設けられているが、地域環境経営研究部門にはこのほかに生物資源管理学科の（社会科学系）2教員が加

わっている。また、環境動態学専攻は環境生態学科と生物資源管理学科の大部分の教員によって組織されているが、3研究部門の一つである生物圏環境研究部門は両学科の教員の混成となっている。すなわち、学部の学科編成と研究科の専攻・研究部門編成とは「ねじれ」が存在する。

このねじれの存在は、会議の開催等管理運営面で不便を生じている。すなわち、環境計画学専攻会議は環境政策・計画学科会議と環境建築デザイン学科会議（この二つは同日に行われる）の前に行われているが、生物資源管理学科の2教員は、学科会議とは異なる日に開催されるこの会議、および地域環境経営研究部門会議に出席しなければならない。また、環境動態学専攻では専攻会議だけでなく、研究部門会議も学科会議と連続して開催することができない。

さらに、他研究科ではすべて学科と専攻・研究部門が対応しているためか、大学院の教務事務（時間割編成や履修の手引きの編集）に関する事務局からの連絡が学部の教務委員になされるだけで、本研究科の教務担当者である専攻長・研究部門長になされないといったことが、しばしば起こる。

これらのデメリットの反面、社会系の教員を地域環境経営研究部門に、土・水・大気を研究対象とする教員を生物圏環境研究部門にまとめると、教員が院生の研究内容を理解し易いというメリットもある。

これらより、学科と専攻・研究部門を完全に一致させる（たとえば、4学科を2専攻4研究部門にまとめる）場合には管理運営の合理化によるメリットが大きいと考えられるが、そうでない場合には、研究対象や研究方法に共通性のある教員を同じ研究部門にまとめる教育上のメリットが上回るものと思われる。

現行の「ねじれ」をそのままにする場合には、会議等管理運営をなるべく合理化するとともに、事務局に対しても環境科学研究科の教務は専攻長・研究部門長が担当するということを周知させる必要がある。

基準2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【これまでの外部評価等の結果】

- (1) 研究科に係る入試および教務の学務を専攻長および研究部門長が所掌する体制を取っているが、専任的扱いとなっていないためこれらに係る定常的な学務の執行体制が曖昧になるきらいがある（20年度自己評価）。
- (2) また、大学改革への取り組みや法人化後の中期計画・年度計画の実施にあたっては、学部全体としての成果が求められていることから、学科の枠を越えた教員意識の共有化を図ることが課題である（20年度自己評価）。

【結果に対する対応】

- (1) 大学院の入試・教務については、その負担は軽微であり、また、性質上専攻長・研究部門長が担当するのが適切と考えられる業務も多いので、専任の入試委員・教務委員を置くのではなく、引き続き専攻長・研究部門長の所掌とするのが適切である。入試・教務事務を担当する事務局は学部と共通なので、学部の入試委員・教務委員が研究科の入試委員・教務委員を兼ねると業務を合理化できるが、本研究科の場合、環境意匠研究部門を除いて、専攻・研究部門と学科とは対応していないので、この方法は採れない（基準2-1の(3)参照）。大学院の専攻・

研究部門と学部の学科との対応関係を整理するなかで、この問題は処理することができる。それまでは、本研究科では研究科の入試・教務にかかる学務は専攻長・研究部門長が所掌するというを事務局に周知させることが重要である。

- (2) 学部共通科目のうち環境フィールドワークは、学部の全教員が学科の枠を超えてグループを組んで担当している。学生も同様である。また、学部の環境セミナー委員会主催で、「環境セミナー」を年4回程度開催している。月1回開催される学部教員会議を含め、これらが学科の枠を超えた教員意識の共有化に役立っているものと思われる。

基準区分3 教員および教育支援者

基準3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- (1) 教員の年齢階層別構成を見ると、「団塊の世代」および40代前半が目立って多い。また、女性教員および外国人教員の比率は低い。今後の教員採用に当たっては、中期計画に示される人事計画に沿って、女性教員の採用、外国人教員の採用、研究面および教育面に関する資質の重視など、学科の特色を考慮しつつ、総合的な観点から進めていく必要がある（20年度自己評価、22年度認証評価）。

【結果に対する対応】

- (1) いわゆる「団塊の世代」11人は2～4年後に退職時期を迎える。教員の年齢構成の適正化はその後任人事の際に行われることが期待される。
平成20年度初めには3人だった女性教員が平成23年度初めには6人と倍増した。社会における女性研究者の増加を反映して、今後さらに増加していくものと見込まれる。一方、外国人教員は1人のまま変わっていない。

基準3-2 教員の採用および昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- (1) 退職者の後任人事を迅速かつ円滑に行うために必要な改善方法についての検討が当面の課題である（20年度自己評価）。

【結果に対する対応】

- (1) これまでは公募期間を2ヶ月取るとしていたことなどによって、3月末定年退職予定者の後任人事に前年4月に着手したとしても、公募の結果が内部昇任になった場合など、欠員期間が生じることが避けられなかった。このような事態を避けるため、①公募期間をおおむね1ヶ月とする、②これまで教授会が開催されなかった8月にも定例教授会を開催する、との改善を行った。この結果、教員候補者選考手続きはかなり迅速化される。しかし、このやり方でも、内部昇任が二つ続いた場合など、欠員期間が生じることがあり得るので、さらに改善をする必要

がある。

基準 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。

【これまでの外部評価等の結果】
とくに指摘された事項はない。

基準 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- (1) 学生サ-ビスの一層の向上を図るためには、職員の増員や教務プロパーの確保が課題である（20年度自己評価）。
- (2) RAについては、今までのところ配置された実績がないないが、研究活動の効果的な推進と学生の研究遂行能力の育成を図るため、研究分野ごとにRAの活用について検討する必要がある（20年度自己評価）。
- (3) 教育支援者は、教員の負担の軽減にとどまらず、教育水準の確保、学生の満足度の向上という点で、重要である。学部の教育研究体制の活性化という観点から、プロパーの教育支援者の人事処遇について検討する必要がある（20年度外部評価）。

【結果に対する対応】

- (1) 事務局の教務担当職員は20年度には10名（正職4名うち1名プロパー、契約職員6名）であったものが、平成22年度現在では14名（正職5名うち3名プロパー、契約職員9名）に増員されている。プロパー職員（法人採用職員）も着実に増え、県派遣職員の代替が進んでいる。
- (2) 現在に至るまでRAは配置されたことはなく、配置のための制度も作られていない。
- (3) 嘱託職員である教育支援者の最大連続雇用可能期間が、平成21年度にそれまでの4年から5年に延長された。これにより、業務に習熟した職員を継続雇用する機会が若干は増えた。

基準区分4 学生の受入

基準 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像および入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- (1) 従前、学科の下に位置する専攻の形では教育内容や入試情報等が受験者に十分伝えきれない状況があった。が、平成20年度に実施した学科再編及びそれに伴うアドミッション・ポリシーの公表によって、受験者へ入試情報を的確に伝える基盤が整った。今後の課題は、受験雑誌や進学予備校への情報発信をはじめ、大学説明会、オープンキャンパス、高校訪問等の機会を積極的に活用し、志願者、高校関係者、保護者及び社会一般への周知するための取り組みを強化することである（20年度自己評価）。

- (2) 大学院課程については、今後、アドミッション・ポリシーの策定と公表を行うなど研究科の教育研究の目的の周知に対する取り組みを強化する必要がある（20年度自己評価）。

【結果に対する対応】

- (1) 各学科のアドミッション・ポリシーは、ホームページ、キャンパスガイド、入学者選抜要項等に掲載し、入学志願者、高校関係者、保護者および一般社会に公表、周知している。また、各学科のアドミッション・ポリシーを掲載した冊子等は大学説明会、オープンキャンパス、高校訪問等で関係者に配布するなどし、それを積極的に活用している。
- (2) 大学院課程においては、平成 22 年度までに環境動態学専攻ならびに環境計画学専攻のアドミッション・ポリシーが策定され、平成 23 年度学生募集要項から公表されている。また、両専攻のアドミッション・ポリシーをキャンパスガイドやホームページ（アドミッション・ポリシーを掲載した学生募集要項の PDF ファイルはホームページからダウンロードできる）等において公表するための準備が進められている。

基準 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。

【これまでの外部評価等の結果】

- (1) 本学の環境科学部は、「環境」が付された唯一の学部として平成 7 年度にスタートしたが、環境が 21 世紀の最重要課題として国内外の認識を得る中で、全国の大学における組織再編の中で、状況は一変した。平成 19 年度末の文部科学省資料に基づいて把握した結果、学部名に環境のつく大学は合計 43 大学に達している。こうした状況を踏まえ、大学入学志願者に対するアドミッション・ポリシーの周知、徹底について学部学科一丸となって取り組む必要があると判断する（20年度自己評価）。
- (2) 入学者選抜方法の改善に関連する全学的な取り組みについては、学部、学科ごとの詳細な分析を行うなど、より適切な学生の受入を実現するための作業を行い、その結果を入学者選抜の改善に役立てていくことが課題である。留学生、社会人、編入学生の受入等については、学部、学科としての基本方針について協議し、それに沿って選抜方法の検討を行っていくことが今後の課題である（20年度自己評価）。
- (3) 大学院課程においては、アドミッション・ポリシーを策定して、それに沿った選抜方法の検討を行なっていくことが今後の課題である。さらに、アドミッション・ポリシーの策定と公表とともに、研究科の教育研究に係る目的を周知するための取り組みを強化する必要がある（20年度自己評価）。
- (4) アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入れが実現できているか、入試種別と入学後の成績の相関関係分析、ミスマッチによる休学や留年の発生などについて、学科毎に在学生の分析を行うなど、より適切な学生の受入れを実現するための作業を重ね、その結果を入学者選抜の改善に役立てていくことが課題である（20年度外部評価）。
- (5) 大学院課程では、社会人、外国人留学生の受験、進学に配慮し、多様な学生の受け入れが図られているが、大学院教育の充実のために、アドミッション・ポリシーの策定及びそれに沿った選抜方法の検討を行うなど今後検討すべき課題が残されている（20年度外部評価）。

【結果に対する対応】

- (1) 各学科のアドミッション・ポリシーは、ホームページ、キャンパスガイド、入学者選抜要項等に掲載し、入学志願者、高校関係者、保護者および一般社会に公表、周知している。また、各学科のアドミッション・ポリシーを掲載した冊子等は大学説明会、オープンキャンパス、高校訪問等で関係者に配布するなどし、それを積極的に活用している。
- (2) 各学科のアドミッション・ポリシーに沿って、入学者に求める適性や興味・関心の方向性および備えるべき学力水準を提示し、これらを入学試験（入試問題の作成、大学入試センター試験と個別学力検査との配点割合）や合格判定等の学生の受入に反映させている。なお、留学生、社会人、編入学生の受入に対する学部ならびに学科の基本方針・選抜方法の詳細な検討は進んでいない。
- (3) 大学院課程においては、平成 22 年度までに環境動態学専攻ならびに環境計画学専攻のアドミッション・ポリシーが策定され、平成 23 年度学生募集要項から公表されている。また、両専攻のアドミッション・ポリシーをキャンパスガイドやホームページ（アドミッション・ポリシーを掲載した学生募集要項の PDF ファイルはホームページからダウンロードできる）等において公表するための準備が進められている。
- (4) 「入学選抜方法が適切かどうか」についての全学的な追跡調査（各入学試験に対する学生の成績、休学・留年率など）を行う計画が教務グループで進められている。
- (5) 大学院課程においては、環境動態学専攻ならびに環境計画学専攻のアドミッション・ポリシーが策定され（両専攻の各部門におけるアドミッション・ポリシーは策定されていない）、それに沿った選抜方法の検討が進められている。また、交換留学生協定大学からの留学生の積極的な受け入れや、海外の大学と新たな学術交流協定の締結を行い、留学生の受け入れを容易にする試みがなされている。

基準 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- (1) 全体的としては、特別選抜（推薦入試）、一般入試ともに志願倍率が低下している。こうした状況を改善するために特別選抜（推薦入試）においては、県内高校を対象に学部および学科の教育研究方針の説明、アドミッション・ポリシーの周知、入学試験方法の改善など、受験生に対する情報の提供についてきめ細かな対策が必要である。博士後期課程は、環境科学分野の専門性をもった研究者および高度職業人を養成する本研究科の目的を達成するために定員の充足および教育研究の質的向上についていっそうの努力が必要である（20 年度自己評価）。

【結果に対する対応】

- (1) 特別選抜（推薦入試）の志願者数は、H20 年度は 38 名であったが、H21 年度には 82 名と大きく増加し、H22 年度と H23 年度は、それぞれ、65 名と 66 名となっている。推薦入試における本学部の募集人員は 36 名であり、志願倍率は H21 年度以降は高水準を維持している（その合格者数については、入試結果に応じて学科間調整、学部間調整を経て、全学的に入学定員を

満たす仕組みで適切な対応を図っている)。志願者が増加した要因としては、県内高校の教員を対象とした大学説明会の実施(7月)、オープンキャンパスの改善・充実、キャンパスガイドの充実、大学ホームページや受験産業ホームページの活用、県内高校訪問体制の充実など、多角的な広報展開を実施してきたことがあげられる。

博士後期課程の志願倍率は、H20年度が0.3倍(出願者3名/募集人員10名)、H21年度が0.1倍(出願者1名/募集人員8名)、H22年度が1.0倍(出願者8名/募集人員8名)、H23年度が1.0倍(出願者8名/募集人員8名)となっており、定員を十分に満たすことが難しい状況にある。そこで、こうした状況に対処するため教育・研究組織再編委員会において大学院改編について検討し、新たな科目の設置ならびに定員の削減(環境計画学専攻)を行い、きめの細かい研究指導ができるようにした(平成21年4月1日学則変更)。

基準区分5 教育内容および方法

(学士課程)

基準5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。

【これまでの外部評価等の結果】

- (1) 最新のニーズと教育課程の編成について、インターンシップによる単位認定がないなど、一部に今後の課題を残している。また、単位の実質化について、「履修の手引」を見ると科目によっては成績評価方法があいまいであるものが散見されるなど、改善すべき点は存在する。また、履修モデルを「履修の手引」に示しているのは2学科に限られている(20年度自己評価)。

【結果に対する対応】

- (1) 平成22年度の「履修の手引」を点検すると、全学共通科目として「インターンシップA」および「インターンシップB」の2科目が配置され、希望する学生はインターンシップによる単位認定を受けられるようになっている。また、全学的に成績評価方法を「履修の手引」に明示することが求められた結果、平成22年度の「履修の手引」では全科目に成績評価方法が明示されている。また、全学科で「履修モデル」あるいは「履修配当表」が用意されており、学生が履修する際の参考に資している。

基準5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- (1) シラバスの作成と活用について、各科目が各時に行う授業内容の詳細(たとえば毎回の宿題、レポートの課題、予習や復習の内容)までが書かれた「本来のシラバス」を各授業開始時に配布するには至っていない。今後の課題である(20年度自己評価)。
- (2) 自主学習や基礎学力不足学生への配慮について、図書情報センターの土曜日曜開館は月1回の土曜日開館に限られているなど、学生の要望に完全に応じるには至っていない。ただし、これは全学的な課題であり、本学部独自で解決できる事案ではない。また、数学以外の他の理系

教科（物理学、生物学など）のリメディアル教育の必要性などについては議論されておらず、今後の課題である（20年度自己評価）。

- (3) リメディアル教育、他大学との単位互換など、学生の多様なニーズ、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮しているが、それが教育の質や満足度に結びついているかなどについての検証が必要である（20年度外部評価）。
- (4) 履修指導や学生個別の相談への対応などへの取り組みが進んできた点は評価されるが、「履修の手引」に記載される事項の正確性や成績評価の厳密性など、単位の実質化ということについて、今後さらに努力する必要がある（20年度外部評価）。
- (5) 教育の質の確保という意味でシラバスは重要である。シラバスは、印刷物および大学ホームページで学生へ周知しているが、FDへの取り組み、Webシラバスの検討など、学ぶ学生の視点に立って教育方法を改善するなど、さらなる取り組みが必要である（20年度外部評価）。

【結果に対する対応】

- (1) (5) 平成 22 年度後期より全学的に STEP-USP が稼働しはじめ、シラバスもこのシステムを介してWeb化されるようになった。これに伴い、各科目が各時に行う授業内容の詳細までを明示できるようになった。
- (2) 図書情報センターは土曜日開館に限られているなど、学生の授業外学習を支援する体制は未だ不十分である。全学的な取り組みのなかで、この点の改善を図る必要がある。また、数学以外の他の理系教科（物理学、生物学など）のリメディアル教育の必要性そのものについては議論されていないままである。ただし、高等学校段階で物理・生物・地学の各科目を履修していない学生が多数にのぼることはすでに認識されており、大学1年次から2年次に開講される「環境物理学Ⅰ」「環境生物学Ⅰ」「環境地学Ⅰ」の各科目では、高等学校での物理学・生物学・地学の履修を前提としない授業運営がなされるようになった。
- (3) 教育の質や満足度を保障する体制として、全学的に卒業時アンケート、卒業生アンケートおよび企業アンケートなどが行われており、それらに基づいて既に新科目「情報リテラシー」が開講されたり、学部学生の成績を保護者にも通知したりするなどの改革が行われてきている。また、これらと並行して、環境生態学科では平成 22 年度より新カリキュラムに移行した。
- (4) (5) 単位の実質化に関連し、全学的に各科目の成績評価基準の明確化が進むなど、改善は進行している。FDも、平成 19 年度に全学組織として教育実践支援室が発足し、環境科学部からは室長も含めて 5 名が支援室員として活動している。この支援室の活動が中心となり、全学的に授業改善のための研修会や授業コンサルティングが行われているほか、現在は講義科目に宿題を導入するための実践的研究（学生の自宅学習を促す教育プログラムモデル事業）が進められている。特に「学生の自宅学習を促す教育プログラムモデル事業」は平成 22 年度に行われた認証評価で「更なる向上が期待される点」とされており、全学規模での取組みに対し、本学部も積極的に関与していくことになる。
- (5) 新入生導入時科目として全学的に開設された「人間探求学」では、環境科学部では各学科独自の体制を組みつつあり、それらの教育効果は教育実践支援室が主催する「人間探求学研究会」で検討され、不断の改善に供されている。

基準 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- (1) 各科目では成績評価基準を明示しており、またその基準から大幅にはずれた成績評価はなされていないであろうと推定できるが、成績評価基準どおりの成績評価になっているか否かをチェックするシステムは構築されていないのが現状であり、今後の課題である。また、現状では、学生からの成績に対する申立てには、その科目の担当教員が個別に対応しており、これにより正確性を担保する措置はある程度は機能していると判断できるが、その的確性について組織的に判断できる状況になく組織的な対応を必要とすると考え（20年度自己評価）。

【結果に対する対応】

- (1) 成績評価の正確さを担保するための措置として、平成 22 年度から全学的に「成績評価に関する異議申し立て」を受け付ける制度が導入された。これは、成績評価後の 3 週間にわたり、学生支援センターに窓口を設けて異議申し立てを受け付け、第三者の教員を通じて担当教員に打診し、必要な場合には評価の修正を行うものである。この措置の全学的導入により、成績評価の正確さを担保する組織的措置が構築されたと判断できる。

（大学院課程）

基準 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。

【これまでの外部評価等の結果】

- (1) 「履修の手引（大学院）」では、各科目の授業計画や成績評価方法についての記載が不十分である。この点で、単位の実質化への配慮は不十分といわざるを得ない。各講義課目の「履修の手引（大学院）」の内容をさらに充実させることが今後の課題である（20年度自己評価）。

【結果に対する対応】

- (1) 平成 22 年度の「履修の手引（大学院）」では、各科目において、毎回の授業内容が明示されているのみならず、成績評価方法についても明示されている。また、平成 23 年度からは、全学的に STEP-USP を用いた Web シラバスに移行しており、授業計画・授業内容および成績評価方法の記述がいっそう充実した。

基準 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- (1) 「履修の手引（大学院）」に記載された講義内容は十分に専門的であり、教育課程の編成の趣旨に沿ったものと判断できる。しかし、「履修の手引（大学院）」には各科目の詳細な授業計画や成績評価方法に関する記載が不十分であり、早急な改善が必要である（20年度自己評価）。

【結果に対する対応】

- (1) 平成 22 年度の「履修の手引（大学院）」では、各科目において、毎回の授業内容が明示されているのみならず、成績評価方法についても明示されており、前回の自己点検時より大きく

改善されたと判断できる。また、平成 23 年度からは、全学的に STEP-USP を用いた Web シラバスに移行しており、授業計画・授業内容および成績評価方法の記述がいっそう充実した。

基準 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。

【これまでの外部評価等の結果】

指摘事項なし

基準 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- (1) 修了認定基準は、学位規程に明示されており、この内容は「履修の手引（大学院）」で学生に周知されているが、開講している各科目の成績認定基準は明示されておらず、早急な改善が必要である（20 年度自己評価）。

【結果に対する対応】

- (1) 開講している各科目の成績認定基準は全学的に定められており、大学院各科目は「優：80 点以上、良：70 点以上 80 点未満、可：60 点以上 70 点未満、不可：60 点未満」とされている。この基準は「履修の手引（大学院）」に明示されている。また、平成 22 年度版「履修の手引（大学院）」では、各科目の成績評価基準が明示されている。これらより、大学院各科目の成績認定基準は明示されるようになり、改善されたと判断できる。

基準区分 6 教育の成果

基準 6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- (1) 学生による授業評価アンケートの結果を見ると、「授業に対する理解度」「満足度」のいずれに対しても 4～5 割の学生が肯定的意見であり、否定的意見は 1～2 割にとどまっている。このことより、教育の成果や効果はまずまずあると判断できる。ただし、肯定的意見が 5 割を大きく超える状況にはないことから、今後の F D 活動などを通して教育の質の向上をめざす必要があると判断できる（20 年度自己評価）。
- (2) 卒業生への意見聴取結果を見る限り、本学部で行われている教育成果がそのまま卒業生の就職後に役立っているとは断定できないことが判明した。ただし、本学部はいわゆる実学型の学科を構成してはいない。すなわち、本学部で学んだことがそのまま実社会で活かせるかどうかよりも、本学部での学習を通して実社会で必要に応じて学ぶ力を得ているかどうかを見極めない限り、本学部での教育成果が上がっているか否かの検討はできない。本学で行われている卒業生アンケートにはこのような設問がなく、今後の課題である（20 年度自己評価）。
- (3) 卒業要件として卒業研究（卒業論文・卒業制作）が必修になっており、この審査により、卒業生の質が保たれていると考えるが、卒業研究の審査基準などについて、客観化する努力が必

要である（20年度外部評価）。

- (4) 就職状況については概ね満足できるレベルにあるが、行政や企業の配属先などについての詳細調査や職場の上司に対するアンケートなど、教育の目的と成果のマッチングについて客観的に判断するためのデータを得る努力が必要である（20年度外部評価）。

【結果に対する対応】

- (1) 教育の質の向上をめざした本学におけるFD活動は、平成19年度までも実施されていたが、学部・学科ごとに独自になされており、その取り組み内容もさまざまであった。そのため平成19年度に、教育担当理事を委員長、各学部・学科のFD活動を積極的に行ってきた教員をメンバーとする「FD委員会（仮称）」が招集され、平成20年3月18日には、本学における教育活動の継続的な改善に向けた教員の主体的な関わりを支援することを目的とする全学組織として「教育実践支援室」が設置された。

- (2) 本学の全卒業生を対象としてアンケートとしては、平成16年度と19年度に実施されたものがあるが、平成20年度以降は実施できておらず、したがって、「本学部での学習を通して実社会で必要に応じて学ぶ力を得ているかどうか」を判断できない状況は依然として続いている。また、平成22年度に実施された認証評価においても「職業直結型でない学科および各専攻の人材養成目的の達成度を検証することは今後の大きな課題である」との指摘を受けている。

ただし、上記の指摘のうち「本学で行われている卒業生アンケートにはこのような設問がなく」は必ずしも正確ではない。たとえば、平成19年度に実施された卒業生アンケート（平成16年度、17年度、18年度卒業の学部生を対象）には次のような関連する質問がある：「学部での勉学は今の仕事に役立っているか」「学部での勉学は人間形成に役立っているか」「人間学・全学共通基礎科目の講義で社会に出て役立っていると思われる科目は何か」「学部の授業科目で社会に出て役立っていると思われる科目は何か」。

また、卒業生アンケートではないが、平成22年3月からは全学として、学位記授与式の当日に卒業する学部生を対象とする「卒業時アンケート」を実施している。同アンケートで「Ⅱ大学時代を通して身についたものについて」を尋ねており、その質問の回答選択肢として「必要な情報を選び、処理する能力」「物事を計画する力」「目的に向かって行動する力」「チームワークでの学習や作業の進め方」を用意し、まだ実社会に出てはいない卒業段階での調査ではあるが、何を本学で学んだかを部分的にせよ把握できるようになっている。

- (3) 本学部では、上記の指摘を受けた教育担当理事からの基準作成要請（平成21年1月）に応じて、審査基準の検討を行い、学部卒業研究審査基準と大学院論文審査基準をそれぞれ平成21年2月の教授会と3月の研究科会議で審議、決定している。

- (4) 本学部として、あるいは全学として、卒業生の就職先に対して、統計的に意味のあるような方法でのアンケートやヒアリング調査は実施できておらず、上記の点は引き続き課題のままである。

ただし、本学の企業向けPR誌における企業人事担当者のインタビュー記事と業界・企業研究会に参加した企業に対して実施しているアンケートの二つのケースについて、卒業生が在籍している企業の人事担当者や上司に対して、本学卒業生に対する評価の質問を設けており、部分的にはあるが聴取できていると考えられる。

基準区分7 学生支援等

基準7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。

【これまでの外部評価等の結果】

(1) 履修指導の実施効果に関しては、入学生に対するアンケート結果において、約半数の学生が「少しわからないことがある」または「ほとんどわからない」と答えており、従来の履修指導の実施方法および実施内容について、より一層の改善が望まれる。

また、ガイダンス、オフィスアワー、学習相談、助言体制の利用や活用実績（状況）や学生ニーズ、各支援制度の利用満足度については十分に把握できておらず、留学生、社会人学生に対する支援も十分とはいえない現状にある（20年度自己評価）。

【結果に対する対応】

(1) 7-3で述べるように、学生支援センター内に新たに「学生支援室」を設置し、教員1名の常駐による相談対応、「学生サポートスタッフ」による身近な相談対応など、支援体制の充実を計っている。これらに加えて、従来からの履修指導も効果を上げ、平成22年5月実施の入学生アンケート結果では、環境科学部は、「少しわからないことがある」33.9%、「ほとんどわからない」2.9%となり、大幅に改善されている。

活用実績（状況）については、オフィスアワーは、教育実践支援室で把握に努めており、学生支援センターでの学習相談の内容・件数も、記録されるようになっている。学生ニーズについては、オフィスアワー、人間探求学クラス、学年担任、グループアドバイザーなど、様々な異なる単位での対応を通して、把握するよう努めている。また、留学生に対する支援については、平成21年3月に留学生支援会を設立し、留学生住宅総合補償制度の機関保証人となるなどの支援を行っている。

基準7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。

【これまでの外部評価等の結果】

(1) 本学部では、独自の学部情報室を整備するなど、学生の自主的学習を支援する環境は十分に整備されていると考えられるが、利用実態や学生のニーズの把握が十分に行えているとはいえない（20年度自己評価）。

【結果に対する対応】

(1) 学部情報室については、平成19年から継続して利用者数の把握を行っており、利用状況は良好である。ただし、その他の自習施設については特に行っておらず、利用実態や学生のニーズの把握は十分とは言えず、検討が必要である。

基準7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- (1) 学生支援センターを立ち上げ、学習支援、進学就職、健康など学生生活について、迅速に学生の悩みや相談に対応できる体制を整えたところは評価できるが、実質的に学生が相談しやすい環境づくりなど、今後の運営を含めてさらに充実を図っていく必要がある（20年度外部評価）。
- (2) 就職指導と学習・生活面における支援に対する学生の満足度は、平成19年度実施の卒業生に対するアンケート結果において、いずれも過半数の学生が「不満」あるいは「ある程度不満」と答えており、従来の相談・助言、支援方法について、より一層の改善が望まれる（20年度自己評価）。
- (3) 今後も、学生の満足度について客観的に把握するために、卒業生アンケート、在学生アンケートなど様々な形での調査を継続し、分析する必要がある。また、就職についても、行政や企業のどのようなセクションに採用されたのかなど、裏付けデータをとり詳細に分析するなど、学生の満足度を高めるための体制、方法についてさらなる検討を加える必要がある（20年度外部評価）。

【結果に対する対応】

- (1) 平成21年度後期から、学生支援センター内に新たに「学生支援室」を設置し、教員1名の常駐により、学生相談に対応しており、また、平成22年度には、学生自治会、体育会、文化会などの役員を中心とする「学生サポートスタッフ」による身近な相談対応の体制を整備するなど、学生支援センターの充実を図っている。
- (2) 就職支援については、1・2回生向けキャリアデザインセミナーの新設、セミナー・企業研究会などの回数を増やす、学生ニーズに合わせたセミナー内容の変更（「小論文」対策から「グループディスカッション」へ）、インターンシップを正規の授業科目とするなど、改善に取り組んでいる。
- (3) また、入学生の5月時点のアンケートと在学生の卒業時アンケートは、ほぼ毎年、実施し、学生の満足度の把握に努めており、学生支援センターを中心に、検討を行っている。

基準区分8 施設・設備

基準8-1 教育研究組織および教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- (1) 実験室・演習室等に整備されている教育研究機器類や付属施設は、経年による老朽化、陳腐化が避けられないため、定期的な点検、補修で耐用の延伸を図る一方、厳しい財政事情の中でも、将来的な見通しを立てつつ計画的に予算措置を図るなどの備えが必要である（20年度自己評価・外部評価）。
- (2) また、施設のバリアフリー化については、学舎の点検を行い、順次必要な改善が行われているが、社会の要請に応えるためには、今後さらに必要な改善に取り組む必要がある（20年度外部評価）。

【結果に対する対応】

- (1) 従来から、定期的な点検・補修については、研究機器等保守費、環境科学実験施設費等の項目により、予算措置が取られており、引き続き、必要な予算要求を行っている。また、高額の備品購入（更新含む）にかかる要求は、年度計画推進のための重点事業という予算項目で行うことになっている。ただし、重点事業での要求は、不採択となるものも多く、十分とは言えず、科学研究費補助金の間接経費の一部をこれに当てるなどの検討を行っている。
- (2) 施設のバリアフリー化については、引き続き、学舎の点検を行い、整備を行っており、平成 20 年度・平成 21 年度は、視覚障害者誘導設備等を設置している。

基準 8 - 2 教育研究組織および教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- (1) 蔵書について、洋書、雑誌が依然として公立大学平均より少ない状況である。特に洋書や雑誌についてさらなる計画的配備が必要である。また、教育研究組織及び教育課程に応じた系統的な整備を図っているが、外国雑誌の値上がりにより、学生用図書以外の図書（特に研究に必要な外国雑誌）を十分に購入できない学科も出てきており、検討が必要である（20 年度自己評価）。
- (2) 更に、利用状況については、図書館全体としては良好であるが、学科で選定した雑誌の活用状況等、個別の資料の活用状況は把握されておらず今後の検討が必要である（20 年度自己評価）。

【結果に対する対応】

- (1) 平成 21 年度に、全学図書専門委員会において、「人間学」「教職課程」などの枠として図書館で選定している雑誌について、大幅な削減が行われた。それでも、図書予算が縮小傾向にあるため、学部としては、電子ジャーナルを必要としているが、十分に購入できていない状況である。引き続き、財源確保の方策について、大学として取り組む必要がある。
- (2) 各学科、図書館活用ガイダンス（1 回生対象）や文献検索ガイダンス（3・4 回生対象）において、雑誌等の資料の利用指導につとめてきた。雑誌の利用実態の把握等はなされていないが、各学科の教育・研究上の観点から雑誌等の資料選定がなされている。雑誌等の利用指導の更なる改善を含め、資料活用の検討が引き続き必要である。

基準区分 9 教育の質の向上および改善のためのシステム

基準 9 - 1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。

【これまでの外部評価等の結果】

- (1) 授業評価のアンケート集計結果が、個々の教員の授業改善に結びついているか、その成果を

組織的に点検する仕組みはない。また、授業コンサルティングも一部教員の個人的努力によりなされているのが現状であり、今後、授業内容等の改善に対する組織的、継続的な取り組みを展開することが課題である（20年度自己評価・外部評価）。

- (2) 自己評価に係る様々な点検や改善を実施した結果、教育の質の向上に対して、具体的にどのような改善効果が発揮されたか、実証的に説明するための客観的データの整備が必要である（20年度外部評価）。

【結果に対する対応】

- (1) 「学生による授業評価アンケート」に関する教員アンケートを実施し、各教員の授業改善に結びついているかを点検した。その結果、およそ 9 割の教員が「授業評価アンケート」の結果を参考にし、授業改善に生かしていると回答している。また、授業評価が低い教員に対しては学科長より指導がなされている。なお、アンケート集計結果の要約はホームページ上で学内向けに公開されている。

教育実践支援室を組織し、「FD（授業の基本）研修会」、「新任教員授業研修会」、「授業見学と授業の仕方のアドバイス」、「参考となる他教員の授業紹介」、「FD研修会のビデオ紹介」、「外部講師による研修会」、「彦根 3 大学連携FD研修会」などを組織的、継続的に行い、授業内容等の改善に取り組んだ。

- (2) 教育の質に向上に対して点検や改善を実施した結果は「学生による授業アンケート」においてある程度反映されると考えられるが、そのアンケート以外に点検・改善効果を客観的に確認するための環境は整備されていない。なお、各講義のアンケート集計結果は学部長室で公開されている。

基準 9-2 教員、教育支援者および教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- (1) 授業コンサルティングを受けた教員が、その個人の授業改善にコンサルティングが非常に効果的であったと語っているところから、この取り組みが教育の質向上や授業改善に大きな効果をあげるであろうことは容易に想像できる。しかし、それらの結果の報告を求めたり、「学生による授業アンケート」の追跡調査を行ったりする活動は行われておらず、FDの効果を具体的に検証するだけの環境が作られていない。早急にこれに関する取り組みを開始する必要がある。また、TAに関する研修等の取り組みはなされておらず、今後の課題である（20年度自己評価）。

【結果に対する対応】

- (1) 各教員に対するFDの効果を具体的かつ客観的に検証できるシステムは、「学生による授業アンケート」のみであり、また、そのアンケート結果を基にFDの効果を組織的に解析するシステムは整備されていない。なお、「環境フィールドワーク I および II」については、担当教員による担当者会議および独自の授業アンケートの追跡調査が行われており、教育改善に効果的に機能している。TAに対する研修等の本格的な取り組みはまだ行われていないが、講義レ

ポート等をTAに添削させ、指導力を向上させる試みは一部で実施されている。

基準区分10 研究活動の状況

基準10-1 大学、学部等の目的に照らして、研究活動を実施するために必要な体制が適切に整備され、機能していること。

【これまでの外部評価等の結果】

指摘事項なし。

基準10-2 大学、学部等の目的に照らして、研究活動が活発に行われており、研究の成果が上がっていること。

① 環境生態学科／生態系保全研究部門／・生物圏環境研究部門の一部

【これまでの外部評価等の結果】

(1) 研究成果の出版に対して促進効果が十分表れているとは言い難い。今後、研究成果の公表についてさらに促進の方策を検討していく必要がある。また、これまで、琵琶湖とその集水域における、物質循環と生物間相互作用についてさまざまな観点から研究が行われてきている。今後は、琵琶湖とその集水域において人間活動が自然のプロセスに与える影響についてのさまざまな観点からの研究を総合化し、滋賀県における人と自然の持続的な共存を実現するための方策を提案できるようにする必要がある（20年度自己評価）。

【結果に対する対応】

(1) 研究成果の出版については積極的に努め、情報発信に力を注いでいくようにしたい。また、個別の専門分野だけに偏らず、環境問題に特化した研究でも情報発信をすべきと考えている。
平成22年3月に滋賀県琵琶湖環境科学研究センター、滋賀県立琵琶湖博物館および本学の3機関が連携して統合研究を推進することに合意した。その中で、本学教授を代表者として「大気降下物が琵琶湖とその集水域に与える影響」に関する研究が始まっている。

② 環境政策・計画学科／地域環境経営研究部門の一部

【これまでの外部評価等の結果】

(1) 外部資金の獲得金額が本学部の他学科と比較してやや低い傾向にある。これは部分的には、本学科の教員に人文・社会科学系教員の占める割合が高いためであるが、今後は、より積極的に獲得に努力していく必要があるだろう。また、学科内の教員同士による共同研究が少ない点も懸念される。学科全体の研究活動を活性化するためにも、教員間の共同研究を奨励していく必要があると考えられる。

本学科として今後重点的に取り組む研究テーマとしては、地球温暖化防止にむけた排出権取引の活性化のための認証システムの構築や、琵琶湖再生にむけた流域ガバナンスの理論化などが想定される（20年度自己評価）。

【結果に対する対応】

- (1) 外部資金の獲得については積極的に努め、その結果として平成 21 年度 2 件 181 万円、平成 22 年度 4 件 490 万円、それに加えて平成 22～24 年度合計 250 万円を獲得している。また、共同研究としては、平成 21 年度に「環境用水研究会」学科教員 2 人、平成 21～22 年度に「景観生態研究会」学科教員 2 人を実施している。

地球温暖化に関する研究としては温暖化対策評価の専門家を平成 23 年度から助教として任用する。琵琶湖再生にむけた流域ガバナンスの理論化に関しては、2 人の学科教員が流域政策研究フォーラムに参加している。

③ 環境建築デザイン学科／環境意匠研究部門

【これまでの外部評価等の結果】

- (1) 課題としては、建築士法の改正に伴う学部、大学院研究科における講義カリキュラムの見直し、その編成と同時に特にインターンシップ授業の導入が必要であり、県との連携も考慮し積極的に組み立てる必要がある。その延長線上にある実務的な講義は非常勤講師の担当が多いが、現教員とのバランスを考慮した今後の教員選考に対応していく必要がある。

また、本学科が中心となって、これまで免震実験のための施設や、木工室のための民家の蔵の移築、エコキャンパスセンターのための施設を建設してきたが、今後は環境問題解決への一環として、滋賀県の木材の積極的な活用のための研究施設の実現へむけての企画、準備も大きな課題である。

外部資金の獲得に関しては現状以上に、今後もより積極的に獲得に努力していく必要があるだろう。

また、学科全体の研究活動を活性化するためにも、教員間の共同研究をしていく必要があり、実践的な教育と絡めて県の課題をその研究テーマにし、取り組む事も前向きに考えていく必要がある。

本学科として今後重点的に取り組む研究テーマとしては、特に「循環」「再生」「持続」「長寿命」「省エネ」「景観」というキーワードを総合的に捉え、持続可能な循環型社会における環境建築のデザインへの現実的な方法論や地球温暖化防止にむけた環境建築の理論化と実践、地域の森林再生と連動した新たな木造建築システムの確立などが想定されている（20 年度自己評価）。

【結果に対する対応】

- (1) 建築士法の改正に伴うカリキュラムの見直しは完了した。実務経験を有し、実務に明るい人材を新任教員に選考するなど、実務的な講義により対応できる体制の確立を図っている。木材を有効に活用し、既存建築の再生を図る実践研究は数件進行している。外部資金の獲得に関しては、平成 22 年度は学科教員の半数以上が科研費を獲得するなど、成果を挙げている。学科教員間での共同研究が本学特別研究に選定されるなど、積極的な研究活動を行っている。実践的な教育と県の課題と連携については、本学新学科等の基本構想を大学院課題として取り込む、県の施設の有効活用の研究・提案など積極的な取り組みを行っている。既存ストックや地域材の有効活用、エコハウスモデルプランの策定など、環境建築の理論化と実践に関する研究に積極的に取り組んでいる。

④ 生物資源管理学科／生物生産研究部門・生物圏環境研究部門の一部・地域環境経営研究部門の一部

【これまでの外部評価等の結果】

(1) 学科・研究部門としての研究活動をさらに活性化するためには、学科内に教員数名による研究グループを複数創出し、研究テーマごとに常に競争的資金にエントリーすることが必要である。

また、研究活動と社会のニーズとの接点を見出すことが課題である。研究テーマの設定、研究成果の活用には社会との接点が必要であるが、生物資源管理学科ではこの点がやや弱い。生物資源管理という分野は環境保全、修復、食糧生産、資源枯渇など現代が直面する課題に密接に係わることが可能であり、現在はその良いタイミングである。

学科・研究部門として今後重点的な取り組みを展開したい研究テーマの例としては、琵琶湖生物資源の開発と環境保全（琵琶湖に分布する、魚類・貝類、植物・藻類、小動物と微生物について、バイオマス利用や有用物質生産という観点から資源開発をはかり、利用することによる湖の環境保全システムを構築する）や土壌微生物による琵琶湖水質の浄化に関する研究などがある（20年度自己評価）。

【結果に対する対応】

(1) 科学研究費の申請件数（継続含む）は、平成17-19年度平均の8件に対して、20-22年度平均は13件に増加した。また採択件数（継続含む）も2.7件から5.7件へと増加した。とくに、若手教員の採択率の向上が顕著である。

滋賀県において重要性が高い水田の管理保全方式等について、共同研究が行われたが、本格的な資金獲得に至らず、目に見える成果を上げるに至っていない。また、学科内の複数教員による競争的資金獲得の動きはまだ弱く、今後の課題である。

⑤ 学部全体について

【これまでの外部評価等の結果】

(1) 学部全体として研究活動の活性化に取り組む一方で、研究活動実績等について、数値化できるものは、表やグラフとしてデータ化するなど研究の成果をわかりやすく示す工夫が必要である（20年度外部評価）。

(2) 多様な専門分野で構成される学部の特性を発揮し、琵琶湖とその集水域において人間活動が自然のプロセスに与える影響についての研究を総合化し、持続的可能な滋賀社会を実現するために研究の質をさらに高めていく努力が求められる（20年度外部評価）。

【結果に対する対応】

(1) 学部教員等の研究成果は、毎年環境科学部環境科学研究科年報（大学HPでも公開）においてとりまとめられており、科学研究費及び奨励寄付金の獲得状況は、大学HPにおいて図表によって示されている。

(2) 総合的研究の推進については、大学レベルでは環境共生システム研究センター（CSES）が平成22年度に発足し、環境科学部教員も積極的に関与している。また各学科内では琵琶湖環境問題等に関する各種共同研究が取り組まれている。しかし、環境科学セミナーでの研究交流等を除けば、複数学科にまたがる総合的研究の動きはいまだ不十分であり、今後の課題である。

基準区分 1 1 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

基準 1 1 - 1 大学、学部等の目的に照らして、正規課程の学生以外に対する教育サービスが適切に行われ、成果を上げていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- (1) 公開講義のアンケートで挙げられた参加者からの積極的な提案や要望にさらに応えられるような努力が必要である。また、公開講義に関する参加者の不満についても、FD活動の推進や学生指導の徹底等により、その改善を図る必要がある（20年度自己評価）。
- (2) 「近江環人地域再生学座」による人材育成については、行政、企業、地域団体等への周知徹底を図り、学座生の受入から活用へ、地域社会への仕組みを定着させる必要があるとともに、文部科学省委託期間終了後の近江環人地域再生学座の教育研究体制を構築するための検討着手が必要である（20年度外部評価）。

【結果に対する対応】

- (1) 公開講義のアンケート集計結果は広く教員に周知され、それをもとに改善の取組みが個別に行われている。また、教育実践支援室が主体となり年間を通じて開催されるFD研修会や授業見学会などを通して、公開講義のアンケートで挙げられた参加者からの積極的な提案や要望あるいは不満に充分応えられるような努力がなされている。
- (2) 平成23年度から「近江環人地域再生学座」が副専攻化されることとなり、文部科学省委託期間終了後の同学座のあらたな教育研究体制が構築されることとなった。

基準 1 1 - 2 大学、学部の特徴を活かした地域への貢献および人材育成への取り組みが行われ、成果を上げていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- (1) 近江楽座については、地域社会と連携した教育活動を活性化するために参加教員、参加学生の増大など全学的取り組み体制を強化することが今後の課題である（20年度自己評価）。「近江楽座」は、本学の中期計画に基づく年度計画に位置づけられ、地域を視座においた教育研究および人材育成の事業として継続的に取組まれているが、地域社会と連携した教育活動を活性化するために参加教員、参加学生の増大など全学的取り組み体制を強化することが今後の課題である（20年度外部評価）。
- (2) 近江環人地域再生学座については、育成する人材像の明確化、育成した人材の活用などについて、所期の成果をあげるためにプログラムの進行と平行しながら教育研究内容の充実を図ることが当面の課題である。また、今後の課題としては、近江環人地域再生学座による人材育成について行政、企業、地域団体等への周知徹底を図り、学座生の受入から活用へ、地域社会への仕組みを定着させる必要がある。さらに将来的な課題として、文部科学省委託期間終了後の近江環人地域再生学座の教育研究体制を構築する必要があることから、今年度中に基本的な検討作業に着手する方針である（20年度自己評価）。

【結果に対する対応】

- (1) 文部科学省の「大学教育・学生支援推進事業：大学教育推進プログラム」に申請した取組「地域学副専攻化による学士力向上プログラム～近江楽士から近江環人へ～」が採択されたことから、地域社会と連携した教育活動を活性化するために参加教員、参加学生の増大など全学的取り組み体制が強化されることとなった。
- (2) 平成23年度から「近江環人地域再生学座」が副専攻化されることとなり、文部科学省委託期間終了後の同学座のあらたな教育研究体制が構築されることとなった。あわせて同学座の教育研究内容のよりいっそうの充実が期待される。

工学部自己評価書

平成23年6月

目 次

I	学部等の概要	219
II	基準ごとの自己評価	
	基準区分 1 学部等の目的	220
	基準区分 2 教育研究組織（実施体制）	221
	基準区分 3 教員および教育支援者	221
	基準区分 4 学生の受入	223
	基準区分 5 教育内容および方法	224
	基準区分 6 教育の成果	229
	基準区分 7 学生支援等	231
	基準区分 8 施設・設備	232
	基準区分 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	233
	基準区分 10 研究活動の状況	234
	基準区分 11 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況	235

I 学部等の概要

1 学部等の名称

工学部

2 学科等の名称

学 科：材料科学科、機械システム工学学科、電子システム工学科

研究科：工学研究科（材料科学専攻、機械システム工学専攻、先端工学専攻）

学部附属センター：実習工場、ガラス工学研究センター

3 学生・教員数等（平成23年5月1日）

学生数：学部671人、大学院86人

教員数：48人（教授17人、准教授19人、講師2人、助教10人）

4 学部等の理念・目標・目的

（教育に関する目標）

工学部は、工学におけるそれぞれの分野において、人と自然環境に調和した新しい科学技術の創造と豊かな社会の構築を目指すために、幅広い基礎学力と高度な専門知識を兼ね備え、我が国および地域の文化と産業の発展に寄与し得る技術者、国際的な視野を持って世界的に活躍できる技術者ならびに社会の多様な方面で高度かつ専門的な知識を必要とする業務等に従事する人材の養成を目的とする。

（研究に関する目標）

ものづくりにおいて、人と自然環境に調和した新しい科学技術の創造と豊かな社会の構築を目指して、基礎教育を重視し、先進的な教育研究を行うとともに、工学におけるそれぞれの分野において、幅広い基礎学力と高度な専門知識を兼ね備え、幅広い応用能力をもって我が国産業の発展に寄与し得る技術者、世界の科学技術をリードできる独創性と学際的研究ができる研究者ならびに社会の多様な方面において高度で専門的な知識を必要とする業務等に従事する人材の養成を目的とする。

Ⅱ 基準ごとの自己評価

基準区分1 学部等の目的

基準1-1 大学、学部等の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針，達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており，その内容が，学校教育法に規定された，大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【これまでの外部評価等の結果】

アドミッションポリシーに「高度な専門職業人を養成する」というキーワードを追加する必要がある。

【結果に対する対応】

材料科学科と電子システム工学科では，最新のアドミッションポリシーに「高度専門職業人」というキーワードを追加した。機械システム工学科では，最新のアドミッションポリシーに「機械工学の基礎と体系的なセンスを備え，高機能な機械を設計・開発でき，柔軟な発想能力の備わった技術者」という「高度専門職業人」と同じ意味の表現を追加した。

基準1-2 目的が，その構成員に周知されているとともに，社会に公表されていること。

【これまでの外部評価等の結果】

高い目標を掲げて人材の育成に当たっているが，学部・工学研究科の目的が学生・院生に周知徹底されているとは言い難い。大学の目的を学生に周知することが必要である。学生自らが積極的に学ぶという姿勢は年々希薄になっているので，学部の目標を学生に文書で配布するとか，掲示するなどの対策と同時に，今後はきめ細かい教育が必要である。

学部教育をしっかりやって研究者・技術者の卵を育てるため，大学院は他の有力大学へ送り込む方針を徹底させて実績を挙げていくことが期待される。

【結果に対する対応】

本学部では，平成20年4月に学科ごとの学習・教育目標を設定し，全学生に配布する履修の手引きに記載するとともに，大学のウェブサイトでも公開している。さらに，年度初めの学年毎のガイダンスにおいても，学科長および教務委員が，学習・教育目標や学習上の注意事項について詳しく説明を行っている。

大学院の教育は，本学で実施されているもので十分であると考えている。大学学部教育と大学院教育を含む高等教育全体を着実に遂行し，研究者・技術者を育てていくことが，本学部の存在意義を向上させ，「実績を挙げていく」ことにつながると考えており，他の有力大学の大学院への進学を目的に掲げ，大学院教育を放棄することが「実績を挙げていく」ことにはつながらないと考えている。

基準区分2 教育研究組織（実施体制）

基準2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部およびその学科，研究科およびその専攻，その他の組織ならびに教養教育の実施体制）が，大学，学部等の目的に照らして適切なものであること。

【これまでの外部評価等の結果】

教育研究に必要な附属施設・センターの充実も図っているが未だ十分とはいえない。教員数については，将来定員 52 人に対して，現員は 45 人であり，実教員数が学生数に対して少ない。特に，助教が極端に少ない。早い時期に整備をしていく必要がある。

【結果に対する対応】

教育研究に必要な附属施設・センターの充実については，今後も引き続き努力していく予定である。教員数については，欠員がある学科は，公募を行って充足に努めている。

材料科学科では，平成 23 年 4 月 1 日現在で，教員数は定員を充足している。また，各分野に助教または講師が 1 名ずつ配置されているため，教育研究におけるスタッフの不足はない。

機械システム工学科では，平成 23 年 4 月 1 日現在で，助教数は定員を充足しており，極端に少ないという状況を脱している。

電子システム工学科では，工学部附属のガラス工学研究センター教員枠を利用して，平成 22 年度に助教 1 名を採用したが，まだ助教数は合計 2 名と少なく十分とはいえないので，助教定員の増員に向けて今後も引き続き努力していく予定である。

基準2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され，機能していること。

【これまでの外部評価等の結果】

学部の審議事項を検討する各種委員会や教育を改善する FD 委員会等の体制は整えている。しかし，そのため，各種委員会の数が多くなっており，少ない教職員で運営するのは困難な状況となっている。従って，教員の充足，委員会の統廃合や開催回数の減少，運営方法の工夫，議題の整理などが必要である。

【結果に対する対応】

委員会の統廃合に関し，広報関連の委員会と専門委員会が統合された。その他の委員会についても，それらの統廃合や開催回数の減少，運営方法の工夫，議題の整理はなかなか困難な課題ではあるが，全学検討課題として絶えず取り上げ，今後も引き続き努力していく予定である。

基準区分3 教員および教育支援者

基準3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

【これまでの外部評価等の結果】

電子システム工学科の更なる充実を目指して，学年進行に伴う教員，特に助教の充実を行う必要がある。今

後は、JABEE 認定の取得を念頭においた学部共通科目の内容の見直しや教員確保についても検討を行う必要がある。また、女性教員の増員には、引き続き努力が必要である。

【結果に対する対応】

電子システム工学科では、工学部付属のガラス工学研究センター教員枠を利用して、平成 22 年度に助教 1 名を採用したが、まだ助教数は合計 2 名と少なく十分とはいえないので、助教定員の増員に向けて今後も引き続き努力していく予定である。

JABEE 認定の取得を念頭においた学部共通科目の教育内容の検討については、平成 22 年度に「学部共通科目検討ワーキンググループ」を立ち上げており、そこで検討が行われることになっている。学部共通科目である数学については、電子システム工学科の教員が担当しているが、現状では教員数が十分ではなく、学部共通教育と電子システム工学科専門教育の双方に支障をきたしているため、学部共通教育を行う教員定員の確保に向けて今後も引き続き努力していく予定である。

本学部では、新任教員の選考はすべて公募によっているが、応募者からの選考は男女の別なく公平に行っている。女性教員を採用できていないのは、女性の応募者が非常に少ないためであると考えている。

基準 3-2 教員の採用および昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。

【これまでの外部評価等の結果】

外部評価等での指摘事項なし。

【結果に対する対応】

なし。

基準 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。

【これまでの外部評価等の結果】

外部評価等での指摘事項なし。

【結果に対する対応】

なし。

基準 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【これまでの外部評価等の結果】

事務職員、契約職員および実習助手は数量的には充実しているが、いずれも 4 年の任期制を採っており再任が認められていない。従って、技術や情報の継続的な継承、改善が困難である。また、研究を遂行するのに必要な専門的技術を持った職員がいない。専門的な技術を持った職員がいないという状況は、できるだけ早急に改善する必要がある。企業を退職された方を時給で雇用するといった対策が必要である。また、任期切れによる職員交代は高度な機器のメンテナンスと操作に支障をきたし、機器の十分な活用に支障を来している。さらに、優秀な人材を失うことも多々ある。任期切れにより優秀な人材を失うという状況は、何らかの改善策を講

ずる必要がある。

【結果に対する対応】

専門的な技術を持った実習助手の任期に関しては議論が行われており、柔軟な運用を目指して今後も引き続き努力していく予定である。電子システム工学科では、学生実験の補助員として企業を退職された方を時給で雇用しているが、将来的には大学院生のTAの活用も含めて人的リソースの充実を図って行く予定である。

基準区分4 学生の受入

基準4-1 教育の目的に沿って、求める学生像および入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。

【これまでの外部評価等の結果】

アドミッションポリシーの更なる周知が期待される。周知の程度をアンケートで調査する必要もある。

【結果に対する対応】

アドミッションポリシーは、キャンパスガイドや入学者選抜要項、学生募集要項に掲載するとともに、大学のウェブサイトを通じて広く社会に公表している。さらに、高校訪問時やオープンキャンパスにおける学部・学科別の説明会時においても説明している。以上より、受験生やその保護者、高校教員等へのアドミッションポリシーの周知は十分であると考えている。周知の程度のアンケート調査についても、今後行って行く予定である。

基準4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。

【これまでの外部評価等の結果】

アドミッション・ポリシーは明確であるが、受験生がセンター試験結果の偏差値で大学を選んでいる現状を打破しない限り、入学者に徹底するのは難しい。そのためにも大学の明確な特色を出す必要がある。

【結果に対する対応】

環境共生センターが設置されるなど、環境をキーワードとする大学であるという位置づけが確立されてきており、今後はそれが大学の明確な特色となっていくものと考えている。平成20年度に設置した電子システム工学科については、1期生が平成23年度に研究室配属されるため、今後は研究の面でも存在感が出てくるものと考えている。

基準4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【これまでの外部評価等の結果】

博士後期課程の学生については、修了後の就職難などが原因で、学生数が定員を満たしておらず、定員の充

足に問題が残っている。博士前期および後期課程に社会人入学生を増やすための方策を工夫することが必要である。産学共同研究で企業から派遣される研究者に博士後期課程へ入学してもらうことなどが必要であろう。

【結果に対する対応】

博士後期課程に関しては、材料科学専攻と機械システム工学専攻を統合して先端工学専攻に改組することで、より魅力的な内容とするとともに、より密度の高い教育・研究環境を用意した。また、社会人の場合は平日では仕事の都合が付きにくいことを考慮した必修科目の授業の土曜開講など、社会人入学生を増やすための取り組みを進めている。

基準区分5 教育内容および方法

(学士課程)

基準5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。

【これまでの外部評価等の結果】

- (1) 専門教育のバランスおよび科目配当については、定期的なカリキュラム改正によって改善を進めてきた。将来の JABEE 認定の取得を見据えて科目間の連携を重視し、必修科目とその単位数の見直しを行ったため、より体系的な教育が行なえるように改善された。今後は、さらに、電子システム工学科も含めた3学科が連携したカリキュラムを検討していく必要がある。
- (2) 材料科学科の講義「高分子合成」や機械システム工学科の講義「計測工学」に見られるように、教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果が反映されている。しかし、現在のところ、研究成果が反映されるのは主として大学院課程が中心であり、学部課程により多くの研究成果を反映させるためには、さらに教育課程の検討が必要である。
- (3) 編入学については、単位互換等に配慮し、幅広い分野から受け入れ可能となっている。しかしながら、編入学については、受け入れの実績はあるが、外部に編入していく学生が少なく、学術交流という観点から見ても、今後改善すべき課題であると思われる。
- (4) 単位の実質化により、より厳密な評価が行えるようになったと考えられるが、実験科目など、評価項目の配分が座学のものとは大きく異なる場合、評価基準の差に対する考慮が、今後の課題として必要になると考えられる。
- (5) GPA 導入の効果については今後の検討が必要である。
- (6) 各学科がそれぞれ広範な工学基礎教育を総花的に行っているため、学生がすべてを消化しきれないし、成績評価もつい甘くなる傾向があると見受けられる。1年次のみもしくは2年次まで共通的な教育をした後、コース分け等を行って専門性をもう少し特化した形での教育を行うことなどが必要であると考えられる。

【結果に対する対応】

- (1) 平成20年度の電子システム工学科開設にあわせて、学部共通基礎科目のカリキュラム改善を行った。「基礎電磁気学」を開講し、「基礎化学」、「基礎力学」とともに3学科共通の必修科目とした。また、「科学技術英語」、「技術者倫理」も開講した。平成22年度に「学部共通科目検討ワーキンググループ」を立ち上げて

おり、今後の検討はそこで行われることになっている。

- (2) 研究成果を反映した学部の授業科目としては、材料科学科において平成 22 年度より新たに「先端材料科学」を開講し、種々の分野における研究成果を反映した内容の講義を行っている。他の 2 学科においても、特別講義の形で、適宜研究成果に関する情報を学生に提供している。
- (3) 学士課程のカリキュラムは 4 年一貫教育であり、4 年をかけて完成するように設計されており、学士課程の途中にカリキュラム上の区切りはない。従って、高等専門学校等で完成教育を受けた学生を編入で受け入れることには意義があるが、カリキュラムの途中の段階で学生を外部の高等教育機関に転出させることには意義がないものと考えている。学士課程の交流は、単位互換により行われるべきであり、その点に関しては既に滋賀大学等との間に単位互換の規定がある。なお、大学院博士前期課程進学時に、他大学の大学院へ進む学生が一定数あり、その時点での学術交流は一定の水準を維持しているものと考えている。
- (4) 実験科目などにおける評価基準に関する問題点は、JABEE 認定の取得を目指した取り組みにより、評価基準が以前より明確になり、実質的に解決したものと考えている。
- (5) GPA 制度については、平成 21 年度入学生からの導入であり、導入後 2 年しか経過しておらず、導入後の学生がまだ卒業していない。従って、この制度の効果の検証や具体的に GPA 評価点をどのように利用するか等の運用法の検討については、現時点では時期尚早であると考えている。
- (6) 材料科学科においては、種々の材料に対応できるよう、できるだけ広範囲の材料を理解することを目的としているため、現状では「コース分け」は望ましくないと考えている。ただし、分野に特化した講義科目の導入も同時に行っており、必要に応じて今後も検討を加えていく予定である。機械システム工学科においても、「四力」などの機械系基礎科目と機械制御などのシステム系科目をバランスよく配置し、この両方を理解した学生を送り出しているが、学生が消化しきれないといった弊害は出ていない。電子システム工学科でも、3 年次の前期までかけて電気・電子・情報工学の広い範囲について基礎的な教育を行い、専門性の高い科目は 3 年次の後期から始まるカリキュラムとなっているが、このカリキュラムは平成 20 年度の学科開設時に外部の学界や産業界の有識者から提案されたものであり、特に問題があるとは考えていない。

基準 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- (1) 教育の目的に照らした授業形態のバランスについては、カリキュラムの改正の度に適宜変更している。材料科学科においては、本学の特色である少人数教育を生かした講義形態を増やし、演習科目も対話・討論型の形態を多く導入した。しかしながら、討論型の演習講義については、班分けなどの運用形態について、まだ検討すべき課題が残っている。機械システム工学科では、CAD に代表されるように、多様なメディアを高度に利用した講義が導入されており、初期から TA の活用も行っており、順調に機能している。しかしながら、TA のアシスタント業務を行う時間と研究時間の間でバランスが取れていないという問題もあり、今後の検討課題である。
- (2) 自主学習への配慮などについては、オフィスアワーの導入とは別に、学生とのコミュニケーションがほぼマンツーマンで対応できる「アドバイザー制度」の体制が開学当初より整っている。オフィスアワーの導入により、講義に関する自主学習のための機会が増えたと考えられる。アドバイザー制度と組み合わせると、以前より有機的に学生の細かな指導が実現できるものと期待される。しかし、いずれの体制についても、実際の指導・対応がどのようにフィードバックされるかが現時点では未知数であり、しばらく運用を続けて、

さらなる改善を行うことが今後の課題である。

- (3) 対話・討論形式の講義を導入したり、オフィスアワー、アドバイザー制度を作ったりなどと学生支援を積極的に行っていることは評価されるが、過保護、過度の親切はかえって逆効果になる危険性がある。うまくバランスを取って、優秀な人材を育成することが期待される。
- (4) FDについては、現段階では意義・目的が教員に十分浸透していないため、理解を深めることが今後の課題である。
- (5) 授業アンケートにより、講義に対する学生からの種々のニーズを取りあげることが可能となったが、その結果を受け取った教員がそれをどのように講義にフィードバックしたかをチェックする機構がない。これは将来解決すべき課題である。
- (6) シラバスの内容をより充実させていくことも必要である。

【結果に対する対応】

- (1) 機械システム工学科では、講義に加えて、実験・実習・演習を重点的に取り入れ、教育効果をあげているが、そのために欠かせない TA については、できるだけ一人の学生に負担が集中せず、多くの大学院生が担当するようにし、研究時間を圧迫しないようにした。電子システム工学科では、講義と演習および実験が相互に補完しあって理論と実際が理解できるような形態としている。さらに、実験では CAD を利用したテーマを導入し、電気電子工学の理論の視覚的な把握と CAD システム自身に対する情報工学の知識の習得という両面からの教育を行っている。また、問題解決型授業も取り入れ、学生自らが考え学ぶことができる能力（エンジニアリングデザイン能力）の育成を目指している。討論型の講義である人間探求学では、班分けは半年間固定するのではなく、中間で変更を行っている。また、平成 22 年度から、試験的に双方向インターネット通信による他大学の講義を実施している。これは大学院生向けではあるが学部生も聴講可能な科目であり、複数大学間を映像・音声ともに双方向で通信するため、リアルタイムで質問等も可能であり、他大学との交流という点からも有効であると考えている。
- (2) 機械システム工学科では、平成 22 年度より、各期の成績発表後、学生自らに自己評価表に記入させ、単位取得状況をチェックさせている。また、アドバイザーグループの教員と個人懇談を行い、単位取得状況に問題がないかを一緒に調べており、学生へのフィードバックを行っている。電子システム工学科でも、アドバイザーグループ教員との面談や学生に記入させた学習・教育目標自己点検表のチェックを通じて、学生の単位取得状況等チェックし、さらに必要に応じてメールで学習・教育目標自己点検表の再提出を求めるなどして、学生へのフィードバックを行っている。
- (3) 本学部の学生支援システムは、学生の自己点検とその学習へのフィードバックを意図して導入されているものである。従って、このシステムは、学生の能動的な取り組みを要求しており、待っていても与えられる受動的なものではなく、本質的には過保護や過度の親切ではないと考えている。しかし、運用方法を誤ると過保護や過度の親切になる可能性も否定できないので、そのようにならないように運用には十分に気をつける必要があるものと認識している。
- (4) 材料科学科では、JABEE 委員会が中心となって FD 活動をより積極的に促進した結果、全学として実施している授業見学会への参加が義務付けられ、チェックシートを交換するとともに、その全ての結果は JABEE 委員によって集約され、教育方法の質の向上が図られるようになっていく。機械システム工学科では、FD 部門委員会を作って学科内 FD を検討している。また、全学の FD 活動、たとえば授業公開、FD 研修会、宿題プロジェクトなどに積極的に参加している。電子システム工学科でも、FD 委員会を作って学科内 FD を検討して

いる。そこでは、各教員が講義等の改善案を報告し、全員で検討を行うとともに、それらを学生に公開することにより、FDを実効性のあるものとしている。

- (5) 機械システム工学科では、各期終了時に授業評価アンケート結果に基づいて、どのように授業を改善するかを担当教員が考え、授業改善計画を提出するシステムを作っている。電子システム工学科では、上述のFD活動を行うための基礎データとして授業評価アンケートの結果を利用しており、授業評価アンケートの結果は授業改善にフィードバックされている。また、材料科学科と電子システム工学科では、授業評価アンケートの結果をもとに優秀な教員を表彰する制度を設けており、各教員の自己研鑽を奨励している。
- (6) シラバスについては、平成20年度より「到達目標」、「キーワード」、「JABEEプログラムの中での位置づけ」を新設し、「成績評価」には期末試験やレポートなどの比率を明記するようにし、改善が図られた。平成22年度より、WEB版シラバスに、追加情報の項目を追加し、適宜情報の更新を図ることができるようにし、より一層の改善が図られた。

基準5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【これまでの外部評価等の結果】

成績評価等の正確さを担保するために、学生が各自の成績を確認し、異議があれば申し立てる対応期間を組織として設けることが、今後の課題である。

【結果に対する対応】

成績評価についての学生からの異議申し立てに関しては、成績評価後の一定期間（3週間）、学生支援センターに窓口を設け、第三者の教員を通じて担当教員に打診し、必要な場合は評価の修正が行われるシステムが導入され、改善されたと考えている。

（大学院課程）

基準5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。

【これまでの外部評価等の結果】

講義形態は演習・討論形式で行う場合が多いため、定期試験が少なく、レポート中心の成績評価が多い。そのため、シラバスに授業における成績評価基準が明確に記載されておらず問題である。

材料科学専攻は、多様な研究分野をもつ学科構成であるため、さらに境界領域的なものも含めたカリキュラムを取り入れた教育も検討すべきであると考えられる。

博士前期課程における講義においても、専門性が進んだ内容のことだけではなく、かなり基礎的な事項を徹底して教えるべきである。先端の内容を話題として取り入れるのはよいが、学生の理解を超える内容は避けるべきであろう。

【結果に対する対応】

平成21年度のシラバスから成績評価基準を詳細に記載している。具体的には、成績評価にあたって用いる資料（期末試験、小テスト、レポート、等）の全体評価に占める割合をシラバスに明記することになり、各教員はこの数字どおりに成績評価を行っている。また、授業計画も各回の内容を記述する形式となり、改善され

ている。

材料科学専攻では、平成 23 年度より、境界領域的な科目として、有機・無機系にわたる種々の材料に関連し、さらに材料プロセッシングにも深い関係のある「無機ナノ粒子工学」が開講されている。

平成 24 年度に開設を予定している電子システム工学専攻では、かなり基礎的な内容から、専門性の進んだ内容、さらには境界領域的なものまで含めた、幅広い科目群で構成されたカリキュラムの採用を検討している。

基準 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

【これまでの外部評価等の結果】

少人数教育については現在、申し分のない環境になっていると考えている。しかしながら、その反面、ゼミ形式の講義科目が大半を占め、専門性が高くなるため、興味のある一部の学生以外は講義を聴かなくなる傾向がある。講義科目を増やすため、隔年講義も導入しているが、単位を速く揃えてしまった学生が、専門外の分野の講義を聴くことはあまりない。これらは、授業編成の検討を含めて、将来改善すべき点である。また、学部では多数行われている多様なメディアを利用した授業も、今のところは多くないため、CAD 室や計算機の利用などが、今後とりいれていくべき課題である。大学院では、学会活動に参加する機会も多くなる。そのために講義を休むことも増えるが、ゼミ形式の講義ではしばしば対応に苦勞することがあり、今後の検討課題である。

【結果に対する対応】

隔年講義の導入により、講義科目の数は十分なものとなっている。さらに、近江環人地域再生学座を副専攻として履修することが可能となっており、より幅広い科目の履修が可能となっている。従って、今後は、修士の学位を取得するためには学士に比べてより幅広い教養を身につけることが必要でありそのためにも各種の講義の受講が重要であることを、学生に対して積極的に周知していく予定である。多様なメディアの利用に関しては、平成 22 年度から、試験的に双方向インターネット通信による他大学の講義を実施している。これは複数大学間を映像・音声ともに双方向で通信するため、リアルタイムで質問等も可能であり、他大学との交流という点からも有効であると考えている。

学生が学会活動への参加のために講義を休むことは、学生は少なくとも 2 ヶ月程度前までにはわかっているはずであるので、学生とのコミュニケーションを密にすることにより解決できると考えている。

基準 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。

【これまでの外部評価等の結果】

少人数教育については、現在の状態で充分あるといえる。しかし、内容については、分野が細分化されていることにより、専門性の深さが教員ごとに異なるため、検討を要する。

【結果に対する対応】

教員の専門分野の細分化と専門性の深さの違いといった多様性は、短所ではあるが、同時に長所にもなり得るものであるため、教員間のコミュニケーションを密にすることにより短所をカバーし、長所の方をのばしていく予定である。

基準5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【これまでの外部評価等の結果】

内容が高度に専門化・細分化されているため、評価基準の相互チェックが困難になっており、将来検討すべき課題のひとつである。また、成績評価等の正確さを担保するために、学生が各自の成績を確認し、異議等があれば申し立てる対応期間を設けることが、今後の課題である。

【結果に対する対応】

シラバスの改善にともない、評価基準の大枠については相互チェックできる状況になっているものと考えている。ただ、評価基準の詳細な内容については、科目ごとに異なっていて当然であり、各教員の独自性は尊重されるべきものであると考えている。

成績評価についての学生からの異議申し立てに関しては、成績評価後の一定期間（3週間）、学生支援センターに窓口を設け、第三者の教員を通じて担当教員に打診し、必要な場合は評価の修正が行われるシステムが導入され、改善されたと考えている。

基準区分6 教育の成果

基準6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- (1) 教育理念・目標や人材養成の方針については、学科・研究科ごとに策定し、公表している。しかし、委員会等を設置し、それぞれの教育成果や達成状況を検証することが必要である。
- (2) 卒業生（修了生）および卒業生（修了生）を受け入れた就職先関係者に対する「教育目的の検証に対する調査」を実施し、教育成果や達成状況を検証することも必要である。
- (3) 学士課程生による授業アンケートから、学生の満足度は比較的高いと判断できる。しかし、授業内容を理解できたと意識している学生の割合は低い。このことから、学生の満足の理由は必ずしも授業内容を理解できたことではないではないことがわかる。このことと関連して、学生の自習時間は非常に少なく、それぞれの授業が意図する教育の成果や効果がそれ相応に上がっているとは判断できない。授業内容を理解し、身につくようにするためには、学生の自習時間が増加するように指導することが必要である。
- (4) 授業アンケートの集計結果を各担当教員に送付しているが、授業改善にどの程度活用されたか不明である。その検証が必要である。さらに、記名式アンケートの実施、評価結果の公表・活用、処遇への反映等、改善の余地がある。
- (5) 学士課程生の卒業率から見ると留年生は15%~18%と比較的少ない。卒業生アンケートから、工学部に留年生が比較的小さい要因として、成績評価基準が低いことが考えられるので、成績評価基準の検討が必要である。学士課程生の単位履修状況を継続的にまとめ、分析することにより、教育の成果や効果を判断することが必要である。大学の存続や教員の評価向上などのために、成績評価基準を下げて、学生に媚を売っているかのように見える。この点は何らかの改善が必要である。研究重点大学と同じような大学運営ではなく、教育重点大学としてのカラーを鮮明にして特色を出していけば、この点は改善されることが考えられる。

- (6) 学士課程生の大学院進学率は、40%を超えており、比較的高いが、最近では低下の傾向を示している。研究水準を高めるためには、本学大学院への進学率を上げるように指導することが必要である。
- (7) 博士前期課程の授業に関しても、学士課程の授業と同様に、授業アンケートの実施や、成績評価基準についての検討が必要である。博士前期課程学生の学会での研究発表を増加するように指導することが必要である。
- (8) 就職ガイダンス等では、企業の意見・要望・感想等について聴取するとともに、在学中にどのような学力や資質・能力を身に付けておくべきか等に関して卒業生が在學生に話す機会を設けている。平成 19 年度の学士課程卒業生および博士前期課程修了生を対象にアンケートを実施したが、継続的に実施すること、さらに回収率を高めることが必要である。

【結果に対する対応】

- (1) 教育成果や達成状況の検証に関しては、平成 23 年 3 月に、JABEE 委員会が中心となって、卒業生に対して学習・教育目標の達成度を評価してもらうアンケートを行うことになっている。
- (2) 平成 21 年 3 月に、これまでに材料科学科と機械システム工学科を卒業した学生が就職した企業 149 社を対象に「工学部技術者教育に関するアンケート」を実施した。その結果、57 社より返答をいただき、基礎と専門に関して身につけておくべき能力や知識について、さらには要望する人物像について貴重な意見を集約することができた。さらに、機械システム工学科では、卒業生に対してもアンケートを定期的に行うことになっている。
- (3) 本学部では、学生の自己学習時間確保の対策の一貫として、宿題レポートや小テストなどをできるだけ増やすことにより、学生に授業以外の学習をさせると同時に、その旨をシラバスに明記し、学生の自覚を促す取り組みを開始している。さらに、機械システム工学科では、「機楽塾」という学内学習塾をつくり、定期的に大学院生が学部生の学習サポートを行っている。また、実験により授業内容の確認を促すなどの取り組みも行っている。
- (4) 機械システム工学科では、各期終了時に授業評価アンケート結果に基づいて、どのように授業を改善するかを担当教員が考え、授業改善計画を提出するシステムを作っている。電子システム工学科では、FD 活動の一環として、各教員が講義等の改善案を報告し、全員で検討を行うとともに、それらを学生に公開しているが、そのための基礎データとして授業評価アンケートの結果を利用しており、授業評価アンケートの結果は授業改善にフィードバックされている。また、材料科学科と電子システム工学科では、授業評価アンケートの結果をもとに優秀な教員を表彰する制度を設けている。本学部では、記名式アンケートの実施を希望している。評価結果の公表や処遇への反映については、現状通りでよいと考えており、結果の公表や処遇への反映ではなく上述したような授業改善への活用を重視した取り組みを着実に進めていく予定である。
- (5) 意味なく成績評価基準を下げて学生に媚を売る等の行為を未然に防ぐために、以下のような対策を行っている。まず、成績評価基準をシラバスに明記し、簡単に変更できないようにしている。また、各学科で科目分野別に検討ワーキンググループを設置し、授業内容・レベルや試験方法、成績評価基準について相互にチェックする体制を整えている。さらに、機械システム工学科および電子システム工学科では、各科目の水準の設定にあたって、技術士第一次試験のレベルを参考にすることになっている。なお、これらの対策は、JABEE 認定の取得を目指した取り組みの一環として行われている。研究重点大学であるか教育重点大学であるかということ、成績評価基準を下げて学生に媚を売る行為の有無とは無関係であると考えている。教育面を重視しすぎて研究面を軽視すると、若手の教員を育てる能力を失うため、若手の研究者から見て魅力のない大

学になってしまう。そうすると、その大学は優秀な若手教員を集めることができなくなり、結局は研究面だけではなく教育面にも支障をきたすことになる可能性が高い。従って、研究と教育はバランスを取って行っていくことが重要であると考えている。

- (6) 最近の就職事情を反映して、本学卒業生の本学大学院博士前期課程への進学希望者数は、増加傾向にある。しかし、いかに進学希望者が多くても、成績が基準に達しないものは入学させるわけにはいかない。さらに、他大学大学院博士前期課程に合格する学生数も増加傾向にある。従って、本学大学院博士前期課程の魅力ができるだけ高めることと、学士課程での平均学修レベルを高めることの両輪で対応していく予定である。
- (7) 大学大学院博士前期課程の講義は、受講者が少人数であり、しかもゼミ形式のものが多く、学士課程で実施しているような画一的な授業アンケートは適していないと考えている。従って、授業アンケートの必要性も含めて、検討を行っていく必要があると考えている。成績評価基準については、シラバスの改善にともない、その大枠を相互チェックできる状況になっているものと考えている。ただ、成績評価基準の詳細な内容については、科目ごとに異なっていて当然であり、各教員の独自性は尊重されるべきものであると考えている。博士前期課程学生の学会での研究発表については、材料科学専攻では、国内海外を問わず主要な学会において1回は発表を行うよう推奨している。機械システム工学専攻では、国内外の学会において最低1回は発表することを義務付けている。平成24年度に開設される予定の電子システム工学専攻においても、学会での研究発表を行うように指導する方針である。
- (8) 学士課程の卒業生に対するアンケートは、全学規模で毎年実施している。さらに、本学部独自の取り組みとして、上述したように、平成23年3月に、JABEE委員会が中心となって、卒業生に対して学習・教育目標の達成度を評価してもらうアンケートを行うことになっている。

基準区分7 学生支援等

基準7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。

【これまでの外部評価等の結果】

グループアドバイザー制度を設けて、学習だけでなく学生生活まで指導をするようにしている。しかし、現状では、休学や退学などの重大な状況で手続き上必要にならないと相談に来ないのが問題である。成績評価についての学生からの問い合わせに関しては、それを受ける相談窓口を設置して統一的に対応することが望ましい。

【結果に対する対応】

グループアドバイザー制度を利用して、全学生に学習・教育目標自己点検表や面談票、ポートフォリオ（個人調査票）等をアドバイザーへ定期的に提出させるようにし、学生との関係が疎遠にならないように改善した。また、面談記録を作成し、学科として一元管理している。成績評価についての学生からの問い合わせに関しては、成績評価後の一定期間（3週間）、学生支援センターに窓口を設け、第三者の教員を通じて担当教員に打診するシステムが導入され、改善されたと考えている。

基準7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。

【これまでの外部評価等の結果】

自習室の設置が必要である。また、CAD 室に関しては、24 時間開放する体制をとり続けるために、機器の管理の問題や防犯・防火などセキュリティに関するいくつかの課題がある。

【結果に対する対応】

工学部情報演習室にはパソコンなどが複数台設置されており、学生は学生証の認証により同室を 24 時間利用できる。従って、現在は同室が自習室としての役割を果たしている。今後、工学部情報演習室の存在を学生に周知していくとともに、同室内の機器やレイアウト等の整備を実施し利便性の向上をはかる必要があると考えている。

学生の自己学習を支援するため、主要各科目では、レポート、宿題、ショートテスト等を課している。さらに、機械システム工学科では、「機楽塾」という学内学習塾をつくり、定期的に大学院生が学部生の学習サポートを行っている。

CAD 室の防犯対策としては、サーバーや消耗品を保管するサーバー室に侵入防止柵を設置することにより解決した。

基準7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【これまでの外部評価等の結果】

外部評価等での指摘事項なし。

【結果に対する対応】

なし。

基準区分8 施設・設備

基準8-1 教育研究組織および教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。

【これまでの外部評価等の結果】

講義室等の機器の更新が、開学以来十分になされていない。他大学と比べて見劣りする。稼働率の低い設備が多数あるのも問題である。

【結果に対する対応】

情報教育関係の機器については、5年毎に更改されてきているが、講義用のプロジェクタ設備等については、修理のみで積極的な更新が実施されてこなかったのは事実である。しかし、それらについても、部分的にはあるが、平成22年度から更新が開始されており、今後は必要十分な設備が揃っていくものと考えている。

基準 8-2 教育研究組織および教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

【これまでの外部評価等の結果】

工学部は社会の科学技術の進歩に敏感でなければならないので、電子ジャーナル等の購入により外部情報を収集しているが、工学部の分野構成が幅広いために、教員数に比べて多くの種類の雑誌を購入している。この点については、財政的にも有効利用という点でも改善していく必要がある。

【結果に対する対応】

予算の削減や雑誌価格の値上げなどの影響をできるだけ緩和するために、冊子体から電子ジャーナルへの移行を進めたり、購入する雑誌の検討を毎年次行ったりし、十分な情報収集と財源の有効利用の両立を図るべく努力している。

基準区分 9 教育の質の向上および改善のためのシステム

基準 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。

【これまでの外部評価等の結果】

JABEE 認定の取得をめざして、教育課程を見直し、3学科の連携体制を強化していくことが必要である。学生の授業アンケート結果を全教員にフィードバックしているが、さらに、各教員がその結果を見て授業改善計画を毎年度提出し公表するシステムを構築することが必要である。教員が自己評価表に記載するだけでは、安易に流れることになり不十分である。

【結果に対する対応】

JABEE 認定の取得を目指した準備は着実に進んでおり、各学科とも、関連科目担当教員間での情報交換・共有を積極的に行い、教育の改善に活かされている。3学科の連携体制の強化を目指した取り組みとしては、平成 22 年度に「学部共通科目検討ワーキンググループ」を立ち上げ、活動を開始している。

材料科学科では、全学として実施している授業見学会への参加を義務付けており、その結果は学科で一元管理している。機械システム工学科では、各期終了時に授業評価アンケート結果に基づいて、どのように授業を改善するかを担当教員が考え、授業改善計画を提出するシステムを作っている。電子システム工学科では、FD 活動の一環として、各教員が講義等の改善案を報告し、全員で検討を行うとともに、それらを学生に公開しているが、そのための基礎データとして授業評価アンケートの結果を利用しており、授業評価アンケートの結果は授業改善にフィードバックされている。また、材料科学科と電子システム工学科では、授業評価アンケートの結果をもとに優秀な教員を表彰する制度を設けている。

基準 9-2 教員、教育支援者および教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【これまでの外部評価等の結果】

本学のFD活動は、平成19年度までは、各学部およびFD・教育のあり方検討委員会が中心となって推進していたが、平成20年度からは、新たに教育実践支援室を設置することで、より進んだ内容を全学的に推し進めている。教育実践支援室は、研修会の開催など授業改善の支援、新しいスタイルの授業方法の検討、TAの活用方法の提案など、教育の質の向上を目指した活動を行う全学的な組織である。平成20年度の具体的な活動として、原則的に全ての授業科目を対象とした授業公開と主に若手・新任教員を対象とした授業設計の入門的研修をスタートするなど、適切な活動が行われている。これらのFD活動の取組の有効性に関して、今後も追跡評価を行っていく必要がある。

【結果に対する対応】

教育実践支援室が実施する研修会への参加を奨励している。材料科学科においては、全学として実施している授業見学会への積極的な参加を促すため、すべての教員が授業見学を行うことを義務付けている。

基準区分10 研究活動の状況

基準10-1 大学、学部等の目的に照らして、研究活動を実施するために必要な体制が適切に整備され、機能していること。

【これまでの外部評価等の結果】

工学の研究では、研究内容の高度化・複雑化にともなってチームワークが重要視されてきているが、その点では講座制および大講座制の利点を活用できる体制になっている。しかし、実際には、一部の教員がこれらのメリットを活用しているのみである。実習助手は、4年間の定年制であり、継続的な研究を効率よく維持する体制になっていない。機械システム工学科および電子システム工学科には技術員がおらず、研究設備の機器の性能を維持するための日常的保守・点検が難しいという問題がある。また、知的財産に関する学内制度を整備することも必要である。

【結果に対する対応】

専門的な技術を持った実習助手関連の諸問題に関しては議論が行われており、その任期も含めて、柔軟な運用を目指して今後も引き続き努力していく予定である。

知的財産の管理に関しては、発明委員会が十分に機能するようになってきており、特に問題はないと考えている。また、卒業論文や修士論文の研究発表会時の秘密保持に関する取り扱いも、内規が定められ、問題点の解決が図られた。

基準10-2 大学、学部等の目的に照らして、研究活動が活発に行われており、研究の成果が上がっていること。

【これまでの外部評価等の結果】

学会誌への学術論文の掲載数や学会における講演発表数に関しては、開学以来、卒研究生ができ、博士前期課程の学生が在学し、博士後期課程の学生が在学するに従って、着実にその数を延ばしてきたが、最近は少し伸

び悩みの傾向がみられることが問題である。研究成果の論文発表数の増加を図るとともに、研究の質の向上をめざす必要がある。開学以来、学部には設備更新費や修理費等が計上されておらず、今後の大きな課題となっている。民間や公的資金の導入を積極的に進めることも必要である。科学研究費補助金の申請率、採択率および獲得金額を高めていくための方策に全学的に取り組んでいくことが必要である。国際交流を盛んにすること、特に国際共同研究を進めるために海外に姉妹大学を持つこと、が必要である。

【結果に対する対応】

民間の資金については、景気の状態もあり、思うように増えていないのが実情である。しかし、科学研究費補助金については、申請数増加に向けた全学的な取り組みを行っており、工学部の継続分も含めた申請数は、平成 22 年度が 42 件、平成 23 年度が 46 件となっており、申請率（申請数を申請時の申請可能教員数で除した比率）は 100%近くに達している。さらに、申請の際に学内レビューを実施する等の改善を行った結果、科学研究費補助金の採択数が、平成 20 年度は 9 件（うち新規採択が 2 件）、平成 21 年度は 12 件（うち新規採択が 7 件）、平成 22 年度は 25 件（うち新規採択が 15 件）と大幅に増加しており、それによって獲得金額も増加し、こちらの取り組みの成果も現れている。そして、研究成果についても、これらの科学研究費補助金による研究の結果が出る頃には、再び増加し、質も向上するものと考えている。

材料科学科ではデンマークの Aalborg 大学からの研究生を受け入れており、それに伴い、学術交流協定を締結した。

基準区分 1 1 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

基準 1 1-1 大学、学部等の目的に照らして、正規課程の学生以外に対する教育サービスが適切に行われ、成果を上げていること。

【これまでの外部評価等の結果】

留学生の受け入れについては全学的な問題であるが、小さな大学では受け入れ態勢（特に、宿舍等の設備）を整えることは資金的に難しい。地元住人のボランティアをお願いすることも視野に入れた体制づくりをしなければならないが、長期的には難しいのではないかと指摘もある。滋賀県には京都市から移転してきた大規模な私立大学もあるので、これらの大学と結んだプロジェクトなどを模索する必要がある。

【結果に対する対応】

留学生受け入れについては、学費の免除等を含め、充実した措置が講じられている。留学生用の宿舍の整備は進んでいないが、受け入れをスムーズにするために留学生との交流会を開催するなどの、全学的な対応は行っている。大規模な私学は、滋賀県内とはいえ本学から距離的にかなり離れたところに立地しているので、留学生が大学から遠く離れたところに居住するのは望ましくないことを考慮すれば、留学生の受け入れで大規模な私学との連携を模索するのは現実的ではないと考えている。

人間文化学部自己評価書

平成23年6月

目 次

I	学部等の概要	239
II	基準ごとの自己評価	
	基準区分 1 学部等の目的	240
	基準区分 2 教育研究組織（実施体制）	242
	基準区分 3 教員および教育支援者	242
	基準区分 4 学生の受入	244
	基準区分 5 教育内容および方法	245
	基準区分 6 教育の成果	249
	基準区分 7 学生支援等	249
	基準区分 8 施設・設備	251
	基準区分 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	252
	基準区分 10 研究活動の状況	253
	基準区分 11 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況	254

I 学部等の概要

1 学部等の名称

人間文化学部

2 学科等の名称

学 科：地域文化学科、生活デザイン学科、生活栄養学科、人間関係学科

研究科：人間文化学研究科（地域文化学専攻、生活文化学専攻）

3 学生・教員数等（平成23年5月1日）

学生数：学部694人、大学院52人

教員数：49人（教授21人、准教授14人、講師5人、助教8人、助手1人）

4 学部等の理念・目標・目的

（教育に関する目標）

人間文化学部では、具体的な人間の活動である「生活」とその生活の場である「地域」を対象とする教育研究、体系的な生活デザイン論の構築と総合的能力の育成、食の総合的スペシャリストの養成と科学的基盤の形成、個と集団の発達のダイナミクスやコミュニケーションに関わる教育研究などの各専門教育を提供し、幅広い教養をもつ人材の養成を目的とする。

（研究に関する目標）

食や道具、住居、人間関係といった、人間の「生活」の諸側面及びその生活が営まれる地域に関して、栄養学やデザイン、建築学、社会学、教育学、心理学、考古学や歴史学、人文地理といった多岐にわたる方法論を用いて深い考察をおこない、より良い生活および地域のあり方を探求し、その成果を社会に還元してゆくことを目標とする。

II 基準ごとの自己評価

基準区分1 学部等の目的

基準1-1 大学、学部等の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 今後に向けては、次のような計画・構想を実現していくことが課題となっている。第1には、これまでの学科毎の専門性の高まりを積極的なものととらえ、それぞれの専門内容において地域社会の教育研究拠点となり、地域の生涯学習の支援の場となるよう、本学部によるその創造的活動を対外的にさらに明確にしていくこと、第2には、それらの積極的な専門性の高まりに呼応して、学科全体として生活と人間そのものを基盤とする総合化をいっそう高い段階に引き上げつつ、相互の自由な連携関係を再検討すること、第3には、これまでの様々な研究プロジェクトやフィールドワークなどの萌芽的成果をふまえ、さらなる活性化をはかり、多面的、領域横断的に展開しうるいっそうの創意工夫をはかること、などである。このように、学部内における学科間連携の再構築が課題となっていることをふまえ、地域—生活連関係の総合的な人間文化学部像を明確化し、他学部・他大学とも連携を強化発展させることが今後の課題である（20年度自己評価）。
- ・ 人間文化学部・人間文化研究科の理念・目標・目的を、「各専門教育を提供し、幅広い教養をもつ人材の養成」とし、また、「自立して共同の研究を推進し得る能力をもつ人材を育成する」と定め、さらに「総合的な人間文化学部像の形成をめざしている」としている。この理念・目標・目的は、決して間違っていないものの、個別的な専門性の位置付けを含め、必ずしも明確でなく、少なくとも特徴を明確に表現し得ていない。人間文化が"human studies(cultures)"と表現されているようであるが、一方で国内には"humanities"と定義している例もあり、戦略としていっ少し明確な位置付けが必要ではないであろうか。この点は基準区分2にもかかわるが、学部・研究科が「地域文化学・生活文化学」といったいくつものディシプリン(学問分野・教育分野)によって構成されていることからしても、例えば人間の視点、文化の側面からの各ディシプリンの研究・教育といった位置付けの方が、滋賀県立大学としての学部の特徴あるいは教育方向の共通性を明示できるのではないかと思う（20年度外部評価）。
- ・ 大学院、特に修士課程の目的と位置付けが十分でない（20年度外部評価）。
- ・ 「人間文化学」の視覚・方向を明確にし、かつ「地域文化学」という概念で示されている方向性を強化し、その視点を重視することによって、学部・研究科ならびに大学そのものの役割と方向性を明示し、県立大学としての特徴を戦略的にも有効なものとするができると思われる（20年度外部評価）。
- ・ 理念に照らして、地域に目を向けた研究が取り組まれているが、その研究が個別的なものではなく、より組織的学際的スタイルへと発展することが期待される。また、「地域の生涯学習の支援」に関して、その領域設定と実行計画が不明確である。地域という「テキスト」に恵まれている利点を十分に活用するための体勢作りが望まれる（20年度外部評価）。

【結果に対する対応】

- ・ 人間文化学部は、人間学と文化学に分かれるというよりは、現在の人間の持つ文化を相対化し、新たな文化創造を考える学部として構築されようとしている。歴史的視点、異文化の並び立つ視点、人間以外の生物の持つ視点である。さらには、異なる多様な分野（地域学、デザイン学、栄養学、人間関係学）の相互作用によって生まれる思考によって、現在の文化を捉え直すことを目指している。ここにさらに国際コミュニケーション学科が加わることで、異文化交流の視点がさらに強化されることになるだろう。
- ・ 対外的に開かれ、かつ学科を横断する試みとして、「滋賀県立大学子どもの未来応援プロジェクト」がある。これは、地域の子育てをする母親と子どもを支援するべく、発達心理学、栄養学、助産学の各教員が学科を越えて連携しながら、研究、コミュニティ活動を行うプロジェクトで、毎週大学で行われる子育てサークルの他、各界の講師による講演（うみかぜセミナー）が行われ、地域に開かれた運営形態がとられている。
- ・ この他、近江楽座との連携によって、対外にアピールする実践的な地域文化学が強化されつつある。たとえばブラジル出身の未就学児童の教育を考えるパンデイラ・ジ・オウロ、限界集落の村おこしを行う男鬼楽座、障がい児・者、自立支援・共生社会プロジェクトの **Harmony**、地域の食育プロジェクトである県大食育推進隊など、人間文化学部教員と学生の参画によって地域に密着したプロジェクトが複数進行中である。
- ・ 「人間文化学」は、既成の固定した概念ではなく、むしろさまざま学問分野を学際的に横断する場を創るための概念である。こうした概念は、その下で新たな学問を産み出すことでその価値が明らかになる。人間文化学部では平成 24 年度から始まる「対話する人間文化」プロジェクトで、この学問横断的な講義を試みる。これは、異なる領域を担当する教員どうしが各回、学科を越えてお互いにプレゼンテーションと対話を行い、そのプロセスを学生とともに共有する講義である。学生にとっては、学際性の実践を眼前で体験できる一方で、教員にとっては、お互いの対話の可能性を広げ、新たな学際プロジェクトを立ち上げるウォームアップとなる。
- ・ 修士課程では、副指導教員の設置、履修者と指導教員の参加するリサーチ・ワークショップの設置が行われ、その体制が強化されているが、さらに目標の明確化が試みられる必要がある。

基準 1-2 目的が、その構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 今後は、ホームページの更新とともに、どの程度のアクセスがあるのか、どんな反響があるのか等について、入学生などへの調査を行い、そこで得られた様々な意見を反映させてさらに改良していくことが課題である（20 年度自己評価）。
- ・ 学部及び大学院独自のホームページが立ち上がり、デザイン的にも優れたものとなっている。今後は、新着情報の更新に力を注ぎ、その体制を強化する必要がある（20 年度外部評価）。
- ・ 構成員の全てが身近なところで学部および大学院の理念および目標を意識させるための方策の具体化（20 年度外部評価）。

【結果に対する対応】

- ・ 学部ホームページ（HP）については、学部で独立したサーバーの充実およびファイヤーウォールについての危機管理をふまえたネット環境と連動させながら HP のメンテナンス（更新）と拡張を進めている。この学部 HP を各学科や個人の HP へリンクさせることにより、学科 HP や教員個人 HP を独自に展開できるようにし、

研究室の特性や学科、学部および大学院の研究、教育実践活動を発信できる体制を整えている。また、デザイン面においても、視認性、可読性を基本に学部イメージの統一を図っている。

基準区分2 教育研究組織（実施体制）

基準2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部およびその学科、研究科およびその専攻、その他の組織ならびに教養教育の実施体制）が、大学、学部等の目的に照らして適切なものであること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 教育面において、学科間の相互連携を目指してさらに組織的に取り組む必要がある（20年度外部評価）。

【結果に対する対応】

- ・ 教育に関する学科間の意見調整および連携調整を行う組織として、平成20年度に学部教務委員会を設立した。学部教務委員会は学部選出の全学教務委員および各学科より選出した委員より構成され、全学教務委員会における決定事項および検討事項の連絡、学部教育に関する検討と見直しおよび学科間の意見調整と連携連絡を行っている。
- ・ 平成24年度より国際コミュニケーション学科が設立されることとなり、グローバル、ローカル、二つの視点を併せ持つ学部として再編されつつある。この新学科も含めた学科間の相互連携については、先に挙げた対話する人間文化で実現する（基準1-1参照）。

基準2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 学部教務委員会という組織はないが、年1回高大連携講座開催に向けての学内教務担当者会議を行っている。しかし、学科間の意見調整の機会が少なく、学部としての連携調整を行うことが困難になっている。今後の課題として、学内教務委員会の学内委員会としての位置づけが必要であると考え（20年度自己評価）。

【結果に対する対応】

- ・ 教育に関する学科間の意見調整および連携調整を行う組織として、平成20年度に学部教務委員会を設立した。学部教務委員会において、学部教育の方針に関する見直しと検討、高大連携講座開催に向けた学科間の連携調整、大学が作成した計画進行票に対する現状確認等を行った。これにより、教育活動に関する学科間の意見調整および学部としての連携調整を行った。

基準区分3 教員および教育支援者

基準3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 異文化交流・異文化研究を目指す学部・研究科だけに、外国人教員の比率は少ないように見える（20年度外部評価）。
- ・ 女性教員の数は14名（50名中）、教授は3名（22名中）で、人間文化学の分野を考えると、まだ拡大の余地はあるように思える。女性教員の活躍が女子学生の目標になるような大学づくりを期待したい（20年度外部評価）。
- ・ 生活栄養学科については、文部科学省設置基準と厚生労働省の管理栄養士養成課程指定基準により、教員数が定められるので、その対応が必要と考えられる（20年度外部評価）。

【結果に対する対応】

- ・ 平成20年度においては外国人教員の数は1名であった。異文化交流・異文化研究のみを目指す学部・研究科ではないにしても、今後は増加することが望ましい。平成24年度予定では、外国人教員数は3名となる予定である。
- ・ 教員公募の際、同等のレベルであれば女性を採用することで、女性教員の比率を幾分かでも引き上げるようにしている。平成24年度には16名を目標としている。
- ・ 管理栄養士養成課程については、他大学と比較して最低レベルの教員数で対応していることは認知している。今後、柔軟な学内のポスト移動等、工夫しながら数名の教員増を図りたい。

基準3-2 教員の採用および昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 学生による授業評価を工夫して、それを学部全体で実施することが望ましい（20年度外部評価）。
- ・ 教員の研究活動と教育活動を支援するための組織的な整備が求められる（例えば、サバティカルや形式的なものでない成果のあがるFDなど）（20年度外部評価）。

【結果に対する対応】

- ・ 学生による授業評価アンケートの結果は、各教員にフィードバックされ、授業の改善のための資料として用いられている。
- ・ サバティカル制度については実施済みである。FDも全学を対象として、専門の部局を設置し、セミナー等への参加を推奨している。

基準3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 外部評価等での指摘事項なし。

【結果に対する対応】

- ・ 平成20年から22年での、年間の著書、論文総数は160～180件で推移しており、教員1名あたり平均3件強となる。研究活動は十分行われている。

基準3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 外部評価等での指摘事項なし。

【結果に対する対応】

- ・ 教育を円滑に行うために、教材準備等のための嘱託職員を2名採用している。さらに実験・実習ではTA制度が導入されており、教育補助と同時にTA（大学院生）自身の教育を行っている。それらに加え、1～2回生の実験ではさらに、実験室に嘱託助手を配置している。

基準区分4 学生の受入

基準4-1 教育の目的に沿って、求める学生像および入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 人間文化学部は基本的には文系の入試を課しているが、生活栄養学科の履修科目を考えたときに無理がないかどうか。基準区分5も含めて検討していただきたい（20年度外部評価）。
- ・ 社会人入学や大学院（特に修士課程）での高度専門職や再教育制度の試みが、県立大学の社会的貢献の一環として構想されてもよいのではないか（20年度外部評価）。

【結果に対する対応】

- ・ これまで理科の個別試験は1科目（生物ⅠⅡ、化学ⅠⅡのいずれかを選択）で行ってきた。センター試験では2科目の受験生が多く、天然物化学等の導入科目を用意し、さらに優秀な学生が入学していることと相まって、大きな不都合はない。
- ・ 平成20年度において大学院生57名中27名が本学以外の出身者であった。平成23年度においては、57名中22名が本学以外の出身者である。高度専門職の養成や再教育は部分的には機能しているが、制度化されておらず、今後の課題である。
- ・ 社会人入学や大学院での高度専門職や再教育制度の試みとしては、大学院修士課程においては入試に社会人枠を設定し、社会人の高度専門職や再教育に門戸を開いてきた。その一方で、文部科学省が創設した「地域再生人材創出拠点の形成プログラム」の採択を受け、「コミュニティ・アーキテクト」なる資格を設け、大学院生はもとより社会人の高度専門教育と再教育をめざし地域再生学座を設置した。社会人に配慮し講義は金曜日の午後と土曜日に実施している。さらに、平成23年度からは大学院修士課程の副専攻として組織を整え、他研究科とも協働し、地域貢献を強く意識した教育を進めていく。

基準4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 入学選抜制度に関する分析が自足的楽天的で、激しい競争状態に大学が置かれているという意識が少し弱く、受験動向の分析が皮相的であるように思う（20年度外部評価）。

【結果に対する対応】

- ・ 学部内に平成24年度から国際コミュニケーション学科が新設されることとなり、それに伴い、関連する既存学科のアドミッション・ポリシーについては一部変更される予定である。各学科によって事情は相当異なるが、一部学科における受験者数の減少傾向も見られ、学科単位で対応を検討している。

基準4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 大学院博士後期課程の定員充足に関する取り組みは重要である（20年度外部評価）。

【結果に対する対応】

- ・ 博士後期課程において、平成21年度の地域文化学研究科入学者数は1名、生活文化学研究科入学者数は2名、平成22年度の地域文化学研究科入学者数は1名、生活文化学研究科において3名となっており、特に地域文化学研究科において定員（3名）を満たしていない。しかし、博士後期課程修了後の就職の問題があり、博士前期課程修了者に、安易に博士後期課程進学を勧められない状況もまた存在する。

基準区分5 教育内容および方法

（学士課程）

基準5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 「学部共通基礎科目」「複数学科共通科目」における学科間の整合性に係る問題の検討が目下の課題である（20年度自己評価）。
- ・ 環びわ湖大学連携単位互換制度が十分に機能しない原因は地理的な問題だけか。更なる掘り下げが必要であろう。集中講義や出前講義などを併用することも検討すべきかもしれない（20年度外部評価）。
- ・ 学部の教育理念および目的について、学部学生の意識を醸成するため、「学部共通基礎科目」環琵琶湖文化論実習（1単位）を必修として地域環境への体験型学習手法を取り入れていることは評価できるが、必修授業科目があれば更なる意識向上が期待できる（20年度外部評価）。
- ・ 教育課程の編成において各学科内での完結性が強く、相互の連携が形式的で、学生にとって有機的で総合的な編成になっていないという印象が強い（20年度外部評価）。

【結果に対する対応】

- ・ 学部共通科目および複数学科共通科目について、学部教育の理念と目的、学科間の整合性と連携の観点から見直しを行い、下記のように整備および再編成した。下記の事項は平成 24 年度より実施する。
- ・ 学部の教育理念および目的の理解を促す導入教育として学部共通科目を再編成した。従来の必修科目「環琵琶湖文化論実習」に加え、必修科目「人間文化論A」、選択必修科目「人間文化論B」および「人間文化論C」を設定した。「人間文化論 A」では全5学科の教員が参加して対話形式の講義を行い、「人間文化論B」では地域文化学科と国際コミュニケーション学科教員による講義、「人間文化論C」では生活デザイン学科、生活栄養学科、人間関係学科の教員が共通したテーマを異なる視点から解説することにより、各学科の連携が有機的かつ総合的となる教育を行うことを目指した。
- ・ 複数学科共通基礎科目については、開学時より変更がなされず、形骸化していた。そこで、各学科にとって学科教育の基礎となる科目をリストアップし、重複が認められた科目を複数学科共通科目に分類し、複数学科の学生が受講することを前提とした講義を行うことにした。
- ・ 学科間の相互連携については、先に挙げた対話する人間文化で実現する（基準 1-1 参照）。
- ・ 学科の増加にあたって学部共通基礎科目と複数学科共通科目の見直しを行い整備した。
- ・ 現状では滋賀県立大学と滋賀大学間の交通の便が整備されているとは言い難く、直通バスもない。学生にとって少ない休憩時間を利用しての大学間の移動は懸案事項である。こうしたことも勘案して、滋賀大学からは滋賀県立大学の教員に対して非常勤講師の打診があり、平成 23 年度より人間関係学科の細馬が半期の講義を担当することとなった。
- ・ 少人数制のカリキュラムとしては、かねてより環琵琶湖文化論実習で少人数による実習が行われていたが、一回生向けの人間探求学が加わりさらに少人数制のカリキュラムが強化された。

基準 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 学生の授業評価アンケートの結果から講義がシラバスに沿ってされていることがわかった。一方、予習・復習不足があきらかとなったことから、学習室の開放とともに授業形態や学習指導法の工夫が必要である（20 年度自己評価）。
- ・ 生活栄養学科では入学試験に生物と化学のいずれかを選択させているため、それぞれの学力に偏りがあることから、今後生物と化学の両分野にまたがる入門・導入的科目の検討を行うことにしているが、生活栄養学科以外の学科においても基礎学力の不足な学生に対する支援の検討が必要である（20 年度自己評価）。
- ・ 学生の基礎学力不足が指摘されているが、その対応が学部レベルでどのように図られているか、また、学習意欲の低下への対応はどうか（20 年度外部評価）。

【結果に対する対応】

- ・ 予習・復習不足についての対応として、宿題プログラムを取り入れた。これは学生に宿題を課して添削し学生に返却するというプログラムで、学力の定着と向上を目指すとともに、学生の規則的な学習を促した。その際、宿題に添削して返却することが適切に進められるよう、教員の指導のもとで、宿題の相談や教育補助員がレポート添削の補助を行った。（その結果、学生の学習時間が増加するだけでなく、体系的な学習が可能になった）
- ・ 授業時の小テストにおいて、教員は答案の正誤の添削ではなく、評価の視点を記載して返却し、何が間違っ

ているのかを学生自身に確認させるなど、学生自らが主体的に学習し考察する能力を養う工夫を行った。

- ・ 各回授業ごとの予習復習が必要かどうかについては科目内容によって異なる。よって学部授業の予習復習が不足だとする学生アンケートの結果は、必ずしも学部の教育課程の目的や実態に沿うものではない。

学習指導法の工夫については、それぞれの教員がFD研修などへの参加を通して行なっている。(学生による授業アンケートの結果はそれぞれ担当教員に通知され、指導方法改善のための参考にできるようになっている。)

- ・ 基礎学力不足の学生のために、生活栄養学科では生物と化学の入門・導入的内容を含むよう内容を改変した科目がある。他の学科でも導入科目としての人間探求学において、レポートの書き方など、大学レベルの学習において不可欠な基礎的内容を習得するプログラムを組んでいる。
- ・ 学習意欲の低下した学生への対応については、各学科ともに少人数教育の特徴を生かし、人間探求学(1回生前期)、ゼミ(3回生以上)、卒業研究指導(4回生)などを通して、早期の発見・対応のできる体制としている。

さらなる課題としては1回生後期から2回生の間の学習意欲低下を把握することであるが、これについては教員ポータルサイトを通して各学生の単位取得状況を把握できる(一部教員のみ)ようになったことから、一定の改善が期待できる。

基準5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 各授業の成績評価の基準が明記はされているが、その記述は、講義や演習、実験、実習など授業内容形態の違いにより、完全には統一されているわけではない。今後より明確な評価基準とその記載が必要となっている(20年度自己評価)。
- ・ 学生の就学状況や進路状況に応じて、副専攻的な領域の学習を評価判定できる余地を広げるような他学部、他学科、資格関連科目の卒業要件化も工夫する必要があると思われる(20年度自己評価)。
- ・ 成績評価の正当性の担保の方策は、学生と教員の信頼関係の向上や、成績フィードバックシステムの迅速化などが重要で、さらに改善を図られるべき課題である(20年度自己評価)。

【結果に対する対応】

- ・ 成績の評価基準についてより明確な形でシラバスに記載されるようになっている。ただし、授業形態が異なるもの間で、統一した基準を設けることは困難であり、その必要性も認められない。
- ・ 他学部、他学科科目については、学科の独自性を失わない範囲において卒業要件単位として認定されている。
- ・ 教員の成績評価に対する異議申し立てを制度化した。

(大学院課程)

基準5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 大学院課程の一部専攻によっては、留学生、社会人、他大学から入学生が極めて少数であることもある。多様な学生が学べるようにするために、入学者選抜方法の改善も必要だと思われる(20年度自己評価)。

- ・ 博士後期課程の学生の定員充足も課題となっている専攻もあることから、研究内容の対外的発信と募集体制・PRも今後の大切な課題であると思われる。また、副専攻的な教育研究が進められてはきているが、それに参加する学生はまだ少数であり、もっと受講者を広げることも重要な点であると考えられる（20年度自己評価）。

【結果に対する対応】

- ・ 専攻毎の特徴により幾分のかたよりがあったが、全体としてみれば、4割から5割は本学学部生以外の入学生であり、専攻による偏りも軽減した。
- ・ 博士後期課程の定員充足については、文系に分類される学部であり、就職難の影響を受けやすく、経済の低迷にともない大学院進学希望者が減少する傾向も強い。このため内外に向けての研究内容や修士課程修了者のキャリア・デザインに関する情報発信を各専攻ごとに進めている。
- ・ 副専攻を受講する人間文化学部の学生は、地域文化学専攻と生活文化学専攻デザイン部門が中心であったが、いずれも学生数が減少傾向にあり、それが副専攻受講生数に影響している。個別の広報を通して受講生の増加に努めている。

基準5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ シラバスについては、担当教員がデータ化し、教務担当事務局で総括している。そして、印刷・製本し、冊子として学生に配布し、さらにWeb公開している。今後は、これをWeb入力出来るようにすることが望まれる。
また、地域社会のニーズに応えるため、社会人入学の門戸をより広くすることを検討していきたい（20年度自己評価）。

【結果に対する対応】

- ・ シラバスのWebでの公開や入力するシステムはすでに構築されている。
大学院修士課程においては入試に社会人枠を設定し、社会人の高度専門職や再教育に門戸を開いてきた。文部科学省が創設した「地域再生人材創出拠点の形成プログラム」の採択を受け、大学院生はもとより社会人の高度専門教育と再教育をめざし地域再生学座を設置している。社会人に配慮し講義は金曜日の午後と土曜日に実施している。さらに、平成23年度からは大学院修士課程の副専攻として組織を整え、他研究科とも協働し、地域貢献を強く意識した教育を進めていく。

基準5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 博士後期課程において、広い教養と学問の専門性との両立を目指すため専門講義を新たに設けることを検討している（20年度自己評価）。

【結果に対する対応】

- ・ 研究方法特論、リサーチ・ワークショップの講義科目を導入済みである。

基準5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 成績評価などの正確性を担保するための措置は、各教員にゆだねられている。今後、組織的な対応が望まれる。また、論文博士の認定を現在の年1回から年2回に増やすことが検討されている（20年度自己評価）。

【結果に対する対応】

- ・ 部門単位での組織的措置は準備されつつあるが、専攻、研究科単位では分野の違いにより、進んでいない。なお、論文博士の認定は年2回となった。

基準区分6 教育の成果

基準6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 授業の出席頻度、予習復習時間などにおいては、低い授業評価結果が出ており、学生の学習意欲を上げるための取り組みや教員の授業のあり方等の検討が必要と思われる（20年度自己評価）。
- ・ 大学院については、文科系特有の事情でもあるが、博士後期課程における博士学位取得者の割合が低い。休学期間も含め、在籍期間が長くなる場合が多く、研究指導について改善の余地がないか検討する必要がある（20年度自己評価）。
- ・ 大学院学位取得者の割合が低く、留年・休学が多いのは気になるところであるが、論文執筆に向けた支援強化の成果に期待したい（20年度外部評価）。

【結果に対する対応】

- ・ 平成21年度は、博士後期課程学位取得者が地域文化学研究科において1名、生活文化学研究科において3名、平成22年度は地域文化学研究科3名、生活文化学研究科0名という結果であった。博士後期課程の定員を考えると少ないとはいえないが、今後も課程博士の学位取得にむけて指導を強化している。
- ・ 現在、博士後期課程における休学者は地域文化学研究科において5名、生活文化学研究科において1名となっている。特に経済的理由から休学を選択せざるを得ない者が増えているが、論文執筆へのモチベーションを維持するよう、教員からの働きかけを強めている。

基準区分7 学生支援等

基準7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援

が適切に行われていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 全学で日本語教師が非常勤の1人しかいないことから、留学生への学習支援体制は不十分と言わざるを得ない。また、日本人学生のチューターも留学生からの申請制度がなく、教員が問題把握できていないと対応できない不備がある。これは全学レベルの問題であるが、本学部としても学習支援のチューター制をより充実すること、留学生からの教育ニーズをくみ取る工夫が要請される（20年度自己評価）。
- ・ アジアに視点を置いた地域文化学科を設置する学部として、留学生対策にもっと積極的に取り組むべきである（20年度外部評価）。

【結果に対する対応】

- ・ 平成22年度から交換留学生向けの「初習日本語」、平成23年度から同様に「初習日本語Ⅱ」、また私費留学生を含む就職前の留学生を主な対象とする「実用日本語」（彦根3大学連携）が新規開講され、日本語教育が以前より充実した（全学）。また、交換留学生および研究生に関しては滋賀大学の日本語授業を聴講できるようにした（全学）。これらの全学の動きを促すため、全学共通教育推進機構・外国語教育部会・審議委員会において、日本語教育の充実を学部の意見として積極的に訴えた。
- ・ 留学経験のある学生や、今後留学を考えている学生に、積極的に留学生チューターとなるよう、地域文化学科では年度初めのガイダンス等で積極的にアナウンスし、実際にチューターを志望する学生が増えた。

基準7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 自習室を人間文化棟の一方の端にしか設けることができていないので、遠い位置にある学科からは自習スペースが不十分との声が強く、また、情報機器室のパソコン台数の不足も大きな問題である（20年度自己評価）。
- ・ 情報室にパソコン33台は、いかにも少ない（20年度外部評価）。

【結果に対する対応】

- ・ 学生の自習スペースの不足は、これまでも長い間、本学部の懸案の課題である。一部の学科の学生が自習室を占拠してしまう、などの弊害もたびたび指摘されている。自習スペースに代わる演習室の配分見直しなどを行い、学科ごとの自習スペースの確保にも努力している（しかし、現有施設面積の中ではすでに限界である。）。
- ・ 情報室のパソコン台数の少なさは依然として改善されていない。新たに情報室を設けるスペースも現有施設内には無い。
- ・ 学生のパソコン保有率は以前より格段に高くなっているため、学習環境の改善のためには、学生が個人持ちパソコンを持ち込んで作業できるスペースを確保することが最も現実的な解決だろう。

基準7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 留学生寮の定員が全学で 10 人余という現状は全学レベルの問題であるが、交換留学生在が集中し、また、中国・韓国・モンゴルの大学との交流提携を進めてきた地域文化学科がある本学部にとっても大きな課題といわざるを得ない。東アジアからの留学生が 60 人を越える状況に見合った留学生寮の充実を早急に行うべきである (20 年度自己評価)。

【結果に対する対応】

- ・ 留学生寮については、国際交流委員を通じてこれまでも繰り返し大学側に拡充を求めてきた。その結果、交換留學生向けに既存の設備を拡充し、不足分については民間のアパートを借り上げるという方針が決定された。しかし、私費留學生については対象外なので、繰り返し留学生寮の充実を働きかけてゆきたい。

基準区分 8 施設・設備

基準 8-1 教育研究組織および教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 全体的に実験室・実習室の数とスペース（広さ）に問題をかかえている。一部の学科では実験室が手狭になり廊下やコーナーなどに実験器具やデータ資料を置かなければならない等の事態も生じてきている。早急にスペース面での改善が求められていると思われる。
デザイン的には評価できる学部の施設ではあるが、施設間の有機的連携性がとり難く、実験実習や研究の効率化の面で課題がある。
全学で一律に管理されている空調を個別に時間外も使用したいという要望が多いが、全学のエコキャンパス化との関わりもあり、その改善は今後の課題となっている。
学部情報室が学生に 24 時間開放されているのは評価できるが、一度に使用できるパソコン台数が少なく (30 台)、授業では使いづらいという声が上がっている。台数の増設などを検討すべきだろう。
バリアフリー化は一定程度まで進められたが、ドアの開閉や段差の問題、室内での移動のフリー化などではまだまだ改善・改良しなければならない箇所がある (20 年度自己評価)。
- ・ すべての学生が利用しやすい情報ネットワークシステムの開発と活用が急務であると思われる (20 年度自己評価)。
- ・ バリアフリー化については、生活デザイン学科を擁する学部として、強力に取り組むべきである。実験室・実習室など教室の配置で一部 (人間関係) 狭隘との印象を持った (20 年度外部評価)。
- ・ 学内の各施設を使用するためには、障害を持つ学生にとって不便であると思われる。そのために学生支援者などの養成と協力体制構築が望まれる (20 年度外部評価)。

【結果に対する対応】

- ・ 実験室・実習室の数とスペースの不足に関しては、これまでもたびたび指摘されて来たが、改善されていない。施設・設備の拡充に関しては今後も機会あるごとに要求していきたい。
- ・ 現状施設には使い勝手の面でいくつか改善の余地があり、スペース拡充のためにもその改修を具体的に計画していきたい (例えば D3 棟 1 階の外廊下、回廊部分など)。

- ・ 学部情報室のパソコン環境については、機器の増設や更新がなされて来たがスペース自体の不足は解消できていない。（現在計画中の新棟内などに）学生の個人持ちパソコンをネットワークにつないで使用できる自習室スペースがあれば、一定の改善が期待できる。
- ・ 学生の利用できる学内情報ネットワークシステムについては、新ポータルサイトの開設など一定の改善がなされた。今後はその活用が期待される。
- ・ 施設のバリアフリー化については、車椅子使用学生の卒業以降、これといった進展はない。障害を持った学生への支援については状況に応じて支援体制の構築が可能になっている。

基準 8-2 教育研究組織および教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 附属図書館とは別に学部の特性・専門分野に応じて、図書の充実を図っている点は評価されてよいが、予算の関係もあり、体系的に備えるには至っていない。附属図書館を補完するものとして機能しているが、一層の充実が望まれる（20年度自己評価）。

【結果に対する対応】

- ・ 地域文化学科では文献資料の一層の充実を計りながら、地図データの収集、地図データのデジタル化も継続して進めている。生活デザイン学科では学生の作品の概要をリーフレットとデジタルデータで保管し、資料として活用している。いずれも附属図書館と棲み分けをおこなないより教育研究に密着した資料の収集を進めている。

基準区分 9 教育の質の向上および改善のためのシステム

基準 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 学生などからの評価結果を教育内容の改善に結びつける学部全体の組織的体制はいまだ充分には整備されていない（20年度自己評価）。
- ・ 現在実施されている形式の授業評価については、学生の評価の妥当性や信頼性に疑問を抱く教員も少なからずあった。それらを学科会議などで交流することで、教育理念の共有や日常の教育実践の向上、学科のカリキュラム改訂や教員人事に適宜結びつけることは従来おこなわれてきた。今後は、各学科の現況やとりくみを学科間、学部全体で交流しあうことで、相互に有益なシステムを構築することが求められる（20年度自己評価）。

【結果に対する対応】

- ・ 現状の数値データによる評価結果からは見出しにくい、教科ごとの改善点を具体的に明らかにするため、まずは各教員が自分の教科について自己評価を行っている。こうした教員ごとの現状握を土台にすることが、

学部規模での評価法のシステムづくりに繋がると考えている。

- ・ 評価結果を閲覧し共有することで、授業の特色がどれだけ授業評価に影響を与えているかを把握するよう努めている。

基準9-2 教員、教育支援者および教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ FDについて、学生のニーズに対する対応は遅れており、早急に進めたい（20年度自己評価）。
- ・ 学生による授業評価を全学部規模で実施することが望ましいが、教員側にある評価への疑義を全体で議論することが必要であり、それらの議論を反映する評価法のシステム作りが望まれる。FDについても、個人的関心としてではなく大学としての課題意識が成熟していないという印象を持った（20年度外部評価）。

【結果に対する対応】

- ・ 学生が求めている教育への対応として、学期授業の最終期間ではなく、やや授業に慣れた比較的早い時期でのアンケートを行っている。そのことにより、学生が何を授業に求めているのかを早く把握し、授業の確認、および内容、指導方針の見直しなどを図った。
- ・ 基準5-2に示した宿題プログラムの際に授業において、学習補助員を受講生の宿題の相談や、レポート添削の業務の補助をさせることで、教育補助員の専門的知識の向上とともに、コミュニケーション能力の向上を図った。

基準区分10 研究活動の状況

基準10-1 大学、学部等の目的に照らして、研究活動を実施するために必要な体制が適切に整備され、機能していること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 学科間の共同研究実績が弱い問題がある。生活・地域・文化という細分化した研究体制ではとらえきれない事象に取り組む学部研究目標の戦略として、これまでは、4学科への分化によって各研究教育分野の専門性の確立に取り組んできたが、学科間共同による多面的・総合的研究がこれからの課題になる。学部独自で共同プロジェクトを推進できるような研究協議体制の構築が必要である（20年度自己評価）。
- ・ 学科再編によって学科の独立性は高まったが、反面、学部のアイデンティティが希薄になる恐れがある。学部独自の共同研究プロジェクトはぜひとも必要である（20年度外部評価）。
- ・ 研究活動に関する評価基準について、学内外の情報を取り込んで研究業績をさらに高度化させる議論を深めることが望ましい（20年度外部評価）。

【結果に対する対応】

- ・ 指摘されているように学科間の共同研究の実績は近年少ない。これはこれまでの数年間、学科の分化と拡充（発足時の2学科から4学科、そして新年度からの5学科体制へ）に沿うかたちで各学科がそれぞれの専門

性確立に取り組んで来たためでもある。そこで今後の課題としては、5学科の専門性を互いに良く認識しつつ学部独自の共同研究の体制を構築していくことである。その手始めに前述の学部横断的講義「対話する人間文化」によって互いの対話の可能性を広げ、新たな学際研究プロジェクトの立ち上げを探ろうとしている。

- ・ 特に若手教員を中心とする共同プロジェクトに対して、学部独自であるいは全学的な何らかの研究費を支給するなど、学科間の共同研究を支援する何らかの仕組みを検討する。

基準10-2 大学、学部等の目的に照らして、研究活動が活発に行われており、研究の成果が上がっていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 学部内学科間での共同研究は3年間で4件ほどある。学科間の専門分野が大きく異なることを考慮するとこの数字の評価は難しいが、地域・生活・文化という人間にかかわる多面的かつ複雑な事象に総合的に取り組むという人間文化学部の研究理念をふまえるならば、学科間共同研究の促進が必要である。特に改善を要する点として、国際的な連携機関との共同・発信が弱いことがある（20年度自己評価）。
- ・ 外部資金などの導入による研究活動は概ね活発であるといえるが、それらの多くは優れた研究者個人の活動によるもので、学部全体の研究活動に支えられたものとは言えないようである。学部全体の研究レベルを底上げするための仕組みが望まれる。また、県立大学の特性を生かして、学内外のメンバーによる学際的な共同プロジェクトの継続的な推進をさらに充実させて欲しい（20年度外部評価）。

【結果に対する対応】

- ・ 確かに国際プロジェクトは少ない。今後、国際学会などで積極的に内外の研究者との交流を深め、文化間の行動比較などのプロジェクトを盛り込んでいく必要がある。また、国際コミュニケーション学科の誕生によって、こうした点にもてこ入れが行われると期待できる。
- ・ 科研の取得確率は上がっており、現在進行中の科研がより大がかりなものに上がっていく可能性は高い。これとは別に、個人の活動にとどまらない研究者間の活動を押し広げるべく、学科内/間で、大学内の研究会の開催が必須と思われる。たとえば人間関係学科では、かつて「こころとからだ研究会」で、学内外の研究者の交流が試みられていたが、教員構成の変化に伴ってこの3年間は活動していない。来年度からこれを、言語研究、ジェスチャー研究、発達心理学、臨床心理学の研究者の研究発表の場である「ことばとからだ研究会」として再組織化する予定である。また地域文化学科の教員によっても、「モンゴル・チベット研究会」が立ち上げられ、大学内外の研究者の発表、交流の場となっている。

基準区分11 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

基準11-1 大学、学部等の目的に照らして、正規課程の学生以外に対する教育サービスが適切に行われ、成果を上げていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 今後取り組むべき主要な問題は2点考えられる。1点目は、研究生の指導教員に対して、研究費上のサポートが全くないこと。2点目は外国人研究生、外国人特別聴講生、留学生、これら外国からの入学生に対して

の大学としての方針、支援のあり方が問われていることである。2点目に関しては中期計画の中で論議が進んでいる（20年度自己評価）。

- ・ 研究生、特別聴講生を大学の制度として受け入れているものの、教員個人の献身的対応に委ねられている。受け入れ教員への教育研究への実質的な支援策が必要と思われる（20年度外部評価）。

【結果に対する対応】

- ・ 研究生の指導教員に対する研究費上のサポートなど、受入教員への実質的な支援策は現在も無い。
- ・ 外国人研究生、外国人特別聴講生、留学生への教育サービスについては、その間、学部レベルでは特に組織的な対応はとられず、各関係教員の努力に委ねられている。例えば、外国人研究生の長期にわたる授業料未納問題が本学部でも発生したが、事務からの文書による連絡では対応しきれず、関係教員による連絡の努力が行われた。

人間看護学部自己評価書

平成23年6月

目 次

I	学部等の概要	259
II	基準ごとの自己評価	
	基準区分 1 学部等の目的	260
	基準区分 2 教育研究組織（実施体制）	260
	基準区分 3 教員および教育支援者	261
	基準区分 4 学生の受入	262
	基準区分 5 教育内容および方法	264
	基準区分 6 教育の成果	266
	基準区分 7 学生支援等	266
	基準区分 8 施設・設備	267
	基準区分 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	268
	基準区分 10 研究活動の状況	269
	基準区分 11 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況	269

I 学部等の概要

1 学部等の名称

人間看護学部

2 学部等の名称

学 科：人間看護学科

研究科：人間看護学研究科（人間看護学専攻）

学部附属センター：地域交流看護実践研究センター

3 学生・教員数等（平成23年5月1日）

学生数：学部273人、大学院22人

教員数：35人（教授11人、准教授7人、講師1人、助教10人、助手6人）

4 学部等の理念・目標・目的

（教育に関する目標）

人間看護学部は、人間の生命に対する畏敬の念をもち、その尊厳と権利を尊重する豊かな人間性を備えた看護職としての資質を培い、生活様式の多様化、医療の高度化等に伴って求められる看護の専門職としての知識・技術を習得し、看護における理論と実践を行うことができる看護職者ならびに地域の特性を理解した上で生活実態に即した看護を創造することができる人材の養成を目的とする。

人間看護学研究科は、少子高齢化、医療技術の進歩、価値観の多様化の中にあって、人命・人権の尊厳に立脚し、豊かな人間生活と地域社会を支える看護と看護学の創造に貢献する教育研究を行うとともに、大学の教育理念を基盤に、豊かな感性・人間性と高度な専門職業人としての倫理観を備え、高等化・専門化していく看護学に要求される知識や技術を的確に修得し、発展させながら、実践の科学としての看護学を探究する研究者および高い能力をもつ高度専門職者の養成を目的とする。

（研究に関する目標）

豊かな感性・人間性と高度専門職業人としての倫理観を備え、高等教育化・専門分化していく看護に要求される知識や技術を的確に習得・発展させながら、実践科学としての看護学を探究することを目標としている。

Ⅱ 基準ごとの自己評価

基準区分1 学部等の目的

基準1-1 大学、学部等の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 修士課程におけるCNS（専門看護師）養成コースの開設スケジュールに2年の遅れが生じており、教員、実習施設の確保を早急に進め平成22年度に学生募集、平成23年度の認定申請を目指している（20年度自己評価）。

【結果に対する対応】

- ・ 平成22年度に、慢性看護のCNS養成課程を設置した。現在、3名の学生が在籍している。平成23年度に日本看護系大学協議会に認定申請を行う。

基準1-2 目的が、その構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 人間看護学部人間看護学科の目的は、学部内外ともに十分に周知されており、この点では問題はまったく無いと言える。しかし、教員がより高度な教育研究の必要性を認識しつつも実施において時間的、要員の制約を強く感じている点が今後の問題として残されている（20年度自己評価）。

【結果に対する対応】

- ・ 平成23年の指定規則改正では、取得すべき単位数はさらに増加した。そこで、平成24年度から開始する新カリキュラムでは、講義時間・演習時間・実習時間および実習時期を見直し、効果的・効率的な教育方法を再検討することにより、教育に要する時間の増加を抑制し、研究時間の確保を図った。

基準区分2 教育研究組織（実施体制）

基準2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部およびその学科、研究科およびその専攻、その他の組織ならびに教養教育の実施体制）が、大学、学部等の目的に照らして適切なものであること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 学部においては厚生労働省、文部科学省が要求する国家資格取得のためのカリキュラムの縛りが強く、学部生が十分な教養教育を享受する点で問題がある。また、研究科の大学院生の多くは社会人であり、夜間の受講が多いため通学の面で大きな問題をもっており、この点問題解消が今後の課題である（20年度自己評価）。

- ・ 大学院専任、学部専任、病院スタッフの特任教授の採用など、新しい教員採用体制を工夫する必要がある（20年度外部評価）。

【結果に対する対応】

- ・ 全学共通基礎科目として入学初年度に履修する「人間探求学」において、アカデミック・ディベートを取り入れた。相手の意見を傾聴し、それを受けて自らの意見をまとめ、他者にわかりやすく伝える技法、すなわち社会人の基礎となる学士力が身につくように指導している。
- ・ 大学の正規職員としての教育スタッフの増加は見込めないため、外部組織から資金を獲得し有期雇用の職員を組み入れ、教育・研究を充実させる予定である。

基準2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 研究時間の捻出という面からみれば、上記以外の会議も多く、できるかぎり会議の回数と時間を短縮することも考慮せねばならない（20年度自己評価）。

【結果に対する対応】

- ・ 会議を開催するにあたっては、ロバート議事法に則り、議題を「審議」「協議」「報告事項」に振り分けて議論することにより、会議時間の短縮を図っている。
- ・ 新たに派生した問題に対しても、できる限り従来での会議の中で処理し、会議数の増加を抑制している。
- ・ 会議の目的・期間・回数を明確にし、目的が達成された時点で終了する“時限の会議”を採用した。

基準区分3 教員および教育支援者

基準3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 本学部の特徴は看護学実習の時間が多いことであるが、付属病院を持たない本学部においてそのすべてを学外の病院をはじめとする医療機関に依存しており、教員はその対応に極めて多くの時間を費やしている。この点、時間的な負担が極めて多く、要員増を考慮する必要性が生じている。さらに、付置の地域交流看護実践センターには定員がなく、この運営を発展させるためには少なくとも専任または特任の教授1名が必要である（20年度自己評価）。

【結果に対する対応】

実習施設が滋賀県下に散在していることから、実習にあたっては現地への往復に時間が取られ、効率が悪くなっている。そこで、実習場を近隣の施設に集約するべく交渉中である。

基準3-2 教員の採用および昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 看護学の分野では平成20年4月の段階で全国に167学部が設置されており、昨年度においても10学部が開設し、全国的に看護教員は不足している。したがって、有能な教員の確保は困難な状況がある（20年度自己評価）。

【結果に対する対応】

アクセスの悪い本学へ、学外の有能な教員を招聘することは困難なため、内部の人材を育成し積極的に登用する方針で臨んでいる。具体的には、職位に関係なく博士号取得者には大学院の講義を担当してもらい、教育履歴を積めるように配慮している。

基準3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 研究活動は活発といえる。しかし、学外の実習に使用する時間が多く、この点が研究を圧迫している点が問題とされる（20年度自己評価）。

【結果に対する対応】

- ・ 研究を実施するには、「研究費の獲得」と「研究フィールドの開拓・確保」が必要であるが、前者に関しては、科学研究費の査読システムの導入により、採択率を60%まで伸ばした。
- ・ 新たに博士号を取得した教員には、研究内容のみならず後進の励みになるように博士号取得に至るプロセスをプレゼンテーションしてもらったこととした。

基準3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 大半の分野における非常勤講師雇用には問題がないが、助産師の免許を持つ有能な助産実習補助者ではその確保がかなり困難である。看護師免許を有するTAについても有効であるが、その大半が社会人であるため、採用できる人数に限られる（20年度自己評価）。

【結果に対する対応】

- ・ 非常勤講師の雇用にあたっては、①アクセスの悪さ、②賃金の安さが問題となっている。そこで、教育支援者・補助者の確保にあたっては、個人の人脈に依存しているのが現状である。

基準区分4 学生の受入

基準4-1 教育の目的に沿って、求める学生像および入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 人間看護学部のアドミッション・ポリシーの内容は、学習の対象が滋賀県立大学のキーワードのひとつである「人間」に焦点が当てられている。しかし、人の健康や生活を対象にする医療専門職者を育成するためには、地域や社会などの「環境」的要素を含めなければならない。また、医療専門職者の育成をめざしたアドミッション・ポリシーにおいては、知識や感性だけでなく、科学的・論理的思考、判断力、専門的技術を活用する方法論についても触れる。さらに、アドミッション・ポリシーの中で「自ら学び、研究する能力や姿勢を求める」についても強調し、受験生の関心や興味を高めるキャッチフレーズを加える必要がある。アドミッション・ポリシーに関する具体的な内容については、進学説明会、オープンキャンパス、模擬授業等において参加された高校生や受験生を中心に直接説明する学部内教職員の体制を整備する（20年度自己評価）。

【結果に対する対応】

- ・ アドミッション・ポリシーの文言を修正し、より理解しやすいようにした。
- ・ 高校訪問・オープンキャンパス・模擬授業・キャンパスガイドなどを通して、アドミッション・ポリシーの周知を図っている。

基準4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入の検証は行われていないため、今後、検証する仕組みを構築し、入学者選抜試験の改善に役立てる必要がある。

人間看護学科のアドミッション・ポリシーでは留学生、社会人および編入学生の受入等に関する個別の基本方針が示されていないため、今後個別の基本方針の是非について検討を要する。また、今後アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が行われているかを検証し、入学者選抜の改善に役立てる必要があると判断する。検証項目としては、入学者選抜の実施状況、志願者・入学者の分析、合格者の追跡調査、選抜方法別の学生成績の比較等があげられる（20年度自己評価）。

【結果に対する対応】

- ・ 多くの学生は卒業後病院に入職し、そこで評価を受けることになる。また、他の養成機関の卒業生とも比較される。就職先の評判は主旨良好であり、アドミッション・ポリシーは機能していると判断している。しかし、入学生の勉学態度を見ていると、アドミッション・ポリシーだけでは不十分で、選抜にあたっては学生の資質をより厳密に見極める必要があると考えられる。

基準4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【これまでの外部評価等の結果】

外部評価等での指摘事項なし。

【結果に対する対応】

- ・ 学部の実入学者は定員と同一であり、適正といえる。ただし、大学院修士課程においては、約半数の学生が長期履修制度を利用しているため、より多くの学生が在籍している。本学部では、医療の高度化・専門化に対

応可能なより高度できめ細かい教育の実践を目指しており、さらには博士後期課程の設置も視野に入れていることから、学部生とのバランスを考慮し、定員を12名から8名に変更する予定である。

基準区分5 教育内容および方法

(学士課程)

基準5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 今後も学生の多様なニーズや社会からの要請等を調査し、教育課程の編成に配慮していくことが課題である。また、養護教諭（1種）取得に係る科目については、希望者全員が選択できているが、取得単位数が増加し、4年間で履修するには過密スケジュールになっているため検討が必要である（20年度自己評価）。
- ・ 助産師の養成については「課程」ではなく、助産師試験受験のための科目を履修する「コース」として捉えることが妥当である（20年度外部評価）。

【結果に対する対応】

- ・ 平成23年の指定規則改正を受けて、教育課程を全面的に見直した。従来は、講義であるにも関わらず1単位30時間を割り当てている科目が約20科目あったが、1単位の授業時間を講義15時間、演習30時間、実習45時間に統一した。
- ・ 新教育課程では、卒業に必要な単位数を129単位数に抑えることにより、学生の科目選択の幅を広げるとともに、負担軽減を図った。

基準5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 人間学の少数の科目においては、全学部対象のため、少人数教育の実施が困難な状況があり、今後工夫していく必要がある。基礎学力不足の学生に対する個別的な取り組みは行っているが、組織的な関与は現在のところ十分とはいえず、今後改善を要すると考える（20年度自己評価）。
- ・ 人間看護学研究科院生のほとんどが社会人であり平日夜間の授業が多い。図書館の開館時間が平日は20時まで、また土日は月1回の土曜日開館を除き閉館している。院生の図書館利用のニーズ調査をふまえて開館時間の合理的な検討を求める（20年度外部評価）。

【結果に対する対応】

- ・ 少人数教育が可能になるよう、人間学の科目数を増やす取り組みが全学的に行われている。本学部も、新たに人間学の科目「生活と健康」を立て、オムニバス形式で実施することとした。
- ・ 図書館の開館時間・期日の見直しは実施されていない。

基準5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【これまでの外部評価等の結果】

【結果に対する対応】

- ・ 単位認定にあたっては、個々の教官の成績評価は、成績分布を解析してから判定するは成されてはならず、評価のやり方としては十分とはいえないところもある。しかしながら、担当の教官が判定するのみならず、単位認定者会議において再度評価することにより、単位認定の客観化を図っている。

(大学院課程)

基準5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。

【これまでの外部評価等の結果】

外部評価等での指摘事項なし。

【結果に対する対応】

- ・ 学位の質保証を行うために中間発表会での発表を義務づけ、主指導教官以外の教員からも広く助言が得られるように研究支援体制を強化した。
- ・ 専門看護師コースでは、一方向的に知識・技術を伝授するのではなく、その習得状況を確認しつつ講義を進めている。

基準5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 授業評価については、まだ緒についたところである。授業担当の教員の意向や研究科生の意見を収集し、授業評価をしていくことが課題である（20年度自己評価）。

【結果に対する対応】

- ・ 全学的な取り組みとして、各教科の終了時に、授業アンケートを実施している。
- ・ 新しい試みとして、演習の授業において上級生が下級生を指導する方式が取り入れられている。

基準5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。

【これまでの外部評価等の結果】

外部評価等での指摘事項なし。

【結果に対する対応】

- ・ 個々の院生に対する研究指導は、基本的に主指導教官に委ねられている。しかし、研究内容や進捗状況が適切であるかは、複数の中間発表会を実施し、研究科教員全員で確認している。

基準5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【これまでの外部評価等の結果】

外部評価等での指摘事項なし。

【結果に対する対応】

- ・ 修士課程における単位認定については、履修登録・成績入力を WEB 上で行うなど、履修登録状況・単位修得状況が一目で把握できるようになっている。修士課程において習得すべき単位の認定については問題ないと判断している。
- ・ 修士論文が学位にふさわしいものかどうかをさらに客観的に判定するための基準を検討している。

基準区分6 教育の成果

基準6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 学生が希望する専門職に従事するためにも、全員が国家免許を取得できるよう、さらに教育内容および方法の充実をはかる事が一つの課題である。また、就職状況等から判断すると本学のカリキュラムで学んだことを十分に活かせる職業に就いていることがわかり、今後卒業生や就職先の関係者から卒業生が在学時に身につけた学力や資質・能力等に関する意見を聴取し、教育の成果や効果について十分検討していくことが、本学の評価につながると思われる。それには今後の評価基準として、どのように聴取する機会を設けるか等方法を検討していく必要が感じられる（20年度自己評価）。

【結果に対する対応】

- ・ 卒業生との繋がりを持ちつづけるため、①同窓会組織の構築、②ホーム・カミング・デイの設定などが提案されているが、具体化していない。

基準区分7 学生支援等

基準7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 学部学生については、個別にニーズを把握し対応は可能であると考えるが、実際の対応には関係部署との連携に努める必要がある。大学院に関しては開設1年目であり、出来る限りの努力はしているが、今後もニーズを捉えて改善に努める必要がある（20年度自己評価）。

【結果に対する対応】

- ・ 副専攻ができるなど、入学初年度の履修登録はさらに複雑化している。そこで、オリエンテーションの時間を十分に取り、科目の選択や登録が適切に行えるように支援している。

基準 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 平日以外の図書館の利用が月 1 回の土曜日に限られていることから、さらに学習環境の充実に努める必要がある（20 年度自己評価）。

【結果に対する対応】

- ・ 学部棟内に学部情報室が整備されており、WEB での情報検索や、自習の場として活用されている。

基準 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 今のところ、学生相談担当教員（担任）・学生委員制は有効に機能しているが、情報が集中し早期の対処が求められる学生相談担当教員（担任）や学生委員長は非常に忙しい（20 年度自己評価）。

【結果に対する対応】

- ・ 青春の真只中にある多感な学生を受け止め・支えるには、多大の時間と労力を要する。①学生委員会、②ゼミ担当教官、③複数の学年担任教員が相互に連絡を取り合い、対応している。

基準区分 8 施設・設備

基準 8-1 教育研究組織および教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 小演習室はまだ利用頻度が少ない。特に、人間看護学研究科院生は、社会人の占める割合が多いため、情報や研究設備は整ってはいるが、大学院生室の昼間利用者が少ない。研究設備等の実質的な利用時間（有効性）を高めていくことが今後の課題である（20 年度自己評価）。
- ・ パソコン等については、最新の機能を維持するために、機器の買い取りではなくリース契約が望ましい（20 年度外部評価）。

【結果に対する対応】

- ・ 各研究者の研究室や、領域で管理している共同研究室において、授業や演習が行われることが多く、小演習室は十分には活用されていない。今後は、演習室をもっと積極的に活用していくことが必要である。
- ・ パソコンの更新は行っていない。

基準 8-2 教育研究組織および教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料そ

の他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 人間看護学部の校舎、講義室、実習室、演習室、情報室などの施設・設備は整備され、教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしいものになっているが、各備品の管理・更新の問題を抱えている。また、多くの研究備品の有効活用が今後の課題となっている（20年度自己評価）。

【結果に対する対応】

- ・ 大学院生室のコンピュータソフトのバージョンアップを実施した。

基準区分9 教育の質の向上および改善のためのシステム

基準9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 授業評価について、講義だけでなく看護教育のかんりの部分をしめる臨地実習の授業方法も含めて、検討していく必要があると考えられる。実習先と卒業生の就職先は、重複していることが多いため、個々のケースでは、卒業生を受け入れている関係者の意見が教員によせられることはあるが、今後システムとして機能させる必要がある（20年度自己評価）。

【結果に対する対応】

- ・ 各実習施設の担当者（看護部長・教育担当副看護部長・看護師長・実習指導者など）と、実習前後に打ち合わせ会と反省会を行い、実習の効果が挙がるように努めている。

基準9-2 教員、教育支援者および教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 看護学系教員の教育能力の開発に関する研修は、そのニーズを反映しながら、組織として行われており、教育の質の向上や授業の改善の一助となっていると判断するが、授業・演習・実習において実際的に有益であったかは未だ十分に把握できていない。今後は更なる追跡調査を行い、より実践に則した研修を企画・運営を行っていく必要があると思われる。また、大学よっては、学部生との交流会や討論会を持ち、意見交換をしながら、学生・教員の双方のニーズが反映されるような試みを行っているところもある。今後は双方のニーズを調査しながらFDの方向性、内容の検討を行っていく必要もあると考えられる（20年度自己評価）。

【結果に対する対応】

- ・ FD委員会が中心となり、教授法の改善を図っている。これらの取り組みが授業の改善に結びついているかどうかは、学生の成績ならびに満足度に反映されると考えられる。そこで、各科目の最終時間に実施するアンケ

ート結果の推移を慎重に分析し、その結果を授業にフィードバックしようと考えている。

基準区分10 研究活動の状況

基準10-1 大学、学部等の目的に照らして、研究活動を実施するために必要な体制が適切に整備され、機能していること。

【これまでの外部評価等の結果】

外部評価等での指摘事項なし。

【結果に対する対応】

- ・ 研究資金：大学から配分される研究費が年々減額していることから、研究費の確保は喫緊の課題である。そこで、競争的外部資金の獲得をめざし、科学研究費申請書のレビュー制度を取り入れた。その結果、採択率が60%まで上昇した。

基準10-2 大学、学部等の目的に照らして、研究活動が活発に行われており、研究の成果が上がっていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 平成15年度の学部開設から一定年数を経ることで、研究活動は概ね活発に行われているといえるが、いくつかの課題を残している。

科学研究費補助金の新規採択率（平成19年度）は40.0%であり、県立大学平均の16.5%に比べて高い値を示しているが、申請状況は27.0%に対して県立大学43%と必ずしも高いとはいえない。また採択率は変動があるものの県立大学平均値を上回っているが、申請率は低下傾向にあり、平成18年度以降県立大学平均を下回っている。申請状況の内訳をみると、申請者の固定化や若手研究の申請が少ないことなどの課題がある。これらから、人間看護学部の教員は申請すれば採択される率が高く、研究活動の質は保たれている。しかし、申請にいたるまでの努力が必要であり、学部全体で申請にむけた取り組みを強化する必要がある。

奨励寄附金の受け入れと受託・共同研究の状況は年々わずかずつではあるが増加しており、引き続き、共同研究の推進、競争的研究資金への応募、実施の向上に努める必要がある（20年度自己評価）。

【結果に対する対応】

- ・ 平成23年度に、科学研究費の採択率が60%に上昇した。申請さえすれば高い確率で採択されることを教員に提示することにより、申請率を上昇させたい。

基準区分11 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

基準11-1 大学、学部等の目的に照らして、正規課程の学生以外に対する教育サービスが適切に行われ、成

果を上げていること。

【これまでの外部評価等の結果】

外部評価等での指摘事項なし。

【結果に対する対応】

- ・ 地域交流看護実践研究センターが主体となり、医療の現場で働いている看護職者を対象に、看護研究の知識・技法を学べるよう「スキルアップ研修」を続けている。
- ・ 地域交流実践センターを窓口に、県内の医療機関・行政機関等からの看護研究に関する相談を受け、県内の看護研究の質の向上に寄与している。

国際教育センター自己評価書

平成23年6月

目 次

I	学部等の概要	273
II	基準ごとの自己評価	
	基準区分 1 学部等の目的	274
	基準区分 2 教育研究組織（実施体制）	274
	基準区分 3 教員および教育支援者	275
	基準区分 4 学生の受入	276
	基準区分 5 教育内容および方法	276
	基準区分 6 教育の成果	278
	基準区分 7 学生支援等	279
	基準区分 8 施設・設備	279
	基準区分 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	280
	基準区分 10 研究活動の状況	281
	基準区分 11 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況	281

I 国際教育センターの概要

1 学部等の名称

国際教育センター

2 学科等の名称

教員組織：外国語教育系列

健康・体力教育系列

3 学生・教員数等（平成23年5月1日）

教員数：12人（教授5人、准教授6人、講師1人）

4 学部等の理念・目標・目的

（教育に関する目標）

滋賀県立大学設置許可申請書に記載されているように、「高まりゆく国際化時代に対応し、国際的に活躍できる能力・感覚を備えた学生の育成を目的とする教員組織」として、国際教育センターが設置され、「全学共通科目のうち言語による国際コミュニケーションのための外国語、国際的情報伝達に欠かせない情報処理ならびに健康に対する知識と体力を養うための保健体育の科目を担当する」ことがその目的とされた。現在国際教育センターは、上述の理念に基づいて、全学共通基礎教育に関わる外国語教育と健康・体力教育の二つの分野の授業科目を提供しており、基本構想に基づく申請書に述べられている通りにその機能を発揮している。

（研究に関する目標）

教員組織として、外国語系列（第一外国語〔英語〕系列および第二外国語〔ドイツ語、フランス語、中国語〕系列）、健康・体力教育系列があり、12名の専任教員が所属している。各教員の研究活動は、組織の性格上、また人員の制約から、教育系列や研究室単位としてではなく、主として個々の教員が直接に学会、研究会に繋がるかたちで行われている。研究領域は英語教育学、英語教授法、言語心理学、自然言語処理、英文学、ドイツ語、フランス文学、中国語学、宗教学、運動生理学、体力科学、健康科学、公衆衛生学等の分野にわたっている。教員の研究活動については、『滋賀県立大学国際教育センター研究紀要』にその年度の研究活動の概要について報告することを各教員に義務づけている。また、平成15年度より所属教員の研究発表を年2回実施し、研究活動の質の向上のために研究活動の状況を検証し、改善するための取組として実施している。

Ⅱ 基準ごとの自己評価

基準区分1 学部等の目的

基準1-1 大学、学部等の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【これまでの外部評価等の結果】

「改善を要する点」、「更なる向上が期待できる点」としての指摘なし。

基準1-2 目的が、その構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【これまでの外部評価等の結果】

「改善を要する点」、「更なる向上が期待できる点」としての指摘なし。

基準区分2 教育研究組織（実施体制）

基準2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部およびその学科、研究科およびその専攻、その他の組織ならびに教養教育の実施体制）が、大学、学部等の目的に照らして適切なものであること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 国際教育センターは全学共通科目を担う組織として3系列の教員で構成されていたが、現在は2系列となって全学基礎教育の全てを担う機関ではなくなっており、大学教育のあり方を含めて検討が必要であると考えられる（20年度外部評価）。

【結果に対する対応】

当センターはこれまで全学の共通基礎教育の一端（外国語教育・情報処理教育・健康・体力教育）を担ってきたが、20年4月、工学部の新学科（電子システム工学科）開設に伴い（情報処理教育担当教員（2名）は工学部へ異動）、「責任を持って全学共通科目を担当する機関ではなくなっており、組織の再構築が必要」との指摘を受けていたが、その後、全学共通教育の責任を担う組織として全学共通教育推進機構が発足し、それに伴い、当センターの廃止が決定している。外国語教育系列の教員8名は、24年度に人間文化学部の新設される国際コミュニケーション学科に、また、健康・体力教育系列の教員2名は人間文化学部の生活栄養学科に配置換えになる予定である。なお、外国語教育系列（英語担当）の教員1名は全学共通推進機構に所属することが決定している。

基準2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【これまでの外部評価等の結果】

「改善を要する点」、「更なる向上が期待できる点」としての指摘なし。

基準区分3 教員および教育支援者

基準3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- 英語教育関係では、客員教員と非常勤講師への依存率が57%(計47コマ)となっており、この点は改善が望まれる。(参考—客員教員の担当コマ数は17コマ、専任教員は35コマ、非常勤講師は30コマ、計82コマ)
第2外国語教育関係でも、非常勤講師への依存率は52%(計21コマ)で、特に朝鮮語教育には専任教員が配置されておらず、早急に改善される必要がある(20年度自己評価)。
- 国際教育センターが担う外国語教育および健康・体力教育では、非常勤講師への依存率が全体で56%と極めて高い状況にある。教育課程を遂行するためには、非常勤講師との意志疎通を含めて教育支援者の増員が必要である。特に、健康・体力教育の授業では安全性を確保し、効率的に展開する上で、教育支援者の増員により一層充実した教育が期待できる(20年度外部評価)。

【結果に対する対応】

第一外国語(英語)系列においては、4名の専任教員を迎えて充実を図っている。1人当たり8~9コマの担当であるが、2011年度においては計66コマになっている。これは、英語の全提供コマ数182コマの36%に当たる。また、専任教員と専任教員を合わせたコマ数の比率は全体の65%となっている。その結果、「高い非常勤率」は少し改善されている。しかし、第二外国語系列並びに健康・体力系列における「高い非常勤率」は未だ改善されていない。また、「健康・体力教育での安全性の確保、効率的展開のためには教育支援者の増員が必要である」との指摘を受け、担当者もその必要性を感じているが、予算的処置が必要であり、当センター独自では解決できない問題である。

基準3-2 教員の採用および昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- 教員人事に関しては、職階定数の問題もあり、教授枠はあるが、大学全体の定数を満たしているため、充足されていない。さらにここ数年、若手教員(講師から准教授)の昇任人事は行われておらず、是正が必要である(20年度自己評価)。
- 国際教育センターの教員人事は必ずしも適切に運用されているとはいえず、教授枠が他学部にも流用されている状況や、若手教員の昇任人事が停滞している状況などからは、是正する必要があると考えられる(20年度外部評価)。

【結果に対する対応】

当センターの教員人事について、「偏った年齢構成や硬直的な職階を是正すること」との指摘を受けている

が、いずれの問題も当センターだけでは是正できない要素を含んでいる。大学の人事計画に基づきながらこれらの問題への是正に向けて継続的に取り組んできたが、その後平成22年、外国語系列の教員1名の昇任（講師→准教授）人事が実現している。しかしながら、硬直的な職階の是正にはまだほど遠く、人間文化学部へ持ち越しとなる。

基準3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。

【これまでの外部評価等の結果】

「改善を要する点」、「更なる向上が期待できる点」としての指摘なし。

基準3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ TA（実習指導助手）制度については、人員はなお不足気味で、特に健康・体力教育では、開講コマ数（半期20～22コマ）から考えると、安全かつ効果的に授業を進めるには若干名の増員が必要と考える（20年度自己評価）。

【結果に対する対応】

この問題の解決には予算的処置が必要であり、当センター独自では解決できない問題である。

基準区分4 学生の受入

該当なし

基準区分5 教育内容および方法

（学士課程）

基準5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。

【これまでの外部評価等の結果】

「改善を要する点」、「更なる向上が期待できる点」としての指摘なし。

基準5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 第一外国語（英語）について、改善を要する点としてクラス・サイズの問題がある。1回生で実現したよう

に2回生のクラスも30名程度の少人数化を実現すべきである。第二外国語のクラスは大体学部別に構成されているが、曜日・時限によって、クラス・サイズにはばらつきが生じており（ドイツ語・フランス語・中国語のクラスでは40～50名、50名以上のクラスも存在する）、クラス・サイズの適正化が課題である。クラス・サイズのばらつきは、各学部の事情（時間割）と連動しているが、選択必修科目であることも一つの要因であると考えられる。しかし、学生が自ら履修する外国語を選択する意味は意外と大きく、学習意欲の向上につながるものである（20年度自己評価）。

- 健康・体力教育においては、学内外の施設・設備を活用した種目選択制を導入し、教育課程を展開する上で望ましい授業形態のもとで、指導法等が整備されているが、非常勤講師への依存率(57%)が高いこともあって、授業での講義と実技の一体化が必ずしも図れない場合がでてくる。身体活動と健康との関わりや身体活動の必要性に関わっては、専任教員による研究成果をもとにした教材(教具)の開発などを通して、全学生への共通的な手だてを講じることにより、教育効果が一層期待できる。（20年度外部評価）
- 学生が自宅から国際教育センターのe-Learning教材にアクセスするシステムを構築することが費用や作業の面で可能であれば、そうするとよい。（20年度外部評価）

【結果に対する対応】

- 第一外国語（英語）系列においては4名の専任教員を迎えることによって、英語Ⅰ～Ⅳのクラス・サイズの適正化（1クラス30名程度）はほぼ実現している。しかし、第二外国語のクラス・サイズの適正化は未だ実現しておらず、50名以上のクラスも存在する。
- 健康・体力教育は、非常勤講師への依存率が高いこともあって、「授業での講義と実技の一体化が必ずしも図れていない」との指摘を受けている。指摘にあるように身体活動と健康との関わりや身体活動の必要性に関わっては、専任教員による研究成果をもとにした教材(教具)の開発などを通して、全学生への共通的な手だてを講じることを積極的に導入し、教育効果を一層上げたいと考えている。
講義と実技の一体化を図るため、専任教員と非常勤講師の間における意思疎通を図るシステムを用い、授業におけるねらいおよび授業展開における講義のあり方を統一し、シラバスの作成、授業展開に取り組んだ。また、専任教員による研究成果をもとにした教材(教具)の開発などについては、専任教員および非常勤講師が一体となり、全対象学生に対してライフスキルに関する調査を実施し、教育効果を上げるための取り組みの一つとして実施している。
- 「学生が自宅から国際教育センターのe-Learning教材にアクセスするシステムを構築することが、費用や作業面で可能であれば、そうするとよい」との意見については、予算措置が必要であり、昨年度と今年度に次年度予算要求事項として、当センターから申請書を提出し要望を出している。その結果、学内の端末からは平成19年度より利用が可能になり、平成24年度からは学外からのアクセスも可能になる運びである。

基準5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- 成績評価等の正確さを担保するためには、成績に対する疑義を受け付けるようなシステムを考える必要があらう（20年度自己評価）。
- 成績に関する学生からの疑義を受け付けるシステムを確立することが急務である。その際、全学で共通のシステムを構築して対応することが肝要である（20年度外部評価）。

【結果に対する対応】

「成績に関する学生からの疑義を受け付けるシステムの確立、その際、全学での共通のシステムを構築して対応することが肝要」との提言がされている。これについては、評価委員の意見にもあるように、「全学で共通のシステムを構築」する必要があるため、当センターだけで対応できるものではなく、全学的な教務委員会、全学教育構想委員会等で対応すべき事柄であると認識していたが、その後全学的検討を経て、自らの成績評価にかかる根拠等について、当該科目の担当教員に対して教示を求められる制度が確立された。成績評価の根拠等について知りたいときは、オフィスアワー等を活用して研究室を訪ねて訊くこともできるし、学生支援センター長（学生支援センター教務担当）を通じて、書面にて担当教員へ願い出ることにもできる。（履修の手引8頁、「成績評価の根拠等についての教示について」）

基準区分6 教育の成果

基準6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- 教育の成果や効果が上がっていることを確かめるのは必ずしも容易ではないが、外国語の授業においては、授業の最初と最後に同じ試験を受験させることによって、対象となっている学力の向上をある程度とらえることができる。今後はそのような試験を実施してみる価値もあるだろう。試験は外部試験を用いてもよいが、教員手作りの試験で十分である。教員個人で実施してもよいが、似た科目の場合には担当者が集まって試験問題を作成し、それを共同で実施してもよい（20年度外部評価）。

【結果に対する対応】

「授業の最初と最後に同じ試験を受験させること」について、英語に関しては中期目標の英語力向上との関連で、平成19年度より、一年次前期と二年次後期の二回、TOEICの団体受験をさせる体制になっている。なお、TOEICの団体受験は昨年からは3回となっている。さらに、結果を活用するために、授業を担当する英語教員が学生のスコアを参照できる体制をとっている。

しかし、ほとんどの学生にとって初習外国語となる第二外国語については、既習の英語と異なり、外部委員の提案はあまり適さないように思われる。また、英語のように学生に外部試験を受験させ、教員が学力の向上を確認するという体制をとるか否かについて、これまで議論されたことがない。今後議論をするにしても、全学共通教育推進機構（外国語部会）での事項となる。

なお、来年度より、当センターの外国語科目担当教員の多くは、新学科へ配置換えとなり、専門科目の担当の負担もあり、全学共通教育科目（外国語）の大部分は特任教員（英語）や非常勤教員にお任せすることになる。

基準区分7 学生支援等

基準7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。

【これまでの外部評価等の結果】

「改善を要する点」、「更なる向上が期待できる点」としての指摘なし。

基準7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。

【これまでの外部評価等の結果】

「改善を要する点」、「更なる向上が期待できる点」としての指摘なし。

基準7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

該当なし

基準区分8 施設・設備

基準8-1 教育研究組織および教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 授業アンケートによれば健康・体力科学教育の授業を評価するポイントが高い。健康・体力教育で使用している学内施設は体育館（アリーナ、柔剣道場、測定室）、テニスコート、野球場、陸上競技場である。授業は学部単位で開講されており、約150～180名が同時にコース選択制で実施するため十分な施設面積とは言えない。特に雨天時には屋外で開講しているコースが屋内の施設を共同利用するため、授業計画やその展開に影響を与えている。健康・体力教育の施設の不足を補うため、集中授業となる野外活動コースへの定員枠を増やし対応している。雨天時の屋外コースにおいては講義に切り替えるか、他のコースと屋内施設の共同利用によって対応している（20年度自己評価）。
- ・ 健康・体力教育においては、学内では球技コース（8種目）および運動処方コース（2種目）が大学施設を有効に活用して展開されているが、運動処方コースにおけるトレーニング機器、特にガイディングマシンが古く、安全性の確保から計画的に更新する必要があると考えられる（20年度外部評価）

【結果に対する対応】

健康・体力教育においては、大学施設を有効に活用して展開されているが、「トレーニング機器、特にガイディングマシンが古く、安全性の確保から計画的に更新する必要がある」との指摘を受けている。しかし、この問題の解決には予算処置が必要であり、当センター独自では解決できない要素を含んでいる。しかし、安全面での問題でもあり、順次に更新していきたいと考えている。

心身の調和的発展に寄与する健康・体力教育の実施体制として重要な運動設備である筋力トレーニング機器（ガイディングマシン）を更新し、安全性を十分確保することにより、健康教育の教育効果をさらに高めていくため、学内重点事業として平成23年度より3ヶ年計画のもと全ての機器を更新することを決定した。

基準8-2 教育研究組織および教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 専任教員に関しては、上記のように、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料をそろえているが、国際教育センターが提供する全授業の半分以上を担当する非常勤講師に関しては、その身分・職務の制約上このことは実現していない。また、当センターは学生を抱える組織ではないので教育研究上必要な資料を国際教育センターとして系統的に整備することはしていない（20年度自己評価）。
- ・ 非常勤講師は基本的には1年契約なので、国際教育センターが非常勤講師の教育研究に必要な資料を購入しなくてもやむをえない。しかし、非常勤講師に、授業に必要な本があるかどうかを尋ねるシステムは可能であれば構築しておくといよい。センターが、その本が学生の学習にとって有益であると判断すれば、購入してもよい。学生の学力向上のためには、センターと非常勤講師が、教育目的や方法などに関してある程度の共通理解をしておくことが望ましい。今後、非常勤講師との意思疎通が図れるシステムを構築する方向で検討を進めるとよい。（20年度外部評価）

【結果に対する対応】

英語教育系列では、平成23年度で37.2万円を、特任教員・非常勤講師から要望があれば系列会議で審議して必要と判断すれば本を購入するシステムになっている。

第二外国語系列では、これまでは専任教員が個別に対応していたが、平成23年度は教育実験実習費から24.8万円を拠出し、非常勤講師の要望に対処することになっている。

また、「学生の学力向上のためには、センターと非常勤講師が、教育目的や方法などに関してある程度の共通理解をしておくことが望ましい」との意見については、非常勤講師との意思疎通が図れるシステムを構築する方向で検討することを考えたい。

健康・体力科学においてはすでに専任教員と非常勤講師との間で一同に会して意見を交換し意思疎通を図るシステムが構築されており、非常勤講師が担当する授業において必要な物に不足の無い様に定期的に聞き取りを行っている。

外国語系列においては、この問題は今後全学共通推進機構（外国語部会）へ引き継がれることになるだろう。

基準区分9 教育の質の向上および改善のためのシステム

基準9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。

【これまでの外部評価等の結果】

「改善を要する点」、「更なる向上が期待できる点」としての指摘なし。

基準9-2 教員、教育支援者および教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 国際教育センターでは、「授業に関するアンケート」を教育系列ごとに分析し、改善のための検討が加えられているが、全学的な取り組みとしてのFD活動が本年より開始されたことから、今後の組織的な教育の質の向上や改善が期待される（20年度外部評価）。

【結果に対する対応】

国際教育センターの教員は24年度より人間文化学部と全学共通教育機構へ配置変えとなり、新たな組織での事項となる。

基準区分10 研究活動の状況

基準10-1 大学、学部等の目的に照らして、研究活動を実施するために必要な体制が適切に整備され、機能していること。

【これまでの外部評価等の結果】

「改善を要する点」、「更なる向上が期待できる点」としての指摘なし。

基準10-2 大学、学部等の目的に照らして、研究活動が活発に行われており、研究の成果が上がっていること。

【これまでの外部評価等の結果】

- ・ 特別研究費、科学研究費、学外からの研究助成などの研究費獲得件数は減少してきている。今後は、さらなる外部資金獲得のための方策や支援を受けるための努力が必要である（20年度自己評価）。

【結果に対する対応】

国際教育センターの教員は24年度より人間文化学部と全学共通教育機構へ配置変えとなり、新たな組織での事項となる。

基準区分11 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

基準11-1 大学、学部等の目的に照らして、正規課程の学生以外に対する教育サービスが適切に行われ、成果を上げていること。

【これまでの外部評価等の結果】

「改善を要する点」、「更なる向上が期待できる点」としての指摘なし。

**公立大学法人
滋賀県立大学 自己点検評価報告書**

平成 24 年 3 月発行

編集 滋賀県立大学 自己評価委員会

公立大学法人 滋賀県立大学

〒520-8533 滋賀県彦根市八坂町 2500

TEL 0749-28-8200

FAX 0749-28-8470

<http://www.usp.ac.jp/>

